

水俣市議会会議録

平成22年6月第3回臨時会（6月30日招集）

水俣市議会事務局

平成22年6月第3回水俣市議会臨時会会議録目次

平成22年6月30日（水）

出欠席議員	1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	3
日程第3 議第77号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	3
市長の提案理由説明	4
休憩・開議	4
質 疑	4
委員会付託	4
休憩・開議	4
総務文教委員長の報告	4
委員会審査報告書	5
委員長報告に対する質疑	5
討 論	5
真野頼隆君の反対討論	6
西田弘志君の賛成討論	6
採 決	7
休憩・開議	7
議案上程	7
意見第5号 選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書について（日程追加）	8
緒方誠也君の提案理由説明	9
質 疑	10
福田斉君の質疑	10

	緒方誠也君の答弁	11
	福田斉君の質疑	11
	緒方誠也君の答弁	11
	福田斉君の質疑	11
	緒方誠也君の答弁	12
討	論	12
	福田斉君の反対討論	12
	谷口眞次君の賛成討論	14
	淵上道昭君の反対討論	15
	野中重男君の賛成討論	15
採	決	16
閉	会	16

平成22年6月30日

平成22年6月第3回水俣市議会臨時会会議録
(全)

平成22年6月第3回水俣市議会臨時会会議録（全）

- 1、平成22年6月30日水俣市長第3回水俣市議会臨時会を招集する。
- 1、平成22年6月30日午後3時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。
- 1、平成22年6月30日午後5時12分水俣市議会議長第3回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

平成22年6月30日（水曜日）

午後3時0分 開会

午後5時12分 閉会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	西田弘志君	中村幸治君
谷口眞次君	牧下恭之君	淵上道昭君
眞野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（松永伸二君）
総務係 長（岡本広志君）	議事係 長（深水初代君）
書 記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 4人

市 長（宮本勝彬君）	副 市 長（森 近君）
総務企画部長（吉本哲裕君）	総務企画部総務課長（松本幹雄君）

議事日程

平成22年6月30日 午後3時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第77号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

意見第5号 選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書について

開会

午後3時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成22年第3回水俣市議会臨時会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る6月定例会で可決された南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書外2件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成22年4月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、吉本総務企画部長、松本総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において谷口眞次議員、牧下恭之議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 議第77号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第77号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第77号

水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市部課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成22年6月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市部課設置条例の一部を改正する条例
水俣市部課設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号に次のように加える。
カ 総合経済対策課
第3条産業建設部商工観光振興課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削り、第6号を第3号とし、同条産業建設部下水道課の項の次に次の1項を加える。

総合経済対策課

- （1） 経済対策の推進に関する事。
- （2） 企業誘致に関する事。
- （3） 雇用対策に関する事。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（提案理由）

総合経済対策の推進を図るため、本案のように制定しようとするものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

- 市長(宮本勝彬君) 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第77号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

総合経済対策の推進を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第77号について、提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長(松本和幸君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時2分 休憩

午後3時3分 開議

- 議長(松本和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第77号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第77号は、議席に配付の議事日程記載のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午後3時3分 休憩

午後4時20分 開議

- 議長(松本和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務文教常任委員会に付託しておりました議第77号について、委員会から委員会審査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務文教委員長平松辰弘議員。

(総務文教委員長 平松辰弘君登壇)

- 総務文教委員長(平松辰弘君) 先ほど総務文教委員会に付託されました議第77号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、現在、総合経済対策室は商工観光振興課内に位置づけられていますが、経済対策をこれまで以上に推進するために、専任の課長を置き、課に昇格させるものとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、総合経済対策室を課に昇格したことについてただしたのに対し、指示・命令系統をスピーディーにするためであるとの答弁でありました。

また、6月議会の定例会で提案すべきではなかったのかとただしたのに対し、時間的な制約があったことと、竹バイオの軌道修正等もあったためとの答弁でありました。

本案について、原案に賛成であるという意見と、まず実績を出すことが先であって、看板の架け替えだけにすぎないのではないかという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から業務の推進にあたっては、形だけでなく、相当の決意をもって結果を出してもらいたいとの意見がありましたことを申し添えます。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

委員会調査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年6月30日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第77号	水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

真野頼隆議員、西田弘志議員から、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第77号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

宮本市長は、今年2月の市長選で、マニフェストに総合経済対策室を設置すると、それで経済の活性化を図るということで公約として掲げられていました。私もこの方向性には別に異論はありません。しかし、4月1日にこの総合経済対策室を設置されて、これまで経済活性化のためにいろんな施策を講じられてこられました。しかし、今、臨時議会を開いてまで、なぜこの時期に室を課に昇格をしなければならないのか。そのことに対して納得がいかないのが私の思いであります。それよりもまだ実績があがっていない、中身の充実こそが、今すべき問題であって、ただ看板を室から課に変えただけで、経済活性化が図られるとは私は思いません。

6月議会で議員の方々から、いろんな問題に対して質問が出ました。質問を受けて、やはり一日でも早くという気持ちは、わからないでもありません。しかし、それよりは市長が本当に確固たる信念を持って、この総合経済対策をやるという気持ちがあればですね、私は臨時議会ではなくて、9月議会まで待ってもよかったのではないかと、そういう思いもあります。

そして、私3月議会で、一般質問の中で、総合経済対策室の室長には民間人を登用してほしいと、そうじゃないと市の職員の中で課を運営していても、今のこの厳しい状況の中では、企業誘致とか、経済振興というのは非常に難しいと思います。ですから、もっともっと民間人の活用を考えた中で、この総合経済対策室をまずしっかりとしたものを作り上げていって、その後で課に昇格するのであれば、私は何ら異論はないわけですが、この時点で今日、こういうふうに提案をされたということに対しては、反対であります。以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、西田弘志議員。

○西田弘志君 私は議第77号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

経済対策室の設置は、宮本市長の選挙公約、マニフェストに掲げてありました。今回、経済対策室から対策課へ昇格をさせ、環境、農林水産、都市政策などの各課と同レベルで連携を深めることは、非常に重要であります。また、市長の経済対策に打ち込む基本姿勢を、市民にアピールし、行政も地場企業も一緒になって、この難局を乗り越えるという意思表示は、市民にも十分評価されることではないでしょうか。私も商店街の会長、商工会議所の会員、議員の立場でいろんな会合に参加させていただいております。今、水俣の経済状況は、過去に経験したことがない厳しさであり、県下最低レベルの有効求人倍率などに如実に現れております。市民から、民間の力だけではできない企業間のマッチングや国の有利な補助金などの情報など、水俣の経済への行政の後押しは期待されるところであります。

市長当選後の3月、6月議会の一般質問の中でも、経済対策室への質問の多さは、こういった

期待の現われであり、それを受け今回対策室を格上げし、よりいっそう経済対策に力を入れることに、市民の理解は大いに得られることではないでしょうか。

今回、9月議会を待たずに臨時議会を開いて、条例の制定をすることは、待ったなしの水俣経済への後押しに繋がり、必然の結果だというふうに思っております。今の経済状況を乗り切るには、行政も議会も、経済対策に積極的に、よりスピード感を持って立ち向かうことが必要ではないかということをお伝えして、私の賛成討論を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第77号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、可決することに決定しました。

この際しばらく休憩します。

午後4時29分 休憩

午後4時41分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告します。

ただいま緒方誠也議員外3人から、意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

この際、意見第5号選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書についてを急施事件と認め、日程追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議がありますので、起立により採決します。

意見第5号選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書についてを急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立多数であります。

したがって意見第5号選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書についてを急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

意見第5号 選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書について(日程追加)

○議長(松本和幸君) 意見第5号選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書についてを議題とします。

意見第5号

選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月30日提出

提出者議員	緒方誠也
"	西田弘志
"	岩阪雅文
"	野中重男

水俣市議会議長 松本和幸様

(別紙)

選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書

現在の民法の規定によれば、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」(民法第750条)となっています。夫か妻かという選択肢の中で、現実には改姓する女性が97%であります。女性は、姓を変えることに抵抗を感じても、多くの場合夫の姓に変更せざるを得ないのが実情であります。また、夫婦別姓にしようとするれば、法的に婚姻が認められず、子どもの相続や税金などにおいて不利益をこうむります。それ以前に、女性が姓を変えないことに対するさまざまな偏見や中傷もあります。そうした事情の中で、女性は、たとえ旧姓を名乗りたいと思っても、断念してきたという現実があると言えます。

もちろん、同じ姓になることで一体感を感じるなど、同一姓を希望する人も多くいます。だからこそ、現在の女性の置かれた状況を考えるとき、姓を同一にするか、別姓にするかを選択できる法改正が望まれます。

内閣府が行った最新の選択的夫婦別氏制度に関する世論調査(平成18年)では、男女とも、選択的夫婦別姓の賛成派が、旧姓使用容認も含めると60%を超えています。以前に行われた調査と比較して、女性や男性の意識が確実に変わりつつあると言えます。さらに、先進国や諸外国では、夫婦別姓及び選択的夫婦別姓の国がほとんどであります。

私たちが住む水俣市でも、選択的夫婦別姓法案化を待ち望む女性が多くいます。それは、女性が、自己の氏名を保持する、自己の意思に反して氏名の変更を強要されない、人格権を保持するという大きな意味を持つ法案でもあるからと言えます。また、国際的にも立ち遅れた現状をぜひ一歩進めるため、国におかれましては、一日も早い法制化の実現をされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月30日

水俣市議会

内閣総理大臣 菅直人様
法務大臣 千葉景子様

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

提出者代表緒方誠也議員。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 意見第5号について、提出者を代表し、案文を読み上げ提案理由にかえさせていただきます。なお、この案件については、6月議会最終日の本会議において、陳情書が採択をされまして、そのとき意見書の採択があったわけですが、そこで意見書が間に合わず、直近の議会ということで今回意見書を提出するという事にいたしました。

選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書

現在の民法の規定によれば、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」(民法第750条)となっています。夫か妻かという選択肢の中で、現実には改姓する女性が97%であります。女性は、姓を変えることに抵抗を感じても、多くの場合夫の姓に変更せざるを得ないのが実情であります。また、夫婦別姓にしようとするれば、法的に婚姻が認められず、子どもの相続や税金などにおいて不利益をこうむります。それ以前に、女性が姓を変えないことに対するさまざまな偏見や中傷もあります。そうした事情の中で、女性は、たとえ旧姓を名乗りたいと思っても、断念してきたという現実があると言えます。

もちろん、同じ姓になることで一体感を感じるなど、同一姓を希望する人も多くいます。だからこそ、現在の女性の置かれた状況を考えると、姓を同一にするか、別姓にするかを選択できる法改正が望まれます。

内閣府が行った最新の選択的夫婦別氏制度に関する世論調査（平成18年）では、男女とも、選択的夫婦別姓の賛成派が、旧姓使用容認も含めると60%を超えています。以前に行われた調査と比較して、女性や男性の意識が確実に変わりつつあると言えます。さらに、先進国や諸外国では、夫婦別姓及び選択的夫婦別姓の国がほとんどであります。

私たちが住む水俣市でも、選択的夫婦別姓法案化を待ち望む女性が多くいます。それは、女性が、自己の氏名を保持する、自己の意思に反して氏名の変更を強要されない、人格権を保持するという大きな意味を持つ法案でもあるからと言えます。また、国際的にも立ち遅れた現状をぜひ一歩進めるため、国におかれましては、一日も早い法制化の実現をされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月30日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

(「議長」「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 福田斉議員。

○福田 斉君 今回の意見書の中身については、基本的なデータが定量的ではなくて、あまりにも定性的で疑問に思う部分もありますので、一部の主張を通すための意見書に思える部分がございます。そこで以下質問してみます。

現在の民法について言われるように、民法第750条では夫又は妻の氏を称するとあります。現実的には、夫の姓に改姓する女性が、書いてありますように97%であり、女性は姓を変えることに抵抗があっても、多くの女性に変更せざるを得ない実情と言われますが、姓を夫と同じくすることに幸せを感じる女性も確実に多いはずで、もしかしたら大多数かもしれません。意見書にある抵抗を感じても変更せざるを得なかった女性とは、夫の姓に改姓された97%の中に一体どれほどおられるのか、当然調査されたうえでの意見書でしょうから、ご存知でしたらそのパーセンテージ等をお尋ねいたします。これが1点。

そして、この意見書のほうにですね、先進国や諸外国では夫婦別姓の国がほとんどと主張されておりますが、そのほとんどの国とはどの程度の国のことを指しておられるのでしょうか。ここにちょっと資料がございますので紹介いたします。世界の夫婦別称ということで調べてみました。アジア圏ではですね、確かに韓国の夫婦は別姓です。これは女性をよそ者、血族の一員として認められないという儒教の教えに基づいております。となりの中国も韓国と同じく夫婦別姓が基本でございます。その理由も同じ考えからきております。反対にですね、先進国ほとんどと言われましたけれども、反対にアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、インド、これは日本と同じく夫婦同姓が原則でございます。キリスト教、イスラム教では、夫婦は半分半分同士で、結婚して一体になるという概念があるために、夫婦同姓は当然のことだととえられておられます。こういう現状があるということ、提出者の方はご存知でしょうか。

次に、私たちが住む水俣市においても法案化を望む女性が多くいますというふうに言われましたけれども、実際どれほどの数字なのでしょう。この意見書案を前回陳情された女性の周辺だけではないのですか。余談ですけども、この女性の方は以前テレビで、川辺川にダムを造ることは、チツソを川辺川の上流に造るようなものだと、誠に不見識極まるひんしゆく発言をされ、私の心の中に長く記憶しております。ここで尋ねますが、水俣市の多くの女性が望んでおられるという実際の数字を把握しておられるのなら教えていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長(松本和幸君) 提出者の答弁を求めます。

緒方誠也議員。

○緒方誠也君 議会が陳情書を採択し、意見書案をつくる時には、まずその陳情書にそって意見書をつくり上げる、ということが今まで行われてきた現実であります。現在、この前の6月17日の議会において、陳情書が陳情の内容について討論もなく、これについて採択をされております。その採択された文章を中心に意見書をつくっておりますので、個々の内容については、私はその陳情書を採択された議会がですね、議会で採択されておりますので、その内容については説明しなくてもいいというふうに考えます。以上です。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 私が言いたいのはですね、この文を読んでみますと非常に最初申しましたように定性的に感じるわけですね。具体的にどれだけの人たちがどのような危害をこうむっているのか精神的に、特にこういう議会の場でですね決めることに関しては、やはりそこら辺もきちんと踏まえたうえでやらないと、ある意味、市議会の責任が問われるのではなからうかというふうに私は思っておりますので、再度お尋ねしますけれども、先ほどの数字について、ご存知であれば教えていただきたい。以上であります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

緒方誠也議員。

○緒方誠也君 そもそも意見書案は、定量的に述べるものではなくて、定性的に全体を把握した中の意見書案で私はあっていいと思います。それとあまりにも深追いすれば、個人分野に入ってしまうので、先ほどの反対討論にありましたように、反対討論自身が個人の行動そして権利の主張等にまで入っておりますから、私としてはその内容に踏み込むことはやめたいというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 わかりました。最後ですね。

私が調べました平成18年度の内閣府の世論調査の数字はですね、この意見書の数字とはちょっと違ってます。私が調べた平成18年内閣府の家族の法制に関する世論調査によりますと、現行制度の夫婦同姓支持数が60.1%になっております。反対に別姓支持が36.6%でございます。しかも、別姓支持者の36.6%のうち、実際に別姓を希望した方はわずか1割弱、7.6%にしかすぎません。この数字を見ただけでも言われるような、多くの国民が支持しているわけではないのでございます。意見書案にありますような女性の人格権を保持するために、一日でも早い法制化を図るべきという文言に、数字結果との矛盾を感じられないのかどうか1点お聞きします。

そしてもう1点、この意見書では夫婦間の問題、とりわけ女性の人権のみをとらえた一方的な主張の文面にしか感じえませんけれども、子どもの生活環境に与える影響、ひいては家族という

ものをどうとらえて夫婦別姓制度化の推進を図られようとしておられるのか、2点を最後にお聞きします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

緒方誠也議員。

○緒方誠也君 内閣府の調査の問題が話として出てきておりますけれども、インターネットで調べる限りいろいろな情報があります。どれが真実かと言いたい点がありまして、この問題については内閣府に直接問い合わせをしてこの数字を出しています。

それと子どもの生活環境、家族環境についてはですね、やはりこれは夫婦別姓の家族においては特に問題ないということも、委員会で参考人として出席された方からも話を聞いております。この問題についてはやはり多様性を持った、女性が多様性を持って生きていけるような社会をつくるという観点であって、夫婦別姓でなくて、現在のような制度でもいいという人は、その制度でもいいわけですから、私はこの選択的夫婦別姓制度というのを支持して意見書を出しております。

○議長（松本和幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 意見書に反対の立場で討論いたします。

中央の議論だけかと思っておりましたけれども、まさか水俣市議会での意見書提案には正直びっくりいたしております。

選択的夫婦別姓は、選択的法律であって、中身については選択の自由がある法律などおかしいとシンプルに考えただけでも誰でもわかります。わが国のすぐれた現行の戸籍制度のどこが悪いのでしょうか。どこに現実的に不自由を感じるというのですか。何の大義を持って意見書を提出

するのか、私には全く理解に苦しんでおります。

一般論では、現代は社会に出て働く女性も多いから、結婚後も姓を変えたくないという人がいると言われております。だからといって夫婦別姓の制度化を強力的に推進するというのはいかなるものでしょうか。仕事上、女性の不利益解消を唱えるのであれば、現民法の旧姓使用を認めるような関連の法整備のみで事足りるのではありませんでしょうか。現在の民法でさえ、旧姓の通称使用は否定しておりません。

今、民主党政権はマニフェストに書かれていない非常に危険な事柄を推し進めようとしております。選択的夫婦別姓の法案と、日本に移住する外国人への参政権付与に関する法案でございます。夫婦別姓法案の推進派は、これはまだ日本にとっての入り口で、最終目標は国籍条項の廃止とさえ言っております。左派的勢力というのは、すべてを対立構造でとらえてしまいがちでございます。そういうふうに感じております。国家は個人を抑圧し、経営者は労働者を抑圧し、結婚は女性を抑圧しそして支配すると、声高々に主張します。そしてこれまでも結婚によって女性は名前を変えさせられ、不利益をこうむってきたという考え方を広めております。

よく考えてほしいと思います。悪しき制度の導入によって、例えば別姓を選択した、別姓である夫婦は、生まれてくる子どもの姓をどっちにするか、事前に決めることとなります。そして夫婦別姓は、必然的に親子の間で姓が異なる親と子との家族間の別姓をもたらし、将来に子どもたちが受ける悪影響は計り知りえません。当然学校では、親と姓が違うというだけで、子どもに非常に心理的な影響を与えてしまい、それだけでも子どもには負担となります。ましてや、他人との違いを意識する思春期の学校生活では、いじめなどの対象になることも大いに考えられます。まさに子どもを犠牲とする夫婦のエゴとしか思えません。

近年、子どもたちの心の荒廃が社会的問題となり、家族のきずなや学校、家庭の教育力回復の必要性が求められておりますが、民主党を支える日教組は、子どもたちの個性を伸ばす最大の障害要因は家族制度であるとまで言っております。これが家族解体につながる夫婦別姓法案の出発点であることを、今まさに私たちは深く認識すべきであり、選択的夫婦別姓制度の導入は、こういった国民の願いに全く逆行しはじめる政策といえます。

今年もお盆が近づいてきます。代々のご先祖のお墓に心静かに手をあわせることで、改めて家族の心のつながりが深まります。このことは、私たち日本人が長年培ってきた誇れる美しい家族愛なのでございます。姓が同じだからこそ人はそこに、家族のきずなやぬくもりを感じるものでございます。夫婦別姓制度は、家族の姓を統一する現民法上の家族の原則を崩壊させ、ひいては家族の精神的解体に導くもので、到底容認できるものではございません。この容認しがたい制度導入の賛否については、中央に限らず、水俣市民も今後大いに議論が分かれる問題でございます。いくら付託された市民の代表である我々議員とはいえ、直接市民の将来にかかわる大切な案件を、

多くの市民の知らないところで、わずかな時間で、水俣市議会の総意として国に対して意見書を提出するということは、多数決とはいえ、この神聖な水俣市議会の議場において、厳に慎まなければなりません。

議員のみなさま、この案件につきましては、今こそ慎重な対応をなされるよう切望いたします。以上、今回の意見書提出に対する反対討論を終わります。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 意見第5号選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

夫婦別姓制度の導入問題につきましては、1996年から当時の野党、民主・社民・共産など夫婦別姓を盛り込んだ民法改正案をこれまで20回にわたり国会に提出してきましたが、家族の一体感を損なうなどとして、自民党が強く反対してきました。与野党内でも賛否両論あることも事実であります。しかし、自民党の野田聖子前消費者行政担当大臣も推進しています。

内閣府の調査で、既婚者の女性が仕事上不便を生じる、不利益を受けると答えた人は40.4%、未婚者の女性では50.3%と半数以上の方が回答しています。この半数の人たちの権利を保障してほしいわけです。不便を感じない人にとっては、選択制ですから何ら変わりはありません。

これまでも、法務省の諮問機関であります法制審議会で、1996年選択制夫婦別姓制度の導入を答申しています。千葉景子法務大臣は、法制審議会の答申があったのに、この間、実現しなかったことのほうが異常である。民法改正案には離婚を認める理由の見直しや、婚外子の相続差別の解消などが盛り込まれ、家族をめぐる民法での規定についても、旧来の家族法では対応しきれない問題も出てきている。個人の多様な生き方、家族の関係、社会状況に対応できるよう変えていく方向で考えたいと述べています。

日本は、1985年に女子差別撤廃条約という国際条約を批准しています。この条約を守るためにも民法第750条は障がいとなっています。

法律では夫婦は平等であるはずですが。女性側が姓を変え、男性に合わせるケースが97%と圧倒的に多いのは、明治民法による家制度がもたらした女性差別の一つで、不公平な制度で、男尊女卑感覚が社会通念として今も広く残るせいでもあります。

だれだって離婚を想定して結婚する人はいません。当然同じ姓になる覚悟で結婚もするでしょう。それが女性のあこがれでもあり、それが理想であると、私も強く思います。しかし、残念ながら現行の法律のもとで結婚しているカップルの3分の1が離婚しています。夫婦別姓が当たり前になっている他の国より離婚率が高いのが現実なのです。

夫婦別姓のためだけに事実婚を選ぶカップルがいるとするならば、むしろ家族制度の解体を防ぐためにも、夫婦別姓を容認すべきだし、選択肢の拡大をすべきだという考えも成り立つのでは

ないでしょうか。

同姓制度を否定するわけでも、廃止するわけでもありません。多くの人が同姓を選ぶでしょう。またその教育も我々は必要です。しかし、夫婦別姓の選択肢が生まれることにより、二人の現状に即した現実性の高い選択となり、結婚の意味について、より深く考え、より強固な結びつきとなるはずです。

今までの制度で結婚して、しっかり幸せに生きている人は、そのまま幸せに添いとげていけばいいわけです。さまざまな社会状況や時代の変化に合わせていくことが大切であり、たとえ少数であれ強制することで、不利益を受ける人たちに対し、選択肢という救いの手を差し伸べる必要性をしっかりと考えるべき時期にきているのではないのでしょうか。

以上のことから、本件は6月議会で採択された陳情を受けて、意見書を提出することに賛成であります。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書について、反対の立場で討論します。

全国にまた水俣市内にも数箇所、夫婦岩・夫婦石があります。人生縁あって新しい家庭を夫婦が相協力し、寄り合う姿が夫婦岩・夫婦石であります。夫婦一体は自然の姿であります。同じ姓を人生ともに歩んで過ごすことは、当然の姿であり、子どもたちも十分理解していると思います。日本のよい、長い、伝統の定着した制度を、なぜ夫婦別姓か、私は必要ないと思います。同じ家で夫婦別姓は、日々生活の中で、子どもたちの心身を大きく苦しめ、傷つくことは明確です。お父さん、お母さんの姓が違うことに、いや、というのはすべての子どもの思いでありましょう。子どもは地域の宝、日本の宝です。将来を背負って生きる宝、その宝を苦しめる選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書案には、私は全く理解できません。したがって意見書案には反対です。以上です。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 意見書について賛成の立場で討論いたします。

先ほど谷口議員から賛成の討論がございましたけれども、日本における同一姓制度というのは、明治の憲法のもとで始まったものであります。つまり家制度をつくって、それこそ家父長的な家族制度、あるいは国家体制をつくる、そのもとで法制化されたのが今にそのまま続いているというふうに考えるべきであります。

今、討論の中で、日本のよい、長い伝統と言われましたけれども、その前は明治憲法以前はありません。そういうふうに考えますと、子どものことだとか、あるいは家族のことだとか、いろんなことの議論がございましたけれども、それはそれぞれの夫婦で選択していけばいいことでありまして、一つの姓に強制するということが、今、社会的な矛盾をきたしてきているという

ふうを考えます。

また、女性の自立も進んできているという流れを考えなければなりません。女性の自立というのは、経済的に男性と一緒にくっついておかないと生活していけないという場合、いわゆる奴隷的な女性の労働、あるいは従属、その関係のもとにつくられてきた歴史もあります。ただし、今は、女性がそれぞれ仕事を持って、人格をもって、よく教育あるいは知識も身につけて、社会的に独立していく。そういう流れの中で、夫婦がともにお互いを尊重しながら家族をつくる。そういう流れが、今、日本でもずっとこの間、成長してきたのではないかというふうに考えています。

そういう意味では、新しい時代に即した女性の独立等を考えていきますと、この選択制度というのは、これからの未来志向型を選択であろうというふうに考えてます。以上です。

○議長（松本和幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第5号選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成22年第3回水俣市議会臨時会を閉会します。

午後5時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 谷口眞次

署名議員 牧下恭之

平成22年 6 月第 3 回水俣市議会臨時会（ 6 月30日 ）

〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第77号	水俣市部課設置条例の一部を改正する 条例の制定について	6月30日	総務文教	6月30日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第 5 号	選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現 を求める意見書について	6月30日	省 略	6月30日 原案可決	

水俣市議会会議録

平成22年9月第4回定例会（8月27日招集）

水俣市議会事務局

平成22年9月第4回定例会（8月27日招集）会期日程表

（会期 8月27日から9月15日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	28日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	29日	日			市の休日（日曜日）
4	30日	月			議案調査
5	31日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	9月1日	水			議案調査
7	2日	木			議案調査
8	3日	金			議案調査
9	4日	土			市の休日（土曜日）
10	5日	日			市の休日（日曜日）
11	6日	月			議案調査
12	7日	火	午前9時30分		本会議
13	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君・真野頼隆君・西田弘志君・ 淵上道昭君）
14	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（中原泰子君・川上紗智子君・塩崎信介君・ 平松辰弘君） 議案質疑 委員会付託
15	10日	金	----	委員会	委員会
16	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	12日	日			市の休日（日曜日）
18	13日	月	----	委員会	委員会
19	14日	火		休 会	議事整理日
20	15日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成22年9月7日（火） --- 2日目 ---

出欠席議員	2 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
岩阪雅文君の質問	3
1 第5次水俣市総合計画の基本構想、基本計画の推進対策について	3
2 新聞報道の県や、市の新規の政策や構想について	3
3 「水俣病、触るな」の差別的発言への対応について	4
4 環境共生型モデル住宅の建設促進を図るための具体的取り組みについて	4
5 市営住宅整備計画の今後の対策について	5
市長の答弁	5
岩阪雅文君の再質問	7
市長の答弁	7
岩阪雅文君の発言	8
副市長の答弁	8
岩阪雅文君の再質問	10
副市長の答弁	10
教育長の答弁	11
岩阪雅文君の再質問	12
教育長の答弁	13
岩阪雅文君の発言	14
産業建設部長の答弁	14
岩阪雅文君の再質問	15
産業建設部長の答弁	16
岩阪雅文君の発言	16
産業建設部長の答弁	16
岩阪雅文君の発言	17
休憩・開議	18

大川末長君の質問	2 ~ 18
1 都市再生整備計画（水俣中央地区）について	18
2 みなまた環境まちづくり研究会について	18
3 公共建物の耐震対策について	18
4 普通財産の管理、活用について	19
市長の答弁	19
大川末長君の再質問	20
市長の答弁	20
大川末長君の再々質問	20
市長の答弁	21
副市長の答弁	21
大川末長君の再質問	22
副市長の答弁	23
大川末長君の再々質問	23
副市長の答弁	24
総務企画部長の答弁	24
大川末長君の再質問	25
休憩・開議	25
教育長の答弁	25
大川末長君の再々質問	25
市長の答弁	26
総務企画部長の答弁	26
総務企画部長の答弁	26
大川末長君の再質問	27
産業建設部長の答弁	28
大川末長君の再々質問	28
市長の答弁	29
休憩・開議	29
福田斉君の質問	29
第5次水俣市総合計画について	30
(1) 肥薩おれんじ鉄道新駅開設計画について	30
(2) エコパーク水俣の交流拠点づくりについて	30

(3) 青少年健全育成について	2 ~ 31
市長の答弁	31
副市長の答弁	32
教育長の答弁	34
福田斉君の再質問	35
市長の答弁	38
副市長の答弁	39
教育長の答弁	41
福田斉君の再々質問	41
市長の答弁	44
副市長の答弁	46
教育長の答弁	46
休憩・開議	47
野中重男君の質問	47
1 水俣病問題について	48
2 介護保険料の軽減について	48
3 住宅改修への市の助成について	48
4 市役所の機構改革について	48
5 各種税と料金の振り込み金融機関の拡大について	48
市長の答弁	48
野中重男君の再質問	52
市長の答弁	54
野中重男君の再々質問	55
市長の答弁	58
福祉環境部長の答弁	59
野中重男君の再質問	60
福祉環境部長の答弁	61
野中重男君の再々質問	62
福祉環境部長の答弁	63
産業建設部長の答弁	63
休憩・開議	64
総務企画部長の答弁	65

総務企画部長の答弁	2 ~ 65
休憩・開議	65
谷口眞次君の質問	66
1 市長のマニフェストの進捗状況について	66
2 水俣の河川の水質保全について	66
3 水俣市立総合医療センターについて	66
4 低出生体重児、超低出生体重児の取り組みについて	66
市長の答弁	67
谷口眞次君の再質問	71
市長の答弁	74
谷口眞次君の発言	75
福祉環境部長の答弁	75
谷口眞次君の再質問	76
福祉環境部長の答弁	77
谷口眞次君の発言	77
総合医療センター事務部次長の答弁	77
谷口眞次君の再質問	79
総合医療センター事務部次長の答弁	80
福祉環境部長の答弁	81
谷口眞次君の再質問	82
福祉環境部長の答弁	82
谷口眞次君の発言	83
散 会	84

平成22年9月8日（水） --- 3日目 ---

出欠席議員	3 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	3

牧下恭之君の質問	3 ~ 3
1 図書館について	3
2 教育問題について	4
(1) セカンドブックの創設について	4
(2) デイジー教科書の活用について	4
3 予防ワクチンについて	5
4 脳脊髄液減少症について	5
市長の答弁	6
教育長の答弁	7
牧下恭之君の再質問	8
教育長の答弁	9
牧下恭之君の発言	10
教育長の答弁	11
牧下恭之君の再質問	12
教育長の答弁	13
牧下恭之君の再々質問	13
教育長の答弁	14
市長の答弁	14
牧下恭之君の再質問	16
市長の答弁	16
牧下恭之君の発言	17
教育長の答弁	18
牧下恭之君の再質問	19
教育長の答弁	20
福祉環境部長の答弁	20
牧下恭之君の再々質問	20
教育長の答弁	21
休憩・開議	21
真野頼隆君の質問	22
1 全国豊かな海づくり大会について	22
2 新制高校の環境コースの設置について	22
3 国際交流について	22

4	歴史資料館について	3 ~ 23
5	蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館について	23
6	さくらマラソンについて	23
	市長の答弁	23
	真野頼隆君の再質問	24
	市長の答弁	25
	真野頼隆君の再々質問	26
	市長の答弁	27
	総務企画部長の答弁	27
	真野頼隆君の再質問	27
	市長の答弁	28
	真野頼隆君の再々質問	29
	市長の答弁	30
	総務企画部長の答弁	30
	真野頼隆君の再質問	31
	総務企画部長の答弁	33
	市長の答弁	34
	真野頼隆君の発言	34
	教育長の答弁	35
	真野頼隆君の再質問	35
	教育長の答弁	36
	真野頼隆君の発言	37
	教育長の答弁	37
	真野頼隆君の再質問	38
	教育長の答弁	39
	産業建設部長の答弁	39
	真野頼隆君の発言	40
	休憩・開議	40
	西田弘志君の質問	40
1	消費者行政について	41
2	教育問題について	41
3	乗合タクシーについて	42

4	みなまた環境まちづくり研究会について	3 ~ 42
5	中尾山公園整備について	42
6	本会議の中継について	42
	市長の答弁	43
	西田弘志君の再質問	44
	市長の答弁	45
	西田弘志君の発言	46
	教育長の答弁	46
	西田弘志君の再質問	48
	教育長の答弁	49
	西田弘志君の発言	50
	総務企画部長の答弁	50
	西田弘志君の再質問	51
	総務企画部長の答弁	52
	西田弘志君の発言	52
	副市長の答弁	52
	西田弘志君の再質問	53
	副市長の答弁	53
	西田弘志君の発言	54
	産業建設部長の答弁	54
	西田弘志君の再質問	55
	産業建設部長の答弁	56
	西田弘志君の発言	57
	総務企画部長の答弁	57
	西田弘志君の発言	57
	休憩・開議	58
	淵上道昭君の質問	58
1	第4次行財政改革について	58
2	自治会制度について	58
3	山間地域の高齢者の交通確保について	59
4	農業問題について	59
5	教育問題について	59

市長の答弁	3 ~ 60
淵上道昭君の再質問	61
市長の答弁	62
淵上道昭君の再々質問	63
市長の答弁	64
総務企画部長の答弁	64
淵上道昭君の再質問	66
総務企画部長の答弁	66
淵上道昭君の再々質問	67
総務企画部長の答弁	67
総務企画部長の答弁	68
淵上道昭君の再質問	68
総務企画部長の答弁	68
産業建設部長の答弁	69
淵上道昭君の再質問	72
産業建設部長の答弁	72
淵上道昭君の再々質問	73
市長の答弁	73
教育長の答弁	74
淵上道昭君の再質問	75
市長の答弁	76
散 会	77

平成22年9月9日（木） --- 4日目 ---

出欠席議員	4 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3

中原泰子君の質問	4 ~ 3
1 行財政改革について	4
2 子育て支援について	4
3 子ども議会開催について	4
市長の答弁	5
中原泰子君の再質問	6
市長の答弁	8
中原泰子君の再々質問	9
市長の答弁	10
福祉環境部長の答弁	11
中原泰子君の再質問	12
福祉環境部長の答弁	13
中原泰子君の再々質問	14
福祉環境部長の答弁	15
教育長の答弁	15
中原泰子君の再質問	16
教育長の答弁	17
中原泰子君の再々質問	17
市長の答弁	18
休憩・開議	18
川上紗智子君の質問	19
1 国民健康保険税の引き下げについて	19
2 高齢者の孤独死防止・行方不明者対策について	19
3 生活環境整備の推進について	19
4 みなくるバス・乗合タクシーの改善拡充について	20
市長の答弁	20
総務企画部長の答弁	20
川上紗智子君の再質問	22
総務企画部長の答弁	23
川上紗智子君の再々質問	24
総務企画部長の答弁	25
市長の答弁	25

川上紗智子君の再質問	4 ~ 27
福祉環境部長の答弁	28
市長の答弁	28
川上紗智子君の再々質問	28
福祉環境部長の答弁	29
産業建設部長の答弁	30
川上紗智子君の再質問	31
産業建設部長の答弁	32
川上紗智子君の再々質問	33
産業建設部長の答弁	33
市長の答弁	33
総務企画部長の答弁	33
川上紗智子君の再質問	34
総務企画部長の答弁	35
休憩・開議	36
塩崎信介君の質問	36
1 経済の活性化と雇用の創出について	36
2 みなまた環境まちづくり研究会について	36
3 消防団活動について	37
4 行財政改革について	37
市長の答弁	37
塩崎信介君の再質問	40
市長の答弁	42
副市長の答弁	43
塩崎信介君の再々質問	44
市長の答弁	44
副市長の答弁	45
塩崎信介君の再質問	46
副市長の答弁	46
総務企画部長の答弁	47
塩崎信介君の再質問	48
副市長の答弁	50

総務企画部長の答弁	4 ~ 51
塩崎信介君の再々質問	52
総務企画部長の答弁	52
総務企画部長の答弁	52
塩崎信介君の再質問	54
総務企画部長の答弁	54
塩崎信介君の再々質問	54
市長の答弁	55
休憩・開議	55
平松辰弘君の質問	55
1 農業について	55
2 葛渡中学校舎新校名「緑東」の再考について	56
3 南九州西回り自動車道袋インターについて	56
4 丸島水路公害防止事業事業者負担金について	57
市長の答弁	57
産業建設部長の答弁	57
平松辰弘君の再質問	59
産業建設部長の答弁	61
市長の答弁	62
平松辰弘君の発言	62
教育長の答弁	62
平松辰弘君の再質問	63
教育長の答弁	65
平松辰弘君の再々質問	66
教育長の答弁	67
市長の答弁	67
平松辰弘君の再質問	68
市長の答弁	68
福祉環境部長の答弁	69
平松辰弘君の再質問	70
福祉環境部長の答弁	70
平松辰弘君の再々質問	70

市長の答弁	4 ~ 71
休憩・開議	71
質 疑	72
日程第 2 議第78号 専決処分の報告及び承認について	
専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）	72
日程第 3 議第79号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定 について	72
日程第 4 議第80号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ いて	72
日程第 5 議第81号 水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	72
日程第 6 議第82号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）	72
中原泰子君の質疑	73
産業建設部部長の答弁	73
中原泰子君の質疑	74
休憩・開議	74
産業建設部部長の答弁	74
日程第 7 議第83号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	74
日程第 8 議第84号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	74
日程第 9 議第85号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）	75
日程第10 議第86号 市道の路線廃止について	75
日程第11 議第87号 市道の路線認定について	75
日程第12 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について	75
日程第13 議第89号 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について	75
議案上程	76
日程第14 議第90号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について	76
日程第15 議第91号 平成21年度水俣市一般会計決算認定について	76
日程第16 議第92号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	76
日程第17 議第93号 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	77
日程第18 議第94号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	77
日程第19 議第95号 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	77
日程第20 議第96号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	77
市長の提案理由説明	77

休憩・開議	4 ~ 79
質 疑	79
委員会付託	79
日程第21 特別委員会の設置について	79
休憩・開議	80
正副委員長互選結果の報告	80
散 会	81

平成22年9月15日（水） --- 5日目 ---

出欠席議員	5 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第78号 専決処分の報告及び承認についてから日程第13 陳第7号子ども手当 の廃止を求める意見書の提出に関する陳情についてまで13件に関する 委員会の審査報告	3
総務文教委員長の報告	4
厚生委員長の報告	6
産業建設委員長の報告	7
委員会審査報告書	9
委員長報告に対する質疑	10
討 論	10
採 決	10
日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	11
採 決	12
閉会中継続審査・調査申出書	12
議案上程	13
日程第15 議第97号 人権擁護委員候補者の推薦について	14
日程第16 意見第6号 介護保険制度の見直しを求める意見書について	14

市長の提案理由説明（議第97号）	5 ~ 15
牧下恭之君の提案理由説明（意見第6号）	15
質 疑	16
真野頼隆君の質疑	16
総務企画部長の答弁	16
討 論	16
採 決	16
閉 会	17

平成22年8月27日

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成22年8月27日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成22年8月27日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成22年9月15日午前10時26分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成22年8月27日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時14分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田斉君
大川末長君	西田弘志君	中村幸治君
谷口眞次君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（松永伸二君）
総務係長（岡本広志君）	議事係長（深水初代君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（吉本哲裕君）	福祉環境部長（中田和哉君）
産業建設部長（田上和俊君）	総務企画部次長（浦清志君）
福祉環境部次長（本山祐二君）	産業建設部次長（上村彰君）
総合医療センター事務次長（田畑孝次君）	水道局長（本山浩二君）
教育長（葦浦博行君）	教育次長（浦下治君）
総務企画部総務課長（松本幹雄君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

議事日程 第1号

平成22年8月27日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第78号 専決処分の報告及び承認について
 専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第4 議第79号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第5 議第80号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第81号 水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第82号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第8 議第83号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第84号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議第85号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議第86号 市道の路線廃止について
- 第12 議第87号 市道の路線認定について
- 第13 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 第14 議第89号 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について

平成22年9月第4回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第10号	住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市二の丸1-4 森 俊夫		総務文教

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成22年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る6月臨時会で可決された選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告3件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成22年度前期の定期監査の結果報告、平成22年5月分、6月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、吉本総務企画部長、中田福祉環境部長、田上産業建設部長、浦総務企画部次長、本山福祉環境部次長、上村産業建設部次長、本山水道局長、松本総務課長、淵上財政課長、田畑総合医療センター事務部次長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中原泰子議員、緒方誠也議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成22年9月第4回定例会（8月27日招集）会期日程表

（会期 8月27日から9月15日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	28日	土			議案調査
3	29日	日			議案調査
4	30日	月			議案調査
5	31日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）

6	9月1日	水		休 会	議案調査
7	2日	木			議案調査
8	3日	金			議案調査
9	4日	土			市の休日（土曜日）
10	5日	日			市の休日（日曜日）
11	6日	月			議案調査
12	7日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	10日	金	----	委員会	委員会
16	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	12日	日			市の休日（日曜日）
18	13日	月	----	委員会	委員会
19	14日	火		休 会	議事整理日
20	15日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月15日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第78号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議第79号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第5 議第80号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第81号 水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第82号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第8 議第83号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議第84号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議第85号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議第86号 市道の路線廃止について

日程第12 議第87号 市道の路線認定について

日程第13 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第14 議第89号 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第78号専決処分の報告及び承認についてから、日程第14、議第89号平成21年度水俣市水道事業会計決算認定についてまで、12件を一括して議題とします。

~~~~~

### 議第78号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

専第12号

#### 専 決 処 分 書

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成22年7月1日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

6月28日から6月30日の梅雨前線豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

#### 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,721,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

（単位：千円）

| 款             | 項            | 既 定 額     | 補 正 額 | 計         |
|---------------|--------------|-----------|-------|-----------|
| 14. 国 庫 支 出 金 |              | 1,724,439 | 4,135 | 1,728,574 |
|               | 1. 国 庫 負 担 金 | 1,471,729 | 4,135 | 1,475,864 |

|               |         |            |       |            |
|---------------|---------|------------|-------|------------|
| 18.繰入金        |         | 161,210    | 1,320 | 162,530    |
|               | 1.基金繰入金 | 161,210    | 1,320 | 162,530    |
| 21.市債         |         | 625,600    | 2,000 | 627,600    |
|               | 1.市債    | 625,600    | 2,000 | 627,600    |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 10,203,142 |       | 10,203,142 |
| 歳入合計          |         | 12,714,391 | 7,455 | 12,721,846 |

歳出 (単位:千円)

| 款             | 項             | 既定額        | 補正額   | 計          |
|---------------|---------------|------------|-------|------------|
| 10.災害復旧費      |               | 21,395     | 7,455 | 28,850     |
|               | 2.公共土木施設災害復旧費 | 14,133     | 7,281 | 21,414     |
|               | 3.文教施設災害復旧費   | 0          | 174   | 174        |
| 補正されなかった款に係る額 |               | 12,692,996 |       | 12,692,996 |
| 歳出合計          |               | 12,714,391 | 7,455 | 12,721,846 |

第2表 地方債補正

変更

| 起債の目的          | 補正前         |       |    |       | 補正後         |       |    |       |
|----------------|-------------|-------|----|-------|-------------|-------|----|-------|
|                | 限度額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 災害復旧事業         | 千円<br>4,200 |       |    |       | 千円<br>6,200 |       |    |       |
| 補正されなかった事業に係る額 | 621,400     |       |    |       | 621,400     |       |    |       |
| 計              | 625,600     |       |    |       | 627,600     |       |    |       |

議第79号

水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について  
水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例  
水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例(平成18年条例第12号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(水俣市勤労青少年ホーム運営委員会の設置に関する条例の廃止)
- 水俣市勤労青少年ホーム運営委員会の設置に関する条例(平成11年条例第4号)は、廃止する。  
(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

|                 |   |        |   |
|-----------------|---|--------|---|
| 観光開発審議会委員       | 〃 | 4,500円 | を |
| 勤労青少年ホーム運営委員会委員 | 〃 | 4,500円 |   |

「

観光開発審議会委員

”

4,500円

」に

改める。

(提案理由)

水俣市勤労青少年ホームを廃止し、水俣市公民館として転用するため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第80号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に、「第3項第3号」を「第3項第2号」に、「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成22年8月1日に施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第81号

水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

水俣市奨学金貸付条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「高等専門学校」の次に「、専修学校高等課程(文部科学大臣が大学入学の要件として指定する専修学校高等課程に限る。以下同じ。)、専修学校専門課程(文部科学大臣が指定する修了者が高度専門士又は専門士と称することができる専修学校専門課程に限る。以下同じ。)」を加える。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 高等学校 月額10,000円以内
- (2) 高等専門学校(第1学年から第3学年まで) 月額10,000円以内
- (3) 高等専門学校(第4学年及び第5学年) 月額15,000円以内
- (4) 専修学校高等課程 月額10,000円以内
- (5) 専修学校専門課程 月額30,000円以内

- (6) 短期大学 月額30,000円以内
- (7) 大学 月額30,000円以内
- (8) 大学院 月額30,000円以内

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(水俣市奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)
- 2 水俣市奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年条例第11号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「8,500万円」を「1億円」に改める。  
(経過措置)
- 3 改正後の水俣市奨学金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨学金について適用し、同日前の申請に係る奨学金については、なお従前の例による。

(提案理由)

貸付対象者の拡大及び貸付額の増額を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第82号

平成22年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

平成22年度水俣市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,117,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加・変更は、「第2表地方債補正」による。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第5号)

歳 入 (単位:千円)

| 款            | 項         | 既 定 額     | 補 正 額  | 計         |
|--------------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 12. 分担金及び負担金 |           | 154,906   | 121    | 155,027   |
|              | 1. 分 担 金  | 6,689     | 121    | 6,810     |
| 14. 国庫支出金    |           | 1,728,574 | 558    | 1,729,132 |
|              | 2. 国庫補助金  | 244,358   | 558    | 244,916   |
| 15. 県支出金     |           | 1,379,782 | 89,304 | 1,469,086 |
|              | 2. 県補助金   | 824,104   | 90,906 | 915,010   |
|              | 3. 委託金    | 105,155   | 1,602  | 103,553   |
| 16. 財産収入     |           | 71,270    | 48,330 | 119,600   |
|              | 2. 財産売払収入 | 59,536    | 48,330 | 107,866   |
| 17. 寄附金      |           | 52        | 1,000  | 1,052     |
|              | 1. 寄附金    | 52        | 1,000  | 1,052     |
| 18. 繰入金      |           | 162,530   | 41,696 | 120,834   |
|              | 1. 基金繰入金  | 162,530   | 41,997 | 120,533   |

|               |           |            |         |            |
|---------------|-----------|------------|---------|------------|
|               | 2.特別会計繰入金 | 0          | 301     | 301        |
| 20.諸収入        |           | 366,572    | 2,269   | 368,841    |
|               | 3.貸付金元利収入 | 117,476    | 2,240   | 119,716    |
|               | 4.雑収入     | 240,471    | 29      | 240,500    |
| 21.市債         |           | 627,600    | 295,930 | 923,530    |
|               | 1.市債      | 627,600    | 295,930 | 923,530    |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 8,230,560  |         | 8,230,560  |
| 歳入合計          |           | 12,721,846 | 395,816 | 13,117,662 |

歳出

(単位：千円)

| 款        | 項           | 既定額       | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2.総務費    |             | 1,592,369 | 155,196 | 1,747,565 |
|          | 1.総務管理費     | 1,080,178 | 148,183 | 1,228,361 |
|          | 2.徴税費       | 172,082   | 3,903   | 175,985   |
|          | 3.戸籍住民基本台帳費 | 66,109    | 174     | 66,283    |
|          | 5.統計調査費     | 198,411   | 2,936   | 201,347   |
| 3.民生費    |             | 4,724,766 | 65,804  | 4,790,570 |
|          | 1.社会福祉費     | 2,260,755 | 65,587  | 2,326,342 |
|          | 2.児童福祉費     | 1,612,612 | 50      | 1,612,662 |
|          | 3.生活保護費     | 851,399   | 167     | 851,566   |
| 4.衛生費    |             | 1,660,466 | 9,514   | 1,669,980 |
|          | 1.保健衛生費     | 297,288   | 10,565  | 307,853   |
|          | 2.清掃費       | 763,725   | 186     | 763,911   |
|          | 3.簡易水道設置費   | 8,386     | 9       | 8,395     |
|          | 4.環境対策費     | 228,532   | 1,246   | 227,286   |
| 5.農林水産業費 |             | 344,778   | 12,728  | 357,506   |
|          | 1.農業費       | 264,314   | 3,262   | 267,576   |
|          | 2.林業費       | 50,028    | 5,196   | 55,224    |
|          | 3.水産業費      | 30,436    | 4,270   | 34,706    |
| 6.商工費    |             | 345,087   | 122,131 | 467,218   |
|          | 1.商工費       | 345,087   | 105,531 | 450,618   |
|          | 2.総合経済対策費   | 0         | 16,600  | 16,600    |
| 7.土木費    |             | 1,307,277 | 108     | 1,307,385 |
|          | 1.土木管理費     | 8,928     | 18      | 8,946     |
|          | 2.道路橋りょう費   | 292,213   | 151     | 292,062   |
|          | 5.都市計画費     | 899,014   | 223     | 899,237   |
|          | 6.住宅費       | 87,458    | 18      | 87,476    |
| 8.消防費    |             | 349,917   | 155     | 350,072   |
|          | 1.消防費       | 349,917   | 155     | 350,072   |
| 9.教育費    |             | 850,230   | 27,832  | 878,062   |
|          | 1.教育総務費     | 224,838   | 896     | 223,942   |
|          | 2.小学校費      | 108,392   | 839     | 109,231   |
|          | 3.中学校費      | 104,230   | 12,462  | 116,692   |
|          | 4.社会教育費     | 184,615   | 8,482   | 193,097   |
|          | 5.保健体育費     | 228,155   | 6,945   | 235,100   |

|               |          |            |         |            |
|---------------|----------|------------|---------|------------|
| 11. 公 債 費     |          | 1,341,820  | 2,348   | 1,344,168  |
|               | 1. 公 債 費 | 1,341,820  | 2,348   | 1,344,168  |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 205,136    |         | 205,136    |
| 歳 出 合 計       |          | 12,721,846 | 395,816 | 13,117,662 |

第2表 地方債補正

1 追加

| 起債の目的        | 限度額           | 起債の方法      | 利率                                                             | 償還の方法                                                                                                |
|--------------|---------------|------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域総合整備資金貸付事業 | 千円<br>100,000 | 証券借入又は証券発行 | 4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 計            | 100,000       |            |                                                                |                                                                                                      |

2 変更

| 起債の目的              | 補 正 前       |       |    |       | 補 正 後       |       |    |       |
|--------------------|-------------|-------|----|-------|-------------|-------|----|-------|
|                    | 限度額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 一般公共事業<br>(農業農村事業) | 千円<br>9,700 |       |    |       | 千円<br>9,800 |       |    |       |
| 地方道路等整備事業          | 56,400      |       |    |       | 57,400      |       |    |       |
| 過疎対策事業             | 122,700     |       |    |       | 123,200     |       |    |       |
| 臨時財政対策債            | 400,000     |       |    |       | 594,330     |       |    |       |
| 補正されなかった事業に係る額     | 38,800      |       |    |       | 38,800      |       |    |       |
| 計                  | 627,600     |       |    |       | 823,530     |       |    |       |

議第83号

平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,189,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳 入

(単位:千円)

| 款        | 項              | 既 定 額   | 補 正 額 | 計       |
|----------|----------------|---------|-------|---------|
| 9. 繰 入 金 |                | 254,194 | 787   | 254,981 |
|          | 1. 他 会 計 繰 入 金 | 239,182 | 787   | 239,969 |

|               |           |     |           |
|---------------|-----------|-----|-----------|
| 補正されなかった款に係る額 | 3,934,510 |     | 3,934,510 |
| 歳入合計          | 4,188,704 | 787 | 4,189,491 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項        | 既定額       | 補正額 | 計         |
|---------------|----------|-----------|-----|-----------|
| 1. 総務費        |          | 77,531    | 787 | 78,318    |
|               | 1. 総務管理費 | 41,564    | 787 | 42,351    |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 4,111,173 |     | 4,111,173 |
| 歳出合計          |          | 4,188,704 | 787 | 4,189,491 |

### 議第84号

#### 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成22年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,730,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

| 款             | 項          | 既定額       | 補正額   | 計         |
|---------------|------------|-----------|-------|-----------|
| 1. 保険料        |            | 428,756   | 9,247 | 419,509   |
|               | 1. 介護保険料   | 428,756   | 9,247 | 419,509   |
| 4. 国庫支出金      |            | 701,444   | 5,148 | 706,592   |
|               | 1. 国庫負担金   | 458,477   | 5,644 | 464,121   |
|               | 2. 国庫補助金   | 242,967   | 496   | 242,471   |
| 5. 支払基金交付金    |            | 784,467   | 1,723 | 786,190   |
|               | 1. 支払基金交付金 | 784,467   | 1,723 | 786,190   |
| 6. 県支出金       |            | 393,091   | 4,839 | 397,930   |
|               | 1. 県負担金    | 383,678   | 5,087 | 388,765   |
|               | 2. 県補助金    | 9,413     | 248   | 9,165     |
| 7. 繰入金        |            | 417,217   | 248   | 416,969   |
|               | 1. 一般会計繰入金 | 410,926   | 248   | 410,678   |
| 補正されなかった款に係る額 |            | 3,527     |       | 3,527     |
| 歳入合計          |            | 2,728,502 | 2,215 | 2,730,717 |

歳出 (単位：千円)

| 款         | 項               | 既定額    | 補正額   | 計      |
|-----------|-----------------|--------|-------|--------|
| 3. 地域支援事業 |                 | 59,310 | 1,239 | 58,071 |
|           | 2. 包括的支援事業・任意事業 | 32,284 | 1,239 | 31,045 |
| 6. 諸支出金   |                 | 301    | 3,454 | 3,755  |
|           | 1. 償還金及び還付加算金   | 301    | 3,454 | 3,755  |

|               |           |       |           |
|---------------|-----------|-------|-----------|
| 補正されなかった款に係る額 | 2,668,891 |       | 2,668,891 |
| 歳 出 合 計       | 2,728,502 | 2,215 | 2,730,717 |

## 議第85号

### 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成22年度水俣市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）            | （既決予定額）     | （補正予定額）   | （ 計 ）       |
|------------------|-------------|-----------|-------------|
|                  | 収           | 入         |             |
| 第1款 総合医療センター事業収益 | 6,251,023千円 | 145,857千円 | 6,396,880千円 |
| 第1項 医 業 収 益      | 6,000,241千円 | 145,857千円 | 6,146,098千円 |
| 収益的収入合計          | 6,275,810千円 | 145,857千円 | 6,421,667千円 |
|                  | 支           | 出         |             |
| 第1款 総合医療センター事業費  | 6,246,025千円 | 63,627千円  | 6,309,652千円 |
| 第1項 医 業 費 用      | 6,036,776千円 | 63,627千円  | 6,100,403千円 |
| 収益的支出合計          | 6,270,377千円 | 63,627千円  | 6,334,004千円 |

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

## 議第86号

### 市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止することとする。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

|   | 路 線    | 起 点          | 終 点           | 重要な経過地 |
|---|--------|--------------|---------------|--------|
| 1 | 古里・有木線 | 古里字有木893番1地先 | 古里字岩下1027番1地先 | な し    |

（提案理由）

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

（添付図掲載略）

## 議第87号

### 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

|   | 路 線    | 起 点     | 終 点     | 重要な経過地 |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | 古里・有木線 | 古里字有木地内 | 古里字岩下地内 | な し    |

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

---

## 議第88号

## 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成21年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 平成21年度水俣市病院事業決算報告書

## 1 決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

## 収入

| 区 分              | 予 算           |             | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支<br>出額に係る財源充当額 |
|------------------|---------------|-------------|-----------------------------------------|
|                  | 当 初 予 算 額     | 補 正 予 算 額   |                                         |
| 第1款 総合医療センター事業収益 | 6,176,490,000 | 111,917,000 | 0                                       |
| 第1項 医 業 収 益      | 5,935,678,000 | 0           | 0                                       |
| 第2項 医 業 外 収 益    | 231,611,000   | 34,448,000  | 0                                       |
| 第3項 特 別 利 益      | 9,201,000     | 77,469,000  | 0                                       |
| 第2款 診療所事業収益      | 23,521,000    | 0           | 0                                       |
| 第1項 医 業 収 益      | 22,373,000    | 0           | 0                                       |
| 第2項 医 業 外 収 益    | 1,146,000     | 0           | 0                                       |
| 第3項 特 別 利 益      | 2,000         | 0           | 0                                       |
| 収益的収入合計          | 6,200,011,000 | 111,917,000 | 0                                       |

## 支出

| 区 分             | 予 算           |             |                |       |                                     |
|-----------------|---------------|-------------|----------------|-------|-------------------------------------|
|                 | 当初予算額         | 補正予算額       | 予 備 費<br>支 出 額 | 流用増減額 | 地方公営企<br>業法第24条<br>第3項の規定<br>による支出額 |
| 第1款 総合医療センター事業費 | 6,128,435,000 | 295,937,000 | 0              | 0     | 0                                   |
| 第1項 医 業 費 用     | 5,907,677,000 | 0           | 0              | 0     | 0                                   |
| 第2項 医 業 外 費 用   | 182,757,000   | 36,300,000  | 0              | 0     | 0                                   |
| 第3項 特 別 損 失     | 38,001,000    | 259,637,000 | 0              | 0     | 0                                   |
| 第2款 診療所事業費      | 22,574,000    | 0           | 0              | 0     | 0                                   |
| 第1項 医 業 費 用     | 22,470,000    | 0           | 0              | 0     | 0                                   |
| 第2項 医 業 外 費 用   | 3,000         | 0           | 0              | 0     | 0                                   |
| 第3項 特 別 損 失     | 101,000       | 0           | 0              | 0     | 0                                   |
| 第3款 予 備 費       | 2,000,000     | 0           | 0              | 0     | 0                                   |
| 第1項 予 備 費       | 2,000,000     | 0           | 0              | 0     | 0                                   |
| 収益的支出合計         | 6,153,009,000 | 295,937,000 | 0              | 0     | 0                                   |

(単位：円)

| 額             |  | 決 算 額         | 予 算 額 に 比 べ<br>決 算 額 の 増 減 | 備 考           |            |
|---------------|--|---------------|----------------------------|---------------|------------|
| 合 計           |  |               |                            |               |            |
| 6,288,407,000 |  | 6,350,815,667 | 62,408,667                 |               |            |
| 5,935,678,000 |  | 5,993,044,051 | 57,366,051                 | 内仮受消費税及び地方消費税 | 15,474,388 |
| 266,059,000   |  | 269,390,154   | 3,331,154                  | "             | 3,375,065  |
| 86,670,000    |  | 88,381,462    | 1,711,462                  | "             | 0          |
| 23,521,000    |  | 18,670,362    | 4,850,638                  |               |            |
| 22,373,000    |  | 17,502,361    | 4,870,639                  | 内仮受消費税及び地方消費税 | 4,245      |
| 1,146,000     |  | 1,144,000     | 2,000                      | "             | 0          |
| 2,000         |  | 24,001        | 22,001                     | 内仮受消費税及び地方消費税 | 1,143      |
| 6,311,928,000 |  | 6,369,486,029 | 57,558,029                 | 内仮受消費税及び地方消費税 | 18,854,841 |

(単位：円)

| 額             |                                     |               | 決 算 額         | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による<br>繰越額 | 不 用 額       | 備 考            |            |
|---------------|-------------------------------------|---------------|---------------|---------------------------------------------|-------------|----------------|------------|
| 小 計           | 地方公営企業<br>法第26条第2<br>項の規定によ<br>る繰越額 | 合 計           |               |                                             |             |                |            |
| 6,424,372,000 | 0                                   | 6,424,372,000 | 6,148,260,762 | 0                                           | 276,111,238 |                |            |
| 5,907,677,000 | 0                                   | 5,907,677,000 | 5,657,966,446 | 0                                           | 249,710,554 | 内仮払消費税及び地方消費税  | 89,584,114 |
| 219,057,000   | 0                                   | 219,057,000   | 196,019,873   | 0                                           | 23,037,127  | " 40,737納付消費税等 | 12,163,200 |
| 297,638,000   | 0                                   | 297,638,000   | 294,274,443   | 0                                           | 3,363,557   | "              | 3,341,006  |
| 22,574,000    | 0                                   | 22,574,000    | 17,611,035    | 0                                           | 4,962,965   |                |            |
| 22,470,000    | 0                                   | 22,470,000    | 17,556,188    | 0                                           | 4,913,812   | 内仮払消費税及び地方消費税  | 509,716    |
| 3,000         | 0                                   | 3,000         | 0             | 0                                           | 3,000       | "              | 0          |
| 101,000       | 0                                   | 101,000       | 54,847        | 0                                           | 46,153      | "              | 0          |
| 2,000,000     | 0                                   | 2,000,000     | 0             | 0                                           | 2,000,000   |                |            |
| 2,000,000     | 0                                   | 2,000,000     | 0             | 0                                           | 2,000,000   |                |            |
| 6,448,946,000 | 0                                   | 6,448,946,000 | 6,165,871,797 | 0                                           | 283,074,203 | 内仮払消費税及び地方消費税  | 93,475,573 |

## (2) 資本的収入及び支出

## 収入

| 区 分               | 予 算         |           |             |                              |
|-------------------|-------------|-----------|-------------|------------------------------|
|                   | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額 | 小 計         | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 |
| 第1款 総合医療センター資本的収入 | 526,548,000 | 17,000    | 526,531,000 | 0                            |
| 第1項 企業債           | 371,600,000 | 9,000,000 | 362,600,000 | 0                            |
| 第2項 固定資産売却代金      | 1,000       | 0         | 1,000       | 0                            |
| 第3項 補助金           | 2,000       | 2,159,000 | 2,161,000   | 0                            |
| 第4項 負担金           | 154,944,000 | 0         | 154,944,000 | 0                            |
| 第5項 繰入金           | 1,000       | 6,824,000 | 6,825,000   | 0                            |
| 資本的収入合計           | 526,548,000 | 17,000    | 526,531,000 | 0                            |

## 支出

| 区 分               | 予 算 額       |            |            |             |     | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費<br>繰越額 |
|-------------------|-------------|------------|------------|-------------|-----|----------------------|------------|
|                   | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額  | 流 用<br>増減額 | 小 計         | 繰越額 |                      |            |
| 第1款 総合医療センター資本的支出 | 784,267,000 | 14,531,000 | 0          | 798,798,000 | 0   | 0                    |            |
| 第1項 建設改良費         | 371,638,000 | 0          | 0          | 371,638,000 | 0   | 0                    |            |
| 第2項 企業債償還金        | 412,629,000 | 14,531,000 | 0          | 427,160,000 | 0   | 0                    |            |
| 第2款 予備費           | 1,000,000   | 0          | 0          | 1,000,000   | 0   | 0                    |            |
| 第1項 予備費           | 1,000,000   | 0          | 0          | 1,000,000   | 0   | 0                    |            |
| 資本的支出合計           | 785,267,000 | 14,531,000 | 0          | 799,798,000 | 0   | 0                    |            |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額289,340,770円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,674,902円、過年度分損益勘定留保資金274,665,868円で補てんした。

(単位：円)

| 額                    |             | 決 算 額       | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|----------------------|-------------|-------------|------------------|-----|
| 継続費通次繰越額<br>に係る財源充当額 | 合 計         |             |                  |     |
| 0                    | 526,531,000 | 447,996,161 | 78,534,839       |     |
| 0                    | 362,600,000 | 284,000,000 | 78,600,000       |     |
| 0                    | 1,000       | 0           | 1,000            |     |
| 0                    | 2,161,000   | 2,227,161   | 66,161           |     |
| 0                    | 154,944,000 | 154,944,000 | 0                |     |
| 0                    | 6,825,000   | 6,825,000   | 0                |     |
| 0                    | 526,531,000 | 447,996,161 | 78,534,839       |     |

(単位：円)

| 合 計         | 決 算 額       | 翌年度繰越額                               |                       |     | 不 用 額      | 備 考                      |
|-------------|-------------|--------------------------------------|-----------------------|-----|------------|--------------------------|
|             |             | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 | 継 続 費<br>通 次<br>繰 越 額 | 合 計 |            |                          |
| 798,798,000 | 737,336,931 | 0                                    | 0                     | 0   | 61,461,069 |                          |
| 371,638,000 | 310,177,921 | 0                                    | 0                     | 0   | 61,460,079 | 内仮払消費税及び地方消費税 14,674,902 |
| 427,160,000 | 427,159,010 | 0                                    | 0                     | 0   | 990        |                          |
| 1,000,000   | 0           | 0                                    | 0                     | 0   | 1,000,000  |                          |
| 1,000,000   | 0           | 0                                    | 0                     | 0   | 1,000,000  |                          |
| 799,798,000 | 737,336,931 | 0                                    | 0                     | 0   | 62,461,069 | 内仮払消費税及び地方消費税 14,674,902 |

議第89号

平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について

平成21年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成22年8月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成21年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収入

| 区 分        | 予 算         |            | 地方公営企業法第24条第3項の規<br>定による<br>支出額 |
|------------|-------------|------------|---------------------------------|
|            | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額  |                                 |
| 第1款 水道事業収益 | 485,990,000 | 21,727,000 | 0                               |
| 第1項 営業収益   | 483,075,000 | 21,727,000 | 0                               |
| 第2項 営業外収益  | 2,913,000   | 0          | 0                               |
| 第3項 特別利益   | 2,000       | 0          | 0                               |

支出

| 区 分        | 予 算         |            |            |       | 地方公営企業法第24条第3項の<br>規定による<br>支出額 |
|------------|-------------|------------|------------|-------|---------------------------------|
|            | 当初予算額       | 補正予算額      | 予備費<br>支出額 | 流用増減額 |                                 |
| 第1款 水道事業費用 | 411,897,000 | 39,826,000 | 0          | 0     | 0                               |
| 第1項 営業費用   | 356,513,000 | 39,826,000 | 0          | 0     | 0                               |
| 第2項 営業外費用  | 54,283,000  | 0          | 0          | 0     | 0                               |
| 第3項 特別損失   | 101,000     | 0          | 0          | 0     | 0                               |
| 第4項 予備費    | 1,000,000   | 0          | 0          | 0     | 0                               |

営業収益のうち雑収益318,011円（消火栓維持管理費負担金273,262円、庁舎共用経費負担金44,749円）は、全額

(2) 資本的収入及び支出  
収入

| 区 分          | 予 算        |           |            | 地方公営企業法第26条の<br>規定による<br>繰越額 |
|--------------|------------|-----------|------------|------------------------------|
|              | 当 初 予 算 額  | 補 正 予 算 額 | 小 計        |                              |
| 第1款 資本的収入    | 47,995,000 | 0         | 47,995,000 | 0                            |
| 第1項 負担金      | 47,994,000 | 0         | 47,994,000 | 0                            |
| 第2項 固定資産売却代金 | 1,000      | 0         | 1,000      | 0                            |

支出

| 区 分        | 予 算         |           |            |           | 小 計         | 地方公営企業法第26条の<br>規定による<br>繰越額 | 継続費<br>繰越額 |
|------------|-------------|-----------|------------|-----------|-------------|------------------------------|------------|
|            | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額 | 予備費<br>支出額 | 流用<br>増減額 |             |                              |            |
| 第1款 資本的支出  | 243,762,000 | 0         | 0          | 0         | 243,762,000 | 0                            | 0          |
| 第1項 建設改良費  | 185,091,000 | 0         | 0          | 0         | 185,091,000 | 0                            | 0          |
| 第2項 企業債償還金 | 57,671,000  | 0         | 0          | 0         | 57,671,000  | 0                            | 0          |
| 第2項 予備費    | 1,000,000   | 0         | 0          | 0         | 1,000,000   | 0                            | 0          |

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額199,329,856円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金24,734,300円で補てんした。

負担金30,193,279円（工事負担金28,575,507円、消火栓設置等負担金1,617,772円）は、全額課税支出に充当した。

(単位：円)

| 額  |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備考                        |
|----|-------------|-------------|------------------|---------------------------|
| 合計 |             |             |                  |                           |
|    | 464,263,000 | 467,302,867 | 3,039,867        |                           |
|    | 461,348,000 | 463,238,002 | 1,890,002        | うち仮受消費税及び地方消費税 21,984,252 |
|    | 2,913,000   | 4,063,895   | 1,150,895        | " 5,619                   |
|    | 2,000       | 970         | 1,030            | " 46                      |

(単位：円)

| 額  |                                       |    | 決算額         | 地方公営<br>企業法第26<br>条の項に<br>規定する<br>繰上額 | 不用額        | 備考                      |
|----|---------------------------------------|----|-------------|---------------------------------------|------------|-------------------------|
| 小計 | 地方公営<br>企業法第26<br>条の項に<br>規定する<br>繰上額 | 合計 |             |                                       |            |                         |
|    | 372,071,000                           | 0  | 372,071,000 | 0                                     | 18,135,935 |                         |
|    | 316,687,000                           | 0  | 316,687,000 | 0                                     | 14,358,567 | うち仮払消費税及び地方消費税3,610,364 |
|    | 54,283,000                            | 0  | 54,283,000  | 0                                     | 2,786,008  | 消費税及び地方消費税11,948,200    |
|    | 101,000                               | 0  | 101,000     | 0                                     | 8,640      |                         |
|    | 1,000,000                             | 0  | 1,000,000   | 0                                     | 1,000,000  |                         |

課税支出に充当した。

(単位：円)

| 額                    |            | 決算額        | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備考 |
|----------------------|------------|------------|------------------|----|
| 継続費通次繰越額<br>に係る財源充当額 | 合計         |            |                  |    |
| 0                    | 47,995,000 | 30,193,279 | 17,801,721       |    |
| 0                    | 47,994,000 | 30,193,279 | 17,800,721       |    |
| 0                    | 1,000      | 0          | 1,000            |    |

(単位：円)

| 合計          | 決算額         | 翌年度繰越額                                |                  |            | 不用額       | 備考                          |
|-------------|-------------|---------------------------------------|------------------|------------|-----------|-----------------------------|
|             |             | 地方公営<br>企業法第26<br>条の項に<br>規定する<br>繰上額 | 継続費<br>通次<br>繰越額 | 合計         |           |                             |
| 243,762,000 | 229,523,135 | 10,552,500                            | 0                | 10,552,500 | 3,686,365 |                             |
| 185,091,000 | 171,852,843 | 10,552,500                            | 0                | 10,552,500 | 2,685,657 | うち仮払消費税及び地方消費税7,873,099     |
| 57,671,000  | 57,670,292  | 0                                     | 0                | 0          | 708       | (特定収入仮払消費税及び地方消費税1,437,774) |
| 1,000,000   | 0           | 0                                     | 0                | 0          | 1,000,000 |                             |

額6,435,325円、減債積立金57,000,000円、過年度分損益勘定留保資金111,160,231円及び当年度分損益勘定留保資

~~~~~

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第78号専決処分の報告及び承認について、専第12号平成22年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、6月28日から30日の梅雨前線豪雨による災害復旧につき、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ745万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ127億2,184万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に、公共土木施設及び文教施設の災害復旧費を計上いたしております。

その財源といたしましては、第14款国庫支出金、第18款繰入金及び第21款市債を充当いたしております。

また、地方債の補正といたしましては、災害復旧事業の限度額を変更いたしております。

次に、議第79号水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

水俣市勤労青少年ホームを廃止し、水俣市公民館として転用するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第80号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成22年8月1日に施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第81号水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

貸付対象者の拡大及び貸付額の増額を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第82号平成22年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億9,581万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ131億1,766万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、

公共施設整備基金積立金、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、住民健康管理システム改修事業、第5款農林水産業費に、地域特産物産地づくり支援対策事業、第6款商工費に、みなまた環境まちづくり研究会事業、第7款土木費に、市内一円公園維持管理事業、第8款消防費に、消防防災施設整備事業、第9款教育費に、小中学校施設整備事業、第11款公債費に、長期債元金などを計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、地域総合整備資金貸付事業を追加し、臨時財政対策債ほか4件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第83号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ78万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億8,949万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で、電算システム改修委託料を増額いたしております。

この財源といたしましては、第9款繰入金を増額いたしております。

次に、議第84号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ221万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ27億3,071万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款地域支援事業に、介護予防ケアマネジメント事業費の減額、第6款諸支出金に、国県支出金等返還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第6款県支出金等で調整いたしております。

次に、議第85号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を1億4,585万7,000円、収益的支出の額を6,362万7,000円それぞれ増額し、補正後の収益的収入の額を64億2,166万7,000円、収益的支出の額を63億3,400万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済の方針が定められ、国保水俣市立総合医療センターが県の指定する医療機関に指定されたため、公的診断を実施することとなり、公的診断に関する収益及び費用を補正するものです。

次に、議第86号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、県道人吉水俣線の交差点改良により、市道古里・有木線の終点の位置が変わることに伴い、本路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第87号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、県道人吉水俣線の交差点改良により、市道古里・有木線の終点の位置が変わることに伴い、本路線の廃止を行い、新たな区間について市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第88号平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入63億6,948万円、収益的支出61億6,587万円となり、差し引き2億361万円の利益となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億8,894万円で、当年度未処理欠損金は9億6,928万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入4億4,799万円、資本的支出7億3,733万円となり、差し引き不足額2億8,934万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額1,467万円、過年度分損益勘定留保資金2億7,467万円で補てんいたしております。

次に、議第89号平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億6,730万円、事業費用3億5,394万円で、差し引き1億1,336万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億692万円で、当年度未処分利益剰余金は1億692万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3,019万円、資本的支出2億2,952万円となり、差し引き不足額1億9,933万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額643万円、減債積立金5,700万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,116万円及び当年度分損益勘定留保資金2,474万円で補てんいたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第78号から議第89号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明28日から9月6日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9月7日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は8月31日正午まで、議案質疑の通告は9月7日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時14分 散会

平成22年9月7日

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成22年9月7日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後5時9分 閉会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田 斉君
大川末長君	西田弘志君	中村幸治君
谷口眞次君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中 功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（松永伸二君）
総務係 長（岡本広志君）	議事係 長（深水初代君）
書 記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本勝彬君）	副 市 長（森 近君）
総務企画部長（吉本哲裕君）	福祉環境部長（中田和哉君）
産業建設部長（田上和俊君）	総務企画部次長（浦 清志君）
福祉環境部次長（本山祐二君）	産業建設部次長（上村 彰君）
総合医療センター事務次長（田畑孝次君）	水道局長（本山浩二君）
教 育 長（葦浦博行君）	教 育 次 長（浦下 治君）
総務企画部総務課長（松本幹雄君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

議事日程 第2号

平成22年9月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-----------|-----|----------------------------------|
| 1 | 岩 阪 雅 文 君 | 1 | 第5次水俣市総合計画の基本構想、基本計画の推進対策について |
| | | 2 | 新聞報道の県や、市の新規の政策や構想について |
| | | 3 | 「水俣病、触るな」の差別的発言への対応について |
| | | 4 | 環境共生型モデル住宅の建設促進を図るための具体的取り組みについて |
| | | 5 | 市営住宅整備計画の今後の対策について |
| 2 | 大 川 末 長 君 | 1 | 都市再生整備計画（水俣中央地区）について |
| | | 2 | みなまた環境まちづくり研究会について |
| | | 3 | 公共建物の耐震対策について |
| | | 4 | 普通財産の管理、活用について |
| 3 | 福 田 齊 君 | | 第5次水俣市総合計画について |
| | | (1) | 肥薩おれんじ鉄道新駅開設計画について |
| | | (2) | エコパーク水俣の交流拠点づくりについて |
| | | (3) | 青少年健全育成について |
| 4 | 野 中 重 男 君 | 1 | 水俣病問題について |
| | | 2 | 介護保険料の軽減について |
| | | 3 | 住宅改修への市の助成について |
| | | 4 | 市役所の機構改革について |
| | | 5 | 各種税と料金の振り込み金融機関の拡大について |
| 5 | 谷 口 眞 次 君 | 1 | 市長のマニフェストの進捗状況について |
| | | 2 | 水俣の河川の水質保全について |
| | | 3 | 水俣市立総合医療センターについて |
| | | 4 | 低出生体重児、超低出生体重児の取り組みについて |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成22年7月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 それでは、早速質問に入ります。

市長が2期目に就任をされ、3月の骨格予算から6月の肉づけ予算と、ともに第5次総合計画、さらには第5次の水俣・芦北地域振興計画等によって本市の進むべき道筋が示され、今後より具体的なものにしていかなければならないと思っております。

また一方で、新聞等で新しい課題も発表されるなど、市民が大いに関心を持つところでありますので、以下質問をします。

1、第5次水俣市総合計画の基本構想、基本計画の推進対策についてであります。

去る3月議会において、基本構想の議決を経ました。先ごろ市民に対しても、その概要版が示されたところであります。今後、基本計画の具体的推進に向けて職員の意識改革を含め、実施計画の着実な推進に努めなければなりません。

また、計画の推進に当たっては、市民参加を基本に行財政改革はもちろん考慮しながら、絵にかいたもちにならないよう記載内容の具現化に向けて取り組むことが大前提であります。そこで、次の点について質問します。

、このほど議決を経て策定した第5次基本構想は、今後、基本計画の具体的推進に当たるが、市民の参加を得てどう図っていく考えであるのか。

、基本計画の推進には、その裏づけとして具体的財政計画が必要であります。予算との整合性を含め、どう対処されるのか、質問します。

2番目に、新聞報道の県や市の新規の政策や構想についてであります。

さきに質問しました水俣市の将来を方向づける2つの構想も一応のスタートを見ました。その内容に関連して新たな報道がありましたので、4点について質問します。

、去る8月11日の熊日新聞、ほかにもございましたけれども、「県が総合特区アイデア」の

見出しで、水俣・芦北振興計画推進総合特区を提案したと報じました。これはどのような構想であるのか。

、事業推進で規制の特例措置や税制、金融上の支援措置など具体的には何があるのでしょうか。

、さらに8月22日の同紙は、市が10月にみなまた環境まちづくり研究会を設立することを明らかにしたと報じました。どのような研究をする組織なのか。

、研究会でまとめられた構想等をどう具体化し、地域づくりにどう生かしていくのか。

以上、質問いたします。

3番目、次に、「水俣病、さわるな」の差別的発言への対応について。

去る6月初め、水俣市内の中学生に差別的発言として波紋を呼びました。これらの発言の問題は今日に始まったことではなく、昭和59年11月、市内の小学生6年生児童が修学旅行の際、三角島原間のフェリーの船中で一緒に乗り合わせた同じ旅行中の熊本市内の小学生に水俣病は近寄るなどの罵声をかけられた事件が報道され、差別的発言として教育界、市民に衝撃を与えました。

環境教育や人権教育の問題として、被害者はもとより水俣市に生まれたというだけで子どもたちが差別的な視線を浴びせられる現状が20数年を経た今日でもあるという事実は、水俣病の影響の深刻さを物語るとともに、水俣市を初め、関係当局の環境教育に対する姿勢が問われてなりません。

そこで、 、今回は県内中学校のサッカー練習中に受け、指摘され謝罪したとのことでした。その後、理解を得るための講話や研修会が開催されています。環境教育、人間教育の問題として、それぞれの組織等で対処されていますが、本市の教育委員会としてどのような議論や協議をして具体的対応をしておられるのか。また、市長としてどう受けとめ、どう対処してこられたのか、質問します。

4番目に、環境共生型モデル住宅の建設促進を図るための具体的取り組みについて質問します。

環境共生型住宅については、昨年、行政を中心に学識経験者、市民、地元建設関係者等によって水俣市エコハウス推進地域協議会を設立、これまで推進してまいりました。去る6月23日には月浦ニュータウンにモデル住宅が完成し、公開されました。今後は地場木材産を初め、地場企業の育成、地域経済の活性化にどう取り組むのか、真価が問われます。

そこで、 、伝統工法によるエコモデルハウスの公開がありましたけれども、需要を創出し、普及をより加速するとしていますが、今後具体的にどう対処していくのか。

、数値目標を設定し、地場産業の育成、地元産木材の活用等、水俣市独自の具体的支援策を示し、積極的に広報すべきであると思うがいかがか、質問します。

5、市営住宅整備計画の今後の対策について質問します。

現在、市営住宅については、住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画に基づいて計画が推進されています。しかし、計画以外の住宅については何ら示されていないのが現状であります。今後はこれらについても行政の計画的推進を図るためには必要な施策だと思っています。そこで、当面の問題として次の点について質問します。

、総合体育館前（大園町）にある河原団地の存続についてどう取り組むのか。

、総合体育館では慢性的な駐車場不足を抱えています。利用者から住宅跡地を駐車場として確保してほしいとの強い要望がありますが、いかがでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、第5次水俣市総合計画の基本構想、基本計画の推進対策については私から、新聞報道の県や市の新規の政策や構想については副市長から、「水俣病、さわるな」の差別発言への対応については教育長から、環境共生型モデル住宅の建設促進を図るための具体的な取り組みについて及び市営住宅整備計画の今後の対策については産業建設部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、第5次水俣市総合計画の基本構想、基本計画の推進対策についてお答えします。

まず、議会の議決を経て策定した基本構想は、今後基本計画の具体的推進に当たっていくこととなりますが、市民の参加を得てどう図っていく考えであるのかについてお答えをいたします。

基本構想の中に、まちづくりの理念と目指す都市像が描かれております。基本理念は、環境と経済が一体となって発展する持続可能な地域社会を市民協働で構築することとなっており、この理念に基づきます「人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市」が本市の目指す将来都市像として掲げられています。

計画期間内において、この都市像の実現を目指していくためには、まず幅広い市民の皆様になんか新しく策定いたしました総合計画の趣旨を御理解いただき、まちづくりの方向性を共有していただくことが重要であると考えております。そこで、今回の計画の構成、将来都市像、5つのまちづくりの基本方向などをコンパクトにまとめましたカラー刷りの概要版を作成し、7月に全世帯に配布いたしますとともに、各地区の集会所等に冊子を常備し、市のホームページでも全文を閲覧できるようにしております。

また、福祉関係者や自治会長会の研修テーマとして総合計画を取り上げていただき、内容を紹介させていただきますとともに、本市のまちづくりの目標と課題を共有し、積極的に参画してい

たいただきますよう働きかけを行っているところであります。

さらに、基本計画に盛り込まれております施策の具体的実施を担保する実施計画につきましては、次年度分から策定に着手する時期を早め、基本計画に記載されておりますすべての主な事業について、既に担当課で検討を開始したところであります。今後、総合計画の主管課である企画課と財政課によるヒアリングの実施を予定しており、関係各課によりまず議論を深めた上で次年度に実施する事業の内容を明らかにしていくこととします。

このように市全体での計画推進を図ってまいります一方で、小単位、つまり地区単位で行われます計画的なまちづくりの重要性も認識しております。これにつきましては、自治会単位で既存の調査及び検討結果を活用しながら簡易な地区別計画を策定した上で、地域の実情に合致したまちづくりをできるものから順に計画的に行っていただきたいと考えております。

次に、基本計画の推進には、その裏づけとして具体的財政計画が必要である、予算との整合性の確保を含めてどう対処するのかとの御質問にお答えいたします。

第5次水俣市総合計画の推進に当たり、基本構想に掲げた本市の将来像、基本理念の実現に向け、基本計画、そして、その具体的事業推進計画である実施計画を着実に実施していくには、まずもって財政的な裏づけが必要であるということは議員の御指摘のとおりであると存じます。

当然のことながら、本市の財政力で実施可能な事業量には限りがあり、毎年見込まれる収入、義務的な支出、事業費に振り向けられる一般財源、国・県からの補助金、地方債の活用など、さまざまな事柄を整理した上で中長期的な財政見通しを立て、事業の優先順位を見きわめつつ計画の推進を図っていく必要があります。

今回、基本構想の計画期間が2010年度から2017年度までの8年間、第1期基本計画の計画期間は2010年度から2013年度までの4年間となっており、2010年度の予算編成につきましては、スケジュールの関係から予算編成と実施計画策定を並行して進めることになりましたが、今年度における実施計画のローリング作業につきましては、先ほど申し上げましたように、既に担当課での検討を開始しているところであります。

今後、基本計画に掲げる事業及び新規事業について、事業主管課における検討を経て提出される事業要望について、総合計画の主管課である企画課と予算編成の主管課である財政課によるヒアリングを実施し、この中で事業の優先順位、財源の確保、一般財源の配分などについて議論を深めていくことにより、実施計画と予算の整合性の確保を図りつつ、計画の推進を図ることができると考えております。

また、今後、第5次水俣市総合計画の推進を図っていくため、第1期基本計画の期間である2013年度まで、基本構想の計画期間である2017年度までをめぐり、再度、財政運営の見通しを把握する必要があるものと考えておりますので、今回のヒアリングの結果等を踏まえて取り組んでまい

る所存です。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 いよいよ基本計画の策定が終わりまして、それからプラスアルファ、水俣・芦北地域振興計画の第5次もスタートしたということでございます。私が一番きょうでよかったなと思うんですけども、課題にしていますのは今年度計画ですね。つまり、基本構想のスタートというのは当初予算と同時に予算編成もしていかなければならないというふうに思うわけです。基本構想、基本計画、実施計画、そして予算編成という過程をとるわけですけども、言われましたように、現在、担当課で来年度へ向けてスケジュール等を調整をしているということでございますけれども、第1点は、今年度分がどういう形でスタートしたのか。当初予算は骨格予算でスタートしたわけですけども、6月で補正がされましてスタートをしたと。3月に基本構想がスタートしたわけですけども、実際はこの辺が市長のマニフェストもあるわけですので、複雑に私は重なりながら進んでいるのではないかなというふうに想像するわけですけども、今年度の分がどういう形で予算編成を経てきたのかが第1点ですね、どういう形で進められたのか。

第2点目に、来年度の予算編成方針が10月末には示されると思いますね。そうしますと、今、言われましたように、基本構想と同時に進んでいくわけですけども、そういった複雑な過程の中から実施計画に基づきます全体事業の総括予算ですね、いわゆる総括表といいますか、それから、3カ年分のさっき言われました2010年から2013年度までの3カ年分の事業費についての計画、これはいつごろ示されるのか、この2点について質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、今年度のスケジュールの問題だろうと思っております。

通常でありますと、3月議会に予算を計上するところでございます。ただ今回、若干総合計画の策定がおくれたということも確かにございますが、市長選挙の関係で、6月議会に政策的な経費について計上させていただいたというようにいきさつがございます。

御指摘のとおり実施計画後に、策定後に予算編成をすべきでございますが、そういうようなスケジュールの状況の中にあって、今年度は実施計画とそれから予算編成が並行する形になってこういうような状況になったということでございます。23年度は実施計画を策定した後に予算編成ができる、そういう形に戻していかなければならないと思っております。

それから次は、実施計画に基づく事業費の総括表や3年分の事業費はいつごろ示されるのかということでございますが、今、各担当課で予算編成の作業の入る前には実施計画ができるように今もう進めております。作業を進めておりますので、10月をめどにはできるようにしてまいります。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 そのように、今回の場合、私も全体的に計画がおくれているというふうな印象がどうしても否めません。といいますのが、第3次総合計画のときには、もう既に構想をつくる段階で実施計画まで入り込んだ形で1年間のスケジュールの中でやってきたわけですね、発表される以前に。しかし今回の場合、非常に圧縮された形で作成された印象を否めませんので、さっき言いました今年度分が見えにくいのと、市民に対しても今後の方向性をつける意味では、財政計画というのは行財政改革を進めながら、それから職員の定員管理等についてもしっかり管理していかなければならないと思っていますので、その辺、10月末にぜひ議会にも示していただくようお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、新聞報道の県や市の新規の政策や構想について答弁を求めます。
森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、新聞報道の県や市の新規の政策や構想についてお答えします。

まず、総合特区についてお答えします。

総合特区は、国が新たに創設を予定している制度です。今回は国において、この総合特区の制度設計を行うため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等について新たなアイデアを国が募集しています。

県におかれましては、本年7月に策定された第5次水俣・芦北地域振興計画を推進するに当たり、この制度を積極的に活用したいと考え、当地域を水俣・芦北地域振興計画推進総合特区と題し、国に仮提出をされております。本市におきましても、施策や事業を実施するに当たり支障となっている規制等がないか、また、税制上優遇されれば、財政・金融上の支援が受けられればこの事業は簡単にできるのにといった提案を国に対して行うための作業を進めております。

また、本アイデア募集は自治体のみならず、民間法人やNPO等からの意見も募集されており、国の締め切りは今月9月21日となっております。

なお、総合特区制度はまだできておらず、今回の募集は制度創設を行う上での新たなアイデアを募集するものであり、制度創設後の指定、認定等には直結いたしておりません。

次に、規制の特例措置や税制・金融上の支援措置など、具体的には何が考えられるかについてお答えします。

今回の総合特区のアイデア募集については、水俣・芦北地域の振興を目的としたもので、県は第5次水俣・芦北地域振興計画の推進を基本として仮提出をされておりますので、同計画に掲げられた事業をもとに考えております。

具体的には、小水力発電での特定水利使用に係る許可の要件緩和、環境関連産業の新規商品開

発への支援・税制優遇、交通機関や宿泊施設手配に必要な旅行業登録料の減免、他分野からの農林水産業分野へ参入した場合の税制・金融支援などを想定しております。

次に、みなまた環境まちづくり研究会について、どのような研究をする組織なのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、本研究会につきましては、新聞各紙で報道されたところでございますが、本研究会は環境モデル都市の環境行動計画に基づき、本市が培ってきた環境に関するノウハウを生かし、市民の皆さんが切望される地元の産業振興、雇用創出など、今後、地域経済活性化の具体化を図るために組織するものでございます。

研究会ではこれらの目的に基づき、環境産業などを軸とした先進的なまちづくりと地域活性化を図るための全体構想をまとめるとともに、具体的なプロジェクトとそれを実現させるためのアクションプランを導くことを目指しております。

全体構想の構成内容案としましては、小水力や波力、太陽光など再生可能エネルギーによる発電などの活用、環境をテーマとした福祉と交通対策、環境に関する教育機関や研究機関の立地、水を活用した環境改善の取り組み、国際連携と海外支援を考えております。

また、具体的なプロジェクトにつきましては、1つ目が小水力や波力、太陽光など再生可能エネルギーを組み合わせ、電力の需要と供給を制御する新しいシステムの地方小都市における先行的モデルの構築と、この新システムやビジネスモデルの確立を図り、地域や市場へその技術やシステムを展開していくための検討であります。

2つ目は、環境に配慮した新水俣産業団地造成の検討でございます。

例えば現在の水俣産業団地の地先に新たな産業団地を造成し、企業の誘致による雇用創出を図り、ここで使用するエネルギーに先ほどの再生可能エネルギーを供給するなど、環境に配慮した近未来型産業団地のモデルが実現できないかを検討するものであります。

3つ目は、建てかえを計画しております市営牧ノ内団地について、太陽光など再生可能エネルギーを取り入れたエコ市営住宅とすることの検討。

4つ目は、水俣市の経験や教訓を伝え、困難な課題を乗り越えてきたノウハウ、また環境に関する水俣市の取り組みなどの情報を発信する教育機関や研究機関の立地の検討。

5つ目は、これら本市における環境にすぐれた特色を水俣独自の地域社会システムなど今後のまちづくりに生かしていくための検討を行うこととしており、市民生活の基盤となる産業振興や雇用の確保という地域経済振興の実現につなげるために実効性のあるものにしたいと考えているところでございます。

なお、研究会の委員につきましては、具体的には確定しておりませんが、各テーマに造詣が深い学識経験者、企業などの有識者、地元関係者などを候補とし、国・県の行政関係者などにも研

研究会への参加をお願いしたいと考えております。

次に、研究会でまとめた構想をどう具体化し、地域づくりに生かすのかについてお答えします。

本研究会で調査研究する内容は先ほど申し上げたところでございますが、議員が御指摘のとおり、構想をつくるからには、それを実効あるものにしなければなりません。そのため、今回まとめる構想にはアクションプランも同時に設定し、具体化に向けて国・県、関係機関等と一体となって進めてまいりたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 基本構想は芦北振興計画ができ上がった後の報道だったものですから、あれとも思った一部もあったと申しましたけれど、とりあえず、この総合特区アイデアって、まだ全体像は明らかにされていないというふうなことでございました。今から募集するにしても、9月21日が締め切りだということでございますので、時間的な制約が相当あるようですが、その辺はこの基本構想との整合性についてどう考えていらっしゃるのか、まず1点ですね。

それから2点目ですけど、次の支援策等についても、また明らかになれば、議会等にも報告をしていただきたいと思います。

それから、2番目のみなまた環境まちづくり研究会ですけども、これはある程度もう中身も詰めてあるような印象があるんですが、今後これらの内容が煮詰まっていくのはいつごろなのかと一つ。

それから2番目に、議会への報告をいつごろ、詰まればすぐできると思うんですけども、それについて質問したいと思っています。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、第2の質問にお答えします。

まず、時間的制約もあるけれども、整合性をどうとっていくかということですけども、先ほど申し上げましたように、今回の総合特区につきましては県が申請をしていくということで、水俣・芦北地域振興計画をベースに、特区としての申請をされるのではないかと考えています。そういった意味で、市に対しましてもどういったことが想定されるか、アイデアがあるかということが出てきておりますので、先ほど答弁申し上げましたように、今回進めていく中で規制緩和が必要な部分だったり、税制の優遇措置が必要なもの、そういったものを総合計画とあわせて振興計画、それと今回やります研究会でも、いろんなエネルギーの問題であったり、いろんな制度を制約していく部分があると思いますので、そういったのをまとめてお願いして、ただ今回まだアイデアですので、最終的にはそれがまとめられて制度化されて正式な申請になっていくのかなと。だから、まだその辺のスケジュールも具体的なものは示されておりませんので、それを見ながら、ぜひ水俣もそういった形が受けられるように努力していきたいと思っております。それと、そう

いった意味での支援策というようなのも、まだこれからだということで御理解いただければと思います。

また、研究会のスケジュールですけれども、一応、今回予算を計上させていただいていますので、10月に発足を、時間はこれも少ないんですけれども、来年の3月までの単年度の補助事業になりますので、3月末に報告書としてまとめられるように努力をしていきたいなと思います。

議会への報告につきましては、ある程度の方向が見えた段階で議会へも報告をして、皆さんに御意見も聞きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（松本和幸君） 次に、「水俣病、さわるな」の差別発言について、対応について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

- 教育長（葦浦博行君） 次に、「水俣病、さわるな」の差別的発言への対応について、6月のサッカーの練習試合において、水俣市の中学生が水俣病差別発言を受けたことに対して、教育委員会としてはどのような議論や協議をして具体的な対応をしているのかの御質問についてお答えいたします。

水俣病の差別発言を受けたときには、まず水俣病差別発言対応マニュアルに沿って対応しております。今回もそのマニュアルに沿って、その試合終了後すぐに事実確認や相手チームの引率者への申し出がなされました。その後、相手チームからの謝罪があり、さらに発言を受けた市内生徒の精神的ケアも行いました。初期対応としては、迅速で適切であったと思っております。

市教育委員会といたしましては、今回の発言は水俣病や水俣市に対する考えや認識の浅さが原因であり、県の教育問題でもありますので、県の教育委員会にも報告をしております。

差別発言のあった次の日には相手校の校長と関係教育委員会から謝罪に來られましたが、その協議の中で、水俣病の認識を高めるための教職員の研修や子どもたちの水俣病や環境学習の充実のため、水俣市教育委員会としても協力を惜しまないことを伝えております。

後日、相手校や関係教育委員会から、水俣病や水俣病を教訓にした取り組みに関する研修会実施のための講師派遣依頼がありました。1回目は水俣病の語り部さんと環境モデル都市推進課職員が、2回目は教育委員会の人権教育指導員が講話をしております。さらに、水俣市を訪問しての現地研修会も積極的に実施してもらっているところです。

市教育委員会においては、定例の校長会議の中で対応について協議し、差別発言に対する児童・生徒の心構えや引率教員の対応、さらに水俣病や環境学習の一層の充実について確認しております。また、臨時の教育委員会議を開催し、水俣市教育委員会としての今後の方針について協議いたしました。今回の発言は水俣病や水俣市に対する理解不足、認識の浅さが原因であり、県

内外に対して水俣病学習や環境教育、環境モデル都市への取り組み等に関して情報発信をし、啓発していくことを確認いたしました。

今回の差別発言を受けた1人の生徒が謝れと数回言い返したことについては、相手方の水俣病に対する考え方が間違っており、水俣病患者や水俣市民に対する偏見、差別だと思い抗議したものであり、このことは、これまでの水俣における水俣病学習の成果だったと考えております。

今後はさらに水俣の子どもたちが水俣病についての正しい認識を身につけ、環境モデル都市として取り組みを進める水俣市の姿を理解し、将来にわたって郷土水俣を誇れるようにするために、小・中学校の教員10名の協力を得て環境学習資料作成委員会を立ち上げたところです。その中で、水俣市の小・中学校において学ばせたい基本的な内容や身につけさせたい力を系統的に示し、根幹になる部分について共通した学習ができるような実践事例集の作成等を行い、水俣病の学習や環境学習の一層の充実を図りたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 先ほど言いましたように、これは初めての問題でございまして、長い間の心象的な問題でして、なかなか大変だろうと思います。難しいと思います。その後、県図書館でパネル展示やら、吉井元市長の講演が先生方の前であったというふうな報道がなされておりますので、それなりの努力はされていらっしゃると思います。

教育長も新聞には県の問題であると、県の問題であるので申し入れをしたいというふうなことも書かれていらっしゃるけれども、県の教育問題とはどのような問題というふうに教育長は認識されているのか1点ですね。

それから2つ目は、県が平成4年に熊本県環境教育基本指針というのを実はまとめているわけですが、それから既に10数年、16年かかっていると思うんですが、これは環境教育に関する基本的な考え方とか進め方、それから企業、行政、学校での教育のあり方等を具体的に方向を示しております。

しかし、この中で水俣病は県政の最重要課題だとしながらも、人権だとか、あるいは道徳、心の問題、差別の問題等について一切触れられておりません。ですから、やはりこういう問題についても県のほうへ、環境基本計画ですか、県の、これの今、見直しに入っているようだけれども、ぜひこういった環境指針についても、やはり水俣市として申し入れをする必要があるのではないか、そういうふうに思います。それが2点目ですね。

3点目が、教科書を私、調べてみたんですが、出版元も違いますし、それから種類が何種類かございまして、内容もちろんばらばらです、まちまちです。しかも、1ページから10ページまでの教科書を使っている都道府県もございまして、県内においても、1ページの自治体がほとんどですね。水俣市は、ちなみに2ページの教科書を使っております。10ページの分が内容が非常

に濃いわけですがけれども、人吉市と球磨郡だけです、熊本県内では。そうしますと、当然、環境問題に対する水俣病問題に対する認識の差というのは出てくるわけですので、こういった問題についても、やはり今後検討していく余地はあるのではないかというふうに私は思っております。

そういうことで、こういった問題についても、今後、学習資料作成委員会ですか、立ち上げられるということでございますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思うわけですが、最初2点について、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、県の教育の問題ということで、それをどういうふうに認識しているかということでしたが、熊本県においては、平成16年に人権教育啓発基本計画というのをつくっております。20年に一遍改定をされておりますけれども、その中で水俣病の問題については熊本県の最重要課題であるというふうに実は言っております。

それともう一つ、平成14年からエコセミナー事業というのをやってきております。これは県内の小学校5年生が公害の原点である水俣市を直接訪問して、資料館を初めいろんな施設を見て勉強する、あるいは語り部を聞いて勉強するというような学習でございます。このような事業指針を持ちながらも今回の差別発言の発生というのは、これまでの水俣病学習は一体何だったのかという疑問を抱かざるを得なかったということでございます。これまでの学習が今まで学んできた子どもたちの心に本当に響いたのかどうかということが非常に問題だろうというふうに実は思ったわけでございます。ですから、今後そういう差別、偏見を含めた水俣病学習のあり方、それをどのように再構築していくかというのがやっぱり今から県に課せられた課題だろうというふうに思っております。

それから、2番目の質問の中で、教育基本指針の中に水俣病に係る人権問題や道徳、心の問題について何ら触れられていないということで、このようなことについても県に申し入れたらどうかということでしたがけれども、議員御指摘のとおり、平成4年にこれは策定をされておりますけれども、実際、心の教育に関する内容はほとんどありません。平成14年度には環境教育基本指針というのが設けられておまして、同時に学校教育に関する環境教育ガイドラインというものも実は定められて、その中には水俣病の教訓を学んだということが述べられておりますし、さらに15年には水俣における環境学習指導手引書というのが発行されておまして、この中にも県下の子どもたちが水俣を実際に訪れて訪問する、これはエコセミナーのきっかけになった手引書でございますけれども、そういう自然環境や人権あるいは生命のとうとさを学んだということがうたわれております。それに基づいて、そういうエコセミナーが行われてきたということなんですけれども、今回の差別発言につきましては、先ほど申しましたように、水俣病教育のあり方そのものが疑問を投げかけられたというふうに思っておりますので、水俣病教育の再構築に向

けての意見交換を今後県ともやっていきたいなど、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

ちなみに平成9年には、水俣・芦北地域推進協議会の特別事項として、文部科学省初等中等教育局に対して教科書の内容についても見直しをお願いをしてあります。ですから、そういう9年からしますと、もう随分10数年たっているわけですがけれども、明らかに内容を見ますと見直しが必要な部分もございますので、こういった部分についても今後作成委員会の中で十分検討されて、申し入れなりの道筋をつくっていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、環境共生型モデル住宅の建設促進を図るための具体的取り組みについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、環境共生型モデル住宅の建設促進を図るための具体的取り組みについて順次お答えします。

まず、伝統工法によるエコモデルハウスの公開があった、需要を創出、普及をより加速させているが、具体的にどう対応していくのかについてお答えします。

環境共生型モデル住宅水俣エコハウスは、環境省の21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業により補助金を受け、平成22年3月に完成いたしました。この事業は、応募の中で選ばれた全国20の自治体がそれぞれの地域の気候風土や特色を生かしたエコハウスの実現と普及に取り組む事業であり、これによりエコハウスの全国的普及を加速させていくことを目的としています。

水俣市におきましては、昨年9月にエコハウス建築と並行して環境共生型住宅の普及をより加速させていくため、有識者、建築設計事務所、建設会社等から構成する水俣エコハウス推進地域協議会を設立し、同協議会を中心に環境共生型住宅の普及促進に取り組んでまいりました。

昨年度の普及推進活動といたしましては、勉強会、見学会等のさまざまな市民参加型イベントを開催し、推進地域協議会員また地域住民を中心に、たくさんの方々に参加していただいております。本年度においても市民参加型の普及推進活動を継続しており、6月27日にエコハウスの落成式及びお披露目見学会の開催、8月4日に推進地域協議会員及び県立水俣工業高校の生徒を対象とした木材見学会の開催、8月21日に小学生を対象としたこども伝統左官技術体験会の開催と多種多様な普及推進活動を実施してまいりました。また、伝統技術の継承及び人材育成を目的とした県立水俣工業高校の生徒主体によるエコハウスの物置建設を実施中であります。

今後といたしましても、エコハウス公開以来初めてとなる夜間公開の実施、エコハウスに使用されている地元産建材の展示会、住宅の新築や増築を考えておられる方々向けの相談会等さまざまな普及推進活動を計画しておりますので、環境共生型住宅の需要創出や普及加速につながるよう努力してまいります。

水俣エコハウスは、ことし5月12日の開館以来、8月末時点で541人と多数の来客者がありました。今後も水俣エコハウスを多くの市民の皆様に見て体感していただくことにより、環境共生型住宅のすばらしさを伝え、環境に負荷をかけない家づくり、暮らし方の啓発に取り組んでいくとともに、地元の材料を使って地元の業者に施工していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、数値目標を設定し、地場産業の育成、地元産木材の活用等、市独自の具体的支援策を示し、積極的に広報すべきではないかについてお答えします。

住宅を新築、改築あるいは増築する場合、地元産木材を一定以上使用し、地元の工務店等に発注すれば、建設費用の一部補助という制度が他の自治体でも実施されております。本市におきましても、このような事例を参考にしながら、現在、地場産業の育成と地元産木材の利用促進に向け支援制度の検討を行っているところでございます。

今後、早期の支援制度の実施に向け検討し、地元工務店などの協力も得ながら、エコモデルハウスの普及と住宅建設促進につなげるため、年間の制度利用者の目標を掲げ、パンフレットや広報紙等で広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 何千万円か使ってニュータウンに新しいエコハウスができたわけですので、ぜひ効率的な宣伝をして、そして普及に努めていただきたいと思うんですけども、実はこういう計画というのは今に始まったことではございませんで、昭和63年には御存じのようにホープ計画というのがございました。活力のある地域産業の基盤づくりということで、久木野の公営住宅、市営住宅あるいは個人の家についても地元産を使ったモデルハウスとしてつくったんですけど、鳴かず飛ばずで今日まで来たんですが、また新しい形でエコハウスというのが出てきたんですけども、やはりこういう政策というのは繰り返し繰り返し、私は行政というのはやるのかなというような印象も否めないんですが、いずれにしましても、この補助金の切れ目が政策の切れ目にならないように、ぜひ具体策をつくっていただきたいと思います。

先ほど政策的には、支援策として私はやっぱり具体的な支援策を条例化するなり、あるいは補助金として支援するなり、やはりしっかりうたわないと、市民がなるのはわかってても、やはり市がどれだけ支援してくれるのかというのが一番私は問題だと思うんですね。ですから、こういう部分については、せっかく今500何十人いらしたわけですけども、実際そういう方々が実際

建てるとなったときに市は何をしてくれるんだろうかというふうなことになりますので、先ほどいろいろ検討中ということでございましたけれども、早期にやるということでしたけれども、具体的には条例化されるのか、あるいは補助金か支援策にされるのか、水俣の個性ある条例になるというふうに期待もするんですけれども、来年度から実施できるんでしょうか、それとも、いつごろからこういったものについて実施が動けることになるのか、その見通しについて1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 岩阪議員の第2の質問にお答えします。

まず、具体的な支援策についてでございますけれども、条例化するのか、補助金でやるのかということでございますけれども、多くのこういういろんな支援策は多くの市町村で実施されてきて、今考えているのは基本的な補助制度でもってできないかということを考えております。ただ、単なるそういう地元産を使うとか、地元の事業者を使うということではなくて、水俣市の環境モデル都市という推進のためには、そういう生き方の提案とかそういうことも含めて、例えばいろんなエコなシステムを取り入れたときにどういう補助をするとか、そういう多様な環境に負荷をかけないような形でするものについて、またそういうものを含めての支援策を考える必要があるのではないかと考えております。

一般住宅に比べまして、このエコハウスにつきましてはCO₂の第一次エネルギーという排出量ですね、これが一般住宅に比べて74%ほど削減した形で今建てられております。こういうことを普及していくことによって、低炭素社会のまちづくりというか、環境モデル都市に一步近づけるといいますので、そういうことを総合的に考えて、できれば今年度中に補助制度を確立して遅くとも来年の4月からは実施できるような形で計画を進めたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 ぜひお願いをしておきたいと思います。

毎日新聞の折り込みの中に今、市内にいろんなきれいな家が建ってるんですけど、そういう業者さんも水俣市のそういう政策に協力していただけないのかなと思いつつ見えてるんですが、ああいったチラシがやっぱり市としてどかっと入ったときに、じゃあ市民が興味を持って建てるといふような政策を早く立てていていただきたいというふうな要望をしておきます。

○議長（松本和幸君） 次に、市営住宅整備計画の今後の対策について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、市営住宅整備計画の今後の対策について順次お答えします。

まず、河原団地の存続についてどう取り組むのかという御質問にお答えします。

河原団地は鉄筋コンクリート造2階建てで、500坪弱の敷地に2棟が並ぶように建っており、1棟に8戸、計16戸となっております。昭和30年度と昭和34年度に建設されており、既に50年以上を経過している建物です。

本団地は、平成14年度に策定した水俣市公営住宅ストック総合活用計画で用途廃止することとしており、平成15年4月から募集を停止しております。既に4世帯は退去されておりますので、現在12世帯の方が入居されている状況にあります。将来的に建物を解体し、あわせて普通財産として所属がえの手続きをとりたいと考えております。

次に、総合体育館の慢性的な駐車場不足対策として河原団地跡地を駐車場に確保できないかという御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、河原団地は将来、用途廃止することとしておりますので、現在入居中の全世帯が退去された後、老朽化した住宅は解体撤去し、敷地も更地にすることとなります。市営住宅の跡地の活用につきましては、市街地の利便性の高い場所でもありますので、慎重に議論し、最良の活用方法を検討したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 御存じのように、体育館の駐車場は週末あるいは各イベント開催になりますと、もう混乱をしようもないというのが現実ですので、当然あの辺を使う方については、利用者の方は、市の土地として何か活用できないかというような思いが常々あると思います。

ああいう用途廃止の住宅というのはほかにもあると思うんですが、その利用計画については何らまだ全然示されていないわけですが、入居者の方もいらっしゃいますので、なかなかその辺、勝手にというのも難しいと思います。しかし今後、意向調査をされて、入居者は次のはもうとめているということなんですけれども、実際そうやって意向調査をされて、やはりこういった用途廃止の分の住宅についても、行政計画としてやっぱり将来像というのをある程度は私はつくっていく必要があるのではないかというふうに認識をしております。ですから、その辺をまずしていただきたいというのが1点です。これは要望で結構です。

それから、市営住宅につきましても、後の体育館の利用につきましても、やはりある意味では利用する方については、やはり一日も早い活用というのを望んでいるわけですので、その辺も本当に今度、普通財産になれば、都市政策の分から今度は管財のほうに行くわけですかね。そうしますと、もうその辺でまた政策の方向が違ってくるわけですので、やはり横断的によく連絡をとり合って、活用方法についても、とりあえずは駐車場にしながら次を考えるとという方法もありますので、その前に市民の意向調査もされて、早目にそういった方向性を示していただくように要望して終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 こんにちは。

自民党議員団の大川末長でございます。

例年になく厳しい残暑が続いており、お互い健康管理には十分気をつけたいところでございます。

早速、質問に入ります。

1、水俣中央地区の都市再生整備計画について。

この計画については、6月議会の私の観光振興についての質問の中で、旅館関係者や地域住民の皆様等と話し合いながら進めるといった答弁がありました。いよいよ計画が具体的になって、今年度から着手するというところで期待しているところであります。そこで、以下3点について質問します。

- 、どこをいつまでにどのように整備されようとしておられるのか。
- 、総事業費及び個々の整備に要する費用をどう見ておられるのか。
- 、事業費の手当てをどう考えておられるのか。

2、みなまた環境まちづくり研究会について。

新聞報道によると、この研究会が10月設立されるとのことであるが、次のことについて質問します。

- 、この研究会を立ち上げる背景は何か、テーマとしてはどういうものを考えているのか。
- 、研究会のメンバー構成及び人員をどう考えているのか。
- 、どのような成果を目指すのか。

3、公共建物の耐震対策について。

近年、世界的に地震が頻発し、その規模も大きく、そのさまはまさに脅威であります。日本でも神戸、新潟の大震災を初めあちこちで頻発しており、国としてもその対策に乗り出しております。

本市でも、公共の建物の中で小学校の耐震対策に着手されているはずであるが、その進捗はどのようになっているのか。市庁舎の耐震構造をどう見ているのか。以上。

4、普通財産の管理、活用について。

市の普通財産は公金の形を変えたものであり、その管理、活用には現金同様の扱いが必要だと思います。あるいはいたずらに放置しておく、財産運営上、少なからず損害を受ける結果となることは言うまでもありません。

水俣市の普通財産である教育会館の管理については、私は平成20年12月と平成21年6月の2回質問をしています。慎重に話し合いを進める、顧問弁護士に相談をしながら、どういうふうに対応していくか今後検討していくというこのような答弁がっておりますが、2回目の質問から1年余りたっており、当然決着がついていると思うが、現状はどうなっているのか。

次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅前広場について、いつごろどういう目的で建てられたのか、そして現在の管理・活用状況はどうなっているのか。

公共建物耐震対策について、質問が一つ漏れておりました。

として、耐震結果に対してはどのように対処しようとしているのかということの質問といたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、都市再生整備計画（水俣中央地区）については私から、みなまた環境まちづくり研究会については副市長から、公共建物の耐震対策について及び普通財産の管理、活用については総務企画部長からそれぞれお答えいたします。

まず、都市再生整備計画について、その具体的な計画についてお答えします。

この都市再生整備計画は、水俣の豊かな自然、資源の特徴を生かしながら、観光・健康・環境の連携による魅力ある水俣づくりを目指しております。その中で市民、観光客の憩いの場、交流の場として、だれもが利用しやすい公園の整備や湯の児温泉街の老朽化、慢性化した観光施設の整備やリニューアルをすることで、減少している観光客を呼び戻し、交流人口の拡大による観光振興を図っていくことを主な目的としております。この計画は平成21年度、国の承認を得て平成22年度から5カ年間で湯の児温泉街を中心に整備を実施していきます。

次に、総事業費及び個々の整備に要する事業費をどう見ているのかとの御質問についてお答えします。

総事業費につきましては6億2,400万円で、個々の事業につきましては、湯の児温泉街及び湯の児海岸線の公園整備や案内板・景観整備等に3億8,200万円、湯の児を中心とした観光振興計

画策定を含めた温泉街観光施設の整備や市街地の自転車のまちづくり推進のための道路調査等に1億6,900万円を予定しております。また、中尾山公園の園路、駐車場等の整備に7,300万円を予定しております。

次に、事業費の手当てをどう考えているのかとの御質問にお答えします。

この事業につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用し、交付率は総事業費の40%になります。この交付金の特徴といたしましては、これまで補助事業で実施できなかった事業でも一定の範囲内で同率の割合の交付金を受けることができる有利な交付金であります。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 第2の質問をします。

このほかに関連事業として、約10億円をかけて各公園へのアクセス道路の整備、エコ施策に対応した自転車走行帯の整備に約8億円が盛り込まれるようであるが、これは具体的にどのようなものか。

また、今の答弁でありました5カ年で約6億2,400万円を事業費にかけるということで、その40%が交付金ということでございますけれども、残りの約4億円近く、3億8,000万円程度ですかね、これについてはどう手当てをするのか。一般財源で賄えるのか、あるいは市債等を発行するのか、それについて質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、自転車の走行帯の整備事業の7億7,900万円というのはどのような事業かというのが第1点でございますけれども、この事業は、自転車のまちづくりを推進するために市街地の主要な道路を整備するというところでございます。また、自転車の走行に対して安全を確保するという意味でも考えております。

それから、交付金の残りの財源はどうするのかと、何かということでございますけれども、交付金以外の財源につきましては、市の負担がなるべく少なくなるように過疎債等の有利な起債を活用してまいりたいと、そのように思っております。

また、関連事業でございますけれども、中尾山線の道路改良事業あるいは自転車走行帯の整備事業及びみなくるバス等の社会実験なども予定をしているということでございます。

○大川末長君 10億円を公園へのアクセス道路の整備をするというのは、やっぱり自転車の走行帯と同じ、それを含めて。

○市長（宮本勝彬君） それも含めての7億円でございます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

この整備事業は近年にない大規模かつ大胆な事業であるが、どのような事業効果を見込んでい

るのか。またそれと、これくらいの規模で生産に結びつくような、例えば第一次産業あたりに投資する考えは市長にないのか。この2点を質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、この6億2,000万円を投資してどのような効果をねらっているのかということでございますけれども、御案内のように、湯の児温泉街というのは非常に厳しい状況にあります。ですから、何としてでも早く手を打たなければならないという思いがございます。そういう意味で、まずはリニューアルをしたり、湯の児に憩いの場をつくったり、だれもが利用しやすい公園等の整備を行うことで、ぜひ湯の児に足を向けていただきたい、交流を図っていただきたいと、そういう思いで投資をさせていただいております。

それから、第一次産業あたりも、もちろん厳しい状況はしっかり受けとめているんですけども、まずはこの湯の児の再生に向けて、あるいは湯の鶴も含めまして、この観光の再生に向けて努力をしていかなければならないと、もちろん第一次産業も並行して頑張っていくつもりであります。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた環境まちづくり研究会について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、みなまた環境まちづくり研究会について、具体的な研究テーマについてお答えします。

まず、本研究会を組織するに至った背景でございますが、これまで本市が行ってきました環境に関する取り組みは国内外から高い評価を得ておりますが、地元市民生活の基盤となる産業振興や雇用の確保という地域振興につきましても、まだ満足いくところまでは至っておらず、人口の減少や少子高齢化の影響も受け、地域活力の衰退は深刻な状況となっております。

そこで、本市が培ってきた環境に関するノウハウを生かしながらも、市民の皆さんが切望される地元産業振興、雇用創出など、今後、地域活性化の具体化を図るために本研究会を設置し、調査研究をすることとした次第でございます。

研究会で行うテーマでございますが、具体的プロジェクトとして、1つ目が小水力や波力、太陽光など再生可能エネルギーを組み合わせ、電力の需要と供給を制御する新しいシステムの地方小都市における先行的モデルの構築と、この新システムやビジネスモデルの確立を図り、地域や市場へその技術やシステムを展開していくための検討であります。

2つ目は、環境に配慮した新水俣産業団地造成の検討でございます。例えば現在の水俣産業団地の地先に新たな産業団地を造成し、企業の誘致による雇用創出を図り、ここで使用するエネルギーに先ほどの再生可能エネルギーを供給するなど、環境に配慮した近未来型産業団地のモデル

が実現できないか、検討するものであります。

3つ目は、建てかえを計画しております市営牧ノ内団地について、太陽光など再生可能エネルギーを取り入れたエコ市営住宅団地とすることの検討。

4つ目は、水俣市の経験や教訓を伝え、困難な課題を乗り越えてきたノウハウ、また環境に関する水俣市の取り組みなどの情報を発信する教育機関や研究機関の立地の検討。

5つ目は、これら本市における環境にすぐれた特色を、水俣独自の地域社会システムなど今後のまちづくりに活用していくための検討を行うこととしております。

次に、研究会のメンバーの構成についてお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、研究テーマとして、環境産業と地域活性化の両立を図るための全体構想、それに伴う5つのプロジェクト、そしてアクションプランの設定という構成でありますので、これらに対応できる各界の専門家をメンバーとしたいと考えております。

具体的にはまだ選考の段階であり、確定はしておりませんが、各テーマに造詣が深い学識経験者、企業などの有識者、地元の関係者などを候補とし、国・県の行政関係者などにも研究会への参加をお願いしたいと考えております。

次に、どのような成果を目指すのかについてお答えします。

研究会では、委員の皆様の専門家の意見を踏まえ、全体構想とプロジェクト、そしてアクションプランを策定し、まとめられたものを国・県の支援をいただきながら具体化に努めてまいりたいと考えております。結果として、地元の産業振興、雇用創出など、地域経済振興につながるものが成果になるのではないかと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

主な研究テーマとしては、新たな工業団地の造成、高等教育・研究機関の誘致、エコ市営団地や小水力発電の市民生活への導入、これが主なテーマだということでございますけれども、新たな工業団地は水俣川河口周辺を埋め立てるとのことであるが、の質問として、どのくらいの面積を見込んでいるのか。

ただ、私が6月議会で今後の企業誘致の際の用地をどのように考えているのかとの質問に、月浦団地や産業団地あたりに約2万3,300平方メートルの空き地があるから、これを充てるという答弁がございました。このとき私は、こんな点在したところへ企業の進出があるのかというふうに疑問に思ったものです。やはり進出する企業は、ちゃんとした企業団地あたりをこさえて待っておかないと、なかなか進出するものではないということで、そういうふうに疑問に思ったわけでございますが、それから約3カ月たった今、新たな工業団地の造成を検討するというところでございますけれども、そういう答弁があって3カ月たった今、こういう検討に至った経緯は何なの

か、これを2つ目の質問とします。

3つ目の質問として、11年度以降の事業化を目指すとのことであるが、どのくらいの事業費を見込み、その手当てはどう考えているのか。

、この研究会は水俣市第5次総合計画、第5次水俣・芦北地域振興計画、水俣病特措法との関連があるのかどうか。

以上。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

森副市長。

○副市長（森 近君） 第2の質問にお答えします。

まず、今回予定をしている新産業団地についての面積はどのくらいかということですがけれども、今まだこれは今後検討してまいりますけれども、15ヘクタールぐらいになるのではなかろうかなと思っております。

3カ月前には計画なかったのが急に何でかということですがけれども、これにつきましては、第5次水俣・芦北地域振興計画そういう中で、新たな産業団地、また前回、国の指定を受けました環境モデル都市づくりのアクションプランの中にはエコ産業団地というのを計画をしておりました。それを具体化していくのをどうするかという中で、今回、国等の支援も受けられるということで、その計画を具体化していくための作業を進めようという形が経緯になっております。

3番目に、11年度以降事業化していくということだけでもということで、財源等についてはどうするのかということですがけれども、今回、構想づくりをメインに研究会でやっていきますので、その中でどの規模になってどういう経費がかかってくるのか、今それもわからないままに大学の話が出たり、産業団地の話が出ていますので、そういったものを研究会の中で出していただいて、それをもとにどういう形で進められるかというのを具体的な検討を進めていきたいと思っております。

また、第5次の総合計画、水俣・芦北地域振興計画、それと特措法との関係はどうかということですがけれども、これはすべてかかわってまいりまして、水俣がこれから進めていく地域の再生のためにこういった事業がどう役割を果たしてくるかということで、今回の研究の報告を受けて具体的な行動に移していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

事業効果を経済の振興、人口や雇用の増加につなげたいとのことであるが、事業化に当たっては、これも先のことであるからどうかと思っておりますけれども、具体的な目標値などを設定して取り組んでいくつもりかどうかということについて質問します。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 先ほど申し上げましたように、研究会の中で具体的にそういったものを含めてアクションプランをつくっていくということになりますけれども、多分、目標値を設定して、いつまでにどういう形でやっていくのか、ただ、やはり基本的に産業団地の造成等につきましても、企業進出というのは本当に厳しい状況にあるといったようなことで、そういったことも含めながら全体条件に立ち入って、いろんな方面から研究をして進めていければなと思っています。

○議長（松本和幸君） 次に、公共建物の耐震対策について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、公共建物の耐震対策について、まず本市の公立小・中学校の耐震対策の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

現在、本市の小・中学校施設で耐震化が必要な棟数は15棟ございます。そのうち8棟については、本年度、耐震化工事を完了する予定です。現在、工事に着工している学校は葛渡小学校ですが、そのほかの学校につきましても、契約済みが葛渡中特別教室棟、久木野中体育館の2棟、ほかの一小体育館、二小体育館、袋小中体育館、湯出中体育館の5棟についても9月中に入札を行う予定といたしております。残り7棟のうち水俣第一中学校の5棟については、平成23年度に学校エコ改修工事とあわせて耐震補強工事を実施する予定です。残り二小校舎、水東小校舎の2棟についても平成23年度工事実施に向け、実施設計を発注しているところです。

次に、市庁舎の耐震構造をどう見ているのかについてお答えします。

昭和35年建設の市庁舎本館、昭和41年建設、昭和50年改築の水道局庁舎、昭和55年建設の教育委員会庁舎について、古い建物は50年近く経過しているため耐震性を調査しておくべきとして、昨年10月から本年7月までの期間で庁舎耐震診断調査を実施いたしました。

市庁舎本館については、1階から4階まで耐震性が不足しており、大規模地震では危険である。水道局庁舎については、建物の位置や場所によっては耐震性が不足している。教育委員会庁舎については、十分な耐震性があるという報告をいただいております。市庁舎本館と水道局庁舎については、昭和56年に改正された耐震基準に適合していない建物であり、構造上、壁や柱が少ないことで耐震性が足りない建物であるということを確認しております。

次に、耐震結果に対してはどう対処しようとしているのかについてお答えします。

本市は平成20年4月に市庁舎建てかえ庁内検討委員会を設置しており、この耐震診断調査結果を踏まえ、先月、耐震結果の報告と工程について委員会を開催したところです。今後は耐震結果を考慮しつつ、建てかえや改築等について庁内検討委員会において検討を行ってまいります。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

現在行われている小・中学校の耐震対策はどのような施工がなされているのか、内容的に主な施工の内容をお聞きしたい。

もちろん、その施工については市内業者に発注をなされていると思うが、何社ぐらいの業者が携わっているのか、あるいは全体終わるまで、施工費用としてはどのぐらいの費用がかかるのか。

以上。

○議長（松本和幸君） 暫時休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 失礼いたしました。

まず、工法でございますけれども、今現在やっている学校がございます。葛渡小学校の校舎を今やっておりますけれども、これにつきましては、鉄骨筋交いで補強をしているという状況でございます。それから今、入札が済んでおります葛渡中学校につきましては、地盤改良等も含めて同じような工法でやるというふうに伺っております。

それから、耐震の事業費についての御質問だったと思っておりますけれども、21年度においては3,076万5,000円、それから平成22年度、今年度でございますけれども、概算工事費で5億7,715万8,000円を予定しております。それから23年度でございますけれども、概算工事費で3億7,835万2,000円を予定しております。全体事業費といたしましては9億8,627万5,000円を予定しております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

市庁舎については築後50年たっているということで、耐震強度が不足しているというようなことでございます。建てかえの時期ではないかなというふうに考えますけれども、以前、商工会議所あたりと建てかえの検討がなされ、チッソからPFI方式での移転、建てかえの提案もあったやに聞き及んでおりますが、先ほども建てかえの検討もしなければならないという答弁でございましたけれども、そういった市独自の建設となると一度に多大な費用が発生しますので、でき

ればそのPFI方式あたりでの移転、建てかえは検討されないか。

以上。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 庁舎の建てかえでございますけれども、今の答弁でも申し上げましたとおり相当の年数を超えておりますし、さきに行いました耐震診断におきましても厳しい結果が報告をされております。いずれは、この庁舎建てかえについては考えていかなければならないと思っておりますが、今も各学校あたりの耐震のほうもやっておりますけれども、うちの庁舎建てかえよりも優先する施設の改修ということもいろいろ予定されておまして、また近隣の庁舎あたりをずっと見て回りましても、非常にそれぞれ厳しい状況の中で頑張っていらっしゃる部分もありますし、また市の財政を勘案しますときに、現段階では早期に庁舎の移転、建てかえは難しいと、そのように受けとめております。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 先ほど、市庁舎の建てかえについては庁内の検討委員会でいろいろと検討しているということを申し述べましたけれども、耐震診断調査結果を踏まえまして、市庁舎の問題点、それからクリアすべき課題あるいは建てかえの必要性というのを、さらに改築の必要性を踏まえて、今までいろいろ種々検討を行っておりますけれども、先ほど議員のほうから申されましたPFI方式についても含めて検討を行うと、そういうことを進めてまいりたいというぐあいに考えております。

また、そのほか庁舎の規模であるとか、建設の位置であるとか、あるいは財源をどうするかといった問題も出てまいりますので、そういうことも漏れなく含めて検討を進めるということにいたしております。

○議長（松本和幸君） 次に、普通財産の管理、活用について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、普通財産の管理、活用について、まず教育会館の管理についてお答えをいたします。

教育会館は、水俣市教職員組合の資金で昭和35年に建設されており、本市からも昭和35年から昭和38年の4年間で230万円の助成が行われております。また、昭和45年には建物及びその設備が教職員組合から水俣市へ寄附されておりますが、昭和36年4月に取り交わした契約書に、1階の一部を事務所として使用することを確約し、使用料は会館が存続する間無料とするとしているため、現在に至るまで無償で教職員組合へ貸し付けをいたしております。

しかし、原契約が50年前の契約で現在にそぐわない面もあることから、平成20年12月、平成21

年6月に教職員組合の代表と有償での賃貸借契約について話し合いを持ちました。このときは、教育会館がある浜町2丁目の土地は評価額が高いため、普通財産の賃貸借物件と同様の計算式による賃貸借額は高額になり、契約は困難と考えられることから、一たん組合内で協議の上、回答されることとなっておりましたが、いまだ回答がございません。今後は資産の有効活用や建物の老朽化による解体を含め考えていく所存でございます。

次に、駅前広場の管理と活用についてお答えします。

おれんじ鉄道水俣駅前にありますふれあい館は、平成4年度の国鉄民営化を機に国鉄清算事業団から貨物ヤード跡地の払い下げを受け、市民相互のコミュニケーションを図り、水俣市を訪れる人と市民の交流の場となる施設として整備したものであります。

施設の概要としましては、敷地面積1,713平方メートル、延べ床面積が633平方メートル、駐車場370平方メートルで15台分を確保しております。ふれあい館の利用者は、平成21年度で3,687人、平成22年度が8月末現在で各種団体の親睦会等59回、延べ2,460人の方に利用されております。

ふれあい館に隣接します駐車場は、本来、ふれあい館を建設した際にふれあい館利用者の利便性を図るために設置したものであります。水俣駅に隣接していたことから、当時のJR利用者からの要望もあり有償で開放しておりましたが、平成16年3月の新幹線開通を契機に利用者が激減したため、ふれあい館設置当時の考え方に戻り、ふれあい館利用者の方々に優先して利用してもらっているところであります。

ふれあい館を利用されるほとんどの方は駐車場もあわせて利用されております。駐車場を月決めや常時開放する有料駐車場とした場合、幾つかの問題点があります。

1つは、開放するためには出入り口の改良やパーキングメーター設置等の設備投資に経費がかかること。一番大きな問題は、開放することにより、ふれあい館利用者が駐車場を利用できなくなることです。そのようなことから、月決め駐車場等への開放は困難であると考えております。

ふれあい館の活用についてのお尋ねであります。現在は親睦を兼ねたバーベキューや地区の盆踊り、展示会など交流の場として多くの市民に利用されておりますので、今後もこのような利用のされ方がさらに増加し、市民のコミュニティ形成のために役立てていただくことを期待しております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 駅前広場は所期の目的どおり有効に活用されているというような答弁でありまして、そうであれば結構なことであろうというふうに思います。

ただ、近隣の方々には必ずしもそう思われていないようであります。特に駐車場あたりは活用されていないというようなことで、いっそのこと月決めの駐車場あたりにして常時開放するようにしたかどうかというような希望も出ておりますけれども、有効活用という点ではそちらのほう

がいいかなというふうに思いますけれども、広場の利用者の方が駐車場をどのくらいの頻度で使われているのかということをもうちょっとやっぱり精査をしていただいて、本当に有効活用になっているのかということを再度調査していただきたい。

やはり、先ほども申しましたように、財産というのはやっぱり経済的な価値として保全しなければいけないという建前がありますので、そういう面でどうやるかということの検討を再度していただきたい。それについて質問いたします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 商店街に隣接する駐車場となっていてございまして、新幹線が開通したときにいろんな議論がございました。そのときに商店街に移管してというか、そういうところで使ってもらえないかという話もございました。ただ、先ほども総務企画部長が申しましたとおり、管理が非常に難しくなっていくと。月決めの駐車場にした場合、そこに市の駐車場が独占してしまうということもございまして。いろんな中で、こういう形で利用される方の駐車場にとっておく。それと、市でも活用しておりまして、例えば花いっぱい運動のときにそういう施設を利用するか、市の活用についても今後検討していかないといけないと思いますけれども、再度、商店街の意向等も踏まえながら、どういう活用が一番有効なのかということを検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 教育会館の管理について、今答弁がありましたけれども、前回の答弁と余りかわりばえないような答弁でございました。

そもそも普通財産とは、経済価値として保全し、その管理、処分した収益を市の財源に充てることを主たる目的としているというではありませんか。また、貸付期間中に市が公用または公共用に使う必要が生じたときは、いつでも市長は貸付契約を解除できるということも、これは法的にもそういうふうな決め事があるというふうに聞いております。

答弁にもありますように、あそこは評価額の高い土地でございまして。それを経済的価値として保全できていないということに、何ら疑問意識がないはずはないというふうに思います。片や小さな川に橋をかけて、そしてそれを生活用として使用している者に占用料を課して厳しく取り立てたり、あるいは市営住宅の滞納を問題にしながら、一方ではこのようなありさまで、市民にどう示しをつけられるのか。このことは、まさに財政運営上、少なからず損害を受けていると言えるんじゃないかと思っております。同じことを3回も一般質問をさせるということは、ただ一般質問のそのときをしのげば何とかかなという態度にも受け取れます。今後の対応について、さらに答弁を求めます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この件につきましては大変御迷惑をおかけしておりますけれども、教職員の組合の皆さん方とも話し合いを進めていながら、年度内に方向性を出したいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時15分まで休憩します。

午前11時29分 休憩

午後 1 時15分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田 斉議員に許します。

（福田 斉君登壇）

○福田 斉君 こんにちは。

新政同友クラブの福田 斉です。

議長のお許しを得ましたので、登壇いたしました。

台風の影響が、少しずつ涼しくなっておりますけれども、本日よりこの本会議場においては、議会と執行部の熱い議論がスタートしております。

人口約 2 万5,000人、議員数16名、財政状況は悪化し、全国でも下から数えて15番目と言われるお隣の鹿児島県阿久根市です。御存じのように、竹原市長と対立する市議会との問題が連日新聞等をにぎわせています。これまでの泥仕合ともとれる市政の混乱に対して、一部の方からは阿久根市民であることが恥ずかしいとまでの意見も聞かれているみたいでございます。詳しい内部事情もわからないまま、よその議会や首長さんのことをとやかく言う立場ではございませんが、見苦しい大人の争いのように映って見えるのは私だけではないかもしれません。

一方、名古屋市では、改革を唱えて当選した河村市長と議会との激しい争いもあります。いずれの市もリコール選挙まで発展することが確実視されております。こういった議会と行政の機能不全とも言うべき混乱の実態が続くことは市民のためにならないことは、火を見るより明らかでございます。

私たちのこの水俣市においては、議会と執行部が正常に緊張感を持って運営されております。執行部と議会、与党、野党、それぞれ立場の違いはあれ、水俣の再生、発展への願いという目指すべき方向は同じでございます。

水俣市は水俣病の長くつらい歴史を乗り越え、特措法の成立をきっかけに最終的な全面解決に向け大きく動き始めました。新しいこれからの水俣のためには、もう後戻りはできませんし、許されません。また、後戻りするような動きはしてもいけませんし、またそういった動きを容認してもいけません。国・県が本腰を入れ、疲弊した水俣・芦北振興に向け第 5 次の振興計画もスタ

ートさせました。振興計画を千載一遇のチャンスととらえ、今後の期待される多額の財政支援をもって市の再生、発展につながる施策の実現に力強く邁進してもらいたいと願っております。

今回、13名の議員が質問を予定しております。大勢の議員の質問に対し、決して通り一遍な答えでなく、常に前向きととらえられる答弁を期待いたしております。

前回、6月議会においても前置きが長くなり、時間切れでせっかくの執行部の答弁まで遮るよううかつなこともしましたが、どうしても大切な案件であったと認識しておりますので、前回に引き続き再度仕切り直しの質問をしてみたいと思っております。それでは順次、以下質問します。

第5次水俣市総合計画について、3項目に絞って質問します。

まず、第三セクター肥薩おれんじ鉄道の新駅開設計画についてですが、冒頭述べましたが、これについてはさきの6月議会の答弁で、現在の水俣高校そばの小崎あたりに新駅を開設し、利便性と鉄道の利用率の向上を図りたい、そしてそのための補正100万円の調査予算を計上したとの答弁でございました。そこで新たに4点について質問します。

、計画の進捗状況について、6月議会で100万円の補正も決まり、当然調査を含めた計画の動きもスタートされたと思いますので、現在どういったことをやられているのか、業務の進捗状況をお尋ねします。

次に、あ の場所への新駅設置に対する影響調査について、調査中の問題点あるいは予測されることでもよいですが、どういう影響が考えられるのか、お尋ねします。

次に、あ の場所への新駅開設が本当に市民全体のプラスになるのか、大いに疑問がございます。そこで、水俣高校そばへの設置の必要性について市長はどの程度強く認識されるのか、お尋ねします。

次に、利便性の向上と利用促進への効果についてですが、前回の吉本部長の答弁では、高校に通学する生徒や近隣の医療機関に通院する沿線住民の利便性が高まるとしてはいますが、果たしてどれほど効果が期待できるとお考えか、お尋ねします。

次のエコパーク水俣の交流拠点づくりについて質問します。

エコパークについては、ここ数年、内外のお客さんに来ていただき大変なにぎわいを感じておりますが、継続的に、あるいは発展的にあ の場所を水俣の明るい交流拠点とするためには、今後具体的な取り組みが不可欠という認識があり、事業の目標設定と今後の具体的な企画についてお尋ねします。

次に、併設する竹林公園の有効活用をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

、今後ますます交流人口の増加を図るためには、交通アクセスの改善に努めなければなりません。今後どのようにされるのか、お尋ねします。

、前回6月の質問の中で、エコパークの玄関にふさわしい陸橋の新設を提案させていただきました。その実現について改めてどのような見解をお持ちか、お尋ねします。

次に、3つ目の項目、青少年健全育成についてであります。

まず、青少年健全育成活動への取り組みの現状についてお尋ねします。

次に、未成年者の喫煙防止についてであります。これにつきましては以前開催されました社会を明るくする運動実施委員会会議の席で、私は保護司の立場から未成年者へのたばこ販売の現状を述べさせていただきました。早速、教育委員会のほうでも市内のアンケート等実施していただいたみたいですが、喫煙防止に関するお考えをお尋ねします。

次に、市内の現状も含め、関係機関との連携をどうされていくのか、お尋ねします。

次に、非行の温床となるいわゆるたまり場についてどう対処されるのか、お尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問に順次お答えします。

第5次水俣市総合計画について、まず肥薩おれんじ鉄道新駅開設計画については私から、エコパーク水俣の交流拠点づくりについては副市長から、青少年健全育成については教育長からそれぞれお答えいたします。

まず、肥薩おれんじ鉄道新駅開設計画について、計画の進捗状況からお答えいたします。

さきの6月定例議会において御承認いただきました補正予算に係る事業の内容は、新駅設置に係る現況の整理、設置の必要性と課題整理、新駅設置の効果と利用予測、新駅及び周辺整備と今後の課題について調査・検討作業を行う委託業務であり、現在、委託事業者の選定作業を進めているところでございます。

次に、設置による影響調査の結果についてお答えいたします。

さきに述べました業務が終わっておりませんので、結果につきましては、委託業務の調査内容をもって御報告できるものと思われまます。

次に、水俣高校そばへの設置の必要性についてお答えします。

まず、駅を増設することで鉄道利用者の利便性を高め、地域の公共交通としての位置づけを住民に浸透させ、利用客の増加を図ることを目的としております。

設置の位置につきましては、これまでも水俣高校関係者から新駅設置の御要望をいただいておりますことを踏まえ、肥薩おれんじ鉄道を利用し、高校の再編により統廃合された新たな水俣高校に通学する生徒への利便性を向上させようというものであります。

また、位置的にも人口集中地域により身近な駅を設置することで、公共交通を利用しやすい環境を市街地に整えるとともに、地域医療の中核である水俣市立総合医療センターへ通院される沿線住民への配慮も大きな要因であると考えております。

次に、利便性の向上と利用促進への効果についてお答えします。

まず、通学生への直接的な効果に加え、利便性の高い学校として生徒数の減少に歯どめをかけることも期待を持たれます。また、総合医療センター等近隣の医療機関に通院する沿線住民の利便性を高めるとともに、市街地北部、東部の最寄り駅として地域住民の通勤や通学、買い物など市民生活の利便性を向上させ、さらには新幹線との連携による公共交通機関の利用促進を図るものと期待するところであります。

また、湯の鶴温泉や今後整備される中尾山公園などの観光資源への新たな出入り拠点としても位置づけられるものであり、新幹線の全線開通後における重要な観光地へのアクセス拠点整備が図られることとなります。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、エコパーク水俣の交流拠点づくりについての御質問に順次お答えします。

まず、事業の目標設定と具体的な企画についてお答えします。

第5次水俣市総合計画では、物産館まつぼっくり、バラ園の利用者数を平成20年度の5万5,677人に対し平成25年度の目標値を約15万人、スポーツ大会の入り込み数を同じく平成20年度の29万5,500人に対し目標値を32万6,000人に設定しています。

今後の具体的な企画につきましては、まず秋バラの開花時期にローズフェスタを開催し、あわせてスケッチ大会、フォトコンテスト、物産市、お土産物菓子博等を開催します。また、この時期に合わせて市内お菓子屋さんがスイーツスタンプラリーの開催等を企画しております。また、レストランたけんこについては店内改装が終了し、9月16日に新装オープンを予定しており、今後さらに水俣の魅力ある食材を使用した料理の提供により、さらに交流人口が増加することを期待しております。

エコパーク水俣につきましては、これまでバラ園等の指定管理者であるハートリンク水俣や物産館まつぼっくりが趣向を凝らし集客に努めておられます。さらに新しくたけんこで営業を始められるあらせさんが加わり、3者で連携を図っていただくこととなりますが、市としましても交流人口増加のために、この3者と連携をとりながら企画提案を行っていきたいと考えています。

次に、竹林公園の有効活用をどのように考えているかについてお答えします。

竹林公園は、県の指定管理者であるハートリンク水俣が管理を行っており、県と連携して各種

イベントを実施し、利用率の向上と集客に努められております。しかし、現状では来場者を増加させることは大変厳しい状況とお聞きしております。

竹林園は平成4年11月に開園し、本市を初め、世界各国の多数の貴重な竹、ササが植えられており、すばらしい公園だと考えております。これまでも地元21区寄る会による蛸が飛び交うような試みがなされたり、野点や薪能などのイベントが実施されてきたところです。このほか、地元の保育園や幼稚園や小学校の遠足場所としても活用されていると聞いております。

しかしながら、エコパークの整備が進む中、奥まった場所になってしまったこともあり、議員御指摘のとおり、観光資源として有効に使われていないと認識しております。また、開園から18年が経過し、施設の老朽化も目立ち始めていることもあり、竹の補植や園路補修等について県のほうで検討を行っているとのことでもあります。

また、前回御提案のいわしかごなど竹を使ったイベント実施についてですが、先般、いわしかごが県伝統的工芸品に指定されましたことから、竹林園に展示することも検討しましたが、巨大な竹製品でありますので、輸送の問題や展示方法がネックとなり実現に至っておりません。このほか竹アート展など竹を使ったイベントの実施については、引き続き検討を続けたいと考えております。

今後より多くの皆様に有効活用していただくためには、指定管理者であるハートリンク水俣と連携して竹林園の周知等を十分図りながら、観光客が呼び込めるような仕掛けをしていかなければならないと考えています。具体的な方策については、今後ハートリンク水俣と協議をしていきたいと考えています。

次に、交流人口の増加を図るための交通アクセスについての御質問にお答えします。

市としましては、エコパーク水俣を交流拠点として位置づけ、道の駅みなまたやバラ園、その他スポーツ施設等を活用して交流人口の増加を図ることとしております。そのためには、エコパーク水俣までのアクセス確保も重要であると認識しております。

現在、エコパーク水俣を利用される方々の大半は、自家用自動車や貸し切りバス等を使用されておられます。JRや肥薩おれんじ鉄道など公共交通を利用して水俣にお越しいただいた方がエコパーク水俣まで行かれる場合は、直接乗り入れるバスが1日2便または3便しかなく、タクシーを利用していただくケースが多いものと思われま。

今後、観光振興及びスポーツ大会等の誘致を行う上で公共交通の充実を図る必要がありますので、関係機関との連携をもとに、イベント期間中、または週末などにおける巡回バスの運行など実証実験を実施し、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、メインゲートとしての陸橋設置の実現についてお答えします。

管理者である県に相談いたしました。竹林園側駐車場は道の駅みなまたの駐車場になってお

り、まつぼっくりやバラ園との動線を考える必要があるものの、エコパークは水俣湾の海底に沈殿した水銀を封じ込めるために埋立造成された土地であり、地盤が軟弱で、地中深く基礎ぐいを打つことができない場所であります。このような土地の状況と現地の交通状況等を踏まえ、大規模な施設の設置については慎重な対応をしたいと県は考えていることから、陸橋設置は非常に困難であると考えております。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、青少年健全育成についての御質問にお答えいたします。

まず、青少年健全育成活動への取り組みの現状についてお答えいたします。

本市には中学校区ごとに青少年育成会があり、その校区育成会、保護司会や婦人会、老人会などの各種団体及び警察など関係機関からなる水俣市青少年育成市民会議があります。現在はこの組織を中心に、朝のあいさつ運動、学校いつでも参観の提唱、子ども110番の家の設置、地域安全マップづくりなど、青少年の育成にかかわる各種事業を実施しています。

次に、未成年者の喫煙防止についてですが、教育委員会ではつい先月8月、未成年者のたばこ購入の現状を把握するとともに、喫煙防止への協力を依頼するために市内コンビニエンスストアを対象に聞き取り調査を行ったところです。

調査をしたほとんどのお店で未成年者がたばこを購入しに来たことがあるとの回答で、それに対しては顔と年齢が確認できる免許証などの提示を求め、未成年である場合には販売しないとしています。また、店内やレジ周りには未成年者喫煙防止のポスターやチラシを張って積極的に啓発に努めている様子がうかがえました。

一方、制服のズボンのまま堂々とたばこを買いに来る未成年者がいたり、二十歳前後の若者が集団でやってきたり、年齢確認の際、逆ギレする客もいるなど、お店側の危険な現実も知ることができました。

次に、未成年者の喫煙防止についての関係機関との連携についてですが、水俣警察署を初め少年補導員連絡協議会、保護司会、防犯協会など、それぞれに活動している機関、さらには中学、高校など学校現場とも積極的に懇談を重ね、情報を共有しながら地域ぐるみで未成年者の喫煙防止を図れるような環境を醸成したいと考えております。

最後に、いわゆるたまり場への対応についてですが、未成年者の喫煙を初め非行や犯罪の温床になりがちな場所について、現在のところ、全市的には把握しておりません。まずは市街地の中学校区において、PTAと水俣警察署の連携で実施されている夜間パトロールの際、いわゆるたまり場になりそうな場所を集中的に巡回していただけるよう働きかけるとともに、将来的には青少年育成市民会議でも多くの人の目が届くよう、いわゆるたまり場の洗い出しを図るとともに、

意識を喚起するなど、非行や犯罪の防止に努めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 それぞれの御答弁ありがとうございました。

今回の私の質問はちょっとスタイルが変わってしまいまして、ちょっと一括質問的なことになってしまいまして、非常に答弁するほうも大変でしょうし、私の質問するほうも大変である。ですが、それだけ緊張感が増すのかなという思いもございますので、今から二次質問のほうにもちょっと入らせていただきたいと思います。それぞれ多岐にわたってまいりますので、メモのほうもよろしくとりながら真剣に答えていただきたいと思いますというふうに思っています。

まず、おれんじ鉄道の新駅開設についてですけどね、こういった話の内容の中に、答弁は前回の6月議会での執行部のほうの答弁、今眺めておりますと、ほとんど同じ。執行部の方もつくるのは簡単であつたらうなという感じがしないでもありません。ほとんど同じようなことを言われてたなという感じがいたします。

そこで、ちょっとひねくってもうちょっと聞いてみたいと思いますけれども、まず6月議会に補正で決まりまして、調査予算、業務委託ですか、これが先ほどの市長の答弁では業務委託のまだ選定作業中であるということでした。非常に私は動きが遅いなという感じがいたします。やはり、こういった御時勢でございます。少ない財政、厳しい財政状況の中で必要があつて予算を捻出するわけですから、必要があつて6月議会にかけられたと。そうであれば、当然急ぐべき作業じゃないかなという感じはしてたんですけども、やはりまだ選定作業中ということで、これがいつになるのかなという感じがいたします。

ここで、そこら辺で業務委託のほう、調査業務ですね、ここら辺がいつごろになるのか、見通しをちょっとお尋ねしたいと思います。計画の中では平成24年度末には完成させるということになっていますので、正確に行きますと平成25年の3月までですか、駅の開設ということからすれば、当然調査しているんな問題も出てきますし、それからいろいろな業務をやっていくと、当然スケジュール的にも無理が来るのではなからうかと思っておりますので、この調査業務委託のほうの進捗状況を詳しくお尋ねしたいと思います。

それと影響調査についてですけども、この点につきましても単純に考えれば、前回のことで言いましたけれども、あそこで高校生がおりることによって商店街にも影響が出ると。そういったことは、長年水俣に住んでおれば、わざわざ業務委託でしてそういった専門の業者に説明、ほかのところなんですけど、これはですね、調査すべきほどの問題ではないと。そういったわかりやすい影響も出ておるといことがございます。こういったことをどう思われますかということですね、お考えをお聞きしたい。

それと、水俣高校そばへの設置の必要性についてですけども、これ前から要望が出てたと思

うんですけれども、いつごろから、どういう人たちからどのような要望が出てたのか。ぽっと降ってわいたような話ではないと思いますので、どのような大勢の方たちから要望が出てたのか、地域からなのか、あるいは学校からなのか、いろんなところから要望が出されたと思いますので、どういう要望がどういう状況であったのか、これをお尋ねしたいと思います。

それと、市長の答弁のほうで近隣の医療機関に通院するとかいろいろございましたね。これは全く前回の答弁書と同じようなことを言われていましたけれども、例えば医療センターへの通院とか、学校の生徒数の減少に歯どめがかかるとか、こういうことを言われておりましたけれども、果たしてあの場所に駅をつくったとき、沿線あるいは東部、北部の方たちがあそこでバスであり、それから医療センターのほうにどうやっていかれるのかと。そして、果たしてあそこに駅をつくって利便性が上がることで、よそから学校へ入ってくる生徒数がふえるのか、あるいは歯どめがかかるのか、大きな疑問ですね、私はこれ。デメリットのほうが、後で述べますけれども、デメリットのほうが大きいんじゃないかなというふうに私は思います。

本当にあそこが駅をつくって多くの方が病院とかを利用して非常に便利になるとなってくれば、当然あの場所からまた病院に通う、あるいは商店街へ買い物に行く、当然また周回バスか何か考えないかんようになるわけですね。わざわざあそこでおりて、市内まで歩いていく人はいませんでしょう。最初からバスを利用したほうがいいんですよ。そしたら、わざわざ電車へ乗らなくても時間的な余裕ができると。そこら辺はどういうお考えか、もう一度お尋ねしたいと思います。

次に、エコパーク水俣の拠点づくりについてですけれども、事業の目標設定については水俣の計画の中に入っております。この目標設定について立派な目標が掲げておるんですけど、具体的な企画について、これ企画を立てられるのはどこなのか。ハートリンク水俣なのか、あるいは行政のどの部署が旗振りを行っていくのか、そこらをちょっとお尋ねしたいと思います。

そして、交流人口の増加を図るために交通アクセスの改善、どのようにされるのかということですね。

これ、エコパークのほうに、なぜみなくなるバスが行かないのかなと私は思っております。今、非常に市内をみなくなるバスが走っておりますけど、弱者の足ということで非常に喜ばれておりますね。病院に通ったりとか、買い物に行ったり。しかし、それだけが弱者の足としての目的じゃないと思うんですね。例えば体の不自由な方とか、あるいはそういったお年寄りの方とかがエコパークに行って、あの広い景色のすばらしいところを散歩してみたいとか、ストレッチをしてみたいとか、そういう人もおられると思うんですよ。そういったことを考えた場合、なぜみなくなるバスがそういった病院とか買い物だけのものなのかと。やっぱりここも考えれば、当然みなくなるバスも市民の足としてエコパークあたりまで運行すべきであるというふうに私は考えるんですけど、そこはどのようなふうに思われるかですね。

そして、陸橋の新設に関してなんですけれども、これは先ほど、埋め立てであるからくい打てないとかどうのこうの言われましたですね。そういう地盤がどうのこうのは専門の技術者に対応させればいいことであって、まずこちらとしては本当に必要なのか、そういったものをつくったときにどうエコパークが変わってくるのか、どう魅力が大きくなっていくのかそういったことを考えて、技術的なことを言ってしまうと、何もできないんですね。

ですから、本当に私、勝手に言ってますので、私だけが必要性を感じてるかもしれませんがけれども、ちょっと後で述べさせていただきますけれども、やはりあそこにそういった構造物をつくるということで、本当に地盤が問題であるから、もうそういうのはだめですよというのはちょっとおかしいんじゃないかな、改めてそこら辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

そして、青少年健全育成についてなんですけれども、これについては非常に私はいろんな問題を含んでいると思います。

ここで森さんにちょっとお尋ねしたいんですけどね、昔は二、三十年前だったと思うんですけど、水俣に水俣市青年団体連絡会議というのがございました。ここにおられる岩阪議員が初代の会長さんを務められて、私もその後ちょっと引き受けさせていただいたんですけど、あのころはいろんな市内の青少年団体7団体が一緒になって水俣づくり、あるいはそういった青少年の非行防止とかそういうのに取り組んできたんですね。そういうのが今現在は水俣にはないかと、ちょっと寂しく感じるんですけど、時代が変わってしまったから仕方がないということはあるんですが、そこら辺のもう一度そういった若い者がやはり水俣、子どもたちも含めたところで大きな目で水俣で活動するようなそういった団体育成、そういったことに対して、森さん、昔のことを思い出してもいいんですけど、森さんのお考えをちょっとお尋ねしてみたいなと思っています。健全育成についてどうかかかっていけるのかですね。

それと、喫煙防止に関するお考えですね。これは非常に教育委員会としてすばらしいネットワークでされたなと私は感心しております。近年、役所にはないスピードアップで、これ8月9日、私も資料をいただきました。教育長と担当者の方、2名の方で市内のコンビニエンスストアを5店舗回られてるんですね。生のお店の声を聞くということで、非常にこういった動きをされて、そしてまた生々しいアンケート結果も出ております。

私はここで、コンビニとかに限らず、小売店も売られるところがございます。こういったところにも、販売自製の協力を今後こういったやり方でお願いできるものだろうかというようなところが一つございます。そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、市内の現状を含めて関係機関との連携をどうされていくのかと、これについてなんですけれども、実は私、先般、水俣警察署のほうに出向きまして、生活安全課の担当部門の方とちょっと意見交換をしましてまいりました。

これによりますと、たばこの販売については未成年者たばこ販売禁止法という法律がございまして、未成年者に対してたばこを販売したら店は罰せられるという、これは私初めて知ったんですけど、そういう法律があるそうなんです。そして、水俣と芦北管内、特に水俣地域では、少年犯罪、こういった非行についてはどうなんですかという現状をお聞きしましたら、非常にここ数年低下してきておるそうなんです。いいことなんです。ただ、言われていたことは、そういったたばことかで補導される、あるいは自転車の窃盗、補導されるのは少なくなっているけれども、補導に至らない事例はたくさんあるでしょうと、特にたばこあたりですね、そういうお話を聞くことができました。

たばこにつきましては、なぜたばこばかり言うかといいますと、やはりたばこに始まって飲酒あるいは万引きあるいは薬物、そういった登竜門ではないかなと私はちょっと感じるところがあるんですね。先ほども言いましたけれども、たまり場あたりでたばこを吸う、そこに酒がある、そこにちょっと集団で集まって万引きでもやってみようかとか、そういった一つの入り口じゃないかなと私は非常に心配するところがございます。

こういった行政でもいろいろやっておられて、2008年に t a s p o と、成人識別たばこ自動販売機が導入されたということは皆さん御存じですけれども、私も最近、やめてたたばこを復活させて、やっとこの t a s p o を手に入れることができました。これは最近、成人の喫煙に対する世の中の風当たりというのが非常に厳しくなっております。ただ私に言わせれば、きちんとマナーを守ってたばこを吸っている人に必要以上に禁煙を呼びかけるのはいかなものかと私は考えております。

ただ違うのは、子どもたち、未成年者がたばこを吸うということは非常にいかんことだよと、大人は黙って見過ごさんぞと、このやはり厳しさを教えることが大事だと私は考えておりますので、入り口であるこのたばこに関しては、ぜひ水俣市としても教育委員会としても調査して厳しく指導を進めるという観点から、こういう質問を取り上げたわけですけれども、二の矢のちょっと最後にしたいと思っておりますけれども、今言いましたたばことかに関して、どうでしょう、いいですわ、それは。三の矢にさせてもらいます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点ですけれども、選定作業中ということであったけれども、大変動きが鈍いのではないかというような第1番目の御質問でございました。

これは6月議会に承認いただきました補正予算に係る事業でありましたので、7月中に設計書を取りまとめまして、8月上旬に財政課で入札の準備をしておりましたけれども、何せ新駅の設計でございますので、当然、鉄道の事業にやっぱり精通した業者とのかかわりもありまして、そ

ういった業者の選定が必要であったということで、指名業者の選定に少し時間を要したというような部分もございます。確かに1カ月間ぐらいおくらしているのではないかなと思っておりますけれども、今後急がなければならないと思っております。議会終了後の今月の17日に入札予定をしております。また12月末までには、可能性の方向性といいますが、そこを決定したいとそうように思っております。可能性の方向を決定する計画でございます。

2つ目に、商店街等への人の流れはどうなるかというような、そういう影響は考えたのかということでございます。正直、現在のところ、想像の域からでしかお答えできませんけれども、人の流れ、そういったものも含めまして、今回の調査ということになるんだらうと思っております。

それから、要望はいつ出たのかと、だれからかというようなことでございますけれども、1つは、要望書は県立水俣高等学校のPTAの会長さん、それから同じく同窓会の会長さんの連名で県の教育委員会のほうに、県の教育長あてに要望書を出されておりますし、私のほうにも直接お見えになりましてお話がございました。

その要望の内容でございますが、線路から近いという利点がありますので、市外通学生等の利便も考え、おれんじ鉄道の新駅設置をお願いいたしますというような内容でございました。あと幾らか一部の市民の方からも、ぜひ新駅をつくってほしいというような要望を直接承っております。

それから、果たして駅をつくったときに医療センター、そういったあるいは生徒数の歯どめがかかるのかというようなことでございますけれども、調査委託の内容といたしましては、それらも含め、現在も現況の整理でありますとか、設置の必要性でありますとか、あるいは課題整理、効果、どういう効果をもたらすのかと、また利用することによってどういう結果、メリットの部分が出てくるのかと、そういったものも含めまして今後検討していく予定にしているところでございます。

それから、バスで行ったほうがいいんじゃないかというようなお話がございましたけれども、これも観光と絡めての話でございます。まだ私個人的にも考えているんですが、みなくるバスあたりを使って周回、観光の水俣市を1周回る周回バスみたいなのもどうだろうかというようなことを考えております。その一つの拠点としても、このあたりを通りながら一つの観光のルートとしまして、一つの拠点としたらどうかというような思いもしております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） エコパークの第2質問にお答えをしたいと思います。

まず、目標設定をして企画を立てるのはどこかということですが、基本的にエコパークの設置者は県ですので、県がハートリンクに今、業務委託をしております。これはあくまでも管

理委託であって、やはり利用していくのは水俣市が中心になって考えていく必要があるのかなと
いうことで、窓口としましては水俣市の商工観光課の観光再生係が窓口になって、ハートリンク
水俣、またまつぼっくりとか、いろんなそういった関係する施設と一緒に目標が達成でき
るように努力をしていきたいと。また、特にスポーツイベント等につきましては教育委員会との
関連も出てきますので、やはり会場となりますソフトボール会場とか陸上競技場、そういったも
のも含めて関係団体と連携をとりながら利用率の向上に努めていきたいと思っております。

また、交通アクセスの中で、なぜみなくるバスがエコパークに通らないのかということなん
ですけれども、これは今は住民の方からの要望も結構多くあっております。しかし、みなくるバス
を導入したときに、路線バスが通っているところをまず重点的にやるということだったもので
から、その部分については今後、今、みなくるバスの路線につきましても乗り合いタクシーの導
入と合わせて見直しをしていくということにしておりますので、その中でエコパークへの乗り入
れ等についても検討していきたいと。また、今、市長がちょっと申し上げましたけれども、や
はり先ほど申し上げましたように、イベントとかいろんな部分については通常の路線バスではな
くて臨時的なものを走らせる、そういったことも今後考えていく必要があるのかなと思ってお
ります。

それと陸橋につきましては、技術的なことではなくて、必要性についてどうかということなん
ですけれども、私もしょっちゅう行って、バラの時期とかいろんなのを見えています。確かに竹林
公園の前に置いて、あのバラ園に入ってこられる方もいらっしゃいますし、臨時の駐車場として
たけんこの裏とか陸上競技場を使っていますので、すべての駐車場を使いながら皆さん来てお
られます。その動線の中で、今、横断歩道を渡ってバラ園のほうに入っておられますので、陸橋を
かけるということで待たずに渡れるというのはあるのかなと。

しかし、今、国道にかかっております陸橋を見えますと、なかなか利用されていない。そう
いったことも含めていくと、どういう形が一番あそこの場所に適しているのかというようなこと
もありますので、技術的なことも含めてですけれども、今後利用者がふえていって動線等を見な
がら、その必要性も考えて検討はしてまいりたい。また、これにつきましても土地が県の土地で
すので、県とも協議しながら進めていきたいと思っております。

それと、担当外でありますけれども、青少年問題の質問にお答えさせていただきます。

確かに以前はそういう形で青少年団体とかいろんな団体があって、まちのいろんなイベントを
やったり、青少年の健全育成に携わってきた経緯があります。今回もこの答弁書を審査する中で
担当課と話をしたんですけれども、このごろ子ども会もなくなったり、スポーツ少年団も野球だ
けになったり、やはりそういう意味で大人が子どもとかかわる機会というのが減ってきたよねと。
やはり今後の問題を考えていくなら、やはりもう1回そういったところに光を当てながら、時間

はかかるかもしれないけれども、今だからこそ、またこういった団体活動の復活、そういったことはみんなで考えていく必要があるだろうというような話をしております。

ですから、今、議員おっしゃいましたように、昔と今は違うという部分もあるんですけども、逆に今ほどそういうことが求められている部分はないのかなという気がしますので、教育委員会の担当部署とも話をしながら、私たちが役所の職員という立場じゃなくて一市民に立ち返ったときに、また子どもたちとどう接したり、団体活動を支援していけばいいのかというようなことで今後も考えていきたいなと思っております。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 未成年者の喫煙防止についてということでございますけれども、私どもがコンビニエンスの実態調査に行きましたときに、きちんと実際やられておりましたが、ただ、やっぱりすり抜ける子どもがいると。どういう場合かというと、非常に大人びた子どもがいるということで、やっぱり身分証明書などを提示しない場合が、やっぱり高校生とある程度予測できる場合はほとんどやって、ほとんど未然に防げているということなんですけれども、実際やっぱり大人びた未成年者がいるということで、通り抜けたということも実際お聞きをいたしました。

そのほかに、小売店も水俣市内にありますけれども、水俣たばこ販売組合というのもございますので、こちらの方々ともぜひそういうお話をさせていただいて、お願いできる部分についてはきちんと把握してお願いをしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 3回目ですね。

ありがとうございました。最後の質問になってきましたけれども、このおれんじ鉄道ですね、これちょっと調べてみましたら、平成16年に第三セクターとして開業と。大変厳しい経営、平成16年から4年間、平成20年までの利用率が16%低下と。当初の予想以上の厳しい数字で、自治体負担を考えると早急に対策をとらねばいかんというふうなことをちょっと書いてございましたけれども、そういったこともあって、利用率の向上に努めなければいけないということだというふうに思うんですね。こういった現実的な問題もあるわけですから、先ほど市長は年内ですか、12月までには選定を行いたいということですが、ぜひ次のステップへ進まれるようお願いしたいと思います。これは要望でございます。

とはいいながら、結果的に急は要しないのかというのであれば、こういう厳しい財政事情でございますので、ほかのところへ予算はすつと回すというようなことは考えられないのか、これをちょっと1点お聞きしたいと思います。

それと、影響調査の件なんですけれども、高校生の話です。おれんじ鉄道ですね。前回でも申しましたけれども、水俣高校、工業高校、現在の数字でいきますと、汽車通の生徒が124名と。

前日も言いましたけれども、おおよそ3クラス分の人数なんですね。この生徒たちが今、チッソの前の駅から歩いてそれぞれの高校に通っていると。これが平成25年4月、統合されたときには、単純計算でいきますと、この生徒はすべて今の駅から商店街等を通して歩く、そういった状態が想像できるわけですね。これを駅をつくることによって、その生徒すべてがあそこで寸断されて直接学校に通うということで、まず私は前回そこも非常に心配したんですね。商店街が余計寂しく見えるということでございます。

市長もおいでだったんですが、9月の5日日曜日ですね、第3回のみなまたYOSAKOI祭りが開催されました。私も旗振りをやっております、商店街の会場の、西田議員も一緒だったんですが、別会場だったんですが、司会進行をさせていただきました。ここには28チームという多くの踊り子たちが来たんですが、遠くは山口県、長崎、大分、種子島、こういったところから300名以上の踊り子が自費を使って、どこからも補助を受けずに来るわけなんですね。好きだからと言ってしまえばそれで終わりなんですけど、なぜかという、やはり水俣の元気につながるなら行きましょうという、この本当にうれしい心意気なんですね。

とはいえ、私が司会をしましたある商店街は、日曜日であるにもかかわらず、シャッターがすべておりたまなんですね。一部のお店はあいてたんですけども、それを見るたびに、去年もそうだったそうなんですけれども、せっかく来てくれたよそのチームからひどいねと、こういう声も聞かれるわけですね。しかし、閉めざるを得ない現状もあるというのは商店街の方にもあるんですね。それだけ、せっかく日曜日に人が大勢来るのに、この機会に店あけて鉛筆1本でも売ろうとかそういう気持ちにはならず、もう閉めてしまう。肝心なそこら辺の人がもう観客としても来ないというそれが、私は改めてこの今、水俣市の現状かなというふうに寂しく感じております。

それを考えると、この高校生の通学の問題を考えたときにどうなるんでしょうかと思うんですね。これは、そこは行政のほうでよく考えていかないと、単純に子どもたちが、高校生があそこから通学しない、商店街を通らなくなるわけですね、朝夕。買い物もしない。コンビニで買い物もしない。自転車のパンクの修理もしない。人も通らない。こういう現状が想像できるわけですね。ここは十分に考えていただきたいというふうに思っております。ちょっとあれなんですけど、そこら辺の感想をちょっと市長、市長もYOSAKOI来ておられましたので、含めたところで感想をお尋ねしたいと思います。

それと、コンサート、エコパークについてです。

いろいろイベント等、コンサート、バラフェスタ、スイーツラリー、物産展、サラたまちゃん祭り、あるいは市民体育祭や各種のスポーツ大会、こういうのがございます。毎年お客さんが多いコンサートですね、ここら辺は今後これにかわるものを考えていかないと、年々チケットの販

売も厳しくなっておるといのは聞いておりますので、やはりそこら辺は考えていっていただきたいのと、コンサートにかわるものをですね、そこら辺の認識をちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、このことで前回もちょっと時間を食ってしまったんですけども、ぜひこれは言っておきたいというふうに思うんですけど、竹林公園の有効利用ですね。もう一度提案しますけど、これ、私はあそこの会場を利用して全国バンブーフеста、こういったやつを開催していくということをちょっと提案したいと思うんですが、前向きにちょっと検討していただきたい部分もあります。

あそこは御存じのように、世界各地から160種類ほどの竹があるわけですね。それはそれだけの竹を有する公園ということで物すごくインパクトがあるわけなんですね。恐らく日本一、世界一かなという感じがいたします。そして、何回か行きましたけれども、あそこの庭園、本当に熊本の水前寺公園にも劣らぬようなすばらしい庭園があるわけですね。それとか芝公園もでございます。ああいったところを有効利用しないのがもったいないと。本当、ごみ一つ落ちてないんですね。管理者の方たちが非常に小まめに回っていただいて、手入れしていただいている。それがあからなんですけど、あれをぜひ全国の方に見ていただきたいなと私は考えております。

そこで、先ほど森副市長の答弁もございましたけれども、いわしかごというのは一つの事例でありまして、そういった水俣だけでございますので、日本一のいわしかごをつくっているのはですね。家族4人の方だけですね、これ、インターネットにも載っておりますけれども。それとか竹炭ですね、竹炭の利用効果あるいは竹の日用雑貨創作実演、竹の創作料理、そういったことで、竹が持つ可能性ということでバイオマスの利用サンプル展示とか、そういった非常にインパクトが与えられるのではなかろうかと思うんですね、あそこの場所でやることによって。そういうことを持ってくることによって、バラフェスタのシーズンオフにぶつけられるんじゃないか、これは本気でちょっと検討していただきたいなと私は思っておりますので、県も巻き込んで、ぜひ水俣のほうからこういったことも一つアイデアとしてどうだろうかというようなことをちょっと発信していただきたいなと思っております。それについて、もう一度どうなのか、森さんお願いいたします。

それと、おれんじ鉄道の新駅をちょっと前回も言いましたけれども、交通アクセスの件で、これも一つ提案です。前回の提案と同じになりますけれども、エコパーク前の現在はホームセンターサンコーが倒産して空き地になっています。すぐその上ですね、おれんじ鉄道、あそこにエコパーク前駅というやつを、歩いて1分のところに駅をつくと。あそこに駅をつくることによって、例えば人気のあるコンサートをエコパークで開催しましたと、そういったときには、福岡とか鹿児島、新幹線を利用しておれんじ鉄道に乗りかえてあそこまで来れると、そういったアクセ

手段もあるわけなんですね。自家用車で来るのもいいでしょう。しかし、あそこでビールも飲みながらコンサートを見たりする人もたくさんおります。そういったところ、公共利用と考えたときに、そういったおれんじ鉄道のおそこに駅をつくったら非常に利便性が上がると思うんですね。そういったコンサートとか大会のときには電車を増発していただくとか、そういう有効利用のために新駅は開設すべきじゃないかなという考えで私はおります。それについてどうお考えか、市長でも副市長でも構いません、お尋ねしたいと思います。

それと済みません、長くなりますけれども、先ほどの非行の温床となるたまり場の件ですね。これについてですけれども、こういうことが書いてございました。新聞記事に、皆さん見られたと思うんですけれども、さきの甲子園大会ですね、夏の、あそこで沖縄の興南高校が見事連覇しまして、非常にすばらしい心技体、高校生たちであると。あのときの我喜屋監督さんですか、あの方のコメントがこの朝日新聞にちょっと載ってたんですけれども、やはり靴の脱ぎ方からあいさつの仕方、他人との接し方まで指導すると。早目に芽を摘むことが大切であったと。小さいことを見逃すようでは大きい仕事もできないと、こういうことを言っておられるんですね。まさに、やはりここじゃなからうかと思うんですね。

さっきも言いましたけれども、これは、たかがたばこやけど、決まりを守らないと大人から社会からがつんとやられるんだよということを、やはりきちんとこれを機会に教えてやらなければいけないんじゃないか。青少年の健全育成というのは、ここが基本かなと思うんですね。大人の怖さ、社会の怖さをこういった機会にきちんと教えると、そういうことが大事じゃなからうかなと思います。これについて、教育長、感想をお願いしますね。

そして最後になりますけれども、市長にもお尋ねしたいと思います。

熊本県の標語だと思うんですけれども、「かぎかけ日本一を目指す」とよく見ますね。そういった標語を見るんですが、これはちょっとおかしいのではなからうかと思うところがあるんですね。かぎをかけなくても、あるいはかぎをかけ忘れても、日本一安全な平和なまちをつくり出すというのが本当の考え方ではなからうかと。それは物すごいギャップがありますけれども、基本はそこだと思うんですね。そういったところを教育出身者でございます宮本市長に最後にお尋ねしたいと思います。水俣の標語じゃなくて、こういった標語がたしか熊本県か警察あたりの標語でかかっていますね。そういったことを努力していくことが明るい社会をつくることになると考えておりますので、それについての感想も、ちょっと市長、最後にお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、急がないんだったらほかに予算を回せないかというようなことでございますけれども、やっぱり一応可能性を見させていただきたいと

思います。

先ほど、おれんじ鉄道の厳しいというようなお話もございましたけれども、確かに厳しゅうございます。沿線、やっぱりいろんなイベントを打つこともあれなんですけれども、一気呵成ではなくて、やっぱり沿線の住民の方々が乗るとというのが一番大切かなというような、おれんじ鉄道の社長さんもお話をされておりますので、そういう意味からも、ぜひこれは一応の可能性を見せていただきたいと思います。

それから、商店街の疲弊に追い打ちをかけるようなことになるのではないかとということでございます。この部分も十分説明できるような調査をさせていただければなと思っております。

確かに私もYOSAKOI祭りに行かせていただきましたし、議員の旗を振られる姿は非常にやっぱりすばらしいものでございました。四、五人、六人くらいだったですか、旗を振られる方がいらっしまいましたけれども、その中でも際立ってすばらしい旗の振り方だったと、私はそのように見せていただきました。何かブログか何かにも出たというような話でございますけれども、本当にすばらしい。

ただ、あの祭りを見ながら、今議員がおっしゃったように、自分たちで旅費を出して、自分たちで参加費用を出して、そして自分たち自身の手で盛り上げていくんだという話をされて、中心になられた方が最後、閉会式のときに涙を流してそういう話をされておりましたけれども、あれを見ておまして、本当にやっぱり感動しました。やっぱりあの祭りを見ながら、確かに商店街も疲弊をしておりますし、何とか頑張っていかなきゃならんと思っておりますけれども、やっぱりあれが祭りの原点かなと、私はそんなふうに思いましたし、まちづくりの原点を見たような気がしたところでした。

それから、最後になりますけれども、今後、今議員がおっしゃいましたエコパーク駅の提案もございました。確かに自前でこれは財源も確保していかなければならない事業でございますし、今言われたように、人の流れであるとか、真の必要性と、そういったものをしっかり見きわめさせていただきながら進めさせていただければなと思っております。

かぎかけでございますけれども、どういってお話をしているかわかりませんが、今こそ私は、それこそ御近所の底力というのを発揮しなければならないときに来ているのではないかと、もう一度、日本の生活のよさというものを振り返って、そしてそれを生かす時期に来ているのではないかと。今、認知症でありますとか、いろんな形で非常にいわゆる弱者と言われる方が多い世の中になってきております。そういう意味で、情報はテレビやああいうインターネット等で世界の情報を一気に手に入れることができますけれども、近所の独居老人がどうなっているかわからないというような状況も非常に奇妙な状況も出てきておりますので、いま一度、そういう意味では御近所の底力を出して、そしてかぎもかけないで済むような、そういう安心・安全なまちをつく

っていかなければならないと思っております。

回答になりますかどうかわかりませんが、よろしゅうございますか。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） エコパークの問題につきまして、再々質問にお答えさせていただきます。

まず、コンサートの件ですけれども、一応5年をめどということで、来年までは一応現在のやり方で進めていきたいなと考えております。ただ、やはり今後どうしていくのかというのは、コンサートも含めまして、やはり集客力のあるイベントは何なのかということをもたみんな考えながら、皆さんの御意見を聞いて進めてまいりたいなと思っております。

また、竹林公園を利用するイベントということで、我々も本当、竹林公園ができたいきさつは、やはり竹というのが水俣にとっての再生のシンボルとかそういった意味で、あの公園ができたというのを理解しております。そういった意味で、もう1回原点に戻って、今いろいろ議員のほうから御提案がありましたようなことも含めて考えていく必要があるのかなと思っております。

多分、平成五、六年ごろだったと思いますけれども、全国竹会議というものを水俣で開催をいたしました。そういったのがまだ今も続いているのかどうかはわかりませんが、そういった情報もとりながら、それと、もっともっとやっぱりPRをしていく、あの場所にこんなものがあるんだよということをやはり伝えていかないと、本当に無駄になってしまうのかなと思っておりますので、今後、旅館とかまつぼっくりとかいろんなところに、そういったパンフレットとか宣伝ができるようなものを置きながら、皆さんに行っていただけるような工夫も考えていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 先ほど福田議員のほうから興南高校の我喜屋監督さんの話がありまして、感想はどうかということでございますけれども、本当に私も我喜屋監督のインタビューを見させていただいて、実はその話がありまして、本当に子どもたちのことを本当に真剣に考えていらっしゃるんだなというようなのが非常によく伝わってまいりました。特にあいさつとか言葉遣い、あるいは子どもたちの何事にも負けないような精神力をどうやって培っていったのかというようなことも話されておりましたけれども、本当に細かい子どもたちの動作の中から、それを自分のものにしていくように精神的に本当に強い子どもたちをつくられたなというふうに思っております。

教育の世界も同じように、心技体、これが一体となって初めてすばらしいやっぱり人格者になっていくのかなと、そういうふうには実は思っておりますので、今回のこの青少年健全育成の喫煙の防止についても、福田議員の意図が実はよくわかりました。犯罪を犯す前に小さな芽からやっ

ぱり摘んでいくということをやっていくべきだと。そのためには、やはり規律、規範をきちんと子どもたちに教えていくということが非常に大事なというふうに思っております。

水俣市の教育の指針として一番大きなことは、心豊かな子どもたちをつくっていく。今度の差別発言の問題でもありましたけれども、やはりそれに負けない子どもたちが実は出てきていると、非常に実は私どもはうれしく思っています。そういう子どもたちをたくさんやっぱりつくれるような教育というのをやっていくべきかなというふうに改めて思いまして、こういう青少年の未然の犯罪防止のためにも努めていきたいなと改めて思いました。

○議長（松本和幸君） 以上で福田 斉議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時23分 休憩

午後 2 時33分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

市民生活の向上と市政の発展を願う立場から質問いたします。

去る9月1日、厚生労働省の調査で、世帯ごとの所得格差が過去最大に広がっていることがわかりました。この調査は今回で15回目ですが、調査はジニ係数という指標であらわします。1998年以降は一貫して格差が広がり、特に1990年代後半からは急速に拡大しているとの調査結果は言っております。これは高齢者世帯、単身世帯の増加、非正規雇用の広がりなどがその原因で、世帯所得の低下が格差拡大の背景というふうに言われています。水俣でも高齢者がふえていますし、非正規の雇用がふえています。同じ傾向が出ているのではないのでしょうか。

介護関係の資料を拝見してみました。65歳以上の第1号被保険者で保険料区分の中でどの区分の人がふえているか。後で答弁もあると思いますけれども、数字がありました。結果は第3段階が圧倒的にふえています。この第3段階といいますと、世帯全員が住民税非課税の世帯です。

今、中国とかインドだとか急速な経済成長が進んでいますけれども、商品が売れる、需要が拡大する、それがこれを引っ張っているというふうに聞きます。国民が将来の不安なくして安心して暮らせる消費もできる社会でこそ、経済成長は進むのではないのでしょうか。地方自治体でも住民のこのような実態に合わせた政策の選択、遂行が求められていると思います。以下、具体的に質問を続けます。

- 1、水俣病問題。
 - 、特措法への申請状況について。
 - 、水俣市はどのように取り組んできたか。特措法の地域説明会の参加者及び意見はどのようなものがあったか。
 - 、7月16日、大阪地方裁判所で判決がありました。どのような判決だったのか。
 - 、中学生に向けられた水俣病差別発言と対応及び今後の方針について。
 - 、水俣病、環境問題を教訓とした水俣の将来づくりの到達状況について。
 - 、今回予算が提案されましたみなまた環境まちづくり調査研究について。
- 2、介護保険料の軽減について。
 - 、第1号被保険者数と給付の経年変化について。
 - 、保険料の徴収段階ではどの段階の人がふえているか。
 - 、平均保険料は経年的に高くなっているのか、低くなっているのか。
 - 、介護度判定が変わりました。そのことで支障は出ていないのか。
- 3、住宅改修への市の助成について。
 - 、市長選挙の市長の公約について。
 - 、市内の大工さん、左官屋さんなどの仕事量の推移について。建築確認数、改築件数は減少していないか。
 - 、改修への他市の補助の状況について。
- 4、市役所の機構改革について。
 - 、部長制度の廃止について。
- 5、各種税金及び料金の振り込みの金融機関の拡大について。身近にある郵便局からも振り込めるようにならないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、介護保険料の軽減については福祉環境部長から、住宅改修への市の助成については産業建設部長から、市役所の機構改革について及び各種税と料金の振り込み金融機関の拡大については総務企画部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、水俣病問題についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣病特措法への申請状況についての御質問にお答えします。

昨年7月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立し、今年5月から救済策がスタートしました。8月末での熊本県への申請状況は、一時金の給付申請者が1万803件、その内訳は、保健手帳所持者が6,892件、認定申請者が2,284件、新規申請者が1,627件となっています。一方、切りかえ申請者、つまり医療費のみの支給を希望された人は1万4,742件となっています。

次に、8月末での鹿児島県への申請状況は、一時金の給付申請者が6,516件、その内訳は、保健手帳所持者が2,694件、認定申請者が2,269件、新規申請者が1,553件となっています。一方、切りかえ申請者は1,967件となっています。

次に、水俣病救済策のスタートの後、水俣市はどのように取り組んできたのか、特措法の地域説明会の参加者及び意見はどのようであったのかとの御質問にお答えします。

ことし5月に水俣病救済策がスタートしたことに伴い、本市では申請書の配布を初め相談等に対応するため、市役所1階ロビーに特設の水俣病相談窓口を設置しました。また、6月1日には白浜町の老人ホーム跡に新たに水俣病救済相談窓口を設置し、職員や相談員等を配置し、相談や申請への対応を行ってきました。

また、広報みなまたを活用した市民への広報活動としては、5月1日号で水俣病救済申請受け付けを開始したことをお知らせしました。5月15日号では水俣病救済相談窓口を老人ホーム跡に6月1日から開設することを、7月1日号では新保健手帳の受け付け期間が7月末で終了することをお知らせしました。そして、8月10日の合併号では水俣病救済相談窓口が開設されていることを再度市民にお知らせし、水俣病の症状がある方は気軽に相談していただくよう広報しました。さらに、水俣病救済策の内容について市民に周知徹底を図るため、水俣病救済策及び地区説明会開催に関するチラシを作成し、広報みなまた7月1日号とあわせて市内全世帯に配布しました。

地区説明会につきましては、熊本県の協力を得て行政区を中心に7月8日から8月5日にかけて市内20カ所で開催をし、救済策の内容についての説明や申請等に関する質問への個別対応を行いました。この地区説明会への出席者数は20カ所で97名でありました。予想より少ない人数でしたが、これは6月から老人ホーム跡に水俣病救済相談窓口を設置したことにより、そちらに個別に相談に行かれたからではないかと思われます。

また、説明会で出された質問や意見としましては、申請書の書き方についてや今後の救済策の日程、特に公的検診の予定、救済対象地域や救済対象年齢等についての意見等が出されました。

次に、7月16日の大阪地裁の判決はどのようなものであったのかとの御質問にお答えします。

これは、水俣病関西訴訟の最高裁判決で被害を認めながら、行政から水俣病と認められていない水俣市出身で大阪在住の女性が熊本県知事の認定申請棄却処分の取り消しと認定義務づけなどを求めた訴訟で、大阪地裁は、「1977年の判断条件に医学的な正当性を裏づける的確な証拠はな

く、複数の症状の組み合わせがない場合でも水俣病と認める余地がある。臨床上、把握し得る神経症状が四肢末梢優位の感覚障害のみの水俣病も存在すると認められ、疫学的条件や症状の内容などを総合的に検討して水俣病か否かを判断すべきである。」という判決を7月16日に出したものです。

次に、中学生に向けられた水俣病差別発言への対応及び今後の方針についてお答えします。

まず、水俣病差別発言への対応についてお答えします。

今回の差別発言は、6月上旬、水俣市内の中学校と県内の他市の中学校とのサッカーの練習試合中に発生しました。接触プレーがあった際に水俣市内の中学生数人が相手校の生徒1人から「水俣病、さわるな」という水俣病差別発言を受けており、発言を受けた1人の生徒は水俣病患者や水俣市民に対する偏見、差別だと思い、謝れと数回言い返しております。試合後、生徒同士の会話から顧問の先生が差別発言があったのではないかと推測し、対応マニュアルに沿って相手校の引率の先生に事実確認と人権的な指導を依頼しております。その後、相手校の生徒、先生、コーチ、保護者全員が謝罪をし、翌日には相手校の校長と関係教育委員会の方が謝罪にいられております。したがって、初期対応としては迅速かつ的確であったと認めているところです。

それ以降の対応については、それぞれの学校では生徒集会や保護者会等を開いたり、水俣病学習の見直しをしたりしております。また相手校や関係教育委員会からは、水俣病の語り部さんや環境モデル都市推進課の職員、教育委員会の人権教育指導員への講師派遣依頼があり、教職員や保護者を対象にした研修会が実施され、さらに水俣を訪問しての現地研修会も積極的に実施されております。

市教育委員会においては、それらの研修に協力するとともに、市内の各学校に対して水俣病差別発言に対する児童・生徒の心構えや水俣病や環境学習の一層の充実について指導をお願いしているところです。

次に、今後の方針についてお答えします。

このことについては、先ほど岩阪議員の御質問にもお答えしましたが、今回の発言は水俣病や水俣市に対する理解不足、認識の浅さが原因であり、市教育委員会としましては、県内外に対して水俣病学習や環境教育、環境モデル都市づくりへの取り組み等に関して情報発信をして啓発をしていかなければならないと考えております。

今回の差別発言を受けた1人の生徒が、水俣病に対する考えが間違っており、水俣病患者や水俣市民に対する偏見、差別だと思い、謝れと数回言い返したことについては、これまでの水俣における水俣病学習の成果だったと考えております。

今後はさらに水俣病についての正しい認識を身につけ、環境モデル都市として取り組みを進める水俣市の姿を理解し、将来にわたって郷土水俣を誇れるようにするために、小・中学校の教員

10名の協力を得て環境学習資料作成委員会を立ち上げたところです。その中で、市内の各小・中学校において学ばせたい基本的な内容や身につけさせたい力を系統的に示し、根幹になる部分について共通した学習ができるような実践事例集の作成等を行い、水俣病の学習や環境学習の充実を図りたいと考えております。

次に、水俣病、環境問題を教訓とした水俣の将来づくりの到達点についてお答えします。

2期目となる市長選でのマニフェストにおいては、世界の環境モデル都市を目指すまちづくりを掲げ、ゼロ・ウェイスト、太陽光や小水力などの自然エネルギーの活用、バイオマスの推進、水俣病の教訓発信等に取り組むことをお約束いたしました。

この目的や到達点は、今年度の施政方針等で申し上げているとおり、環境施策を市政の基軸に据え、経済の活性化や雇用の創出につなげるということでございます。水俣の特色、これまでの歴史や実績を将来につなげるまちづくりを行っていくためには、これがベストの選択であり、選ぶべき道であると考えております。

一方で、環境施策を推進していくためにも、水俣病問題の解決は避けて通ることのできないものであり、環境モデル都市づくりの原点は、二度とこのような悲惨な公害をどの地域でも発生させてはならないという思いから始まったものでございます。半世紀を経てもなお全面解決に至っていない水俣病問題を解決してこそ、水俣市が真の環境モデル都市になるときであると考えております。

次に、今回予算化されたみなまた環境まちづくり研究についてお答えします。

議員御指摘のとおり、今回の特措法に基づく地域再生振興策を進めるに当たって国・県・市が一緒になって考えていくことは、今後、本市の地域振興を行う上でも大変重要なことであると考えております。

今回の研究会につきましては、これらの地域再生の振興策をにらみ、国内外からの評価を得ている本市の環境に関するまちづくりのノウハウを軸として、新たな産業創出や雇用の場の創出など、地元地域の振興につなげるために組織するものでございます。本市にとって確実性、実効性のある構想としてまとめようと考えております。したがって、地元水俣市として考えていること、あるいは実施したいことを国・県と一体となって進めていくことが重要であると思っております。

また、研究会をどのように進めていくかについては、まだ確定してはおりませんが、大学の教授を座長として学識経験者、各テーマに研究機関の有識者、専門分野の方々、そして国や県の担当者の方も今回の研究会の委員になっていただこうと考えておりますので、この中で研究テーマも含めて本市の地域振興策について一緒になって検討していただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問をします。

特措法の申請状況については、直近の8月末の数字を示していただきました。特措法の申請者数が熊本、鹿児島両県で2万5,545と8,483ということですから、これだけで3万4,028人ですね。このほかに認定申請をそのまままだされている、特に裁判等をされている方が約3,000人ぐらいいらっしゃいますので、これを足すと3万7,000から8,000の方が今、何らかの形で名乗り出てみえているということなんだろうと思います。そして、新規申請者の数も言われましたけれども、熊本、鹿児島両県で5月以降で3,100人くらいになっていますよね。これは潜在的な方々がまだいらっしゃるということを示した数字なのではないかというふうに思います。

私は、これらの数字も踏まえた上で、水俣市が説明会をされたのは大変よかったというふうに思います。市報だとか、チラシもつくられたのはよかったと思います。不安があるので名乗り出ていいんだということの安心感を与えることになったのではないかというふうに思っているところです。

それで、再質問の1番目なんですけれども、特措法は45年以降の出生者あるいは天草本島の被害者を除外していると、また被害に見合う補償になっているかどうか、私は疑問に思っています。また、チッソの分社化が盛り込まれているということなど問題点を含んでいると思いますけれども、それでも多くの人が名乗り出てきていることが重要なのではないかと思います。

それで、私はこの間一貫して住民の健康調査をして、すべての被害者の方が名乗り出てこれるように、そして健康不安を抱えたまま過ごすことがないように、そういうことを議会でも申し上げてきました。6月議会では、水俣市民については開業医の先生方に御協力いただいて、その先生方に相談して住民の健康不安をなくすというような取り組みができないかという提案をいたしました。これについては、答弁は医師会と相談してみるというのが答弁だったように思っております。それでその後、医師会とのこの相談はどのように進んでいるのかというのが第1点であります。

第2点目です。

大阪地裁判決については御答弁のとおりで、短くポイントを市長はおっしゃいましたけれども、そのとおりだというふうに思います。

それで、これはずっと私も思っていたところなんですけれども、この大阪地裁の判決といいますのは、高裁だとかずっと上級審に行くと思うんですが、そんな時間はかからないと思います。対象人員が1人ですし、論点がほぼ絞られてますから、早いうちにずっと結論が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

ところが、環境省などはこの間、あるいは熊本県もそうですけれども、どのような政策をとってきたかというふうにいいますと、みずからの政策に都合が悪い判決が出たときは上級審の

判断を仰ぎたいと、今回の大阪地裁についても同じことを言っています。また、上級審で判断が出ると、行政と司法は違うというようなことを言ってきておりました。

この姿勢が水俣病の解決を長引かせ、混乱させて、多くの被害者を放置してきたのではないかと私は思っています。この際、政策の転換が要るのではないかと。いつでも訴訟で争うのではなくて、最高裁だとか、各種の判決、確定判決が幾つもあるわけですから、これに沿って基準を変える、制度を変える、被害者を正當に救う。新潟県知事は同じようなことを言っているんですけども、市長もこういうような発言をされたらどうかというふうに思っています。これが第2点であります。

第3点目は、中学生の差別発言について詳しく経過をいただきました。午前中の岩阪議員の御質問でも答弁されましたので、概略はよくわかりました。

私は、市内の中学生がその場で自分のことだけではなくて、市民の方や、あるいは水俣病患者さんたちへの差別発言だというふうにとらえて謝れと言った。非常に感動しますし、こういう生徒が育っているということを本当に誇りに思いたいというふうに思います。これは、水俣市でも先生たちの努力で工夫された水俣病の学習がされているこの成果なのではないかと同じように私も思います。

答弁では、先方さんの教育委員会、学校でいろんな学習会だとか勉強会がされたと、語り部の方の話も聞いてというのがありましたけれども、どういう人たちが受講されたのか、把握はできておりませんが、主な感想としてはどういうものが先方さんの学習の中で返ってきているのか、それがわかれば御答弁いただきたいというふうに思います。これが3点目であります。

4点目は、今、市長が答弁されましたけれども、水俣の特徴は何か、他市にない特徴は何かと。いったら、水俣市は水俣病を経験したまちである、環境の大切さを一番よくだれもが知っているというようなまちなんだろうと思います。それで、水俣病の教訓を発信していくということ、また健康と自然が破壊されたことを教訓とするということ、市長の選挙公約などをさらに進めるという意味で、これからこれらを進める上で課題は何と考えておられるか、これが4点目です。

5点目は、これも環境まちづくり調査研究については、朝から議員御質問されておりますので重複しないようにしたいと思います。大学の教授を座長にしてとかというような話もありました。各種の専門家もその中に入れてというのがあったと思うんですけども、私は、コンサルタントも多分入るのかもしれませんが、いろんな大学の先生方も入るんだと思うんですけども、コンサルタントはいろんな自治体があるところで活用してますよね。それなりに当たりさわりのないきれいな文章がしてくれるのがコンサルタントの力なんだろうと思います。

しかし、それでうまくいってるかどうかというのはまた別問題でありまして、私は、一番水俣

の現状をよく知っているのは市民であるし、情報を集約しているのは役所のそれぞれの担当部・課なんだろうというふうに思います。ですから、今から協議がいろいろとされるんだろうと思うんですけども、市民の合意をつくっていく、あるいは市民参加というのがなければ、私は進まないと思います。

それで、いろんな専門家だとか任せにせずに、これこそ水俣市の総力を挙げて、費用、環境省が80%出すんでしょうか、あるいはこれからの事業計画についても、そういうところからお金を引き出せるようになるんだと思うんですけども、この際ですから、こういう水俣を描きたいということを水俣市の市役所を中心に総力を挙げてつくり上げると、そういう意気込みで臨んでいただきたいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

以上5点、ちょっと長くなりましたけれども、お願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、不安に思っている住民の相談と調査を行うべきと思うが、その後どう進んでいるのかという御質問だったと思います。

この件につきましては、医師会の緒方会長先生とお会いをさせていただきました。市民の健康調査についての御意見を伺っております。その御意見を要約いたしますと、それをやるとなれば、芦北郡のほうにもお手伝いをお願いしなければならないと。したがって、自分の今の時点で一人の考えで判断できないということでございました。医師会の意見、意向を聞いてお答えするということでございますけれども、まずは水俣病の症状がある人は手を挙げていただきたいんだと。そして、今回の救済策が済んで、その後どのくらいの人が残っているかで、まずはそれを見きわめることが大切ではないかなというような御意見でございました。私としましては、まず漏れなく申請をしていただきたいと思っておりますというような、大枠で大体そのようなお答えでございました。市といたしましても、まずは今回の救済策による申請をしていただくように周知徹底を図っていかなければならないと思ったところでございます。

それから、2番目の大阪地裁の判決に沿って基準と制度を変えて正當に扱うべきと思うがどうかと、また、新潟県知事の発言についてもどう思うかということでございますけれども、被害者の方々は大変高齢化をしておりますし、多くの方々が早期の救済を望んでいらっしゃいます。そういう面から、現時点では、やはり特措法に基づいて救済を進めたほうがいいのではないかと、そのように私は思っております。新潟県知事の発言も十分理解できるところでございますけれども、水俣の地域やあるいは水俣の歴史、そういったものもやっぱり違っていると思いますので、全く同じようにいかない部分もあるのかなと、そんなふうな思いをしているところでございます。

それから、関係教委の研修後の感想でございますが、教育委員会にお聞きしたことによりまして、多くの感想が教育委員会に寄せられております。きょうここに資料を持ってきておりますけ

れども、その一部をちょっと要約させていただきますと、こういうような感想が出されております。

知らないこと、間違っただけから差別が生まれてくると思います。私は正しく知ることが一番大切だと思います。教師の意識次第で、表面だけの教育で終わるのか、自分のこととして認識させることができるのか、教師の取り組みを考え直すいい機会になりました。知識だけで終わった結果のあらわれだととらえられ、水俣イコール水俣病というイメージをつくったのは教育現場にも責任があるのではないかと思いました。大卒で、まずは大人の責任だというようなとらえ方をしているように思います。

それから、環境モデル都市を進める上で、今後の課題は何かということでございます。

さきの答弁と重なるかもしれませんが、私は環境と経済が両立する持続可能なまちを目指さなくてはならないと思っております。環境モデル都市を進める上で、そして経済振興あるいは雇用を生み出し、市民が豊かさを感じるまちをつくっていかねばならないと思っておりますが、ただ、その過程において大前提となるものは、やはり水俣病の教訓だろうと思っておりますし、それが原点にならなければならないと、そのように思っております。

したがって、二度と繰り返してはならないという強い思いと、それから健康や命というものがその目標の底にしっかり流れているんだということを意識しながら今後も進めていかなければならないと、そのように思っております。

それから、市民参加や各担当課がつくるんだということを肝に銘じてと、水俣ならではのと、全力を挙げてと、そういうような御指摘でございましたけれども、まさに議員がおっしゃるとおりでございます。議員のお気持ちの中としては、丸投げするなよというようなお気持ちだろうと、そのように受けとめていただいております。したがって、市民の意見も聞きながら、市役所としても精いっぱい議論を重ねながらつくり上げていきたいと、そのように思っております。

ただ、このプロジェクトにつきましては、どうしてもやっぱり専門家をお願いをしなければならない部分というのでも出てまいります。したがって、そういう意見や知識をお聞きしながら、自分たちの手でつくり上げたのだと、つくり上げるのだという実感の味わえるそういう取り組みを展開していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 中学生の差別発言のところから行きますけれども、感想も今伺った感想、それこそ教師がどれだけ深く理解していたかということが大切だったということで、多分、講話を聞かれた先方の先生がおっしゃったんだろうと思うんですけども、僕もそのとおりだというふうに思います。

それから、1番目の健康調査のことなんですけれども、確かに緒方会長がおっしゃるのも、ど

れだけまだ残っているかと、それを見てからというのもあると思うんですが、自分でそれこそ自覚できない人たち、どういう症状が水俣病かわからない、あるいは差別観念があって、なかなか出てこれないという人たちもいらっしゃるということを前提に施策を考えていくということが必要なのではないかなと思います。ここで出てこない、たくさんの人たちが出てこれないと、それこそ水俣病は終わらないということになってしまいますので、そのつもりで引き続きしっかりと協議を続けていただきたいというふうに思います。

それから、大阪地裁判決のところなんですけれども、まず特措法にたくさんの方が名乗り出てくださいという話だったと思うんですけれども、急ぐって話ですよ。特措法も受け付け期間は3年間ですから、3年の間に大阪の高裁判決が出るかもしれません。あるいはそのほかに、今、裁判に幾つかありますから、その間に判決が出るかもしれません。ですから、特措法が一番早いとは限らないということも前提に物を考えたほうがいいのではないかなというふうに私は思っています。これはちょっとまた次回にでも起こして議論というか、質問等、お考えを聞くようにしたいというふうに思っています。

5番目のこのまちづくり研究会については、そのとおりです。丸投げするなというのが趣旨であります。

3回目の質問に入りますけれども、その前にちょっとだけ資料を紹介をしたいと思います。私も日本共産党議員団が市民の皆さんにお配りして無作為にいただいたアンケートから、ちょっと紹介します。

水俣病問題のところなんですけれども、全面解決をしてほしいというのが一番多くて、チッソの存続が心配というのが次の回答数でありました。チッソがこの地域に残ってほしいんだということをも市民の皆さん願っておられる。私どももそのとおりです。それでその次に多かったのは、分社化はだめという数が多かったです。分社化は必要というのは、分社化はだめという数のほぼ半分という数でした。それから教訓の発信をというの、かなりの数がありました。こういうような大まかですけれども、数は2,000、3,000という数字ではありませんので、正確な把握かどうかは別として、傾向としては、こういう傾向にあるんだということを理解していただけるのではないかなと思います。これも踏まえた上で、3回目の質問を行います。

1番目です。

特措法の今回の政治決着は、被害者のすべての人たちが出てきて、支払うべき債務が確定することが前提になっています。

しかし、先ほど言いましたけれども、大阪地裁判決は上級審に行ってもそう時間はかからないと思いますし、そのほかの被害者の皆さんも裁判が続いています。これらを受けて、公健法による認定申請者がふえる。さらに、特措法で一時金等の救済対象者ではないと言われた人たち、あ

るいは救済対象外とされた年代や地域の人たちが裁判に立ち上がってくる、新たな裁判を起こすということになれば、債務は確定しません。もっとも現在、チツソが抱えている公的債務約1,500億円について、公的債務を政府が返済を免除するということがあったら、これは可能かもしれませんが、それも簡単ではないというふうに思います。

それで、政府は幾つもの判決が出ても基準は変えない、あるいは特措法も年齢制限を行って地域の線引きもしている。そして終わらせるということですが、この方針では、私は抜本解決にならないのではないかなというのが少しずつ諸般の事情などから見えてきているのではないかなと思います。

先ほど、大阪地裁判決を市長は紹介されましたけれども、実はこの判決の中にこういうくだりがあります。排水がとまったのが43年ですけれども、それ以降についても、チツソ水俣工場からメチル水銀の排出がなくなった後も患者は発生し、同症候群のうち一部のみを訴える患者も観測されているというようなことで、ほぼ裁判所の流れもこういうふうな流れになるのかもしれませんが、まだ確定的なことは言えませんけれども、そういうもろもろの状況からして、抜本的に解決するということが今必要なんじゃないか。

今、御答弁あったように、特措法で早く名乗り出てきていただくのが解決の早い道だというふうに言われましたけど、その前提条件が崩れることがあり得るということも一方では考えとかなきゃいけないということなんです。私はそういうふうに思いますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

第2の質問です。

差別発言については許してはならないというふうにも思いますけれども、これは差別を受けたほうも差別したほうも両方が傷を負うのが、僕は差別なんだろうと思うんです。差別発言をされたら傷つきます。しかし言ったほうも、自分が差別発言したんだということをわかるはずなんです。自分が差別発言したことがその人の傷になってしまう。一生つきまとうと思います。両方を傷つける諸刃の刃というふうに私は思っていますけれども、そうさせないためには、先ほどの先生の話がありました。まさに大人の責任だということで、どれだけ子どもたちに正確なことを伝えられるかということが必要なのではないかなと思います。

エコセミナーに熊本県の助成があって、子どもたち来てるわけですが、そのセミナーが深い理解になっているかどうかということも今、点検が要るのではないのでしょうか。そして、僕はこの事件はチャンスだと思います。まさにこういうことをチャンスにして、正しい理解を正確な理解をどう広めていくかということで構成的に考えたほうがいいんじゃないかなというふうに考えています。

それで提案です。先ほど根本的学習のための何とかとおっしゃいましたよね。事例学習の何と

かもつくるというふうにおっしゃいましたよね。全県の先生たちがまず深く学習すると。授業の展開度も習熟する。こういう資料は水俣市がそれこそつakって援助して、そして教材等も水俣市がつakっていくというような構えで臨まれたらいかがでしょうか。

それから2つ目は、県教育委員会に働きかけて、市内の小・中学生などが使っている水俣病に関する教材あるいは新たに事例学習のものがつくられるということであれば、もう要らないかもしれないけれども、こういうものを県教育委員会に全県で使ってもらうように持ち込んでいくというようにされたらいかがでしょうか。

3番目は、エコセミナー後の学習でも多分、差別発言をした子どもも水俣に来てくれてたんだと思います。しかし理解が浅かったために、引き続きそういう差別意識が残ってしまったんだと思うんですね。それを繰り返さないためには、いろんな工夫が要るんだろうと思います。そこをエコセミナーの後でも学習する、前でも学習するということが工夫していただくように提案されていたらどうだろうかというふうに思っています。

以上、質問は2点です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、抜本解決にはならないと思うが市長はどう考えるかということでございます。

抜本的な解決が最も重要なことだということは受けとめさせていただいているところですが、それと同様に地域にとって、あるいは市民にとっては、やはりまずは早期の救済が大事ではないかという受けとめ方をしております。その上に立って進めていくことも必要ではないか、いましばらく状況を見たいなと思っているところが本音でございます。

それから、今後、県教委ともに点検をし、理解を深めるための深い理解になるような取り組みをしたらどうかということでございます。

今、議員がいろいろお話しになりましたけれども、私も全く同じ思いでございます。先ほどの感想にもありましたけれども、今回の発言というのは、まず大人の責任として受けとめるべきだろうと、そのように思いますし、その後の感想にもありましたけれども、子どもたちの問題としてとらえることより、大人たちがこれまでどう向き合ってきたのかと、それをまず問わなければならないのではないかなと思っております。まずは水俣市民がみずからを見詰めることから再度出発をしていかなければならない、そういう事件ではなかったのかなと思っております。

これは私の経験でございますが、ある部落出身の方から直接聞いた話ですが、こんなことを言われました。自分たちは繰り返し繰り返し、ただ部落に生まれたということで非常に差別を受けてきたと、命を捨てたのも何人もいるんだと、たくさんの差別を受けてきたと。そのたびにどう切り返すこともできずに糾弾を重ねてきたと。糾弾を重ねてきた結果、その問題が先に進んだの

か。そうではなかったと。糾弾を重ねるたびに、おお怖いとか、近寄るなどかということで、この人権問題は全く前に進まなかったと。やはり教育の力であろうというようなそういう発言を聞きました。

やはり教育に頼ることだろうと思いますし、この人権の問題というのは目に見えるものではなくて心の問題でございますので、やはり相手の心をどう揺さぶるのかというのがポイントになってくるだろうと、そのように受けとめております。

したがって、やっぱりこの水俣病というのを正しく理解していただくそういう取り組みをしていかなければならないでしょうし、相手の痛みをどう自分の痛みとして受けとめることができるのか、そこにどう近づく努力をしていくのかということをしかりやっぱり念頭に置いて頑張っていかなければならないのではないかなと、そのように思っております。

先ほど議員からの御指摘もございました。小学校5年生が資料館に参りまして学習しております。子どもたちは、やっぱり事前学習、事後学習がないと、あの小学校5年生ですので、やっぱり怖いとか、かわいそうとか、そのレベルで終わってしまうのもあるのではないかな、そういう意味からも、県に対してもしかり事前学習、事後学習を徹底をしていただきたいというのはお願いをしていかなければならないし、今、議員から御提案がございましたその部分についても、県教委と一緒に今後この問題に取り組んでいかなければならないと、そのように思っております。要は、この機会をとらえて、やっぱりみずからを見詰め直す機会にしなければならないのではないかなと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、介護保険料の軽減について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、介護保険料の軽減についてお答えします。

まず、第1号被保険者数と給付の経年変化についてお答えします。

平成18年度末の第1号被保険者数は8,641名、平成19年度末の被保険者数は8,661名で前年度比20名、0.2%の増加となっております。平成20年度末の被保険者数は8,718名で、前年度比57名、0.7%の増加となっております。給付費につきましては、平成18年度は22億8,105万円、平成19年度は23億4,637万円であり、前年度に比べ6,532万円、2.9%の増加となっております。平成20年度は24億1,330万円であり、前年度に比べ6,665万円、2.8%の増加となっております。

次に、保険料の課税段階では、どの段階の人がふえているのかについてお答えします。

平成18年度末と平成20年度末の所得段階別第1号被保険者数を比較しますと、7段階のうち世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える第3段階の方が最もふえており、184名の増加となっております。次に多いのが、本人が住民税課税で合計

所得金額が200万円未満の第5段階の方が71名の増加に、次に多いのが生活保護受給者、老人福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税である第1段階の方が5名増加をいたしております。

次に、平均保険料は経年的に高くなっているのか、低くなっているのかについてお答えします。

介護保険料は、水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で保険料基準額を設定しており、3年ごとの計画の見直しに合わせ、保険料基準額も見直しを行っています。介護保険制度が開始された第1期は3,095円、次の第2期では3,573円、第3期は4,323円、現在は第4期で4,381円となっており、期ごとに高くなっています。

次に、介護度判定が変わった、支障は出ていないのかについてお答えします。

平成21年4月から、これまで82項目あった認定調査の調査項目数を再編して絞り込み、74項目とするなど、要介護認定の方法の見直しが行われました。見直しにより軽度に認定されるのではないかなどの不安が利用者・家族側から生じているとの指摘があり、厚生労働省で検証・検討会を行い、平成21年10月、再度、要介護認定の方法が日ごろの状態をより重視するように見直されました。

なお、平成21年4月から9月までの間は、更新後の要介護度が更新前の要介護度と異なる結果になった場合は従前の要介護度を引き継ぐという経過措置を行うこととなったため、特に支障はあっておりません。平成21年10月以降も見直し後の要介護認定の方法で判定を行っておりますが、支障はあっておりません。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 介護保険について2回目の質問をします。

最初に、私ども日本共産党の国会議員団が全国の介護保険事業所を調査したのがありますので、ちょっとだけ紹介します。

まず、介護保険事業所からの回答ですけれども、サービスを抑制している人が7割を超している。その原因としては、利用料負担が重くなっている。それから要介護認定では、今、支障がないとおっしゃいましたけれども、8割で支障があると。それから、介護現場の実態では人材不足というのが言われています。介護保険財政については、国庫負担増額を望む声が7割に上っています。国への要望のところでは、低所得者の保険料、応能負担に転換してほしい。利用限度額の見直し等々が出ています。

もう一つ、自治体へのアンケートでは、それぞれ利用料で4割、保険料で9割のところは軽減措置を自治体の中でやっております。それから、国の介護職員待遇改善では不十分だというのが6割を超えています。介護保険財政のところでは、これから一般質問の2回目をずっとしていきますけれども、国庫負担の増額をという要望が最多でありまして、これはもう国民に保険料、利

用料の負担を求めるのは限界に来ているというような声が出ております。

こういうのも踏まえた上で質問に移っていきますけれども、御答弁ありましたように、人数もふえていますし、18年と19年あるいは19年と20年を見ても、6,500とか6,600万円ふえてきています。それから、高齢者が家庭で生活できなくなって施設入所になりますと、これはさらに給付費がふえるということは、もう自明の理であります。これからいずれにしても介護給付費がふえるということは、もう想定していいと思います。

ところで、これに沿って保険料も上がっていくというのが今の仕組みであります。改めて言いますと、介護保険を維持するためにどこからどういう財源が入っているかといいますと、65歳以上の第1号被保険者が20%、40歳から64歳までの第2号被保険者が30%、国が25、県が12.5、市が12.5というふうになっております。1%前後はちょっと違うところがあると思いますが、大まかにこういうふうに分けられています。これからふえるだろう給付費を賄うには、全体をいじるのか、それとも特定の負担者のところをふやすのかということの選択がいずれにしても迫られているというのは間違いありません。

それで私は、根本的解決は、以前は国の負担割合はもっと多かったわけですから、これをふやすことだと思いますけれども、国だって財源が大変だというのがありますので、そう簡単にはいかないと思いますけれども、さて今、水俣市は4期目ですよ。次の5期目のスタートは24年の4月ですね。あと1年後には第5期目が始まるということになります。それで、1年半後の介護保険料をどうするかということが迫られてくると思います。これから迫られてくると思います。ですから、これから1年の間に計画をつくらなきゃいけないんですよ。

ところで、水俣市の介護保険については基金の積立金はありませんので、単年度で黒字が出て翌年度の給付の伸びを吸収できないというような可能性もありますので、いずれにしても、保険料を操作せざるを得ないと。

そこで、まずちょっと簡単な質問ですけれども、第1点は、これらを解決していくのにどういったことがまず考えられるかということ、総論的にちょっとお伺いします。これが第1点です。

第2点目は、高齢者の年金はふえてないとは思っておりますけれども、むしろ減ってるのではないかと思いますが、この辺の認識はいかがでしょうか。とりあえず2点。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず、国民の負担を上げざるを得ないが、どうするのかというような趣旨の御質問だったかなというふうに思っております。

やはり、一市町村でそういうことを考えていくのも基本的に無理な部分があるのかなと思っておりますので、国のほうから第5期計画の基本方針骨格案の提示がことしの秋ごろに提示される予定でありますので、その内容を見た上で検討してまいりたいというふうに思っておりますし、

水俣におきましては、これまでどおり、やはり給付サービスの量、伸び率、人口の推移などを考慮しながら適正な保険料にしていきたいなというふうに思っております。

それとあと、年金の額がふえているのか、減っているのかということですがけれども、国民年金の場合に一番高かったのが平成11年度で年額80万4,200円ということでありましてけれども、その後徐々に減額をいたしまして、平成18年度から79万2,100円ということとなっております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

基本的な考え方は、被保険者の介護保険料については所得に比例する累進課税にすべきであるという点から、3回目の質問と提案をしたいと思っております。

第1番目の提案は保険料の累進制を徹底するというので、水俣でいいますと、所得に応じて今、7つの段階に徴収区分が分けられています。老齢福祉年金、生活保護の方を第1段階として、第4段階の人を係数1として75%から50%、25%、それから125%、150%、175%ということで、係数1でそういうふうに分けられておりますけれども、これで第2段階の人と第3段階を比較すると、所得は2.5倍の差があるんですけれども、保険料は2.1倍の差なんです。第2段階と第6段階を比較すると、所得は3.7倍の差があるんですけれども、保険料は2.7倍の差なんです。第7段階の人は、どんなにその後所得が多くても、第2段階の人の保険料の3倍で頭打ちなんです。ですから、総収入じゃありませんよ、所得ですから。いろんな控除を引いた後の所得ですから、400万、500万、1,000万、3,000万、5,000万になったとしても、第2段階の人の保険料の3倍で頭打ちというのが今の制度なんです。まさに累進制になってないという数字が明確に出てるんじゃないでしょうか。これを累進制に変えるということを提案したいと思います。

第2点は、そのために徴収段階を多くするという事です。

例えば第5段階のところではいいますと、本人所得税課税という所得の人から200万円未満という人まで同一の保険料になっていますよね。第6段階ではいいますと、所得が200万円から299万円の人が同一保険料になっています。

熊本市の場合はどうしてるかといいますと、本人課税で125万円未満の人と200万円未満というふうに分けています。また、熊本市は300万円から400万円の段階をつくり、400万円以上の所得の段階もつくっています。ちなみに10段階でやっています。

所得税だって、あれでしょう、まさに累進になってますでしょう、1億円まで累進になってますよね。1億円を超えるとずっと落ちるんですけれども、そういうふうになってるんです。ただ、介護保険料については区分を少なくして、累進制度を途中までは累進採用してるんだけど、途中から累進でなくなるようにしてある。区分が大ざっぱなものですから、同じ区分の中でも所得格差が随分あるというふうな形になっています。

これを科学的な方法に変えるということを提案したいと思いますけれども、今からそれこそ1年間ぐらい計画をつくって、どうするかという研究を重ねて、24年度の多分3月議会にどうするかという議案が出るんだろうと思いますから、それまでにずっと研究するということは必要なんじゃないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 今、お2つの提案をいただきましたけれども、まず累進制にするということにつきましては、国のほうの介護保険料の検討会のほうでも議論をされているんですけども、約7割の人が非課税だということであっております。それで均等割を導入しなければ給付は賄えないと。要するに、今の現状では残りの3割の課税所得者にかなりの負担が強いられてしまう、そういう状況になるのではないかという意見も出ております。

また、定率性にした場合は、税制改正、景気変動による影響を受けやすく不安定になるのかなということで、やはり定額制の部分は残っていくのではないかなというふうに思っております。

また、徴収段階を多くするという提案につきましては、新たな他段階の設定について国のほうでも今検討されております。それで議員の御意見も貴重な御提案ということで提案として踏まえながら、十分論議した上で次期の第5期の計画のほうに反映をさせていければなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、住宅改修への市の助成について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、住宅改修への市の助成についてお答えします。

まず、市長選挙の市長の公約についてお答えします。

公約につきましては、約束2、活気あるまちづくりの中で、総合経済対策室を新設し、地場産業の充実、企業誘致、雇用対策とともに個人住宅増改築支援を一、二年以内に実行することを掲げております。

個人住宅増改築支援につきましては、現在、7月に新設しました総合経済対策課を中心に具体的な支援内容を検討しております。

全国の先進地におきましては、住宅リフォーム補助金などの名称で制度を設けられており、個人の居住している住宅の増改築・リフォーム工事を地元の大工さんや工務店が施工した場合に補助金を交付するというのが主な特徴です。補助金額につきましてはさまざまではありますが、一例を挙げますと、補助対象工事に要する費用の10%に相当する額、補助金の額が20万円を超える場合は20万円を限度として予算の範囲内で補助するというものです。

このような事例を参考にしながら、地元産木材の使用についても勘案しながら、本市の実情や

特性を生かした内容と財源の確保をあわせて早期の実現に向け検討しているところです。

次に、市内の大工さん、左官屋さんなどの仕事量の推移について、建築確認数、改築確認数は減少していないかについてお答えします。

建築確認申請件数につきましては、平成19年、新築60件、増改築8件、計68件、平成20年度、新築49件、増改築ゼロ件、計49件、平成21年、新築57件、増改築9件、計58件、平成22年8月末現在では新築45件、増改築5件、計50件で推移し、増加傾向にあります。

市内の住宅受注状況で見ますと、市内受注の割合は平成19年、72%、平成20年、55%、平成21年、70%、平成22年8月末現在では50%と減少していることから、現在の大工さん、左官屋さんなどの仕事量については、建築確認申請の件数は増加傾向ではありますが、市内受注状況は低くなっていることから、厳しい状況であるのではないかと推測しております。

次に、改修への他市の補助の状況についてお答えいたします。

県内においては、調査しましたところ、球磨郡多良木町において、緊急地域経済対策事業（住宅リフォーム補助）として本年7月から3年間の予定で開始されております。

この住宅リフォーム促進事業は、町民が居住している住宅等の増改築工事等を町内の施工業者に発注される場合において、その経費の一部を補助することにより、生活環境の向上と町内の産業の活性化を図るものです。

対象となる工事は、持ち家で居住の用に供している町内に存する住宅及びこれに属する施設、集合住宅の場合は自己の占有部分のみ、また併用住宅の場合は自己の居住部分が対象で、工事経費10万円以上が対象になっております。

具体的には、住宅の修繕、補修、改築、増築のための工事、壁紙の張りかえ、屋根、外壁の塗りかえ等住宅の模様かえのための工事と、住宅に附属し、かつ補助事業者等の所有する土地における自家用車駐車場の設置、補修、または補修のための工事、住宅への防犯用設備もしくはフェンスの設置等防犯機能の付加または強化のための工事、太陽光発電等のCO₂削減につながる工事が対象となっております。

補助金額につきましては、補助対象工事費の20%以内で20万円が上限に補助されております。施工要件として、町内に主たる事業所を有し、かつ工事等の資格を有する施工業者を利用することとなっております。予算につきましては、上限20万円の50件予定で1,000万円を単費で計上することとされ、予算の到達次第、受け付けを終了するという事です。また、7月1日から9月1日までの受け付けで25件申請があつていとお聞きしております。

○野中重男君 議長、時間がありませんので、御答弁だけで結構です。4番、5番。

○議長（松本和幸君） 暫時休憩します。

午後3時43分 休憩

午後 3 時44分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市役所の機構改革について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、市役所の機構改革について、部長制度の廃止についてお答えします。

組織体制のスリム化を図るための部長制度の廃止につきましては、現在、水俣市組織機構改革検討委員会で協議しているところであります。改革を進めていく中で、庁内での意思決定の方法、議会への対応、また市民サービスの低下を招くおそれがあるなどの課題がありますので、今後検討委員会の中で慎重に検討を行い、その結果を見て判断していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、各種税と料金の振り込み金融機関の拡大について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、各種税と料金の振り込み金融機関の拡大について、身近にある郵便局からも振り込めるようにならないかの御質問につきましてお答えします。

現在、市内の金融機関窓口での税金等の納付は、郵便局を除く指定及び収納代理金融機関の窓口で共通の納付書を使って納められるようになっております。郵便局を除いております主な理由としましては、指定及び収納代理金融機関との契約では取扱手数料が無料となっておりますが、郵便局につきましては有料となるためであります。

市としましては、便利な口座振替を利用させていただくよう推奨しているところでありますが、窓口納付を希望されます方々の利便性を考慮しました場合、各地域に密着した郵便局窓口での納付ができるようにすることは必要なことであると考えております。市内の郵便局の窓口納付を実施した場合、手数料が有料であるため、市が負担します手数料は年間に数十万円程度が必要となります。郵便局の窓口納付につきましては以前から市民の方などからの要望もあっており、納付方法も多様化している御時勢でありますので、来年の4月から実施ができないか、費用の面も含めまして検討を行いたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 3 時47分 休憩

午後 3 時57分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 こんにちは。

無限21議員団の谷口です。

久しぶりに13人の質問者ということで、初日の5人目となりました。最後です。お疲れのところですが、ひとつ明快なる答弁のほうを期待して入りたいと思います。

さて、ことしの夏は記録尽くしの夏になりました。過去113年間で一番暑い夏、猛暑日や熱帯夜の記録が続出し、9月に入っても、まだまだ各地で最高気温の記録も更新しているようです。

さらに国の政治では、一騎打ちとなった民主党代表選が熱くなっております。1年前の政権交代、果たして国民はこのような姿を想定したでしょうか。国民第一の政治、景気対策、格差の是正など、なかなか進まない中、マニフェストの修正か回帰か、財政出動か財政再建か、はたまた普天間基地移転をめぐる日米合意推進か見直しか、これらの論点に注意をしたいものです。いずれにしても、国民の期待とは少し違う方向へ動いているような気がしてなりません。宮本市長には、ぜひ市民の期待どおりのトップリーダーであってほしいと願って質問に入ります。

先月8月21日、西日本新聞第1面に水俣市が新エネ実験、また8月29日、読売新聞においても水俣再生のかぎは環境との見出しで、スマートグリッド、すなわち次世代電力網の普及などの記事が掲載されました。水俣病関係以外でこれだけ大きく報道されるのは、近年なかったことであると思います。みなまた環境まちづくり研究会（仮称）を立ち上げて、さまざまな実証実験や教育・研究機関の設置も検討していくとのことで、いよいよ国が本腰を入れて水俣再生に向けて第一歩を踏み出した感じがいたします。ぜひ真の環境都市水俣をつくり上げて、日本のいや世界の環境教育の拠点として次世代につなげるため、職員も一丸となって全力を傾注していただきたいという思いで以下質問いたします。

1、市長のマニフェストの進捗状況について。

、環境施策の現状と評価についてお尋ねします。

、今後の雇用見通しや交流人口の増加策についてお尋ねします。

、新幹線全線開業に向けての観光施策やイベントについてお尋ねをいたします。

次に、2、水俣の河川の水質保全について質問いたします。

私たちは熊大の先生方の指導のもとで、環境塾の2期生として緒方誠也議員も一緒にさまざまな環境講座を受けております。その中の一つとして、河川の水質調査、水俣川、湯出川が熊本の坪井川や江津湖と比較してどうなのか、また水源からの清流が家庭排水や工場排水などにより、どの程度汚染の影響を受けて海へ流れているのかを調査をいたしました。その結果を踏まえて、

以下質問をいたします。

、水俣の河川の水質調査はどのように行っているのか、お尋ねをします。

、調査結果について、汚染箇所や市民の苦情などはこれまでなかったのか、お尋ねをいたします。

次に、3、水俣市立総合医療センターについて質問いたします。

今年度4月から全適ということで、職員一丸となって頑張っておられるのを見てとれます。21年度決算においても1億8,893万9,000円の純利益、累計欠損額も9億6,928万1,000円となり、院長を初め、健全経営に努めておられます。

先日、8月19日付で西日本新聞の記事の中で、がん診療拠点、県独自に6病院を指定とありました。このことと患者の皆さんの声を含めて、以下質問をいたします。

、県よりがんの診療拠点に指定されたことで、病院や患者さんへの影響についてお尋ねをします。

、神経内科の現状と今後の医師確保についてお尋ねをします。

最後に、4、低出生体重児、超低出生体重児の取り組みについてお尋ねをします。

、水俣市において毎年何名ぐらい誕生しているのか、お尋ねをいたします。

、予防接種などの接種が困難な場合や補装具や補助器具が必要な場合、自己負担になるのか、お尋ねをいたします。

、予防対策等の周知などどのように行っているのか、お尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長のマニフェストの進捗状況については私から、水俣の河川の水質保全については福祉環境部長から、水俣市立総合医療センターについては総合医療センター事務部次長から、低出生体重児、超低出生体重児の取り組みについては福祉環境部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、市長のマニフェストの進捗状況についてお答えします。

まず、環境施策の現状と評価についてお答えいたします。

市長マニフェストでは、環境施策に関する取り組みとして、ゼロ・ウェイストのまちづくり、太陽光発電の助成、小水力発電の実現化、バイオマス有効利用の促進、水俣病の全面解決と教訓発信の5点を掲げております。

ゼロ・ウェイストのまちづくりにつきましては、廃食油の本格的な回収を開始するとともに、

小型家電回収モデル事業を継続しています。また、資源ごみ分別開始から18年を経過しているため、地域住民の高齢化や居住者の変遷などから分別作業などに対する意識に変化が生じていないかの調査や、さらにリサイクルを中心とした方式からリユース、リデュースに転換していくための仕組みをつくることを目的に、ゼロ・ウェイスト円卓会議を中心として市内30カ所の資源ごみステーションの実態調査を行っています。また、燃やすごみの組成調査も現在実施しております。

これらの結果により、さらなる意識の啓発や改善すべきところを改善し、ゼロ・ウェイスト実現の推進を図っていかうとするものでありますが、まだ調査中ですので、これから分析し、対策を検討していくところであります。

太陽光発電システム等の助成につきましては、昨年度から既に実施しておりますが、さらに助成制度の活用推進と地元施工業者の優遇を目的に本年度6月議会で補正を行い、助成制度の拡充を図ったところであります。具体的には、これまで太陽光発電システムの助成は20万円を上限に1キロワット当たり5万円でしたが、地元施工業者に発注した場合、助成金を1キロワット当たり2万円上乘せし、最大28万円の上限額となるよう引き上げました。

また、太陽熱利用システム、いわゆる温水器につきましては、新規設置のみならず、つけかえも助成対象とし、これまで設置費用の10分の1の助成で上限額5万円であったものを5分の1の助成とし、地元施工業者に発注した場合は助成額を1.5倍、上限額を7万5,000円に引き上げました。これにより、太陽熱利用システムについては昨年の2倍以上の申請がっており、いずれも市内の施工業者に発注されているところから、効果があらわれていると思っております。

小水力発電の実現につきましては、昨年度において環境省の補助を受けて本市における実現可能性の調査を実施し、数カ所の適所と判断できる候補地について、発電機の種類や発電量、有効利用の可能性のデータなどを集めております。そこで、本年度は総務省の緑の分権改革推進事業による自然エネルギーを用いたスマートグリッドの実証実験の中において、波力発電や太陽光発電とともに、小水力発電を実際に取りつけた実験をこれから行うこととしております。

バイオマス有効利用の推進につきましては、廃食油由来のバイオディーゼル燃料を製造し、活用するように進めているところであり、既にクリーンセンター内の作業車両に活用するなど実現化しており、その収集量を今後倍増させていく必要があると考えております。

水俣病の全面解決と教訓の発信については、本市として環境大臣、関係国会議員に対し幾たびも要望を重ねる中で、すべての水俣病被害者が救済されること、地域住民が安心して暮らしていけることなど訴えてきたところであります。

そして昨年7月、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立し、本年5月から救済策がスタートしました。それにあわせ、すべての被害者が救済の手を挙げていただくよう、6月には水俣病救済相談窓口の設置、救済策に関するチラシの全戸配布、市内20カ所

での地区説明会を開催しました。これらのことにより、水俣病問題は被害者救済に向け前進してきたと考えております。

水俣病の教訓の発信につきましても、これまでさまざまな方法で情報発信を行ってきておりますが、水俣病資料館での展示や研修、JICA研修生の受け入れを初め、その効果は着実に上がってきております。

また、本市は環境首都コンテストに当初から応募してきており、これまで4回にわたり総合順位で第1位に輝いております。これは本市の環境政策が全国でも高い評価を得ているあかしであります。このコンテストも本年度が最後であることから、今回、何としても環境首都の称号を獲得すべく、全庁体制で現在取り組んでいるところであります。

次に、今後の雇用見通しや交流人口の増加策についてお答えします。

まず、今後の雇用見通しにつきましては、ハローワークに確認しましたところ、水俣地域の昨年7月時点での有効求人倍率は0.22倍でありましたが、ことしの7月現在では0.30倍と若干ではあります上昇しております。しかしながら、熊本県平均の0.47倍に比べかなり低く、依然として雇用状況は大変厳しい状況にあることは変わりございません。

このような厳しい状況の中でありますので、本市では昨年度より熊本県緊急雇用創出基金事業を活用して失業者の雇用を創出し、今年度は順次146人を市道、農道等の草刈りや水俣病資料館での資料整備等に臨時職員として採用しております。

また、明るい話題としましては、さきの6月議会でお話しさせていただいております産業団地内に蛍光管リサイクル企業の進出予定により12名が雇用されており、現在、関係会社で研修中とお聞きしております。さらに、マルイ食品株式会社しらぬい工場の工場増設に伴い、今年12月稼働予定で20名の新たな雇用が創出される予定とお聞きしております。

福祉関係においては、茂木ノ里において地域密着型特別養護老人ホーム並びに認知症対応型通所事業を来春の開所予定で、新卒の地元高校生10名の採用の予定を含め、40名を超える雇用が創出されるとお聞きしております。淵上病院においても、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が来年1月開所予定で10名程度の雇用、株式会社ニチイ学館が同じく来年春開所予定で10名程度の雇用が創出されるとお聞きしているところです。本市の厳しい雇用状況の中で、来春までに90名を超える新たな雇用が創出される予定でありますので、大変喜んでいるところです。

次に、交流人口の増加策につきましては、エコパーク水俣を広域交流拠点として位置づけ、道の駅の開駅やバラ園のオープンに伴うローズフェスタの開催、みなまた未来コンサート等の開催などによる交流人口の増加につなげております。さらなる充実を図るため、まず道の駅は物産館まつぼっくりや9月16日にリニューアルオープンするたけんこにおいて、互いに連携をしてお客様のニーズに合った商品や食事提供をしていただきたいと思いますと考えております。

また、ローズフェスタは春秋のバラの開花期間中に開催し、バラ園の充実とイベント効果で集客増につなげてまいります。さらに、みなまた未来コンサートもことしで5回目となり、同時に港フェスティバルや物産展を開催することで相乗効果が生まれ、定着してきており、平成21年度の日帰り客は平成20年度より約2,000人増加いたしております。

湯の児温泉につきましては、海上花火大会などの観光イベントの充実を図るとともに、アウトリガーカヌーやタチウオ釣りなどマリリンレジャーのPRを行い、誘客につなげていきたいと考えております。

また、昨年度策定した水俣中央地区都市再生整備計画に基づき、湯の児温泉街や湯の児島などの基盤整備を今後5年間で進め、お客様に快適で満足のいく選んでいただける温泉にしていくこととしており、湯の鶴温泉につきましても、鈴虫祭りなど観光イベントの充実を図るとともに、本年3月に策定しました湯の鶴観光振興計画に基づき、温泉街を中心に趣のある観光地としての整備を行うことで誘客につなげてまいります。

このほか、本年度は観光パンフレットのリニューアルなども予定しており、水俣市への観光客の呼び込みだけでなく、水俣市内の周遊につながるように工夫していきたいと考えております。

次に、新幹線全線開業に向けての観光施策やイベントについての御質問にお答えします。

まず、観光施策としては、新水俣駅から湯の児・湯の鶴地区への交通アクセスがうまくいくように、本年度末からワンコイン500円の乗り合いタクシーによる実証実験を行います。また、新水俣駅を起点として湯の児、湯の鶴や徳富蘇峰・蘆花生家など市街地の観光施設を回っていただけるような巡回バスなどが導入できないか、実証実験なども含めて検討を行っていきたいと考えております。

また、観光地としてのPRを強化するため、これまで旅行雑誌じゃらんなどへの掲載を行っていましたが、新たに補正予算計上させていただいております福岡地下鉄への中張り広告の掲載なども行います。このほか、市のホームページや水俣観光物産協会のホームページの見直しを行い、観光客のニーズに合ったさまざまな観光情報の提供を行ってまいります。

また、先日、JR九州本社を訪問し、さくらやつばめが1本でも多く新水俣駅にとまっていたくよう要望をしてきたところでございますが、今後も機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

来年3月の開業時には、新水俣駅でミニコンサートや水俣の物産販売などの開業イベントを実施したいと考えております。早急に関係者と協議を行い、イベントの内容等を検討してまいりたいと考えております。また、現在、水俣観光物産協会が県芦北地域振興局から委託され、名物弁当の開発を行っており、開業時にはでき上がる予定と聞いております。楽しみにしているところです。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

新聞記事にも載っていますように、やはり水俣の再生のかぎは環境と、そしてチッソの参画、チッソの協力というのがここに文言も入っております。市長がこれまで述べてこられたように、チッソはやはり水俣に欠くことのできない企業であって、支援や協力をしていきたいということで、水俣の環境の再生には、加害企業であるチッソの参画というのは非常に大きいのかなというふうに思っております。このことも、やはり環境づくりの評価の一つであるというふうに私は思っております。ぜひチッソとともに、これからも環境施策に取り組んでいただければというふうに思っております。

それから、答弁の中にありました太陽光発電や太陽熱温水器、これは前回、昨年的一般質問でもぜひ進めていただきたいということでお願いをしまして、結果的に10分の1だったのを5分の1、そして上限を7万5,000円ですか、ということで、2倍ぐらいに上がったということで、しかしながら、多分あのときの一般質問では1台か、たしか2台やったと思うんですけども、台数的にはどれくらいまで伸びたのか、それを1点お聞きしたいと思います。

非常にこれは格好が悪いとかということで、だんだん使えるのも廃棄処分してしまうような傾向にあるということで、再度、CO₂削減にはすばらしい効果があるという実証実験もありますので、ぜひこれは進めていただきたいと。水俣のCO₂削減の効果に大きく貢献するものと思っております。これをぜひ一家に一台を合い言葉に、ぜひ普及をしていただければなというふうに思います。大体四、五年で減価償却しますので、約燃費も半分という形の太陽熱温水器ですので、ぜひ水俣の環境まちづくりには必要不可欠だと思いますので、ぜひそれを進めていただきたいというのが2点目ですね。

それと、環境施策については、市民のやはり意識がこれ必要不可欠だと思います。そのためには、やはり水俣病解決も同時に進めていかなければいけないだろうというふうに思っております。片や水俣病でやはりごたごたしているのに、環境、環境で市民がどれだけ動いてくれるかということですね。

先ほども答弁にありましたとおり、20カ所ぐらいの説明会を行ったということで、説明会の状況あるいは効果について、さらに今後の展開についてどういうふうに考えておられるのか。私も1カ所この説明会に参加したんですけども、こっちは職員が3人おったですかね、私でも4人だったですかね、そして1人の方が公民館のかぎをいつも管理しておる方、そしてそのもう1人がお友達、もう1人の方がもう私は申請しましたという方で、3名でした。やはり、まだこの差別と偏見というのが根っこに何かあるのかなという感がして、どうもこれで果たして本当に全面解決に向かうのかというのが非常に不安でございました。

この前もある人にお会いして、水俣病特措法が決まって、その申請はされたですかと言ったら、いや、私は大丈夫です。チッソにいろいろ御迷惑、お世話になっておるからということで、はっきりそういうふうに言われまして、それでそのまた裏には、あの人は私よりもちょっと足が元気がよかごたばってんという感じで、そういったまた裏ではそういう方もいるということで、本当にすべての人が果たして今回名乗り出てくれるのかなというのが一番気にしておるところでございます。四、五年先に水俣病の病状というのがはっきりしない状況の中で、こういったふうに申請式というのがちょっとどうなのかなという感じもいたします。その条件にある人を調べて、すべてあなたは来てくださいというわけにはなかなかいきませんので、今後どういうふうに展開していくのか、それを一つお尋ねしたいと思います。

それと、今答弁にもありましたとおり、水俣市は7月現在で、熊本県が0.47倍、そして水俣が相変わらず最下位です。熊本が0.5に菊池が0.46、阿蘇が0.44、最も低かったのが水俣で0.30倍ということで、有効求人倍率は相変わらずこのような状況です。業種別には建設業や製造業、運輸業、医療福祉などで増加し、宿泊業、飲食サービス業などで減少、全体としては9カ月連続で前年を上回っているということですが、伸び率は0.01から0.2ポイント、非常にもう伸びてないのと一緒のような状況であります。

これがやはり市民の一番の願っていることなんですよね。先ほど、雇用に関しては地場産業の増設など答弁をいただきましたけれども、40数名ということですね。しかし、本当にこれが環境で実際雇用ができたのかというと、必ずしもそうではなくて、やはり地場産業の企業努力というのがここに見えてるのかなというふうに思っております。

今、話したように、特に厳しいのがやはり宿泊業とか飲食サービス業。3月議会でも観光振興の件については質問をいたしました。やはり水俣は湯の児、湯の鶴あるいは商店街、こちら辺が元気がならないと、本当にどうなるのかなというふうに懸念をしております。新幹線全線開通に向けても、水俣病被害者救済法でも振興策が今うたわれています。今が絶好のチャンスだと思います。この時期に手を入れなければ、本当、取り返しのつかないような結果になるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ積極的に進めていただきたいなというふうに思っております。

水俣は、そんなにもうどん底というところでは、資金繰りもそんなには思えないし、交付金あたりもそんなに予想をしている以上に減ったということではないと思います。予想よりも、どちらかといえばちょっと多いのかなという感じもしていますので、ぜひ都市再生事業、観光振興計画で進めていくという私の3月議会での答弁もありましたけれども、あれから半年、なかなか市民の目に見えてこない。湯の鶴でも七滝とか棚田の整備あるいは湯の児では足湯とか湯の児島の遊歩道、蓄光石、駐車場の整備、公園の整備など、もうすることはたくさんあるんじゃないかと

思うんですね。そういう中で、やはりマニフェストについては4年間の市長のマニフェストですけども、やはり修正するところは市民にちゃんと理解を求めてしていかなければいけないというふうに思っております。

足湯の問題も、湯の児ではやはり期待されている方も多いんですね。そういうことで、市長のマニフェストの4年間で日本一の何らかの形でユニークな足湯をつくれればいいんじゃないかなと。なかなかもう新幹線開業に向けて、あと7カ月なんです。果たして何ができるのかなというふうに考えると、足湯でもちょっとユニークなタチウオの形をした足湯とか、それを4年後には日本一の長さにつなげていくとか、いろいろ施策はあると思うんですね。それをぜひひとつ取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

そういうことで、先ほど質問でも、岩阪議員の質問や大川議員の質問でも産業計画についてはる答弁がありましたけれども、この都市再生事業、観光振興計画で再度この開業に向けて何ができるのか、進展はあっているのか、お尋ねをしたいと思います。

新幹線開業に向けての取り組みは、やはり開通後も開通前もロングランで、せっかくのこういったチャンスですので、のっかっていく必要があるのではないかなと思うんですね。そのためには、やはり機運を盛り上げていかないと、なかなか市民の目にもつかないということで、先ほどYOSAKOIの話が出ましたけれども、実は私も実行委員でやっています、メイン会場の司会をやらせていただいております。

その中で、福岡からも来てましたし、鹿児島からも来てましたし、玉名のほうからも来てました。その中で、やはり九州は一つなんだと。とにかく全線開通に向けて、みんな頑張ろうじゃないかということで、あおりという人が最初しゃべるんですけどね、その人がやっぱり福岡の人がそういうことを言われて、そして玉名の人も、やはり玉名は新しい駅ができます。そして今度、商品券等も、全線開通記念の商品券ということで玉名市は2億2,000万円、年末でプレミアムつき商品券を年末に発行するというのでしております。決して物まねがだめだということではないと思うんですね。ぜひそういうことも検討課題の一つではないかなというふうに思っております。八代あたりも、たしか380万円の補正予算を出して、この新幹線開業に向けてのイベントとかをするようになっておるようです。

なかなかやはり機運が盛り上がらないのかなという、やはりこれは行政の責任もあるんじゃないかなと。それにのっけて、やはりムードを盛り上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

特に市のイベントなど、先ほども物産展とか未来コンサートとかの話が出ましたけれども、人吉市の一色町なんかでは毎年、物産展みたいなやつをやって、もう五、六百万円かけてコンサートをやっている。あの小さなまちで、グラウンドがいっぱいになるぐらいのお客さんがにぎや

かにやっております。また、湯の児の花火大会においても、本当にあの夕焼けのすばらしい太陽の沈む時間帯、今回は地元の人たちも魚のつかみ取り大会とか、いろいろ秀岳館が来て太鼓をたたいたりとか一日じゅうイベントをされて、なかなかにぎやかだったなというふうに感じております。

そのほかにも恋龍祭とか、来年度はまた県体とかもありますし、スポーツイベントも、やはりこの新幹線の開業に向けて一緒にのっけてやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。この前提案しましたさくらマラソンもそうですけれども、開業・開通記念さくらマラソンとかですね、そういった感じでいろいろなイベントを仕掛けていくのが、やはりこれから水俣を見てもらって、そしてリピーターを来てもらおうとそういうことにつながるんじゃないかなというふうに思っておりますので、なかなか見えませんので、ぜひそこら辺を再度検討していただきたいなという思いで、先ほどの5点ほどお願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点ですが、台数が何台になったかということは、これは5件の助成になっております。平成22年度は5件でございます。

それから、温水器のもっともっとPRをとということだと思いますが、市では昨年度行いました地域市民講座で、これを説明をずっと行ってきているところでございますけれども、さらに広報紙等を利用してPRを進めていきたいと、そのように思っております。

それから、水俣病救済地区での説明会の状況はどうだったのかということですが、思ったより、先ほど答弁で申し上げましたけれども、思ったより少なかったということでございます。今後必要に応じてチラシを作成して、さらに配布をしたり、あるいは広報みなまたあたりを使って、お一人の漏れもないようにさらにこのことを展開してまいりたいと、そのように思っております。

それから、新幹線の件でございますけれども、議員御指摘のように、盛り上がり欠けるといふ部分があるんだということでございますけれども、今答弁で申し上げましたけれども、それぞれ少しずつ計画を立ててやっているとございますが、とにかく市民の皆様方に見える形をつくっていかなければならないのではないかなという事は思っております。動きを感じさせるものを早く打ち出していきながら、そして機運を盛り上げていかなければならないなというように思っております。

新幹線対策を考える会ということをして市民の方を交えて会議を行っておりますけれども、その中でいろんな対策、いろんな御意見もいただきながらやっているとございますが、とにかく早く形として出るように、一つでもいいですから、形として見えるような形をつくり上げていかなければならないと思っております。ただ、一過性でなくて、息の長い取り組みも必要だろうと

思っておりますので、その辺も加味しながら今後検討を重ねていかなければならないと思います。

どういう取り組みをしているのかということもちょっとお聞きになったようでございますけれども、先ほどのところでも答弁で申し上げました。例えば関西地区あたりの物産展あたりでも、観光物産展あたりでも情報発信していただけるように私も参りまして、そういうようなお願いも昨年度もしたつもりでございます。ことしもまた出かけていってやることにしておりますけれども、そういったものからいろいろ含めまして、さらには今、議員のほうから御提案がございました、それに合わせてクーポン券あたりを出したらどうかというような御提案もございましたので、そういったものを含めて、新幹線開業へ向けての新しいパンフレットを配布する予定にしておりますので、その中に旅館の割引券を含めたクーポン券あたりでも入れて出したらどうかということも今、計画をしているところでございます。

いずれにいたしましても、本当に私たちのほうもしっかり盛り上げていかなければならないと思っておりますので、ぜひ議員の皆様方におかれましても、御支援あるいはいろんなお考えがあったらぜひ御提案いただいて、一緒になって頑張らせていただければと思っております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目は要望にかえたいと思っておりますけれども、とにかくぜひその委員会のほうを盛り上げていただいて、あと7カ月ですので、計画案を立てていただきたいというふうに思います。

市長は産廃措置と同時に環境の経済の活性化を目指して両輪で頑張ってきてくれました。地盤固めを進めて種まきをして、そして今、やっと芽が出てきたときじゃないかなというふうに思っております。環境施策について順調に進んでいる感じがいたします。ただ、これから雇用のほうもぜひ期待をしたいなというふうに思っております。

それと、環境首都称号の話もございました。今後、水俣にとって大きな力になるかと思っておりますので、ぜひ取得できるよう頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣の河川の水質保全について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、水俣の河川の水質保全についてお答えします。

まず、河川の水質調査はどのように行っているのかについてお答えします。

市では、河川を含めたところの公共用水域について、年間延べ64地点で水質調査を行っております。うち河川につきましても、水俣川及び湯出川において、6地点で行っております。また県でも、水俣川において、年間延べ24地点で水質調査を行っております。

次に、調査結果について、汚染箇所や市民からの苦情などはなかったかについてお答えします。

市と県が調査を行っている地点に関しましては、特に住民から苦情が寄せられたということはありません。また、調査の結果、基準は満たしております。

ただし、住民からは、それ以外の地点において水質汚濁のことで相談を受けることもあります。その場合は個別に現場に出向き、調査を行い、発生源と思われる場所がある程度わかれば、事情を聞いた上で指導などを行ったりしております。場合によっては、県が指導を行うということもあります。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

この前の市報にも、熊本県の平成の名水100選ということで広報みなまた8月号に載ってました。平成の名水100選に地蔵さんの水と無田湿原、そして昭和の名水100選では、この前からずっと湯の鶴七滝、寒川水源、冷水ということで、水俣にはすばらしい水がわき出ております。これをぜひ後世にやはり守っていかねばいけないなという思いで、今回質問をさせていただきました。

先ほども申しましたとおり、環境塾のほうで1期生のほうも似たような形で、水俣川と熊本周辺の川との比較を調査を行っていました。水俣川についてはA A級ということで、こちらにございますけれども、寒川水源からずっと体育館の裏、そしてチッソの排水口の近くまで、すべて8カ所、9カ所調査をいたしました。その結果、やはり水俣川については、すべてきれいなほとんど環境の汚染がないという状況で不知火海のほうに流れております。

そういったことで今回は、ちょっと話が合った湯出川の水質調査のほうをプラスして調査したわけですが、その時点で野川、長崎の入り口付近の河川がかなり汚れていまして、アンモニアとか亜硝酸、それから硝酸態窒素、こちら辺がかなり基準値、基準値はクリアしているんですけど、ほかの水俣川の河川と比べたら高いということで、見た目はそんなに汚くはないんですけど、水の中に有機物がやはり溶け込んでいる可能性があるということで、実際、下の川までおりてカメラで撮影をしましたが、石のほうはかなり白くなって、もう石の色までが変色しておるといった状況のところでありました。

それとD Oというのが非常に足りなくて、溶存酸素量というんですけども、溶存酸素量は通常では6.から7.、飽和状態で8.幾らなんですけれども、そこでは3.14ということで、魚介類が生息するのが3.0までということで、かなり厳しい数値になっております。もちろん河川の基準はクリアしていますが、そういうことで、16年の11月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律で野積みとか素掘りの不適正な処理の解消が義務づけられておりますので、多分、水俣ではそういうことはないというふうに思っております。これまで、やはりしみ込んだやつが大雨やなんかで流れてくるという可能性もありますので、こういった野川の入河口とかこ

ういったところの調査はされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 谷口議員の第2の御質問にお答えします。

長崎地区の調査はされたのかというような御質問だったのかなと思っておりますけれども、市で直接調査をやったということは今のところございません。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 多分、水俣の畜産農家ですから、きれいにされているというふうに思うんですけども、じゃあそこはこれまで全然市としては監視してないと、関知してないということで理解していいんですかね。定期的にやはり水質調査を私はすべきじゃないかなというふうに思ってるんですね。

また逆に言うたら、市としてちゃんとしている、畜産農家がちゃんとやってるんだったら、それだけの濁りというかそういったのは、やはり市として清掃をすべきではないかなというふうに私は思うんですけども、逆に規制を水俣環境モデル都市として、やはり厳しい規制をして、その規制の中に逆に優遇策をこういうふうにしてください、もししてなかったらですね、そういう補助策も一応整備するのに出していいんじゃないかなということも、またぜひ今後検討していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市立総合医療センターについて答弁を求めます。

田畑総合医療センター事務部次長。

（総合医療センター事務部次長 田畑孝次君登壇）

○総合医療センター事務部次長（田畑孝次君） 次に、水俣市立総合医療センターについての御質問にお答えいたします。

まず、県よりがん診療連携拠点病院に指定されたことによる病院や患者への影響についてお答えします。

新聞報道等でもありましたとおり、当センターは平成22年8月17日付で熊本県指定がん診療連携拠点病院の指定を受けました。指定を受けたがん診療連携拠点病院は、肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がんの5大がんに関する最適な治療法の提供や地域の医療従事者に対する研修の実施、がん患者と家族への支援などの役割を担うこととなります。また、指定を受けた拠点病院の専門医と地域の係りつけ医で情報を共有するための地域連携診療計画書である地域連携パスをつくることにより、患者はがんになった後も係りつけ医や地元で治療が続けやすくなります。

当センターでは、これまでも地域の中核的医療機関として、5大がんの治療や疾病による苦痛を予防したり和らげたりする緩和ケアの提供などに取り組み、また放射線治療については、当該

機器の設備を有する出水総合医療センターとの連携を実施してきました。

これまで国が指定するがん診療連携病院については県内に8病院ありましたが、当センターは指定を受けることができておりませんでした。これは、国の指定要件にがん治療のための放射線治療機器を設置することが定められており、当センターでは、実施しているがん診療について大部分の要件を満たしているものの、放射線治療機器の設置がないため指定を受けることができなかったところでした。

九州内では、これまで福岡県や鹿児島県が独自に連携拠点病院を定めており、今回、熊本県も独自にがん診療連携拠点病院を指定することとなり、放射線治療機器を備えていなくても他病院との連携を評価するなど要件が緩和され、当センターも県の指定要件をクリアでき、指定を受けるに至った次第であります。

今回の指定を受けるに当たり、新たな高額医療機器などの設備投資は必要なく、現在の当センターの取り組みを継続することで指定を受けることができましたが、将来的には、がん診療における診断や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くセカンドオピニオンに対応する外来や、がん患者の相談窓口である相談支援センターの整備など、今後の取り組みが必要な点も一部あります。

また、がん診療連携拠点病院に指定されたことにより、がん診療にかかわる診療科の医師確保にもよい影響を与えるのではないかと期待しております。

当センターでは、水俣・芦北地域唯一の拠点病院として、今後もさらにこれまで以上にがん診療や緩和ケアの提供などに取り組んでいくほか、地域の開業医と連携してがんの診療に当たるため、患者の診療に関する情報を的確かつ効率よく次の医療関係者等に受け渡していく仕組みである地域連携パスの導入検討などにも取り組みたいと考えております。

次に、神経内科の現状と今後の医師確保についてお答えします。

神経内科につきましては、脳血管障害、神経難病を初め、脳、脊髄、末梢神経、筋肉に係る疾患を総合的に診療する科であります。当センターの神経内科につきましては、平成19年4月以降、常勤医が不在となっております。現在のところ、外来診療は非常勤医による毎週木曜午後の診療及び福岡大学の教授による毎月1回の診察を行っております。

入院診療につきましては、それほど重篤でない症例につきましては、専門外ではありますが、脳神経外科や循環器内科の医師によって、できる限りの対応をしております。しかし、重度の脳梗塞や神経性の難病など専門性の高い診療が必要な患者様につきましては、専門の医師がいる医療機関へ紹介するなどして対応しております。

常勤医の確保のため、熊本大学や福岡大学の医局を訪問し、派遣要望するなど継続的に取り組んでいますが、大学の医局で神経内科への入局者が少ないなどの問題もあり、現在まで常勤医の

確保に至っておりません。

神経内科を受診した外来患者は平成21年度実績で延べ1,926人で、当センターとしましても神経内科の常勤医は必要であると十分認識しております。今後も大学当局と連携して神経内科の常勤医の確保に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

全適になったことで、心機一転、職員一丸となって頑張っておられる姿が本当に目に映るんですけども、患者さんの対応も以前よりも増してよくなったというような患者さんからの声も聞いております。また、定期的に行われている院長と市民との語る会、私もこれずっと参加しているんですけども、その中でも、やはり市民からの厳しい意見なんかが出て、快く受けとめて参考にされておられます。また、職員研修等、定期的に行われて資質の向上にも努められており、大変な時期だと思いますけれども、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

そこで、先ほどの答弁の確認ですけども、胃がんとか肺がん、それから肝臓がん、大腸がん、乳がんの5大がんの最適な治療法や研修、患者や家族の支援まで今回行えるということで、これまでは、ほとんど整備的にはされていたけれども、出水のほうに、放射線治療を欠いていたので認定がなかったと、そして要件の緩和で指定されたということだと思います。今後は地域連携パスというものを作成して、個人のカルテを地域の病院が同じ治療の計画書というんですか、個人のやつを全体で見れるような形にしていくのかなというふうに思っております。設備投資とかは特にないということで、セカンドオピニオン対応の外来や、がん患者の相談窓口が今後は必要になるということですね。患者さんには大変メリットがあるのかなというふうに思っております。

また病院としても、医師確保の条件がよくなるという今ちょっとお聞きしましたけれども、そのがん診療連携拠点病院に指定されたことが今後そのがん治療にかかわる診療科の医師の確保にメリットがあるのか、そこをもう1回、どういうふうにメリットがあるのか。それと、現状の医師や看護師の大変過重というか、大変頑張っているらしいんですけども、その過重労働というか、それに拍車がかかることはないのか、また、医師の業務負担軽減の取り組みというのは別に何かされているのか、それをお尋ねしたいと思います。

それと、2番目の神経内科については、脳血管障害、神経難病、脳、脊髄、末梢神経、筋肉に関する疾患を診療するということで、21年度は1,926人外来があったと。まさしくこの病状は水俣病の症状によく似ているのかなというふうに思っております。特に特定疾患の患者さんは神経内科にかかるあれが多いんですね、治療体制が。大変今後の病気について危惧されている患者さんもいらっやいます。

難病の患者さんは、病院を指定されて、そこに行けばできるんですけども、治療が、しかし

入院する場合は、かなりやはり家族と離れて、難病の場合は1週間あたりで薬である程度見て状況がよくなるというような患者さんも、かなり神経系統ですから多いわけですね。そういった面で、やはり入院する場合でも水俣の医療センターに入院したいという願望を持たれておる方はかなり多いみたいです。それでも常勤医がいないということで入院ができないということで、大変危惧されている患者さんも多いようです。

こちらに特定疾患の水俣・芦北地区の患者さんの数がございますけれども、特に特定疾患と56疾患名をここに書いてあるんですけども、やはりパーキンソン病関係が一番多いんですね。これが322名患者さんがいらっしゃる中で神経系の疾患を持たれている方が94名、3分の1は、もうほとんど神経内科にかかわっている患者さんということになります。

答弁でもありましたように、重度や神経性難病については専門医のいる病院へ紹介しているということですけども、やはり常勤医の確保は本当、院長を初め大変御尽力をいただいているというふうに思っておりますけれども、この公害の原点、水俣の神経内科が専門医がいないということは、非常にいけないんじゃないかと。また、医療センターには九州に3カ所しかないMEGという機械がありますね。それには、やはり神経内科の先生もかなり魅力があるんじゃないかなと思いますけれども、今後とも引き続き御努力をいただきたいなというふうに思いますけれども、現状として医師確保の可能性というか、それは今の現状では話はないのか、それを1点もう1回お聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田畑総合医療センター事務部次長。

○総合医療センター事務部次長（田畑孝次君） 谷口議員の第2の質問にお答えします。

がん診療連携拠点病院につきましては以前から指定の必要性、重要性というのを痛感しておりまして、今回、待望の指定を受けることができました。今後、大学医局から拠点病院への医師派遣の充実や勤務希望者の増加が見込まれ、拠点病院として専門医などの医師の確保が期待できると同時に、がん診療水準の向上など好ましい効果が出てくるものと思われまます。

また、平成23年4月より、医療費の包括払い制度であるDPCの機能評価係数の若干の上昇が見込まれるということです。

それから、医師業務負担軽減についての取り組みはどうかということですが、これにつきましては、医師のみならず看護師ということですが、基本的にはこの業務をやりますと、医師の負担が若干ふえるのかなと思っております。当センターは、これまでも医師の業務負担軽減ということで検討をしたところでありますが、9月から医師事務作業補助として、診断書などの文書作成業務や診療に関するデータ整理などを行う医療クラークを6名配置しまして、勤務する医師の業務負担軽減に努めているところであります。

それから、神経内科医の必要性、確保の見込みということなんですけれども、先ほどの答弁で

も申しましたとおり、神経内科の常勤医の確保の必要性、重要性というのは重々承知しております。これまでも大学当局へ医師派遣などの要望を出し、教授と面会するなど、神経内科の常勤医師確保のためにできる限り活動を行ってきております。しかしながら、神経内科の医局への入局者が多くない現状から、現在のところ、残念ながら常勤医の確保には至っておりません。常勤医確保は困難な課題とは思いますが、今後も常勤医を確保すべく努力を続けたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、低出生体重児、超低出生体重児の取り組みについて答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、低出生体重児、超低出生体重児の取り組みについてお答えします。

初めに、本市において毎年何名ぐらい誕生しているのかについてお答えします。

まず、出生体重が1,500グラム以上2,500グラム未満の赤ちゃんを低出生体重児と呼んでおりますが、平成19年度に14人、20年度に17人、21年度に16人誕生しております。また、1,500グラム未満の赤ちゃんを極低出生体重児、1,000グラム未満の赤ちゃんを超低出生体重児と呼んでおりますが、過去3年間においては、平成21年度に1,000グラム未満の超低出生体重児が1人誕生しております。

次に、予防接種において、血管が細過ぎて小児科で接種できない場合の対応や、補装具や補助器具が必要な場合は自己負担になるのかの質問にお答えします。

まず、予防接種についてですが、早産のために出生体重が小さく生まれた乳児は、体のさまざまな機能が未熟で抵抗力が弱いため、積極的に予防接種を受けたほうがよいとされております。予防接種の開始時期は生後3カ月からとなっており、ある程度大きくなってからの接種であるため、特別な対応をする必要はなく、料金に関しても一般の乳児と同一の料金となっております。

また、補装具や補助器具が必要な場合の自己負担についてですが、まず身体障害により運動発達のおくれがある程度明らかになった段階で医師から身体障害者手帳の取得を勧められ、その後、補装具や補助器具の申請となります。

補装具や補助器具の自己負担につきましては、障害児の場合には保護者の所得により判断することとなりますが、障害者自立支援法に基づき、市民税の課税世帯については1割の負担、非課税世帯については自己負担は発生しないこととなっております。障害が軽度で身体障害者手帳の取得が必要ない場合の補装具については、乳幼児医療費助成制度を利用することができる場合は自己負担は発生いたしません。

次に、予防対策等の周知など行っているのかの質問にお答えします。

低出生体重児となりやすい早産の原因としては、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病、子宮頸管無

力症、多胎妊娠など、さまざまなものがあります。

妊娠中の健康管理については、妊娠が判明した後、保健センターに母子健康手帳をとりに来ていただいた際にパンフレット等を配布し、必ず保健師による面接を行い、健康相談を受けていただいております。また、14回の妊婦健診やマザークラス、両親学級の機会にも、妊娠中の健康管理や早産の予防について周知徹底を図っております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

全国的にも、かなり出生率が上がってるんですね。1,000グラム以下の超低出生体重児が1980年1,490人だったのが2000年では2,866人、それから2005年には3,115人と、かなりの2倍以上上がっています。出生率は人口1,000人に対して13.6から8.4に下がっているのにもかかわらず、こういうふうに人数的にはふえているということで、全国的に問題になっております。600グラム以下の低体重化が特に進んでいるということで、やはり市としても対策に乗り出す必要があるというふうに考えております。

特に、予防接種や人工肛門などの袋なんですけれども、装具関係も、ある程度3歳ぐらいまでにならないと、本当に障害なのか何なのかというのが判別がなかなかできないということで、それまでに、やはり補装具とか補助器具が必要な場合があるわけですね。ぜひそういった場合には、まず個人負担はしなければいけないけれども、身障者の結果的に3歳以上になったときは割引というか、それを返還するとかですね、そういったやはり無料化を進める必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それとまた天草のほうで、原因を調査をしたところが、歯周病が原因ではないかというような保健師さんの何か調査でわかったということで、天草で妊婦健診の際に歯周病の検診、これを項目に入れたと。そしたら数値的にかなり落ちてきたということも判明しておりますので、ぜひ妊婦健診の際に歯周病の検診等を繰り入れることはできないか、これをひとつ尋ねたいと思います。

それと、母子手帳あたりが、やはり超低出生体重児は成長曲線が普通の出産の子どもと全く違うわけでありまして、妊婦時に配布された母子手帳に記載されている月齢に合わせた子どもができることの欄が役に立たないんですね。むしろ成長の違いが、自分の子どもの成長の違いが親に確認できるというような、逆に逆効果、親に不安を与えるというようなことの原因になるのではないかと、これも問題になっておりますので、ぜひ母子手帳あたりを独自の母子手帳に変える必要があるのではないかと、これをどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。その3点ですね、お願いします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 谷口議員の第2の質問にお答えいたします。

まず補装具、ストマ、人工肛門用のストマ、そのたぐいのやつを自己負担をできないかということで、補装具については自立支援法上1割ですけれども、ストマとかそういうのについては日常生活用具ということで、自己負担のほうは5%というふうになっております。それで、そう決まっているのが障害者自立支援法上の負担ということで、市独自にそういう自己負担の軽減をやるというのは、今ではちょっと厳しいのかなというふうにそういうふうには思っております。

それと、歯科検診を妊婦健診のときにできないのかというようなお尋ねだったのかと思いますけど、歯科検診については、母子手帳の交付時に保健指導の際に歯周病に関するパンフレットを配布したり、年1回の健康まつりのときに歯科医師の御協力によりまして無料の歯科検診を実施しております。また、6月4日を中心にした虫歯週間といいますか、その週間にも歯科医師会のほうで御協力をいただいて無料で歯科の検診をやっていただいております。そういう状況もありますので、その他どういった方法、機会があるのかなということをちょっと医師会のほうと相談をさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、独自の母子手帳を配布ができないかという御質問だったのかなと思いますけれども、現在、1,500グラム未満の極低出生体重児への支援としましては、県が中心になりまして、リトルエンジェル支援事業というのをやっておりまして、その中でリトルエンジェル手帳、そのようなものを交付されております。そういう手帳の交付以外には、保護者に対する臨床心理士によるカウンセリングだったり、心理的なケアだったり、市の保健師による家庭訪問、その他事業を実施しておりますので、そのほうでやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 県のほうではそういうふうに行っているということで了解しました。

とにかく親御さんからしてみれば、本当宝物という感じでこういう方々が誕生するということは、本当に残念な思いだろうと思います。ぜひ、やはり行政も一緒になって支援をしていくべきというふうに思っております。

また、最初は県の管轄になると思うんですが、その後、市へ引き継ぐ場合のこれがうまくいくように、ぜひやっていただきたいなと。それと、小学校に就学する前に十分な成長が遂げられない場合は、なかなかこういう低出生体重児においては、1年おくらせれば何とか普通の一般の子どもさんたちと同等にできるという、1年間でかなり違ってくるといふふうに思いますので、そういったのは自治体任せという形になっていきますので、ぜひ教育委員会のほうになるかと思えますけれども、そういった対応も1年おくらせて就学させるとか、ぜひ相談相手になっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明 8 日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前 9 時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 5 時 9 分 散会

平成22年9月8日

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成22年9月8日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後4時1分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	西田弘志君	中村幸治君
谷口眞次君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（松永伸二君）
総務係 長（岡本広志君）	議事係 長（深水初代君）
書 記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本勝彬君）	副 市 長（森 近君）
総務企画部長（吉本哲裕君）	福祉環境部長（中田和哉君）
産業建設部長（田上和俊君）	総務企画部次長（浦清志君）
福祉環境部次長（本山祐二君）	産業建設部次長（上村彰君）
総合医療センター事務次長（田畑孝次君）	水道局長（盛下修一君）
教 育 長（葦浦博行君）	教 育 次 長（浦下治君）
総務企画部総務課長（松本幹雄君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

議事日程 第3号

平成22年9月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 牧下恭之君 | 1 図書館について |
| | 2 教育問題について |
| | (1) セカンドブックの創設について |
| | (2) デイジー教科書の活用について |
| | 3 予防ワクチンについて |
| | 4 脳脊髄液減少症について |
| 2 真野頼隆君 | 1 全国豊かな海づくり大会について |
| | 2 新制高校の環境コースの設置について |
| | 3 国際交流について |
| | 4 歴史資料館について |
| | 5 蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館について |
| | 6 さくらマラソンについて |
| 3 西田弘志君 | 1 消費者行政について |
| | 2 教育問題について |
| | 3 乗合タクシーについて |
| | 4 みなまた環境まちづくり研究会について |
| | 5 中尾山公園整備について |
| | 6 本会議の中継について |
| 4 淵上道昭君 | 1 第4次行財政改革について |
| | 2 自治会制度について |
| | 3 山間地域の高齢者の交通確保について |
| | 4 農業問題について |
| | 5 教育問題について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは通告に従い、順次質問を行います。

まず初めに、市立図書館について。

図書館は市民に広く情報を提供することのできるキーステーションでなければならないと私は考えています。市民のより高い要望にこたえ、さらに活用度の高い図書館を目指して、以下質問いたします。

近年、電子書籍が普及する中、2007年からWeb図書館を東京都千代田区立図書館で出版社との協力体制のもと開始されております。そのメリットといたしましては、図書の破損や紛失がないことや、図書館まで足を運ばなくても貸し出しが可能であるなど、従来の図書館を補完するサービスとして有用なシステムであります。電子書籍をインターネットを通じて貸し出しするWeb図書館の創設ができないかお尋ねいたします。

旧来の図書館のイメージである趣味・娯楽のための施設だけではなく、実際に人々の暮らしに役立つためにビジネス支援事業、医療・健康情報サービス、法情報サービスなど社会の変化を先取りした新しいサービスに取り組んでいかなければならないと思います。その中で、他人に聞けないことが自分で調べられる法情報検索マップの配置です。これは、セクハラやドメスティック・バイオレンスなど他人に聞けない問題を抱える人の解決支援のため、これら生活に身近な法律問題、例えば相続、交通事故、不当解雇、多重債務、年金問題、いじめ、ストーカー、離婚などについて一人で参考資料を探せます。さらに専門的な相談機関も示すパンフレットを法情報マップといたします。法情報検索マップのサービスを導入できないかお尋ねいたします。

雑誌の表紙に企業名を表示し、購入費を負担してもらった雑誌スポンサー制度を導入できないかお尋ねいたします。

ビデオ視聴コーナーの設置ができないか、インターネット端末利用実施ができないかお尋ねいたします。

鳩山政権が昨年実施した事業仕分けでは、子ども読書応援プロジェクトは廃止と判定され、予算は大幅に削減されるなど、厳しい環境もありますが、ことしは国民読書年でもあります。未来を担う子どもたちの豊かな心をはぐくみ、視野を広げる子どもの読書環境のさらなる充実を図るために、子ども司書認定制度の実施ができないかお尋ねいたします。

次に教育問題について。

ブックスタートは17年前にイギリスで初めてゼロ歳児を対象にすべての親子に絵本を介した心触れ合うひとときを届けるためにブックスタートが開始されました。水俣市におきましても、平成20年より絵本をプレゼントするブックスタートが既に実施されています。現在のブックスタートの実施状況と子どもの反応及び影響はどうかお尋ねいたします。また、子どもたちにより深い人生を生ききる力を身につけるきっかけになることを願い、ブックスタートのさらなる後押しとして、小学校に入学する新1年生に自分で選ぶマイブックとしてセカンドブックスタートを創設される考えはないかお尋ねします。

発達障がいを抱えた児童・生徒への支援ツールとして新たに開発されたマルチメディアD A I S Yがあります。D A I S Yはもともと視覚障がい者のための録音テープにかわるものとして開発されました。これをさらに文字と音声と映像を組み合わせたものがマルチメディアD A I S Yです。パソコンで音声を聞きながら同時に文字や絵や写真を見ることができ、読んでいる箇所がハイライトされるので、どこを読んでいるのかわかるようになっています。わかりやすい例を挙げれば、カラオケを歌うとき、テレビ画面の文字の色が変わっていくようなイメージです。

印刷物だけでは情報を得ることのできなかつた人々への支援ツールとして活用が始まっており、将来は学習障がい・LDや発達障がいのある人だけでなく、高齢者を初めすべての人に活用を試みる計画も始まりました。発達障がいやその他の障がいのある児童・生徒のための拡大教科書やD A I S Y教科書は特別支援教育の学校現場や保護者の間で大きな効果が得られることが認められてきました。しかし、これまでは法律の制約からその使用は一部に限られていました。2008年9月、教科書バリアフリー法と著作権法の改正により、これまでの制約が大幅に緩和され、D A I S Y版教科書が作成できるようになり、ことし1月1日より著作権法がさらに施行されたことにより、発達障がいも含まれ、文科省検定教科書もD A I S Y版教科書として活用できるようになりました。

発達障がいの児童・生徒がふえている現状を踏まえ、すべての小・中学校において、マルチメディアD A I S Yの活用を進めることは有効と考えますが、いかがかお尋ねいたします。さらに、ICT教育やマルチメディアD A I S Yの活用を進めるためには、教職員の機器活用や新たな指導方法・研修が欠かすことができません。教員の研修についても積極的な取り組みが不可欠と思いますが、お尋ねいたします。

次に、予防について。

子宮頸がんや細菌性髄膜炎などの病気から女性や子どもを守る予防ワクチン、こうしたワクチンの接種は任意のため全額自己負担が原則ですが、経済的負担を軽減するため公費助成に取り組む自治体が広がっていることが厚生労働省の調査で明らかになりました。

調査はことし3月、厚労省が都道府県を通じて全市区町村を対象に実施し、定期や任意を含む予防接種への公費助成の状況（実施予定も含む）などについて、1,744市区町村から回答（一部6月に再度追加調査を含む）を得ての集計結果によりますと、子どもの細菌性髄膜炎の原因となるヒブ（インフルエンザ菌b型）の予防ワクチンについて公費助成を行う自治体は204自治体に上ります。公費助成を始めた市区町村は、2008年度は4自治体だったのですが、2009年度には57自治体、2010年度は143自治体に急増しています。また、ヒブに次いで細菌性髄膜炎の原因となっている肺炎球菌の小児用予防ワクチンに公費助成を行う市区町村は11自治体であります。うち36.4%の自治体が助成額が5,000円以上となっています。一方、子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）のワクチンについて、114自治体が公費助成を行い、うち78自治体が1万2,000円以上の助成を行っていることも明らかになっています。

私たち公明党は国会議員や地方議員が連携し、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン、HPVワクチンなどの予防接種への公費助成を訴えてまいりました。こうした取り組みにより大きな広がりを見せています。さらに私たち公明党は、7月に子宮頸がんの予防接種を全額国費で補助することなどを柱とした子宮頸がん予防法案を参院に提出しましたが、次期通常国会に再提出し、成案を目指し、全力投球をしております。

来年度予算編成に当たって、こうした地方自治体に広がる予防ワクチンについて水俣市も積極的に取り組むべきと考えるがお尋ねします。特に予防できる唯一のがんが子宮頸がんであり、検診とワクチン接種を併用すれば、ほぼ100%発見できるとされています。来年度も乳がん・子宮頸がん検診クーポンの継続実施し、水俣市も子宮頸がんゼロへ挑戦すべきと考えるがお尋ねします。

日本は世界有数のがん大国であり、がん対策の柱の一つであるがん検診について、がん対策基本計画では2017年度までに受信率50%以上という大きな目標を掲げています。無料クーポンで少し上がっても、全国平均は24.5%です。目標年次まであと1年半、水俣市の受診率アップの取り組みについてお尋ねいたします。また子宮頸がんの予防ワクチンについて、一部に投与すると不妊になるとの悪質なうわさが流れているが、厚労省の見解がわかればお尋ねします。

次に、脳脊髄液減少症について。

皆さんはこの脳脊髄液減少症という病名を御存じでしょうか。この病気は交通事故やスポーツ傷害などで身体に強い衝撃を受けたときに脳脊髄液が漏れ出し、減少することで慢性的に苦しむ病気です。医学的にもまだ余り研究が進んでおらず、多くの患者の方が苦しんでおります。この

病気の治療方法は、血液が固まる性質を利用して自分の血液を注射器で注入し、髄液の漏れている場所をふさぐというブラッドパッチが効果的と言われています。この方法で約7割の方が回復しているそうです。しかし、まだ保険適用になっていないため、病院によっては検査や入院で二、三万円、治療入院すると1回に10万円から30万円かかり、全額個人負担になります。このため経済的にも多くの患者さんが困っているのが現状です。国のほうでも臨床試験を受けてガイドラインづくりに向け、動きを始めております。一日も早く保険適用など救済の手が尽くされることを願っているところであります。

さて、脳脊髄液減少症とは、脳脊髄液が減ることによって起立性の頭痛や首や腰の痛み、手足のしびれ、目まい、耳鳴り、吐き気、視力の低下、全身のだるさ、記憶力の低下などさまざまな症状に悩まされます。最近では痴呆症の原因の一つではないかとも言われています。このような症状に悩まされている方が全国で約30万人、さらにこの病名を知らずに苦しんでいる潜在的な患者さんが約100万人以上いると言われています。

発祥の原因としては、主に交通事故やスポーツ外傷、転倒、尻もち、くしゃみや出産時にもあると言われています。学校では体育の授業中や廊下での転倒、跳び箱に失敗しての尻もち、部活中の事故などがきっかけで発症していることもあります。この症状は本人以外、先生や友達にもなかなか理解してもらえません。そして単なる怠け病だと思われ、いじめられたり不登校になってしまう場合もあるそうです。

この脳脊髄液減少症は、まだ余り広く知られていませんが、いつでもだれでも日常的な出来事で起こり得る大変身近な病気です。しかも検査や治療を行う病院は限られています。さらに、子どもを診断・治療する医師はさらに少ないのが現状です。このため全国的にもこの病気と診断された児童・生徒も少なくないのですが、それでも約300名の患者が報告されています。

平成19年5月に文化省から学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について通知が出され、さらに県教育委員会から各学校に通知がされています。これを受けてどのような対応をされたか、不登校児童・生徒やスポーツ外傷等を受けた児童・生徒の状態変化に対しての実態把握はされているのか。教職員、養護教諭、カウンセラー、保健主事など関係者の研修は実施されたのか。保護者への周知が大事だと思うがいかがか、保健センターなど相談窓口を設置してはいかがかお尋ねして、壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず図書館について及び教育問題については教育長から、予防ワクチンについては私から、脳

脊髄液減少症については教育長からそれぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 図書館について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 図書館についてお答えいたします。

電子図書をインターネットを通じて貸し出しするWeb図書館の創設についての御質問にお答えいたします。

Web図書館は現在国内では唯一東京都千代田区の千代田Web図書館が開設しています。千代田Web図書館での登録者は累計で6,012名の登録があり、所蔵している蔵書に当たるコンテンツ数は約4,700タイトルあります。毎月500コンテンツの貸し出しがあります。利用者の特徴といたしまして、30代、40代のビジネスマンの利用が多いようです。

利用できる端末を伺ったところ、OSがウィンドウズ版の端末しか利用できないため、最近販売されたアップル社のPadは使用できないとのことでした。

Web図書館はパソコンから24時間、どこからでも電子書籍の貸し出しや返却ができる仕組みであり、非常に利便性が高いと思いますが、現時点での水俣市での導入につきましては、費用対効果等十分見きわめる必要があるのではないかと考えております。

次に、法情報サービス・法情報検索マップの導入についての御質問にお答えいたします。

法律に関する図書の整備に当たっては、法の改正などで年に1回は購入することになります。しかしながら、利用頻度からいたしますと、費用に見合った利用はされていないというのが現状です。

法情報サービス・法情報検索マップの導入につきましては、検索できる端末の設置が必要かと思っております。導入に当たっては、市民の利便性、費用対効果等十分に考慮しながら、次期導入予定の図書館情報システムの中で構築できるか検討していきたいと考えております。

次に、雑誌スポンサー制度の導入についての御質問にお答えいたします。

現在、市立図書館での雑誌の購入は、今年度の当初予算で約18万円、週刊誌や月刊誌17種類の雑誌を購入しております。雑誌スポンサー制度は、スポンサーとなっていただく事業所に雑誌の1年間の講読料を負担していただくかわりに、提供雑誌の最新号のブックカバーにスポンサーの広告を表示する制度です。この制度を活用するに当たって、幅広く雑誌の購入が可能となり、利用者の選択肢が広がり、読書のまちづくりを進めるに当たっても有効な制度だと思われまますので、水俣市での導入の可能性を探ってまいります。

次に、ビデオ視聴コーナーの設置についての御質問にお答えいたします。

近年、図書館における来館者の利用方法も多様化とマルチメディア化が進み、近隣の図書館で

もビデオ視聴コーナーを設置して新たな利用者の獲得に一役買っています。しかしながら、現在の市立図書館では、ビデオコーナー設置については館内の施設が手狭になっているため、設置できる場所の確保が困難でございます。

次に、インターネット端末利用の実施についての御質問にお答えいたします。

図書館の現在の蔵書数は約10万1,000冊であります。利用者の多様なニーズには対応できない場合もあります。近年、情報化社会により、先進の図書館においてはインターネット検索ができる端末の整備がされているところも多くなってきました。現在の市立図書館には、インターネット検索ができる端末の設置はございませんが、次期図書館情報システムの構築を行う予定でございますので、その際には検討してまいりたいと思います。

次に、子ども司書認定制度の実施ができないかについての御質問にお答えいたします。

この制度は、福島県の矢祭町が平成21年度に開始した制度でございます。この制度の目的は、子どもたちに本に親しんでもらい、本について理解し、そして友人・知人に読書の喜びを伝えていくことです。町内の小学4年生から6年生を対象に昨年度は14人の子どもが、今年度は19人の子どもが、年間15回の講座を受講し、子ども司書の認定を受けております。子ども司書に認定された子どもたちは、図書館でのお手伝いや、お話し会での読み聞かせを行っているそうです。特に、老人保健施設での読み聞かせは、高齢者の方々から好評を得ているとのこと。

本市においては、一昨年の図書館祭りで市内の小学5年生二人が一日図書館職員体験を行い、簡単な司書の体験をしてもらっています。本市において、この認定制度を実施するには幾つかの課題がありますが、本市ならではの子ども司書認定制度ができないか検討してまいります。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 市民の生涯学習意識の高まり、そして若者の活字離れ、ライフスタイルの変化などを受けて、公立図書館が大きく今現在変わろうとしております。まず、Web図書館ですが、どこからでも24時間、365日全書籍を借りてパソコン上で読むことができます。借りた電子書籍は普通の本をめくるように画面上で読むことができ、また音声や動画再生もできます。全書籍はすべてデジタル化されていますので、書庫スペースが不要でパソコンのサーバースペースがあれば大変コンパクトであるというふうに伺っております。

さらに、この電子書籍の特徴として画面上で文字の大きさを自由に拡大・縮小できるため、自分の読みやすい文字の大きさを調整して読書を楽しむことであります。また、音声や動画の再生も可能で、従来の書籍ではできなかった外国語のリスニング・音読なども可能であります。さらに、文字やアンダーラインなどの書き込みも可能なので、書き込みが必要な問題集なども貸し出しすることができます。

返却時には書き込まれた文字やラインは自動的に消去されます。返却の催促も不要で、書籍の

盗難・未返却もありません。規定の貸し出し期間が来れば、延長手続きをしなければ、パソコンで読めなくなるだけであります。

従来の図書館との違いは、管理面だけではなく運営コスト面でも大変安くできることであります。千代田区立図書館の場合、Web図書館システムの構築に約500万円、従来の図書費としての全書籍が3,000種、各3冊の調達で約500万円で、合計約1,000万であったということでもあります。盗難・紛失・未返却などの損失がゼロであることを考慮すれば本当に安価だというふうに思っております。

従来型の図書館にもいい点が多くありますが、これと併設することによって山間部の市民、障がいをもつ市民、多忙なビジネスマンが利用できれば、さらに利用者数のアップが図られ、日本一の読書のまちづくりを目指す水俣市の公立図書館になると思っておりますが、現在や、これからさらに検討をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、さっき言われました図書館情報システムの導入はいつされるのかお尋ねいたします。

雑誌スポンサーについては早急に決断をして、水俣市内企業、個人に限らず県内及び全国の優良企業に呼びかけることによって水俣市の前向きに取り組む姿が知名度アップに貢献できます。やるかやらないかだと思います。どうなのかお尋ねいたします。

子ども司書認定制度ですが、実施の方向で強く検討していただきたいと思います。いかがかお尋ねいたします。

多くの図書館を利用される市民の皆様は駐車場が狭い、公民館利用があるときは車がとめられない。車いすの方は玄関が自動ドアではないので入れない、図書館内が手狭で落ちつかないと言われております。図書館の新築移転及び改良計画がないかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） それでは牧下議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、Web図書館についてでございますけれども、今、議員がおっしゃったように非常にメリットが多いというふうに思っております。特に利用者の目から見ますと、パソコンで24時間いつでも見れると、返却も自由にできる、勝手に機械が消してくれるというようなことで非常に利便性が高いというふうに思っております。日本一の読書のまちづくりをやっている本市でございますので、非常に読書率のアップにもつながるということで、非常にいいことだというふうに思っておりますけれども、ただ、この制度につきましてはまだ今始まったばかりということで、まだ全国でも1カ所しかございませんが、初期費用で1,000万ほどと言われましたけれども、我々がちょっとお尋ねしたところ、1,500万ぐらいはかかるのかなというふうに思っておりますし、継続して電子図書を購入していくということの必要性も出てきます。書籍と電子書籍と二重に投

資をしていくということになってまいりますので、そういう時代の要請をちょっと見ながら導入については検討していきたいというふうに思っております。

それから、図書情報システムの導入時期でございますけれども、現在の図書館の情報システムというのは、平成15年から稼働をしております。もう既に7年ということで、かなり老朽化して陳腐化してきておりますし、パソコンの端末とかサーバー機などのハードの部品交換にも対応に苦労しているところでございます。そういうことであって、導入については早急な検討をしていくというふうにしておりますので、なるべく早く担当関係部課と協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、雑誌スポンサー制度の導入については、この制度は市にとってもメリットがあるというふうに思っております。ただ、今、日本の経済、市の経済もそうなんですけれども、経済状況が余りよくないということで、企業の賛同が得られないと非常に厳しいなということもございますけれども、まず市内の主な企業に参画いただけないかというようなことで呼びかけを早速してみたいというふうに思っております。

それから、子ども司書認定制度につきましては、なるべく取り入れてやっていきたいというふうに思っております。水俣らしい取り組みができないか、子どもたちが楽しく参加できるようなことでできないか、例えば夏休みとかを利用する、あるいは土・日を利用するような参加の仕方ですら司書認定制度独自のものができないか検討してまいりたいと思います。

それから、図書館の新築・移転及び改良計画でございますけど、これにつきましては、今のところ実は全く考えておりませんでした。ただ、障がい者等のドアの開閉につきましても非常に不便をかかっているということで、今どうしているかといいますと、職員が気をつけて、そういう方が来られたら出ていって対応しているということでございますけれども、図書館の玄関に入っていきますと、非常に薄暗くて、余り雰囲気的にはよくないなと思っておりますけれども、その辺の改善もできないか、まずその辺のところからちょっと検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 図書館情報システムの導入は早目に検討するということでしたけれども、これが早く導入されないとインターネット端末機の設置もできないし、ビデオ視聴コーナーもできないし、手狭ということで、ぜひ改良計画を早急に練って、市民の皆さんが本当に喜んで図書館に行けるというような状況にもっていてもらいたいと思います。日本一の読書のまちづくりを目指して、最高に、みんなが楽しくなるような図書館運営をしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育問題についてセカンドブックの創設についての御質問にお答えいたします。

まず、現在のブックスタートの実施状況と子どもの反応及び影響はどのようなのかについてお答えいたします。

日本一の読書のまちづくり推進事業の一環として、赤ちゃんに絵本を、絵本のある暮らしづくりを目指して、4カ月乳児健診時と6カ月乳児健診時に合わせて、平成20年5月から津奈木町と水俣市合同により、健康高齢課、子どもセンター、図書館が連携して、ぐるりんぱブックスタート事業を実施しています。乳児健診時に4カ月乳児には絵本を1冊贈呈して、読み聞かせを実施し、6カ月乳児には引き続き読み聞かせを実施しております。平成20年度は198人、平成21年度は205人の赤ちゃんに絵本を1冊贈呈し、読み聞かせを行いました。

このブックスタート事業は絵本を介して親と子のコミュニケーションを図り、子どもの成長過程における情緒安定に大いに役立つものとして子育て支援の面からも非常に好評であります。絵本の読み聞かせをすると、目でページを追い、じっと絵本を見つめたり、笑ったり、そのまなざしからも表情豊かに反応してくれます。昨年、6カ月乳児のブックスタート事業の折にアンケート調査を実施したところ、このブックスタートを機に引き続き家庭での読み聞かせをしている保護者は74%でした。また読み聞かせについても、毎日行っているが21%、週3回は16%、週2回が20%、週1回は22%となっており、ほとんどの家庭で継続して読み聞かせが行われております。さらに、最近では絵本を求めて図書館へ足を運んでくださる方や、絵本コーナーで父親の姿を目にすることがふえており、子育ての面からもよい影響が出ているのではないかと考えております。

次に、ブックスタート事業のさらなる後押しとして、小学校に入学する1年生に自分で選ぶマイブックとしてセカンドブックを創設する考えはないかとの御質問にお答えします。

本市のぐるりんぱブックスタート事業は、赤ちゃんへ絵本の読み聞かせを行うことで、絵本を通じて言葉かけを行い、親と子の心の触れ合い、きずなを深める機会としてとらえています。赤ちゃんにはこのとき出会った初めての絵本となり、生涯において思い出に残る一冊になり得るものです。

そこで、御提案がありました小学校入学時の新1年生にセカンドブックスタートを創設することにつきましては、日本一の読書のまちづくりの事業を推進する上でもブックスタート事業との継続性を保つための有効な事業と思っておりますので、今後検討してまいります。

D A I S Y教科書の活用について順次お答えします。

初めに、すべての小・中学校においてD A I S Y教科書の活用を進めることの有効性についてお答えいたします。

教育委員会といたしましても、発達障がい等により特別な支援が必要な児童・生徒に対し、きめ細やかな学習指導等が重要であることは認識しているところです。D A I S Y教科書につきましては、制作している財団法人日本障がい者リハビリテーション協会に問い合わせたところ、今年度、D A I S Y教科書を必要とする児童・生徒は400名ほど登録されているとのことですし、保護者などから学習理解が向上したとの意見も寄せられているということです。

現在の状況では、D A I S Y教科書は学校教育法に規定する教科用図書として認められておりませんが、教科書以外の図書その他教材、いわゆる補助教材として扱われるものとして考えておりますが、平成21年度から文部科学省が実施しているD A I S Y教科書などの発達障がい等の障がい特性に応じた教材のあり方や、それらを活用した効果的な指導方法等の調査・研究の動向等も踏まえ、各学校に在籍する児童・生徒の実態に応じて、使用について検討していく必要があると考えております。

また、D A I S Y教科書につきましては各学校への啓発も十分に進んでおりませんので、今後水俣市校長会や、市特別支援教育コーディネーター研修会等で情報を提供していきたいと考えております。

次に、I C T教育やD A I S Y教科書の活用を進めるためには教職員の研修についても積極的な取り組みが不可欠と思うがという質問についてお答えいたします。

I C T教育につきましては、熊本県教育委員会が実施している熊本県情報教育課推進事業において、I C Tを活用した事業や、情報モラル指導を学校全体で取り組み、すべての教職員のI C T活用指導力の向上とともに、I C T活用による授業改善を図る取り組みが実施されているところです。これまでの取り組みにより、多くの教職員の授業の準備や実際の授業においてI C T機器を活用する力が図られてきました。しかしながら、D A I S Y教科書の活用に係る県主催及び市主催研修会は現在行われておりません。

よって、今後は新たな教育機器の普及やD A I S Y教科書等の活用状況を踏まえるとともに、県教育委員会が実施する各研修等との関連にも配慮しながら、本市でも研修のあり方を検討していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 セカンドブックですが、実施するとした場合、予算はどのくらいかかるのか、まず最初にお尋ねいたします。

D A I S Y教科書ですが、従来文科省がD A I S Y教科書の提供先を児童・生徒本人のみに限定するという運用をしていたために、現場ではいろいろな問題が起きております。具体的には、D A I S Y教科書をつくっているボランティア団体が、教員らが入手して活用方法などを研究したいという依頼を受けても提供できない。児童・生徒が在籍する学年より下のD A I S Y教科書

を使いたいという依頼を受けても提供できない。発達障がいのある生徒・児童も在籍するクラスの授業で、電子黒板上、D A I S Y教科書を使いたいという依頼があっても提供できない。この点について本年5月13日に必要とする児童・生徒に提供できるようにするためにやっとこれを可能とする事務連絡が出されました。

ただ心配なのは、この事務連絡の中で学習の用に供するものとして各学校において判断された場合にそれぞれ可能となっており、各学校、特に校長先生等管理職がD A I S Y教科書に対して理解がないと児童・生徒の手に届かないということになりかねません。こういう事務連絡が文科省からも出ておりますし、積極的に取り組むべきだと思いますが、いかががお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、セカンドブックをやるための予算はどのくらいかかるのかということでございましたけれども、現在実施しておりますブックスタート事業の予算というのは、平成22年度で230人の赤ちゃんを対象として、1冊800円程度の絵本を購入しておりますので、約20万程度かかっております。それと、セカンドブックを小学校入学時に行うというふうに考えますと、対象人数は同じくらいということで考えますと、若干絵本より高価な図書を選定することになりますと、大体1冊1,200円から1,500円程度かなというふうに思っておりますので、大体30万から40万ぐらいの予算が必要かなというふうに思っております。

それから、D A I S Y教科書の導入につきまして積極的にということでございましたけれども、先ほど答弁でもしましたとおり、非常にD A I S Y教科書を使うことによって学習の理解が向上したというふうに、非常に効果が高いという認識をしております。

今後、普及していくんだろうというふうに思いますけれども、現在は無償給付ということで国のほうでも、本来なら国のほうで教科書であれば積極的にやっぱり支援をしていくべきだというふうに思っておりますけれども、我々も国の動向を見ながら、そういう情報を的確につかんで、なるだけD A I S Y教科書の導入が早くできるように我々も努力していきたいというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 セカンドブック事業が30万から40万円で実施できるということではありますが、ぜひ実施するべきだと思います。実施することによって、子どもの成長環境が水俣市にとってどのような影響があるのかお尋ねをいたします。

文部科学省は8月20日、発達障がいなどで読むことが困難な児童・生徒のためのマルチメディアD A I S Y教科書について、一定の条件でインターネット上に配信、提供できることを各関係団体に通知をしました。今回の通知は同協会の作成したガイドラインに即して、提供を許可された児童・生徒がネット上から無償でD A I S Y教科書を手にするのを可能にするもので、D A

I S Y教科書の普及がさらに前進することが期待をされております。

D A I S Y教科書を使用したお母さんの声を聞いた感想があります。小学校5年生のときにD A I S Y教科書に出会って、初めて教科書を自分で開いて読むようになりました。授業に付き添ってこられたお母さんが、授業の邪魔にならないように私たちにそっと語ってくれました。

授業中読めなくて体を小さくしていた娘さんが、D A I S Yがあれば声に出してちゃんと読める。自分はだめなんだと自信をなくし、学校に行くことも嫌がっていた娘さんが楽しそうに学校に通うようになったと。そのお母さんにとっても、また娘さんにとってもD A I S Yに出会えたことが、どれだけ人生を変えたことかとありました。

子どもが大きく成長するためにどのような決意で取り組みをされるのかお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、セカンドブックに関してのぜひ実施すべきだということでございまして、それが子どもの成長と環境面にどのような影響があるかという御質問だったと思いますが、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、非常にブックスタートを始めたということで、次のステップとしてはセカンドブックというのは当然考えられるわけで、継続性の意味からいけば非常に意義があるというふうに思っております。

来年度早速できるかどうかというのは今後の検討でございますけれども、我々もその必要性については十分認識しておりますので、十分検討して次につなげていきたいというふうに思っておりますし、子どもの成長に関しては、発達段階に応じてそれなりの図書を読み聞かせをすることについては、子どもの情緒の安定には十分つながってまいります。

三つ子の魂百までもという言葉もございましてけれども、読み聞かせというのは幼いころから心を育てる大事な要素であるというふうに思っておりますし、人格形成の発達にも大きく寄与するというふうに思っておりますので、やっぱり日本一の読書のまちづくりというのに取り組んでやっております。これは何も名称が欲しくてやっているわけではなくて、そういう心豊かな子どもたち、心豊かな大人、文化に親しむ大人というのをつくっていくために、日本一の読書のまちづくりというのに取り組んでいるんだというふうに思っておりますので、こういう取り組みをぜひできるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、予防ワクチンについて答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 次に、予防ワクチンについての御質問に順次お答えします。

初めに、来年度予算編成に当たって、地方自治体に広がる予防ワクチンについて、水俣市も積極的に取り組むべきと考えるがについて御質問に答えます。

以前にもお答えしましたように、任意接種であるヒブや肺炎球菌、子宮頸がんワクチンの予防接種について、市町村単独による補助は財政的負担が非常に大きく厳しい状況です。この件に関しては、先月行われた県下14市の財政課長会議に市長会提案議題として提出をし、県や国へ財政措置を講じていただくよう働きかけを行ったところでございます。

次に、来年度も乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポンの実施を継続し、子宮頸がんゼロへ挑戦すべきと考えるがについての質問にお答えします。

女性特有のがん検診受信率の向上を目的とした検診無料クーポン券を利用しての、乳がん・子宮頸がん検診は昨年度から国の100%補助によりスタートいたしました。しかしながら、今年度はがん検診は健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が実施主体であることから、市町村に応分の負担が求められることになり、2分の1補助となりました。

本事業は、乳がん検診が40歳から60歳の5歳刻みの年齢、子宮頸がん検診が20歳から40歳の5歳刻みの年齢の方を対象としておりますが、子宮頸がん・乳がんは20代、30代の女性に急増しており、特に子宮頸がんは発症するすべてのがんの中で発症率が第1位となっております。また、昨年度からの実績からも無料クーポン券を配布することにより、今まで検診を受けなかった若い年代層の受信率が確実に伸びてきております。

本市としましては、引き続き国の補助事業として実施できるよう市長会等を通じ、国・県へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国のがん対策基本計画では、2011年度までに受診率50%以上という目標を掲げているが、本市の受診率アップの取り組みについての御質問にお答えします。

本市の昨年度の乳がん検診・子宮頸がん検診の受診率はそれぞれ41.5%、30.4%でした。受診率アップの取り組みといたしましては、乳幼児健康診査や、成人式での健康教育の実施、リーフレットの配布等の啓発活動、特定検診との同時実施、市内医療機関で個別検診が受けられるよう委託先をふやしたり、集団検診の未受検者を対象にした二次検診の実施など、検診の機会をふやし、受診しやすい環境体制づくりに努めているところです。

次に、子宮頸がん予防ワクチンと不妊の関係に関する厚生労働省の見解についての御質問にお答えします。

先月5日に行われた第175回国会予算委員会の議事録の中に、子宮頸がん予防ワクチンの副作用について質問する平山厚生労働大臣官房審議官の答弁内容の記述がありました。それによりますと、昨年10月に承認されたサーバリックスワクチンの動物試験では、妊娠機能に影響を及ぼす結果は示されていない。承認審査の段階で海外の市販後の状況を含め、国内外の臨床試験データを評価しているが、不妊を疑われるデータは認められておらず、承認後の国内の副作用報告制度の中でも不妊の報告は確認されていないとの見解でした。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 昨年、公明党の提案で女性特有のがん検診無料クーポンを実現をいたしました。しかし、残念ながら鳩山政権は施策の予算額を216億円から76億円にカットしました。市は半分負担しないとできなくなりました。この事業は5年間は継続して実施しないと意味がありません。早期発見で水俣市民の女性の命を守る、この事業を22年度以降も実施するのをお尋ねいたします。

厚生労働省が2011年度、政府予算で経済成長や国民生活の安定などのために設けられる1兆円の特例枠に要求する事業案が8月16日に明らかになりました。それによれば、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を盛り込む方針だそうであります。

私たち公明党は、子宮頸がんのワクチンや、予防検診費用への公費助成を盛り込んだ子宮頸がん予防法案については、人間の生命を守る人道的な法案である。各党は与野党の枠にとらわれることなく、前向きな議論をするべきだとの考えを示しています。

この病気で年間約3,500人が亡くなっていますが、予防検診とワクチン接種を併用すれば、ほぼ100%予防できることがわかっております。きちんと予防検診などを受ければ数多くのとうとい命が救われ、その体制を整備することは政治の責務であります。こうした公明党の推進によって、与野党の参院選マニフェストに子宮頸がん対策の推進が盛り込まれるなど、子宮頸がん対策に関心が高まっていることは間違いありません。

12歳の女性へのワクチン一斉接種に必要な費用は210億円です。厚労省が考えているのは150億円です。よって3分の1を国が補助するとしています。全額補助にした場合、水俣市の予算額はどうなるのか、また、子宮頸がんゼロへ向けた市長の決意のほどをお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、女性特有のがん検診事業について、平成22年度も実施するののかという御質問でございます。先ほどの答弁にも申し上げましたように、子宮がん、それから乳がん、あるいは20代、30代の女性に非常に急増していること、あるいは子宮がんはこの年代の女性に発症するがんの中で第1位になっているということを今答弁の中で申し上げましたけれども、また昨年度の実績からしていきますと、無料クーポン券を配布することによって、若い年代層の受診率が確実に伸びてきたというようなことも御答弁申し上げました。国からの補助は昨年度の半分になりましたけれども、今年度も昨年同様取り組む予定で準備を進めていきたいとそうふうに思っております。

それから、12歳女性へのワクチンの一斉接種、3分の1を国が補助すると、全額補助にした場合、市の予算額はどうなるののかと、また子宮頸がんゼロへ向けた市長の決意はどうかということでございます。

まず、12歳女性が調べましたら120名、ワクチンの値段が1人5万円として計算した場合に、

国がその3分の1を補助し、市がその3分の2を補助した場合に、その予算額は400万円程度になるということでございます。

それから、子宮がんゼロへ向けた私の決意ということでございますけれども、この子宮がん予防ワクチンに関しましては、国からの正式な通知を待ちまして、その上で前向きに検討してまいりたいとそのように思っております。ことしはもちろん取り組む予定で準備をしておりますけれども、来年度につきましては今年度同様半分でも国の補助事業として実施できるよう、国・県へ働きかけてまいりたいとそのように思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 400万円程度で実施できるということですので、ぜひ取り組みをしていただきたいと思えます。

私は子宮頸がん予防ワクチンについて、平成20年9月、平成21年12月、平成22年3月と今回で4回目も取り上げてきました。それは、子宮頸がんは予防すれば100%守られるという思いからであります。

8月25日に兵庫県にてママと私と子宮頸がん予防ワクチン県民講座が開催をされました。その中で明石市の北口市長44歳が「子宮頸がん予防ワクチン全額補助への経緯」と題して講演をされました。明石市は阪神大震災、花火大会の死亡事故など不幸の連続であった。安全なまちづくり、命を守るということを多くの自治体に発信していきたいと訴えられ、自身が命を守るという危機管理に携わる立場の方がどのように考えるかによって、自治体の動きも変わると言われたそうであります。

水俣市は水俣病によって世界じゅうのどこよりも命のとうとさを実感しているはずであります。前回の答弁は、市単独による取り組みではなく、国の政策として取り組んでいただくよう市長会等通じて国・県へ働きかけてまいりたいと考えておりますでありました。今回もまた同じ答弁だったと思えます。

芦北町が6月議会でワクチン接種を助成する議案、中学1年から3年を対象に全額補助を決めました。お隣の出水市でも既に実施をされております。現在では厚労省側は、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの公費助成などに対し、費用の3分の1を国が補助する予防対策強化事業150億円を11年度予算概算要求に計上しました。まさに国も動き始めました。宮本市長は市民の安全・安心を守る重大な責任がありますので、検討するということでしたけれども、確実に実施をして市民の命を守る戦いをしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、脳脊髄液減少症について答弁を求めます。

（教育長 葦浦博行君登壇）

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 脳脊髄液減少症について、順次お答えいたします。

初めに、平成19年5月に文部科学省からの通知文を受けて、どのように対応をしたのかについてお答えいたします。

文部科学省から事務連絡されました、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についてにつきまして、平成19年6月7日付で、市教育委員会を通じて速やかに各小・中学校あて通知をしております。

教職員にどのような方法で周知したかについては、すべての学校が明らかではありませんが、小学校について7校中3校、中学校においても7校中3校が職員会議などで全職員に脳脊髄液減少症についての周知を図っております。

次に、不登校児童・生徒やスポーツ外傷等を受けた児童・生徒状態変化についての実態把握はされているのかというお尋ねについてお答えいたします。

各学校におきましては、不登校児童・生徒への状況につきましては、適宜電話連絡を行ったり家庭訪問を実施したりして、その状態を把握するよう努めており、毎月の定例報告で教育委員会あて報告がなされております。

また、毎日の健康観察において、児童・生徒の体調などにも十分注意を図っているところですが、これまでも本市の小・中学校において、頭痛・目まいなどで体調がすぐれない児童・生徒の保護者に対して、脳脊髄液減少症の疑いから受診を勧めた事例もあっております。さらに、毎年実施されます健康教育実態調査において、平成21年度から脳脊髄液減少症に該当する児童・生徒数を調査しており、平成21年度は、本市においては1名が該当することがわかっております。

次に、教職員、養護教諭、カウンセラー、保健主事など関係者への研修は実施されたのかにつきましてお答えいたします。

これまで、脳脊髄液減少症に関する研修等につきましては、昨年度の水俣市養護教諭等研修会において実施され、各学校への養護教諭等への周知を図っております。養護教諭以外の研修については現在のところ行われておりませんが、通知文によりますと、脳脊髄液減少症により、通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、周囲から怠慢であるなどの批判を受け、理解が得られなかったなどの指摘もなされていることから、市校長会で脳脊髄液減少症について再度周知し、養護教諭を中心とした教職員が連携しながら、児童・生徒に対応するようになりたいと考えております。

次に、保護者への周知が大事だと思いがということにつきましてお答えいたします。

各小・中学校においては、脳脊髄液減少症について適切に対応するためには、各学校の教職員だけでなく、保護者への周知も重要であると考えております。現在のところ、脳脊髄液減少症に

ついて、学校だよりや保健だよりでも保護者向けの周知はほとんど見られておりません。今後は先ほど述べました市校長会や市養護教諭等研修会での各学校への再度の周知を通じて、まずは学校だよりや保健だよりを活用した保護者への理解を図っていこうと考えております。

次に、保健センターなどに相談窓口を設置してはどうかとの御質問にお答えいたします。

保険センターは現在も赤ちゃんから高齢者まで心身の健康に関する相談窓口として幅広く御利用をいただいております。現時点では、脳脊髄液減少症の専門相談窓口の設置については考えておりませんが、今後も脳脊髄液減少症を含め、あらゆる相談に対応できるよう、職員の質の向上を図るとともに、気軽に相談できる窓口として活用いただけるよう、市報や市のホームページなどにより広報・周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 この病気は医者への認識も非常に低いと言われておりまして、おかしな症状が出たために医者に行っても原因不明とか、別の病名で判定されることが多いそうです。

1月11日に、NHKおはよう日本で漫画家まつもと泉さんの体験が放送をされたそうでありますが、まつもとさんは富山県出身で、1980年代、「気まぐれオレンジロード」という漫画を約2,000万部売り上げ、当時の若者に大変に人気があったようです。

ところが、11年前新年祭を間近に控えたときに突然、原因不明の病に襲われました。激しい頭痛、呼吸困難、首の痛みで生きていられないような気持ちになった、またどこにも逃げられない拷問のような状態で、まさに地獄にいるようだったそうであります。仕事ができずに連載は中止になり、40カ所以上の病院を回りましたが、どこでも原因不明とのことで、最後に精神科に行くことと心の病とのことで入院をさせられたそうです。周囲も家族も理解してくれなく、仮病・怠け者扱い、どんなに説明してもわかってくれなかったそうであります。

次第に孤独になっていたときに、発病から5年後、新聞記事で脳脊髄液減少症の病名を見つけ、早速専門医で検査をしてもらったら、髄液が漏れていることがわかったそうあります。実は、まつもとさんは4歳のときに交通事故に遭い、全治1カ月の重傷を負っていた。それが原因で少しずつ漏れていって、仕事の過労と重なって漏れが大きくなったとのことであります。まつもとさんは、普通は病名を告げられるとがっかりするが、逆に病名がわかって本当に喜んだと言っておられたそうであります。

ブラッドパッチを4回受けて、体調が回復して再びペンを握ることができるようになりました。そして、復帰先のテーマが自分を苦しめた脳脊髄液減少症と決めて、今この病気で一生懸命、一生このままかもしれない、生きていてもしょうがないと思っている人たちに、ちょっと待て、もしかしたら治るかもしれないとの希望になればという思いで、今秋に出版を予定されているそうであります。

これが今の医療施設の現状であります。まして、一般の人がわからないのは当たり前であります。その中で周囲に理解されずに苦しんでいる方がいるかもしれないのであります。だから積極的に取り組んでいただきたいと、そのためにも学校関係者や保護者にも、機会を見つけて講習会をぜひ開催して周知徹底することが子どもを守ることにつながると思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

支援協会の真剣な訴えを受けて、この病気のガイドライン設定や保険適応などを求めて、全国の47都道府県すべてが国に対して要望書を出しております。今後は、市町村が提出に向けて取り組んでいただきたいと支援協会から望まれております。本市の対応はどのようにするかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 脳脊髄液減少症の周知について、学校関係者あるいは保護者に対して周知を徹底したらどうかということでございますけれども、今、牧下議員おっしゃいましたように、一般社会における脳脊髄液減少症の理解というのはほとんど知られていない。我々も今回の質問で初めてそうかなと思っっているいろいろ調べたわけでございますけれども、特に子どもたちの健康という面に関しましては、やはりそばにいる先生方というのが一番重要じゃないかと、だから、まず、先ほども言いましたように校長会あるいは養護教員等の研修等を通じて、まず先生方に徹底してそれを周知させるということが必要ではないかなというふうに思っております。

幸い、ことしの1月15日ですけれども、県の学校保健会等、教育委員会主催の研修会、その中で脳脊髄液減少症に対する説明が行われております。本市においても出席された先生方がいらっしゃいます。そういうので、市の養護教諭の研修会でまず再度の研修をしていくというのが大事かなというふうに思っておりますし、保護者に対しましても、先ほど言いましたように学校だよりやら、あるいは保健だよりで、まずはこういう病気があるんだということを徹底して知らせていくというか、周知していく作業が要るのかなというふうに思っておりますので、周知をまず十分にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 牧下議員の市として国に対して要望書のほうを出したらどうかというお尋ねでございますけれども、市としましても現時点で脳脊髄液減少症の診断を受けた患者さんがどの程度なのか、現状の把握ができていない状況ですので、状況把握に努めるとともに、他市の状況等も参考にしながら検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 この2月7日に脳脊髄液減少症患者家族の交流会があったそうでありますが、その皆さんは、先生を含む周囲に理解されないことが一番の悩みということでありました。

本市では22年7月末の時点で、不登校の子どもが小・中学校で6名います。また、30日以上
の長期欠席者だけでなく、学校に来たり休んだりの多い子ども、何かの身体的事故があった子ども、
その子どもの日常活動の変化などに対しての実情をしっかりと把握していると思いますが、もう一
度、この病気のことの意識において、実態把握をしていただきたいと思いますが、いかがでしょ
うか。

最後に、このNPO法人の代表世話人である今井さんも数年前の交通事故でこの病気の患者さ
んということではありますが、この病気を理解してもらうために、県内また全国に飛び回っておら
れます。その源の一つが、中学時代の一人の先生との出会いだったそうであります。今井さんは
学校で苦しんでいたとき、いつもそばにいて励ましてくれた先生がいた。あのときの励ましがあ
ったから今の自分がある。今度は私が励ましていく番ですと語っておられたそうであります。こ
う言い切る彼女もすばらしいと思いますが、そんな人を育てた先生もすごいことだと思います。

子どもの幸せを第一に考える教育環境の実現に取り組んでいただきたいと思いますが、感想を
お尋ねにして質問を終わりにします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） この脳脊髄液減少症という、この病気のことをしっかり意識して実態把
握をするべきだということでございますけれども、子どもたちの健康状態につきましては、先ほ
ど申しましたとおり、いろいろな家庭訪問や健康観察を実際行ってはおりますけれども、特段、
脳脊髄液減少症を意識して実態調査はやっておりませんが、先ほども申しましたように、
この症状をまず理解して見つけられるような周りの先生方あるいは保護者をきちんと判断でき
るような知識を与えていくというのがまず先決かなというふうに思っておりますので、それをまず、
いろんなところで言っていきたいし、広報していきいたいというふうに思っております。

それから、子どもの幸せを第一に考える環境教育の実現に取り組んでいただきたいということ
ですけれども、脳脊髄液減少症の早期の発見につながるような、気がつく先生、やっぱり子ども
の健康、体に気を配る先生方、そういう配慮できる先生方を養成していくというのが大事な
ことというふうに思っておりますので、今後ともそういう子どもたちが元気で通えるような学校、尊敬
する先生がいるような学校を目指していきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 おはようございます。

稲穂会の真野頼隆です。

先般、自民党を離党いたしまして、一人会派の稲穂会に戻りました。これまで、与党・野党、右から左までいろんな経験をしてまいりました。その中で私が感じますのは、このままでいいのか水俣はと、いつまで二極背反でいくのか、ということです。これだけ人口も減り、経済的にも疲弊しているときこそ、原点に返り、邪念を捨てて、ひたすら水俣のために一丸となって頑張るべきだと強く思っています。まあ、私の心のどこかに反骨精神あるいは在野精神、そういったものが残っているのではないかと思います。

現在、議会改革特別委員会で、議員定数削減問題、政務調査費に関すること、政治倫理条例、議会基本条例などについて議論をしていますが、市民に理解される議会であるべきだし、地方分権推進の意味においても、議会の果たす役割は大きくなると感じています。個々の力は小さくても、同じ考えを持った同志が集まれば、大きな渦となって水俣発展の推進力となるでしょう。まずは、とりあえず一人で頑張ってまいりたいと思っています。

それでは、さきの通告に従い、提言を交えて質問しますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いします。

1、全国豊かな海づくり大会について。

これまで、30の都道府県で全国豊かな海づくり大会が開催されてきましたが、まだ熊本県では開催されていません。この大会は国民体育大会・植樹祭と並ぶ天皇・皇后両陛下が出席される大きな大会で、かつて水銀で汚染された海がよみがえったことと、水環境を守ることの大切さをアピールする絶好の機会であると考えます。

九州では福岡、熊本、沖縄がまだ行っていません。必ずや熊本の順番も回ってきます。そこで、熊本県で開催される場合のメイン開催場所に水俣市がいち早く名乗りを上げるべきだと思うかどうか質問します。

2、新制高校の環境コース設置について。

平成24年度より、水俣高校と水俣工業高校との再編成がなされ、新制高校がスタートします。現在、高校再編成検討委員会で新校名をどうするか議論が始まったところです。水俣にとって唯一の高校であり、少子化の中で生き残るためには何か特色が必要になってきます。そこで、特色ある学校づくりのため、全国で最初の環境コースの設置を国・県へ働きかけるつもりはないか質問します。

3、国際交流について。

水俣もひところに比べると国際交流熱が下がってきたように感じます。せっかく姉妹都市提携をしたのに、チャンスを生かし切れていないように思います。

そこで、以下2点について質問いたします。

- 、台湾及びデボンポートとの交流を今後どのように考えているのか。
- 、3年に一度でいいから、中学生の派遣交流の復活は考えられないか。

4、歴史資料館について。

この問題につきましては、10年前に一度質問しています。そのときは長期的視野に立った検討を図ってまいりたいと、当時の吉井市長は答弁されています。あれから随分たっていますので、また今回質問したいと思います。

水俣には市民の信仰、芸能、生業、風俗、習慣など先人の経験と知恵の蓄積によって培われた暮らしの文化を後世に伝えるところがない。そこで、現在点在している資料を1カ所に集め、水俣歴史資料館をつくる考えはないか質問します。

5、蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館について。

NHKの大河ドラマは今年が龍馬伝、去年が篤姫でした。大河ドラマに取り上げられると観光客がふえるそうです。蘇峰・蘆花も大河ドラマに取り上げられれば一番ありがたいですが、取り上げられない場合でも、蘇峰が勝海舟や横井小楠、板垣退助などと、また、蘆花がトルストイと親交があったことをもっとPRすれば、もっとたくさんの人が水俣を訪れるのではないかと思います。

そこで、以下4点について質問します。

- 、蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館を今後どのように活用しようと考えているのか。
- 、肥薩おれんじ鉄道水俣駅を蘇峰・蘆花駅に改名する考えはないか。
- 、現在、蘇峰記念館横にある蘇峰先生の銅像を新水俣駅に移設できないか。
- 、新水俣駅に蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館の案内板の設置はできないか。

6、さくらマラソンについて。

来年3月、いよいよ九州新幹線が全線開通します。この問題は、3月議会でも質問しましたが、さくらマラソンの復活に向けて、その後どのような検討がなされたのか質問します。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、全国豊かな海づくり大会については私から、新制高校の環境コースの設置について及び

国際交流については総務企画部長から、歴史資料館については及び蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館については教育長から、さくらマラソンについては産業建設部長からそれぞれお答えいたします。

まず、全国豊かな海づくり大会について、水俣市をメイン会場とした全国豊かな海づくり大会の開催についてお答えします。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持・培養と海の自然環境保全の必要性を広く国民に訴えることを目的として、昭和56年から毎年、開催都道府県の実行委員会と大会推進委員会との共催により開催されております。この大会には天皇・皇后両陛下が御臨席されることが慣例となっており、全国植樹祭、国民体育大会と並ぶ国民的な行事でございます。

今年度で30回目となる大会において、議員御指摘のとおり、熊本県での開催は実現に至っておりません。今後の開催の見通しについて熊本県に照会しましたところ、本大会の水俣への招致については、地域一体となって水俣の新たなスタートを全国に発信できる大会となることが期待でき、熊本県としても意義深いものとする。なお、県内には水俣のほか、水産業の盛んな天草地域や、有明海沿岸、開催施設の充実した熊本市も開催候補地として考えられ、開催地については県内調整が必要であるとの回答でございました。

平成23年度は鳥取県で開催され、平成24年度以降の開催地は現時点においては未定となっております。豊かな海の再生を遂げつつある水俣の海を全国へ発信するまたとない機会であると思っておりますが、開催経費の地元負担等もありますので、今後、県と十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは二次質問をしたいと思います。

ことは第30回で岐阜の長良川で開かれたわけですが、岐阜県の場合、海はないということですが、やっぱり海というのは、その最初の源流はやはり森であり、森から川へ、そしてまた海へと、そういった形で初めて長良川で開かれたということで、今回は6月の12、13日に開かれています。大体、この行事はですね、秋に毎年開かれているんですが、今回は長良川の場合は大体鮎をメインにということで、そういう形で6月12日、13日の両日開かれたわけなんですけど、非常に多くの全国からいるんな方が、たくさんの方が7万8,000人、たしか来られたというふうに私は伺っております。

それと、天皇陛下が岐阜市に着かれて、メイン会場が関市だったわけなんですけれども、その関市まで来る沿道に3万7,000人の人たちが出迎えをしたと、そういうやっぱり本当に一大イベントなんです。ですからこの行事を水俣に持ってこれないかという、非常に私は期待を抱いているんですけれども、我々もやはり天皇陛下に会う機会というのはそうないですし、市長は会われたかどうかわかりませんが、やはり一応そういう人生の中で天皇・皇后両陛下にもやっ

ぱりお会いをしたいという、そういう思いもあるし、子どもたちにとってもいろんなイベントに参加をできるということで、将来を担う子どもたちのそういう経験・体験、このことが私はこの行事を行う大きな意義があるのではないかと、そういうふうに思っております。

ですから、水俣市がいち早く、これはやっぱり手を挙げるべきなんですね。やはり今、市長申されたように天草あるいは熊本とか、ほかの市町村も多分、この行事を自分のところへ引っ張ってきたいという、そういう思いはどこでも一緒だと思うんですよ。私はやっぱり水銀で汚染されたこの海がよみがえった。それと、きのうもいろんな質問が出ていましたね。まだ水俣病に対する偏見や差別、サッカーの試合で、水俣病さわるなどが、そういうことを言われたりとか、それと平成21年の12月に東京国際展示場で開催された環境総合展示会において、水俣市ブース訪問者を対象に水俣市が実施したアンケートでは、それぞれ約20%の人がまだ水俣湾の魚は食べられないと、あるいは魚を食べたら病気になると考えているなど、現在でも水俣湾の環境は復元されておらず、魚介類は食べられないというそういう誤解があり、深刻な公害被害を受けた地域というイメージがまだ一部に残っている。そういうふうに、まだこういう間違った認識というのがやっぱり全国、いろんな方がいらっしゃいますから、まだその隅々まではちゃんとまだ伝わっていないんじゃないかなという思いがあるんですね。ですから、そういうことを払拭する意味もあると思うんですよ。

だから、私は開催に向けて全力でやっぱり臨むべきであると思いますし、その水俣というのが結局、環境を売りにしている、これからその環境という言葉をやっぱり前面に出して、この水環境、海づくりにおいてもやはり水環境を守っていく、それがいろんな水産資源の保護にもつながっていくんじゃないかと、そういう意味においても、もう一度やはり市長は蒲島県知事に対して水俣をもっと売り込む、そういう姿勢が私、必要じゃないかと思いますが、いかがか、これを第2の質問にしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、真野議員がおっしゃること、十分受けとめさせていただきました。よみがえった水俣を全国に発信していくには非常に有効なイベントだろうと思いますし、今、真野議員の熱い思いもしっかり受けとめさせていただいたところでございます。

ただ、この件につきましては熊本県が手を挙げているかどうかということもまだ伺っておりませんし、県とも十分相談をしながら進めていかなければならないと思っております。十分、今のところ議論ができていない状況でございますので、今後しっかり検討していきたいと思っております。

ただ、開催地の費用負担も非常に大きいというのがございます。ちょっと手元に資料がござい

約2億8,000万というような金額も出ておりますし、新潟市では9,300万円、それから岐阜県の関市では6,200万円と、多額の費用負担というのも予想されます。それが補助あたりがどういうようになっているのかも詳細に調べておりませんが、かなり費用負担もかかるということですので、そこ辺も含めながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 確かにですね、やっぱりこんな一大イベントですからお金がかかることはわかっております。それはお金はかかるんですけども、きのうの質問でもあったように、水俣市は21年度から25年度まで6億ぐらいのお金を使って湯の児の振興あるいは湯の鶴の振興をやっていくと、4割は交付金、6割をそういう過疎債を使って起債をするというような考えを持っていらっしゃると思います。

それで、やはりこれはエコパークの水俣湾で開くということは水俣・芦北地域振興にも私はかかわってくるだろうと思うんですよ。そういう意味においても、水俣・芦北地域振興基金をやはり有効に活用するとか、そういった形で使っていけば、私はお金は出せないことはないんじゃないかなとそういうふうにも思っております。

本当にこの一大イベントを水俣で私、やってほしいと思っておりますし、なぜかという、やっぱり先ほども申しましたように、水俣病がやっぱり今いろいろ終結をしようとして、これから水俣の再生をしていくためには、もっと水俣を売り込む必要があるんじゃないかな、環境で復元した水俣というのをもっと売り込む必要があるんじゃないかな、これ、NHKでテレビ放送が45分間ちゃんと放送もしてくれます。いろんな各新聞社とか、いろんなマスコミがいろいろ全国に情報発信をしてくれます。このやっぱりチャンスを絶対に逃してはいけないんです。それを私はだから県がやりますよというじゃなくて、水俣からぜひやってくださいと、やっぱりそういう声を上げていかなければ、こちらから仕掛けなくちゃいけないんですよ、待っていたらだめですやっぱり。こっちから仕掛けるといことが私は大事ではないかと思っております。

それとですね、第五次水俣・芦北地域振興計画の中の基本方向目標3に、地域イメージの情報発信というところがあります。そこにはこういうふう書いてあるんですね。

水銀に関する国際会議の招致、全国レベルの大会の開催などにより環境を復元された水俣湾の現状とともに、地域住民の主体的な地域づくり活動を紹介し、人が集い、自然豊かな地域イメージや環境先進地としての地域イメージを国内外に発信するとあります。

ということは、県もそれだけ水俣・芦北の地域振興を重く受けとめているという証拠ですから、この全国豊かな海づくり大会の熊本大会のメイン開催場所にですね、ぜひこちらから、やっぱり受け身じゃなくて自分たちの方から仕掛けるんだという気概を持って、市長には御英断をしていただきたいと思いますと思いますが、それをお尋ねしてこの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほども申し上げましたように、もちろん水俣の場合、私もよく指摘を受けるんですが、ちょっとやっていることのPRの不足じゃないかと、もっと上手にPRをしていかんといかんとじゃないかというようなことは皆さん方からも指摘を受けているところでございます。こちらから打ち出すことが必要だということは十分理解をしているところでございますけれども、現時点では余りにもまだ議論がなされておられませんので、我々もまだ議論もしてありませんので、地域振興基金、先ほどもございましたけれども、そういったものも含めながら検討させていただきたいと思っております。

なお、これはやっぱり市民の皆さん方の盛り上がりも必要だと思いますので、それもあわせて議員のほうからもぜひ、そこら辺のところも御支援をいただければなと思っております。前向きに考えさせていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、新制高校の環境コースの設置について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、新制高校の環境コースの設置についてお答えします。

平成24年度から水俣高校と水俣工業高校が再編成され、新設高校として新たなスタートを切る予定となっております。予定では全日制課程に、普通科、商業科、機械科、電気建築システム科の4学科を置き、定時制課程に商業科の1学科が設置されると聞いております。

県教育委員会におかれましては、平成21年度に中期実施準備計画を策定され、今年度当初からは新校開設準備室を設置され、水俣地区の新設高校設置に向けた準備を進められているところであります。また、地元検討委員会も設置され、地元意見も聞きながら高校設置に向けた準備を進めておられます。

環境コースの設置に関しては、昨年12月に水俣高校PTA及び同窓会で県教育長へ要望書を手渡し、知事にも要望され、また市長も直接県の教育委員会へお願いしたりしてまいりました。しかしながら、新校設置に向けた学科も既に決まり、準備を進めておられますので、学科設置など根本的なところの追加や変更は現時点では難しいのではないかと考えております。しかし、新校は環境モデル都市水俣にある唯一の高等学校となりますので、まずはカリキュラムや校内活動において、環境学習や活動ができるようになることから、エコスクールの充実について要望してまいります。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 この環境コースの設置なんですけれども、昨年の12月に水俣高校のPTA会長と私も同行しまして、県の教育長にこの問題は一応請願書を提出いたしました。

ところで、大学でこの環境と名のつく学部・学科が現在ですね、国公立・私立合わせて幾らあるかという83あるそうでございます。この環境と名のつく学部・学科が登場したのが1990年ころからですから、今で言うと約20年ぐらいたっているわけなんですね。そしてまた、最近のこの環境問題というのは、昨年、デンマークのコペンハーゲンで開催されました国連気候変動枠組第15回の締約国会議、C O P 15と言われているものに代表されるように、非常にグローバル化をしております。ですから、その問題解決に当たっては、この自然科学分野だけの取り組みだけでは、困難な状況になってきていると、文化や社会構造といった、そういう地域の特性を踏まえた人文社会科学的な視点が不可欠であると、そういうふうに使われています。

そうすると、その関係する学問のすべてを大学生生活4年間ですべての学問を、自然科学分野・その人文社会科学的分野というのを4年間で学んでしまうということは非常に難しいわけなんですね。その上の大学院に進まなければいけないというふうなそういう状況だって生まれてくるんじゃないかなと、そういうことであれば少しでも早い時期に、高校生の時期にでもいいからそういう基礎的なやはり部分を何とか私、学ぶことができないのかなとそういうふうに使っているわけなんです。

ですから、高校生からそういう環境科学についての基礎的な勉強をできるように、そういうコースを設置できないかということ、まず県についても、これは文部科学省あるいは環境省あたりに対して、強く呼びかけていいんじゃないかと思うんです。全国で初ということが私は売り物じゃないかと思うんですね。今までにどこもやっていないわけですから、それを水俣が初めて、高校課程の中で環境コースの設置をいたしますという非常に売りなんです。今、水俣に足りないものは、明るい話題づくりなんですね。そういうやっぱり話題づくりというのは、私は必要やと思うんです。やはり、市長が一言、だからそういうふうな感じで全国で最初に水俣にそういう環境コースの設置をぜひやりたいと言ったら、私はみんなほかの人もついてくるんじゃないかなと思うんです。今、やっぱりそういう機運を盛り上げていくということが非常に大事になってきているんじゃないかなと思いますが、それについて宮本市長はどのように考えていらっしゃるのかということ、第2の質問にしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この件につきましては、県の教育委員会の次長さんあたりともかなり詰めた話をしたところでございます。私も個人的に知り合いですので、いろんな形で話をさせていただきました。当初は、何とかそういう方向で考えてみようというような動きもあったんですが、何回か話をしていく中で、この話は結局、今のよう形になったというようなことでございます。

私としましても、今、議員がおっしゃるような、やっぱり水俣ですから、いわゆる独自性を発

揮した高等学校の経営ということは非常に大切だと思いますし、言葉はよくありませんけれども、一つの売りになるのではないかという思いもしまして、かなり強くお話を申し上げたところでございますけれども、結果として現在の状況になっているということでございます。

今後も、機会があればもちろん、そういう話はさせていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 このですね、やっぱり環境科学を勉強して、将来どういった、じゃあ仕事があるのか、やっぱりそういう勉強をしたからには、やはりその就職先というものの保証がされてないと、皆さんそういうのを勉強して、じゃあ何になるのか、おれ、環境に勉強したけども、どこも雇ってくれないというような状況では、非常にやっぱり、その勉強をする人も、私はいないんじゃないかなと、そういうふうに思うんです。

ここに、大学の進学ガイド本のところを、ちょっと引っ張ってきたんですけども、この環境科学というのを勉強して、じゃあ、どういった仕事につけるのかということ、この卒業後の進路というのが、ちょっと書いてありますので、ちょっと読んでみたいと思いますが、環境問題への意識の高まりと経済問題により、国も環境関連技術の開発、それに伴う雇用の創生を掲げている。実際、環境技術を提供する企業が増加してきているし、新たに環境職を設ける地方公共団体も出てきている。それにも増して、既存の企業において環境への配慮が今まで以上に求められている。環境科学を修めた者は、あらゆる分野で活躍のチャンスがあり、その可能性は広がっていくと思われる。このように書いてあるんですね。

ですからですね、やはり、その学問を学んで、国家資格というのが私はやっぱり必要じゃないかなと思うんですね。環境何とか士とか、やっぱりそういう国家資格をその大学を卒業したら与えて、そしてその国家資格を持った人を必ず自治体も雇わなければいけないし、例えば50人以上を超える企業は、そういう人を雇用しなければならないと、そういったやっぱり働きかけが必要じゃないかなというふうには感じております。

その中で、やっぱりこの水俣で、環境特区のこの申請というんですか、やっぱりそういうのをしてですよ、この文科省あるいは環境省に対して、ぜひ、この新制高校に環境コースの設置を、私はすべきじゃないかなと、それが水俣の責務じゃないかなというふうにも感じております。

きのう岩阪議員の御質問の中で、総合特区のアイデア募集があると、そういう総合特区の中に、水俣環境特区というような形で、高校課程に水俣のそういう環境コースの設置というのを、これを打ち出してもおもしろいんじゃないかなと思うんですよ。今、現在、水俣工業高校と水俣高校の学校再編の検討委員会の中で、いろいろなことが話されていますけれども、多分、24年度からすぐにはこのコースの設定というのは非常に難しいというふうには、私も感じております。しかし、地道に、やはり、そういう思いというのを、私は国・県へやっぱり伝えていくべきだろう

と、そういうふうに思いますので、もう一度、そういう環境特区の申請とか、総合特区へのそういうアイデアをこちらから応募をするんだと、そういう考えはないかということを探ねて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） きのうの答弁の中でも申し上げましたけど、環境のまちづくりということで、いろんな計画を今練っているところでございます。今、真野議員がおっしゃったようなことは、環境大学のところで研究させていただきたいと思っておりますけれども、非常に環境大学につきましても、確かに厳しい状況もございますが、それにかわる研究施設、今おっしゃったような環境の専門というんですか、そういった方を育てるような取り組みあたりも、今後その中で検討しながらやっていかなければならないと、今思っております。

今、特区につきましても、それをかんがみまして、今現在やっているところでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、国際交流について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、国際交流についてお答えいたします。

まず、台湾及びデボンポートとの交流を、今後どのように考えているのかについてお答えします。

台湾との交流は、本市の夏の風物詩となっております競り舟競技を通じた交流をきっかけとして、昭和59年に始まり、その後、バドミントン、卓球、合唱、ゲートボールなどさまざまな分野でこれまで26年間継続されています。また、デボンポートとは、環境、芸術、文化、スポーツ等の各分野における幅広い交流を促進し、両市民の親善と理解を深め、相互の発展に寄与することを目的として、平成8年に姉妹都市提携をして以来、14年間にわたり交流を続けております。

これまで両地域との交流が、本市の市民にもたらしました効果は、非常に大きいものと考えております。他方で、今後の国際交流のあり方は、地方公共団体や市民など地域レベルにおいて、より身近な関係が構築され、各地域が世界と直接結ばれることが想定されることから、本市と台湾及びデボンポートとの関係、交流につきましても、今後も大切にしていかなければならないと考えております。

次に、3年に一度でいいから、中学生の派遣交流の復活は考えられないかについてお答えします。

本市からデボンポートに中学生等を派遣し交流する事業につきましても、平成7年から14年まで8年間実施をしております。その後、財政的な事情等により、派遣は見送られることとな

り、平成15年度からは水俣国際交流協会の主催により英会話の実践や異文化体験、国際理解教育を目的とした集団宿泊研修が実施されています。

この事業には、毎年、定員を超える申し込みがあり、充実した指導により、創意工夫されたプログラムが実践されており、大変有意義な事業であると高く評価しております。しかしながら、国内で行う宿泊研修のみでは得られる効果に限界があるのは事実であります。感受性が強く、これからさまざまなことを学ぼうとする水俣の子どもたちに、海外でのホームステイや現地の人々との交流により、生涯忘れ得ぬ経験を積ませ、豊かな国際感覚を持ってもらうことは非常に重要なことであると認識しております。

以上のことを踏まえ、中学生の派遣交流につきましては、実施周期、派遣先、参加者への助成、コストの算出などについて、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 現在の市の対応、国際交流に関しての市の対応を見ていますと、水俣国際交流協会に、すべてを投げかけているような感じにしか私には見えないんですね。もっと本来ならば、やっぱり市が前面に出てですよ、もっとそういうちゃんとした交流をすべきじゃないかなと、水俣国際交流協会におんぶにだっこではなくて、もっとやっぱり市もある程度出るべきじゃないかなと私は思うんですが、その点についてどう思われますかということ質問したいと思います。

それとまた、この文化あるいはスポーツの交流を、台湾及びデボンポートとはやっぱり距離的な問題があって、なかなかその交流を続けていくというのは非常に難しい部分もあるかと思いますが、そのほかにも、私、輸出入というか、やっぱりそういう経済交流、何か民間によるそういう経済交流、貿易みたいな感じでやるとかですよ。例えばデボンポートは南半球ですから、北半球とは気候が逆なんですね。そういうことで、そういうのを何か利用して、夏場のものを、向こうが夏のときにこっちは冬ですから、何かそういったものを輸入するとか、そういうことにも発展、この交流が発展していけたら、もっと深い交流につながっていくのではないかと思います。その経済交流まで発展させる、そういう考えはないのかということが2つ目の質問にしたいと思います。

それと、中学生の派遣交流ですが、こういった形でもいいから、私また復活させてもらいたいというのが、私の本心なんですね。

私、最近ジョン万次郎に凝ってまして、いろいろ本を読んでいるんですけども、皆さん御存じのように、ジョン万次郎は一介の漁師だったんですね。それが14歳のときに漁に出ていて、遭難をして、数日間漂流をした後、無人島の鳥島というところに漂着をするんですが、そこで140日間何とか暮らして生活をした後、アメリカの捕鯨船に救助をされて、それからハワイ、そしてマサチューセッツ州のフェアヘーブンというまちへ、ホイットフィールド船長によって連れられて

いくんですね。そのとき、そのホイットフィールド船長が、このジョン万次郎の勤勉さ、誠実さ、物を何でも受け入れる、そういう勉学に対するひたむきさというんですか、そういったことにほれ込んで、この子にちゃんとした教育を施せば、この子は絶対将来日本のために何か役に立つということを、その当時のホイットフィールド船長が見抜いたんですね。そうやって、万次郎は3年間いろんな、アメリカで英語、数学、測量、航海術、造船技術などの学問を学んで、そして、10年後にまた日本に帰ってくるんですね。

そのときが、日本といたら、そのときちょうどいろんな外国から開国を迫られているという、そういう時期でして、もう幕府もやっぱり外国の圧力にどうすればいいのかわからないから、もうてんやわんやになっている。そういったときに、江戸幕府が、もう少しこれがしっかりしていればよかったんですが、ペリーが来航したとき、あるいは日米和親条約、日米修好通商条約をアメリカと一緒に結んでいくんですが、そういったときの交渉役に万次郎を全権大使というふうな形で、私はしていればよかったんじゃないかなというふうにも感じています。

でも、やはり土農工商という、そういう日本には身分制度がありましたので、なかなかやっぱりそういう全権までは一介の漁師だった人をそういう日本の代表としては、やっぱりできないという、そういうことと、やはり民主主義というのがまだ日本には確立されてい wasn't でしたから、やはり、それで全面的に表に出すということはできなかったんじゃないかなと。私はそういう感じでもう少し、江戸幕府が早く開国をして、そういう民主主義が早く進んでいけば、もしかしたら太平洋戦争も起きなかったんじゃないか、それだけジョン万次郎というのは、アメリカから信頼を受けていた、そういう人物だったんですね。

私ここで何を言いたいかというと、やっぱりそういう異文化を体験させてやりたい。感受性が強いときに、1人でも多くの若者に、そういう異文化を体験させることの重要さというのを、今訴えたいと思っているんです。やっぱり今、少子化ですから、これから水俣の将来を担っていく子どもたちにどういった教育を行うのかということが、非常に大事になってくるだろうと、そういう意味においても、この第2、第3のジョン万次郎がこの水俣から出てくることを期待をしているわけなんです。

このことは、市長も教育者ですから、十分やっぱり教育の重要さというのはわかっていらっしゃると思っております。ですから、中学生の派遣交流を私は続けてもらいたいと思いますし、今これ言っているわけなんですけど、デボンポートとの交流というのは、やっぱり距離的な問題、時間的な問題、費用的な問題、そういった面からやっぱり非常に厳しいとは思いますが、それなんですよ、これからやはりアジアの時代ではないかなというふうにも私は思っております。ですから、近場の台湾、中国、韓国、そういったところとの交流というのは考えられないのか、それを質問してみたいです。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 国際交流協会の運営につきましては、市のほうで協会のほうにすべて投げて、市のほうが前面に出てきてないんじゃないかなという、まず、そういったお尋ねであったかと思えますけれども、国際交流につきましては、基本的にはやっぱり市民交流、自治体交流じゃなくて、市民間の交流が基本になるかと思えます。そういった意味で、国際交流協会を立ち上げていただきましたけれども、その国際交流協会に基本的には事務局を置いて、そこで民間の発想に富んだ交流プログラムというのをつくっていただきたいというぐあいに考えております。

ただ、水俣市の場合、水俣市の国際交流協会、なかなか人的にも確保する部分が非常に難しいものがございます。市のほうで事務局機能はちょっと担わせていただいておりますし、当面、そういった形で続けていながら、冒頭言いましたように、基本的にやっぱり民間交流ですので、国際交流協会のほうにもパワーアップしていただきたいと、そのように考えて、育成していただきたいと考えております。

それから、人的交流だけでなく、経済的な交流もというお話もございましたが、冒頭、デボンポート、南半球の都市でございますけれども、季節も全然違いますし、デボンポートに参りましたときに、私も感じましたが、それで、また先方のほうからそういう提案も一つにはございましたけれども、つくられるものが違う、あるいは生活も全く四季が逆転しているということで、そういったものを経済交流につなげられないかというその問いかけも一にはございました。それは非常に重要なことでございますし、今後、その可能性というのは十分探る必要があるんじゃないかなと、商工会議所を初め、そういった関係団体とも協議するなどして、その辺は検討を進めていきたいと考えております。

それから、中学生の派遣について、復活させてということでございます。異文化を体験させるということは、私の経験からしても、人格形成あるいは幅広い人間をつくるという意味からは非常に素晴らしい体験だと考えております。はるかかなたから、やはり日本のこと、あるいは水俣のことを考える機会、非常に貴重な経験でございますので、ぜひとも復活に向けて検討を進めてまいりたいと思いますが、今御提案のありましたアジアの時代であるという認識、私もそのことは痛感をいたしております。幸い、水俣市は平成12年からですか、JICAとの国際交流の派遣研修を受け入れて一月ほどの研修期間も設けて、そういった人たちを招き入れていると、受け入れているということもでございます。少人数でありますけれども、10年間の蓄積、恐らく100人近い方々が、100人以上の方々が、この水俣の地で研修されてるんじゃないかなと思えますし、そういった方々のチャンネルといいますか、それを求めてですね、例えばタイであるとかベトナムであるとか中国であるとか、そういう方も、もちろん韓国の方もいらっしゃいましたし、そうい

う方々とのチャンネルをもう1回確立というか確認して、水俣から子どもたちを受け入れられる素地がないのかですね、検討を若干進めてみたいと、近場でそういった交流体験を持つというのは非常に貴重なことだというぐあいに考えてますので、検討してみたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今の真野議員の御質問にちょっと補足をさせていただきたいんですけども、国際交流に市がもうちょっと出るべきじゃないか、リードすべきじゃないかということは、この前、会長がお見えになりまして、そのことについて話し合いをしております。お互いに相互力を合わせてやっていかなければならないと思っております。

それから、経済交流への発展あたりどうかということでございますけれども、今回、岩阪議員のお力によりまして、台湾等こちらから出かけていくと、また向こうからおいでになるというような交流もございますので、その辺のところも頑張っていければなと、利用できればなと思っております。

それから、子どもたちの国際交流の件につきまして、確かにデボンポートにつきましては、時間の問題でありますとか、あるいは距離、それから費用の問題ということで、一応中止になったといういきさつがあるようでございますけれども、今後、やっぱり行って体験しなければ本当のあれはわからないだろうと思っておりますので、私としては、今、個人的には、いわゆる発展途上国あたりをターゲットにして、そこらあたりでの研修ができないかということは今検討しているところでございます。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 どういった形でもいいですから、とにかく、やっぱり復活をしていただきたいと、中学生の派遣交流に関しましてはですね、それを強く望んでおきたいと思っております。

ですから、やはりお金がやっぱり財政支援というか、そういう部分がやっぱりどうしても出てくるものですから、以前だったら、ふるさと創生基金の資金の果実を利用して、そういうふうな支援をしてたわけなんですけど、ふるさと創生資金のほうも今2億四、五千万ぐらいですか、そのくらいまでもう目減りしまして、その果実だけではなかなか非常に難しいという部分はわかっております。ですから、やっぱり民間による経済交流あたりで利益を生んで、それを少しでも還元をしてもらって、そのお金でやっぱり子どもたちを派遣するというような、そういう体制づくりというか、システムづくりというのは、私は必要じゃないかなと思っておりますので、その辺のところ十分に力を入れていただきますようお願いをしまして、この質問は終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、歴史資料館について答弁を求めます。

葦浦教育長。

(教育長 葦浦博行君登壇)

○教育長(葦浦博行君) 次に、歴史資料館について、水俣歴史資料館をつくる考えはないかについてお答えいたします。

現在、水俣市では、これまでに収集した歴史民俗資料を、第一小学校、市公民館の4階展示室、総合体育館1階に分散して保管をしております。これまで収集されている資料としては、考古資料や民俗資料、古文書といったものがあります。資料の一部については、市公民館4階と総合体育館1階を利用して展示しており、公民館に関しては、随時、資料の入れかえなどを行い、観覧に供するようにしております。しかしながら、スペースや展示施設の問題があり、資料の多くは保管された状態のままとなってしまうのが現状で、かつ、近年の調査等で得られた資料の保管場所の確保も懸案となっているなど、新しく受け入れるのも困難になっております。

議員御指摘のとおり、くらしの文化を伝えていくためにも、先人の経験と知恵の蓄積であるこれらの資料を1カ所に集め展示して、一般の観覧、または調査研究に供し、かつ、後世に引き継ぐために適切に保存できる施設が望まれますが、市の財政状況等を考えますと、新たにつくることは難しいと思っております。しかしながら、現在収集している資料の多くが市民の方々からの提供を受けたものであり、そのご厚志に報いるためにも、これまでの資料の蓄積を調査分析するほか、新たな資料の所在情報などを収集しながら、資料館としてあるべき方向や規模を模索し、歴史資料館の設置等の可能性について検討していきたいと考えております。

○議長(松本和幸君) 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 この歴史資料館、ぜひですね、我々の先人たちが生きてきたあかしというんですか、そういったものをやっぱり後世に伝えるのは我々の責務じゃないかなというふうに私は思っております。今、一小的旧校舎とか、公民館の4階に、あるいはあそこの総合体育館のところにもありますけれども、いろいろ点在をしてるわけですね。やはり1カ所にまとめて、どこかで展示をして、それを市民の方あるいは市外からの方に水俣の歴史を知ってもらう、見てもらうということは大事じゃないかなというふうに思ってます。

現在ですね、深川小学校があいてますので、私はあそこにそういう歴史資料館なるものをつくったらどうかなという考えを持っているんですが、この件に関してどう思われるのかということをお尋ねをしたいと思います。

それと、先日、教育長、生涯学習課長と担当者の方と私も一緒にいろんな資料の展示を見て、ずっと歩いたわけなんですけど、そのときに、公民館の4階に水俣市を描いた鳥瞰図がですね、鳥瞰図に私、物すごく目を奪われたというか、これはすごいなというふうな非常なものを見つけたんですよ。鳥瞰図というのは、上から、飛んでる鳥が見るような感じで、今の航空写真みたいな感じですね、それを絹の布に描いてあるんですよ。それが縦が大体1メートルちょっと、横が5

メートルぐらいあるんですね。昭和10年ごろの水俣市を描いた鳥瞰図なんですよ。鳥瞰図というのがちょうど鉄道が鹿児島本線が通って、そしてこれから旅行ブームですよというような感じで、そういうときに何か旅行マップみたいな観光案内図みたいな感じで描かれたそうなんですけれども、それはもう見るからにですね、私はもうすばらしいなというふうに思いました。もちろん、そのときの絵を見てますと、中学校はないんですね、一中、二中、三中あるいは水俣高校もあそこの上には、南福寺のところにはありませんでした。それとかですね、もちろん3号線もまだ走ってなかった。それであったのが、どういうのかというと、湯の児・湯の鶴温泉とかは、すばらしく立派に描かれてましたし、湯の鶴の七滝とか、矢筈岳とか御岳とか、非常に臨場感あふれるような感じで描かれてるんですよ。もちろん山手から袋、茂道にかけてのみかん山というのも、あの当時からもう、戦前からすばらしいものが、みかん山があったんだなというふうな、そういう見ると、本当に懐かしさというのを覚えてくるんですよ。

ですから、そこでこの鳥瞰図をですね、あそこに何か保管してるのもったいないと思うんですよ。せっかくこんないいものがあるのに、何かもつとですね、例えば蘇峰記念館とか、生家とか、もやい館か、どっかいろんなところでもいいですから、そういう市民の目に触れるところに何か資料館を、ちゃんとした資料館をつくるまでの間だけでも展示できないのかということを質問してみたいと思います。この2点についてお答えをお願いします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 歴史資料館を深川小学校跡地にどうかという御質問でございましたけれども、深川小学校の跡地につきましては、庁内の検討委員会の中でもいろんな検討が現在行われております。いろんな企業誘致を含めた利活用ができないかということも含めて多分検討されてるというふうに思うんですけれども、歴史民俗資料館の必要性については十分私も認識しております。特に多くの市民の皆さんの御好意によって、この資料を集められたということでございますので、議員も見られたとおり、ほこりをかぶっている資料が実はたくさんございまして、非常に私も心痛んだような、市民に対して気持ちがい었습니다。ですから、これについては、深川小学校をどうのこうのというのがありますけれども、あと残された廃校跡もありますし、何らかの形で、こういうものがきちんと展示できないかというふうなことは、我々、後世に残った者の使命だろうというふうに思っておりますので、十分検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、水俣市の鳥瞰図の話でございますけれども、これにつきましては、どうも昭和10年ごろの水俣の風景を描いたもので、不知火海から水俣市街を見てるということで、非常にさっき言われたように臨場感あふれるような作品でございます。これ、かいた人は吉田初三郎という人で、明治後半から大正、昭和の戦争後ぐらいまで活躍をされた、大正時代には何か広重の再来か

と言われたような、そういう名声のある人だというふうに、そういう絵師です。絵師だったというふうに思っております。都合よく、九州を旅行されたときに水俣を描いていただいたということで、それがきちんと残っていると、きれいな形で実は残っておりますので、ぜひ皆さんもごらんいただければなというふうに思っております。

今、公民館の4階で本当に、公開はしてるんですけども、眠ったような状態で飾られておるので、ぜひ、やっぱり市民の目に見ていただければ、非常にいいのかなというふうに私も思いました。これにつきまして、画層の関係で光を当てたらどうなるのかという、その辺の問題もちょっとありますので、照明等のあり方等も考えながら、どこに展示するのが一番いいのかですね、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 この歴史民俗資料館、深川小学校は今いろいろ、そういう企業誘致も含めていろいろ検討していると、あそこにはできるかどうかは非常に難しい状況であるということはあるんですが、深川小学校で無理であれば、例えば三中あたりも、校舎を壊すわけなんですけども、その跡地にですね、そんなに大きなものは要らないと思うんですよ。平家の木造建てでいいと思うんですが、何とかやっぱりそういう形で歴史資料館をちゃんとしたものをつくって、それを展示することをお願いして、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館について順次お答えいたします。

まず、今後、どのように活用しようと考えているのかについてお答えします。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、水俣市出身である徳富蘇峰・蘆花兄弟に関する資料を収集し、その業績をしのび、広く市民の観覧に供するとともに、本市の文化交流の場として、地域文化の向上に資するため設置されたものです。

記念館・生家は兄弟の業績を紹介するほか、兄弟に関する資料約3,300点を有し、県内外の大学や研究者が調査研究のために来訪するなど、高い評価を受けております。また、建物についても、記念館は国の登録文化財、生家は県の指定史跡でもあります。

近年のお客様利用の形態としては、一般の観覧のほか、資料の寄贈や調査依頼などの声が寄せられ、蘇峰・蘆花の資料収集、調査研究のよりどころとしての期待があると思っております。今後の運営に当たっては、そのようなニーズにこたえる体制ができるよう検討していく必要があると思います。また、かつ、水俣の文化や歴史を発信する核となる施設、また観光施設としての役割を有していると認識しております。今後、施設を回る学習ルート、観光ルートの提案などを関

係部署と協議し、進めてまいりたいと思います。

次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅を蘇峰・蘆花駅に改名する考えはないかとの御質問にお答えします。

現在の駅が旧鉄からJRへ、また肥薩おれんじ鉄道へ受け継がれる中、水俣駅という名称は、長年にわたって使われており、水俣市民、また水俣を離れられた方々にとっても、なれ親しみのある駅名ではないかと考えます。水俣の特色をアピールする手段として、駅名を変えることも地域振興を行う一つの方法として有効であると思われませんが、市民の心情や駅名変更に係る金銭的な負担など、多方面へ派生する影響を考慮しますと、今のところ改名する考えはございません。

次に、蘇峰記念館横にある蘇峰先生の銅像を新水俣駅に移設できないかについて、お答えします。

蘇峰先生の銅像は、昭和55年に淇水文庫50周年及び市制30周年を記念し建立されたものですが、建立場所の選定に当たり、ゆかりの地である現在地に建てられたと聞き及んでおります。そこには、蘇峰先生の水俣に寄せる思いの結集であると言える記念館の横であることや、かつ、市街地を見守っていただけるような場所であるという思いがあったものと推察しております。また、建立後30年を経た現在、蘇峰記念館やその敷地に植えてありますタイサンボクや愛郷・望郷のイチヨウの木、カタルパの木などゆかりのある木々と一体となって景観をつくり出しております。

淇水文庫の横に並べて建てようというような建立にかかわられた方々の思いや歴史的な意味、これまでの蘇峰先生の記念館へのかかわりなどを考えますとき、現在の地に残すことが適当であり、移設は難しいと考えます。

次に、新水俣駅に蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館の案内板の設置はできないかについてお答えします。

現在、新水俣駅には、構内に、「水俣・芦北・津奈木」の紹介コーナーがあり、施設のパンフレットが置かれ、施設外には入り口右手に新水俣NAVITA（ナビタ）マップやタクシー乗り場前には広域マップがあり、施設の位置と写真つきの蘇峰・蘆花生家の紹介がなされております。さらには、観光物産協会エコみなまたの施設もあり、新水俣駅に到着された市外の観光客に対する案内は満たしているものと思われまます。新たな蘇峰・蘆花生家と蘇峰記念館の案内板設置については、現在のところ考えておりません。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 蘇峰・蘆花生家、蘇峰記念館の今後の活用のことなんですが、水俣病資料館は、県内の小学校5年生がみんな集まって勉強するような形で、潮谷知事がそういうような形でされましたが、水俣市としても、例えば中学校2年生を蘇峰生家・記念館で勉強させるというふうな形のそういうことは考えておられないのか。

もう駅名はいいです。

それと、その銅像の移設なんですけど、やはり蘇峰会あるいは親族の方に対して、もう一度お尋ねをしていただくように、水俣を売り出すということに関しては、やはり新水俣駅のほうが一番重要なかなと思ってますので、それはお願いをしてもらうように要望しておきます。

以上、その1点。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、中学生を対象にした県のエコセミナーみたいなやつを実施して、蘇峰・蘆花の顕彰を勉強すべきじゃないかというようなことでございますけれども、今、議員御指摘のとおり、非常におもしろいなというふうに実は思っております。早速、検討をしてみたいというふうに思っておりますけれども、今現在行われている総合的な学習の時間の中で、地域のことを勉強する時間がございます。そういった時間を使いまして、できないかということが1つございます。それと、課題になりますのは、やっぱり市内の子どもたちは何とか歩いてこれるということですけども、移動の手段でございます。これがうまくスクールバス等使えるような状況になりますと、実現が可能かなというふうに思っておりますので、その辺のところを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、さくらマラソンについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、さくらマラソンについて、さくらマラソン復活に向けて今後どのような検討をしていくのかについてお答えします。

3月議会でご説明しましたように、さくらマラソンは平成12年度の第31回大会を最後に廃止されました。廃止された理由につきましては、全国的な健康志向の高まりにより近隣各地で類似のマラソン大会が開催されるようになり、参加者が700人から300人台に減り、運営費やスタッフの確保など負担が大きくなり過ぎたためとお聞きしております。その後は、地元住民が中心となって開催されている久木野しし鍋マラソン大会など、スポーツイベントを通じた地域づくりが進んでいると考えています。

可能性について検討しました結果、さくらマラソンにかわる観光振興策として水俣観光物産協会が湯の児温泉さくら祭りや、JRとタイアップした湯の児ウォークなどを実施しておりますので、さらなる誘客に向けて、これらのイベントのグレードアップを図っていくという方針でいきたいと考えております。

さくらマラソン大会の復活は、観光振興、水俣市の活性化には、大変有効かと思えます。想定される湯の児・湯の鶴のコースを考えますと、狭隘で見通しの悪い市道を走ることにありますの

で、道路交通安全上にも課題が大きいと指摘されております。よって、現状で市が新たに観光マラソン大会を開催することは大変難しいものではないかと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今、答弁を聞きますと、何かやりたくないようなことしか私には思えない。本当は、私はやるべきだと思うんですよ。せっかくですね、みんなで盛り上げていく、新幹線開業、それに向かい合ってやっぱり、さあやりましたよって、何でそれにならないんですかっていうことを私は言いたいんですよ。情けないなというふうにはしか思えない。本当はやっぱり水俣市民は今それを望んでるんですよ、そういう機運を上げてくれることを、前向きに考えていきましょうよ。それを申しまして、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時6分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

朝日会、西田です。

きのう谷口議員の一般質問の中で、水俣の水はきれいだというお話がございました。今、世の中、水商売が大事だというふうによく言われます。水商売といいましても、夜の水商売ではなく、ウォータービジネスでございます。東京都は東京水としてペットボトルで水道水を販売しております。先日のニュースでは猪瀬副知事が東京の水道局の技術をマレーシアに売ろうということが報じられておりました。先日、私たちが行きました熊本市でありました議員研修会におきましては、目の前に「清正の水」というのが置いてありました。当然、熊本のブランドの天然水であり、熊本市は阿蘇山の豊富な地下水を水道水に使っているというのが1つの売りでありまして、アピールしているところであります。

こういった時代、水俣の貴重な資源の1つとして水俣の水に目を向ける必要性を感じております。市報でありました水俣の水めぐり、越木場、無田、湯の鶴、冷水が紹介されておりましたが、私がやっぱり最初にイメージするのは、寒川水源の水であります。寒川といいますと、冷たい水、源流、棚田、そういったきれいな水をイメージすることができます。水俣の水といっても、なかなか売れないと思うんですけど、今、黒とか奥とかいう言葉をよく使われますけど、黒

伊佐錦とか、奥黒川とかですね、そういうのを考えますと、奥水俣でもいいと思います。奥水俣寒川源流水、そういった名前、名前は何でもいいんですけど、そういったきれいな水を連想するネーミングで売り出すことも可能だと思います。御当地ウォーターもたくさんネットで見るとあります。その中で支持をしていただくには、やっぱり売り方だというふうに思っております。

2013年、世界水銀会議、水俣で着々とあるように進んでおります。水俣条約という名前がつくかもしれません。そういった国際会議のときに、水俣の水をアピールすれば、日本じゅう、世界じゅうに、この水俣の水というのが発信できるんじゃないかというふうにも思います。

また、国が水俣病特措法の中で、地域支援を考えるなら、全国の環境省主催の会議には水俣の水を率先して使うとか、そういった支援をしていただくことが本当の水俣の地域支援につながるんじゃないかというふうに思います。水俣のきれいな水を広めることは、何より水俣市民の自信につながっていくと思います。朝、質問の中で、水俣の魚は20%ぐらいの人は食べられないんじゃないかという、真野さんが言われておりましたですけど、やはり、水俣病の水俣ではなく、環境のまち水俣、きれいな水、そういったものがある水俣、そういったイメージ転換をしていくことが非常に大事だというふうに思っております。すぐこういったものを開発してくれというのはありませんけど、3年後に国際会議があります。それに向けて、水なのか、何なのか、オリジナルのものを水俣から発信できるものを早急に調査研究するといったものが、行政の仕事、また今回の環境まちづくり研究会のやるべき1つではないかというふうにも思います。

水俣病特措法ができて、救済が始まり、水俣の次の一步を歩き始めるチャンスととらえ、積極的な施策を打ってほしいと思い、以下質問をいたします。

1、消費者行政について。

架空請求、振り込め詐欺など日本じゅうで被害が広がり、銀行で架空口座の規制やATMの振込金額を10万円とする上限規制など、いろんな手だてが打たれております。今やニュースで見ただけの問題ではなく、市民の身近な問題になってまいりました。水俣市として現状、対策、そして取り組みについて、以下質問をいたします。

市の消費者相談について現状をお尋ねいたします。

今後の消費者相談について、どう取り組んでいくかお尋ねします。

市民に消費者問題に関する啓発をどう行っていくのかお尋ねします。

2、教育問題について。

新教育長として今までの行政職で養った経験を水俣市の教育行政に取り組んでいただきたいという気持ちを込めまして、以下質問をいたします。

、教育長が思い描く水俣市の教育の姿をお尋ねします。

、水俣市の教育の問題点について、どう認識しているかお尋ねします。

、行政職から教育長になり、元行政マンとして、どう市の教育界をリードし、また改革を進めていくかお尋ねします。

3、乗り合いタクシーについて。

高齢化過疎化が進む当市におきまして、ひとり暮らしで車もなく交通手段に不便を感じる人は確実にふえております。交通空白地を解消するには、乗り合いタクシーの期待は大きいと思いません。よって以下、質問をいたします。

- 、乗り合いタクシーの進捗状況をお尋ねします。
- 、この事業のメリット、デメリットをお尋ねします。
- 、今後の展開をどう考えているかお尋ねします。

4、水俣環境まちづくり研究会について。

昨日からまちづくり研究会の質問は出ておりますが、私なりの意見もしたいので、このまま質問をさせていただきます。

- 、こういったテーマについて研究していくのかお尋ねします。
- 、今回の研究を水俣病特措法に基づく地域再生振興につなげていくことが必要であるが、経済対策として期待するものは何かお尋ねします。

5、中尾山公園整備について。

観光資源の少ない都市におきまして、中尾山の整備は必要ではないかと何度か取り上げてまいりました。ここ二、三年で一気に展望台設置など公園の整備が進んでおります。整備する中で、アクセス道路の整備不足、駐車場問題など、いろんな課題が見えてまいりました。今回そういったものについて議論をしたいと思い、以下質問をいたします。

- 、展望台設置など中尾山公園の整備が整ってきているが、今後の計画についてお尋ねします。
- 、公園は充実してきたが、アクセス道路の整備の進み方が遅く感じます。原因は何か、今後の道路整備計画をお尋ねします。

6、本会議の中継について。

議会のことは当然議会が議論することではありますが、開かれた議会は市民参画型の市政につながり、市政運営にもメリットがあると思いい、以下質問をいたします。

、本会議の中継について、市民サービスの一環としてインターネットやロビーでの議会中継について、市長はどう思うかお尋ねをいたします。

以下、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、消費者行政については私から、教育問題については教育長から、乗り合いタクシーについては総務企画部長から、水俣環境まちづくり研究会については副市長から、中尾山公園整備については産業建設部長から、本会議の中継については総務企画部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、消費者行政についてお答えします。

まず、水俣市の消費者相談について、現状はいかがかの御質問にお答えします。

昨年9月の消費者庁創設及び消費者安全法の施行に伴い、市町村においても消費者からの苦情相談の受け付けや、重大な消費者事故が発生した場合、国へ迅速に通知を行うこととされました。さらに、各自治体に消費生活センター設置の努力義務が課せられました。

市では、これまで商工観光振興課の職員と市民相談員が消費者トラブルの相談業務に当たっていましたが、国や県の動きにあわせて本年度中の消費生活センターの設置を目指して準備を進めております。

センターには、消費生活相談員の配置と、週4日以上窓口開設が義務づけられておりますので、公募により2名を相談員として採用し、現在、研修講座を受講しながら相談業務に当たっております。また、6月に本庁1階ロビーに消費生活相談室を設置しており、相談員の研修が終了する来年2月をめどに正式に消費生活センター開設を行う予定です。

一方、1月から設置しております消費生活相談ホットラインについては、市報に掲載するとともに、全世帯へチラシを配布したことにより、4月から8月末までの相談件数は31件と、昨年の同時期に比べまして22件増加しております。また、昨年度の市民の消費者相談件数は133件で、平成17年の291件をピークに、徐々に減少してきておりますが、これは国の施策の充実や年間30回を超える高齢者教室へ出前講座を実施したことなどが功を奏したものと思っております。

相談内容の傾向としましては、熊本県下では多重債務等の融資サービスに関する内容が一番多く、次に携帯電話のメールやはがきによる架空請求となっておりますが、本市では携帯電話のメールやはがきによる架空請求が一番多く、次に多重債務等の相談が2番目となっております。

次に、今後の消費者相談に対する取り組みについてお答えいたします。

先ほど少し触れましたが、まずは消費者行政の拠点となる消費生活センターを来年2月をめどに立ち上げ、研修を終えた相談員2名が交代で勤務し、いつでも市民からの相談に応じることができるようにしてまいります。

特に、多重債務問題につきましては、自殺防止も含めて、国を挙げて取り組んでおり、根本的な解決に向けての貸金業法改正がなされ、この6月より過剰貸し付けの抑制などが始まっております。経済低迷の折、やむなく職を失い、借金を重ねるなど、1人で悩んでいる方は市内にかな

りおられるのではないかと推測しておりますし、また、これまで借入れを繰り返してきた債務者に対しては、債務整理の相談はもちろんのこと、家計や生活習慣の見直しまで、継続して相談員が助言、指導を行っていく必要があると考えております。

また、相談センターの周知が進みますと、以前にも増して複雑多岐にわたる相談が寄せられてくると考えられますので、現在、2名の相談員は、県や国民生活センターが主催する講座を受講し、民法からカウンセリングの手法まで幅広く勉強しているところでございます。

今後も庁内の関係各課と連携をとりながら、いろいろな問題でお悩みの市民の心に寄り添い、一緒に問題解決に向けて考え、少しでも安心して生活していただけるよう、相談業務の充実を図ってまいります。

次に、市民に消費者問題に関する啓発をどう行っていくかという御質問にお答えします。

まず、悪質商法トラブルについてですが、これらは高齢者をねらったものが多く、現在も健康高齢課や社会福祉協議会等と連携し、まちかど健康塾などの折に、県の金融広報委員会から講師を派遣していただき、出前講座を行っておりますが、今後は本市の相談員が講師を務めることにより、さらに市民の目線に近いわかりやすい啓発活動ができるものと期待しております。

また、各団体の勉強会などにも要望があれば出かけていき、消費者トラブルは自分の身にも起こり得るものであるという意識を持っていただき、何かあったら気軽に窓口へ相談に来ていただけるよう、繰り返し情報を提供し、賢い消費者を養成していくことが大切であると考えております。

このほかにも、国や県の動きに合わせて、相談月間を設定し、出張相談を開催したり、市報などによる悪質商法のトラブルの情報提供を継続して行い、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 昨今、多重債務者問題、振り込め詐欺、架空請求、そういった問題が非常にクローズアップされまして、昨年、消費者庁が立ち上がりました。そして、国の消費者政策というものが大きく動き出しております。振り込め詐欺、そういったもののピークは通り過ぎたというふうには聞いておりますけど、やっぱり、新しい新たに消費者をねらった悪質なものはどんどん出てきているように思います。地方の田舎だから、ニュースであるような、ああいった振り込め詐欺とかいったものは余りないんじゃないかというふうな感じは、もう今しませんですね。もう田舎だから、どこだからって関係なく、こういった被害は出てくると思いますし、いち早く1階のロビーにこういった相談室を設けられたことは、市民サービスの充実になるというふうに思います。来年2月に向けて、消費者センターという格上げみたいな形になると思うんですけど、そこはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

今は少し減ったですけど、昔から、よく水俣では、はいはい学校とかいいよったですけど、そういった業者が来て、いろんなものを買わされたとかいう話は、もう何年も前から聞きますし、いまだにやっぱり聞きます。そういった相談の窓口というのは、やっぱり行政がある程度把握していくのが必要じゃないかというふうに思います。

質問としては、来てもらうのは当然なんですけど、逆にそういった情報収集というのも積極的にやるのも必要じゃないかというふうに思います。水俣にはすごい組織率を持った生協がございます。地元の商店街もありますけど、そういった生協等にはいろいろな苦情とか情報が非常に集まっているように感じます。そういったところとの連携というところを考えられないかというのを1つ質問をさせていただきます。

それともう1つは、今は市民相談、そして消費者相談とは、多分別々にやっていると思うんですけど、今回消費者相談は始まったばかりですけど、将来的には水俣市民、この相談はこっち、この相談はこっちというふうなものじゃないと思います。困ったものは、やっぱりもう一元化して、いつでも役所で相談できるというふうな体制をとるのがいいんじゃないかと思いますが、そういった将来的に一本化したサービスにつなげられないかというのを2つ質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、情報収集が非常に大切であろうと。したがって、水光社あるいはほかの機関等との連携が必要であると思うが、どうかということでございます。

もちろん、水光社等あたりは、もうもちろんのことでございますけれども、市民生活に直結している事業所、また自治会長会でありますとか、直接いろいろ市民の方と触れ合っている民生委員の方々、そういった方々あるいは婦人会、いろいろな団体に周知活動を徹底して、そこからあたりからの情報をまとめることができればなと思っております。特に、警察との連携はもう不可欠であると思っておりますので、そういった意味でも積極的に情報交換を行ってまいりたいと、そのように思っているところでございます。また、1階ロビーに今回それを設置しておりますので、議員の皆様方からもいろいろそういうのができたんだということも宣伝をしていただければありがたいなと思っております。

それから、もう1つは、相談窓口として統合したらいいのではないかというようなことでございますけれども、聞くところによりますと、市民の方の相談の内容というのは、非常に複雑であるし、多岐にわたっているというようなことをよく聞いております。一応、消費者生活の相談でありながら、よく聞いていくと生活の問題であるとか、家庭内の問題であるとか、いろいろなケースが起こっているというようなことを受けとめております。議員の御提案のとおり、問題の早期解決のためには、市民相談との一体化というのが非常に必要であろうと思っておりますので、できるだ

け連携を図りながら、できれば近いところに置いたら一番いいと思うんですけども、連携を密にするような方法を今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 もう、水俣は高齢化が進みまして、もう老人の方のひとり暮らし、非常にふえております。こういったものをねらったものというのは、どんどんやっぱり今からふえてくるんじゃないかと思っておりますので、非常に役所のほうで力を入れてやっていただきたい。

先ほど賢い消費者を育てるといっても言われておりましたですけど、そういった啓発というものをぜひ入れていただきたいというふうに思っております。市の重要な施策として、確実に進めていただきたいというふうにお伝えして、これは終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育問題について順次お答えいたします。

まず、教育長が思い描く水俣市の教育の姿についてお答えいたします。

人が国の礎になるということを思いますと、教育は人づくりという大変重要な役割を担っております。そこで、未来の郷土水俣を担う心身ともに健全でたくましく生きる子どもを育成していきたいと考えております。近年、家庭の教育力、地域の教育力の低下などにより、さまざまな問題が生じておりますが、このような状況を踏まえた上で、水俣市の学校の教育力を充実していく必要があると考えております。特に、教育は知、徳、体のバランスのとれた子どもを育てることが大切であります。近年、知育に重きが置かれ、社会構造や生活スタイルの変化などにより、体育や徳育が軽視される傾向にあるように思えます。豊かな心を育てることは教育の重要な役割であり、道徳、倫理、人権、規律を教えていくことは教育の最重要課題であると思っております。

さらに、このような心豊かでたくましい子どもを育てていくためには、教育に対する情熱があり、心豊かな先生の存在が不可欠であることから、水俣市の先生方の資質指導力の向上も重要であると考えております。

次に、水俣市の教育の問題点について、どう認識しているかについて、学校教育環境を中心に5つの点からお答え申し上げます。

まず1点目は、学力のさらなる向上であります。水俣市のこれまでの学力向上プロジェクトの取り組み等により、水俣市の児童・生徒の標準学力検査の結果は、全国平均を上回る高い数値で推移してきております。一方で、熊本県学力調査の結果においては、中学校が県平均を多くの観点で上回っているのに対し、小学校においてはさらに改善を必要とする観点が見受けられます。水俣市の児童・生徒の確かな学力の育成に向けて、特に思考力、判断力、表現力といった観点の

向上にも今後取り組む必要があると考えております。

2点目は、特別支援教育のさらなる充実であります。本年度は特別支援教育支援員を14名から22名に増員したところですが、特別支援教育のニーズは年々高まっているのが現状です。支援を要する児童・生徒に対応するために、現在、教員の研修の充実を図っておりますが、今後どのようなことが必要なのか、各学校の状況等も把握しながら検討する必要があります。

3点目は、学校再編成の着実な推進です。平成23年度からスタートする4つの中学校への再編に向けて、関係学校や各機関と協議しながら、現在、準備を着々と進めているところです。生徒、保護者が安心して新年度を迎えるために、今後もスケジュールにのっとった緻密な協議が必要であると認識しております。また、今後の児童・生徒の減少を踏まえ、将来の水俣市の学校をどうするのか、長いスパンで検討することも必要であると考えております。

4点目は、新学習指導要領の完全実施に向けた教育環境の整備です。小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から新学習指導要領の完全実施となります。授業時数が小学1・2年生で週当たり2時間の増加、小学3年生から中学3年生までは1時間の増加となり、各学校授業時数の確保が難しくなることが予想されます。夏休みの短縮やそれに伴う給食回数の増加など、さまざまな視点で今後検討が必要であると考えております。

5点目は、不登校対策です。平成15年度においては月7日以上欠席者の報告が30人を超える月が多く見られましたが、近年は10名程度で推移しており、年間30日以上欠席者も昨年度は出現率が1%を下回るなど、改善傾向にあります。これは、各学校の適切な取り組みや適応指導水俣教室を中心とした支援体制の充実、配慮を要する子ども等の自立支援事業による関係機関のネットワークの確立などの効果によるものと考えております。しかしながら、現在も学校に登校できずに困っている子どもたちがいることは事実でございますので、その解消に向けて今後も取り組んでいく必要があると考えております。

次に、行政職から教育長になり、元行政マンとしてどう市の教育界をリードし、また改革を進めていくのかについてお答えいたします。

これまでの行政経験を生かすために、まずは教育の現状の把握と、先ほど述べました問題点以外の課題も的確に把握することが必要と考えておりますので、学校訪問や校長、教頭、先生方、保護者との意見交換を積極的に行いたいと思います。学校は校長を中心とした組織構造であり、保守的なイメージがありますが、自由闊達な意見が出るような学校づくりができればと思います。と同時に、市教育委員会の直接的な関与は難しいところですが、業務の見直しやすみ分けなどにより、先生方の多忙感や孤独感、ストレスなどの教育職場環境の改善も図っていく必要があると考えております。

さらに、地域と学校の交流の活性化を図り、お年寄りや先人の知恵を生かした学習支援なども

実施し、学校が地域活性化の核となり、各世代間で生きがいや尊敬につながる学校経営もお願いしたいと思います。そのために、まずは学校応援団の取り組みの充実を図っていきたくて考えております。

これまで一般行政に在籍をしておりましたときには、まず、市全体の状況を把握し、市民の声を広く聞き、市民全体の利益、福祉の向上につながる施策、改革を実行し、世の中をよくしていきたいというふうに考えてきましたし、実際、そのような価値判断でこれまでも取り組んでまいりました。教育の分野においても、学校教育や文化の振興、スポーツの活性化、文化財の発掘・保護や偉大な先人の顕彰・普及など多くの課題にこれまでと同じように積極的に取り組み、元気な水俣づくりに励んでいきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 非常に丁寧な答弁ありがとうございます。

本市において教育者以外で教育長になられたというのは、もう私が知っている限りでは初めてですけど、新しい視点で水俣市の教育行政に取り組んでいただきたいというふうには期待するところであります。教育は百年の計、すぐに結果が出るものではないと思いますが、将来の水俣を背負う子どもたちによりよい教育環境を与えていただきたい、そういうふうに思っております。

今、答弁の中で、知、徳、体、バランスのとれた子どもと言われてまじですけど、昔からよく知育、徳育、体育ですか、心技体ってきのうも話がありましたですけど、そういったところをバランスのとれた子ども、頭はいいけど感情が乏しいとか、人には優しくできるけど体力がない、やっぱりそういうふうな子どもじゃなく、やっぱりバランスのとれた子どもを育てていただきたいというふうには非常に思っております。

1つ心配するというか、質問で、小・中で水俣市で小学校、中学校、地元の子どもを育てて、高校に行くと、朝も水俣高校の話がありましたですけど、高校に行くときに、近隣の出水、八代、熊本、優秀な子というか、勉強したいという子が結構流れていくという現状が、もうそれは昔からあります。そういったときに、やっぱり地元の子どもをもう少し市立と県立でやっぱり学校は違うとは思いますが、やっぱりその辺は連携をとって、なるべく地元の子を地元の学校で育てていくというふうな流れを少しつくっていかないと、非常に何かそういったところを心配を昔から私はよくしておりました。いつの間にか、玉名と八代が中高一貫、もう進学校でセンター試験受けて、ばんばんやるわけですが、そういったときに、やっぱり水俣の子どもたちがどうのかな、心配だなというのがあります。

都会の大きい企業だと学閥って、大学のそういう学閥で結構動きますけど、熊本県を見ると、結構高校の、高校閥というんですか、よくわからんですけど、そういうのでつながりをよく言われますですね。やっぱりそういったところで、水俣の子のレベルをぜひ上げるには、そういった

連携もとっていただきたいなというふうに思います。それを1つ質問させていただきます。

それとですね、今、地域、保守的な部分がある学校に、学校経営、地域の活性化につながるような学校経営、その中に、学校応援団というのを取り組んでいきたいということをおっしゃってましたが、自分も三中に行って学校応援団というチラシを見させていただきましたが、そこについて少し今の現状を話していただければ、2つ。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、西田議員の質問の中に、地元の子どもたちが地元の高校へ行くような仕組みとか連携とか、そういう感じだったと思いますけれども、確かに以前から水俣以外の高校に進学される子どもさんというのは結構多いわけなんですけれども、今、例えば地元の高校においても、地元の子どもたちに地元の高校に来ていただきたいというようなことで、例えば、今回の夏休み期間中もそうだったんですけれども、水俣・芦北の中学校の学習会を3日間、地元の高校生が見たというようなことも実際行われておりますし、夏休み、同じ夏休みなんですけれども、高校の体験入学もあつたりというようなことで、なるだけ中学生が地元の高校になじめるような、今そういう取り組みも実際なされておりますし、学校説明会も実際あつております。

高校の校長先生方と地元の中学校の校長先生方の意見交換会みたいなのも実際開かれておりますし、ただ、それが具体的な形で、子どもたちに十分伝わっていくということが必要なというふうに思いますので、そういう話も校長会あたりを通じて、十分していきたいなというふうに思っております。

それから、学校応援団の状況でございますけれども、この学校応援団という言葉自体は、県が提唱した言葉でございます。これは文科省も実際推進をしておりますして、文科省の補助事業の中に、モデル事業が実はございまして、第一小学校は今学校支援地域本部事業というのを、今取り組みをやっております。

その中では、実際どういうことをやるかということ、まず、学習活動への支援、一番考えられるのは、例えば、家庭科の時間にミシンがけを、例えば先生1人で40人ぐらいの生徒さんを見るわけなんですけれども、それで手が回らないということで、例えば近所の年配者のお母さん方、あるいはおばあちゃんとかを教師として学習支援をしていただく、そういう取り組みとか、あるいはこれまでずっとやられておりましたけれども、安心安全活動ということで、防犯パトロールだとか、あるいは交通事故防止の対応、あるいは、学校の環境整備、つまり今までは保護者が夏休みの終わりに校庭を整備したり、草取りしたりとかということをやってきましたけれども、そういうやつとか、あるいは学校図書館の整備だとかっていうことを、今、取り組みを、今始めていると。

ですから、地元のいろんな能力を持った方々の、そういう資源マップづくりとか、そういうことを、今取り組みを始めて、具体的に学校の、例えば要請を受けて、地域の人たちがその能

力に応じて応援に行くという、制度づくりというか、システムづくりを今進めている状況でございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今言いました、高校との連携というか、いろんな意見交換というのは、やはりやっていただきたいというふうに思います。学校応援団は、昔からいう学社融合で、そういう地域と学校が一体となって行って、子どもを育てるといふ部分に入っていかと思います。

それと、問題点、先ほど5つ挙げられました学力、特別支援、再編成、新学習指導要領、不登校問題、こういった5つは大体もう、いつも一般質問等でもよく出ている問題なので、そういったところはきめ細やかに対応していただきたいというふうに思います。これは終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、乗り合いタクシーについて答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、乗り合いタクシーについて順次お答えします。

初めに、乗り合いタクシーの進捗状況についてお答えします。

市では、バス等が運行していない交通空白地区へ新たに公共交通を導入するため、国土交通省所管の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、今年度から平成24年度まで乗り合いタクシーの実証運行を実施する計画をことし3月に作成しました。この計画をもとに、6月議会において、本事業に係る事業費について、補正予算の御承認をいただいたところでございます。

具体的には、交通空白地区への乗り合いタクシー実証運行につきまして、昨年10月の南国交通大口・水俣線の廃止により、東部地区にお住まいの方に大変御不便をおかけしておりますので、まず、今年度は東部地区を対象として、6路線運行するよう計画を立てております。路線としましては、山小場から岩井口、本井木を經由し葛彩館まで運行する山小場線、寺床から寒川、愛林館を經由し葛彩館まで運行する寺床・寒川線、無田から石飛、石坂川を經由し、葛彩館まで運行する石坂川線、一本木から日当野、愛林館を經由し葛彩館まで運行する日当野線、鬼岳から桜野上場、薄原を經由し葛彩館まで運行する鬼岳線、合畑入り口から石神、小野川内を經由し水俣駅まで運行する小津奈木線がございまして、

運航日は山小場線及び寺床・寒川線が毎週火曜日、鬼岳線及び小津奈木線が毎週水曜日、石坂川線及び日当野線が毎週金曜日とするよう計画をしております。また、運行本数は各路線ともに、各地域から市街地方面に向かう便が午前中に1便、市街地方面から各地域に戻る便が午後2便設定しております。

なお、運賃は各路線とも一律300円としております。このような内容により、現在、運輸局へ申請を行っているところであり、10月下旬の事業実施を目指して手続を進めております。

次に、乗り合いタクシー実証運行のメリット及びデメリットについてお答えします。

まず、メリットとしましては、これまで公共交通が運行していない地区に乗り合いタクシーを運行することにより、地域の方がこれまでより安価な公共交通を利用できることが考えられます。

次に、デメリットとしましては、乗り合いタクシーの運行については、既存の路線バスと競合が生じるため、バス会社との調整が条件となります。そこで、乗り合いタクシーの運行を葛彩館までとし、葛彩館で鹿児島空港シャトルバス及びみなくるバスに接続させることで、バス会社からの了承が得られたため、乗り合いタクシーの実証運行が可能となっております。地域の皆様には葛彩館で乗り継ぎをしていただく必要がありますので、御不便をおかけすることになると考えております。

次に、今後の展開をどう考えているのかについてお答えします。

今年度の実証運行を実施する路線につきましては、さらに効率性、採算性及び利便性を考慮した上で、運行内容を見直し、本格運行につなげていきたいと考えております。また、市内におけるほかの交通空白地区につきましても、来年度以降、順次、実証運行を実施する予定であります。さらに、乗り合いタクシーの運行と合わせて、みなくるバスの見直し、スクールバスの活用等、市内公共交通体系全体を再構築してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 実験的に24年までやって、基本的には葛彩館まで行って乗り合いタクシーで、その後、バスにつなぐというところですね。それと、小津奈木線はそのまま行くんですね、駅まで。実験的にやるということなので、週1回がいいのかどうか、まずやりながら決めていく、いろいろなデータを分析して、最終的に金額、コース、運行回数などを決められると思うんです。今から始まることなので、そう思いますけど、まず、乗っていただく、周知していくことが一番かというふうに思います。説明会もやられたということですけど、まず1回使っていただく、それがいいのか、悪いのか、いろいろな情報を集めるというのを密にやっていただきたいなというふうに思います。

問題は、交通の空白地区に住んでいる方々、お年寄りの方が中心になると思うんですけど、そういった方にどうやって市民サービスを提供するか、買い物に行くにも、病院に行くにも、タクシーで何千円ってかかるというのでは、やはり行政のサービスとして余りよくないと思いますので、そういったものを解消するのに、バスがなくなる、みんなバスを通すのかは、こういった乗り合いタクシーがいいのかは、費用対効果の問題だと思っておりますので、ぜひ実験という形で、なるべくいいものにやっていただきたいなというふうに思います。

1つ質問は、乗り合いタクシー、タクシー会社と車10人乗りぐらいのでやれるというふうに聞いておりますけど、基本的にはタクシー会社に委託するんですけど、今まで乗ってられたお客さ

んがいなくなる云々もあると思いますけど、民業圧迫にならないか、その辺のすり合わせというのは、行政とタクシー会社、何社かあると思うんですけど、それができているのか、それを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 乗り合いタクシーの運行に当たっては、タクシー会社のほうに数社ございますけども、委託をお願いするという形になります。この点について、十分会社のほうとも協議を重ねてまいりましたし、会社のほうもその方向で同意をいただいていますので、民業の圧迫という形にはならないと思いますし、通常のタクシー運行についても、十分にメリットが引き出せるような形でつなげていければというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひ、その辺は新しいものを始めると、どこかにしわ寄せがいくということがあります。三方よしじゃないですけど、民間もいい、乗られる方もいい、行政のサービスとしてもいいと、三方がいいような形で、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。これは終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた環境まちづくり研究会について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、みなまた環境まちづくり研究会について、どのようなテーマについて研究をするかについてお答えします。

具体的な研究テーマとしては3項目ございまして、1つ目が全体構想づくり、2つ目が具体的プロジェクトの検討、3つ目がそれを実現させるためのアクションプランであります。

全体構想の構成内容案としましては、小水力や波力、太陽光など再生可能エネルギーによる発電などの活用、環境をテーマとした福祉と交通対策、環境に関する教育機関や研究機関の立地、水を活用した環境改善の取り組み、国際連携と海外支援でございます。また、具体的プロジェクトにつきましては、1つ目が、小水力や波力、太陽光など再生可能エネルギーを組み合わせ、電力の需要と供給を制御する新しいシステムの地方小都市における先行的モデルの構築と、この新システムやビジネスモデルの確立を図り、地域や市場へその技術やシステムを展開していくための検討であります。

2つ目は、環境に配慮した新水俣産業団地造成の検討でございます。例えば、現在の水俣産業団地の地先に、新たな産業団地を造成し、企業誘致による雇用創出を図り、ここで使用するエネルギーに先ほどの再生可能エネルギーを供給するなど、環境に配慮した近未来型産業団地のモデルが実現できないかを検討するものであります。

3つ目は、建てかえを計画しております市営牧ノ内団地について、太陽光など再生可能エネルギーを取り入れたエコ市営住宅団地とすることの検討、4つ目は、水俣市の経験や教訓を伝え、困難な課題を乗り越えてきたノウハウ、また環境に関する水俣市の取り組みなどの情報を発信する、教育機関や研究機関の立地の検討、5つ目は、これら本市における環境にすぐれた特色を水俣独自の地域社会システムなど、今後のまちづくりに生かしていくための検討を行うこととしております。

次に、今回の研究を水俣病特措法に基づく地域再生振興策につなげていくことが必要であるが、経済対策として期待するものについてお答えします。

議員御指摘のとおり、今回の特措法に基づく地域再生振興策として、今後の地域振興を展開していく上において、本研究会は大きな役割を担うものであると考えております。そこで、本市が持つ環境に関するノウハウを生かし、地元の産業振興と雇用創出など、本市に今求められている地域振興を確実なものにしていくために、調査研究のテーマを掲げ、検討していくこととしております。

研究会では、環境、エネルギー関連の産業創出や、新たなビジネスモデルにつながるための実証研究や実証試験、さらに水俣の特色を生かした持続可能な水俣型地域社会システムの構築などを検討し、アクションプランを策定します。今後の具体的な取り組みについては、特措法に基づき、地域再生振興策を国・県とともに確実に推進していくことによって、水俣市の経済振興の確立につなげてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 きのうちから質問も出ておまして、大体内容もよくわかってまいったんですけど、基本的に今から立ち上げて、1,500万ですかね、予算がついて、そういったことをやられる。5つ言われましたけど、1つは小水力、2つ目が新水俣産業団地、牧の内の団地、そして教育機関関係、水俣のまちづくりみたいなことを言われましたんですけど、質問は、環境大学の話が以前からありまして、その辺の部分が、この中で教育機関という部分が、話が入っておりますけど、そういった、このまちづくり研究会の中で環境大学の部分とすり合わせて話っている部分も入っているのかどうかを1つ質問をさせていただきます。

それともう1つは、確かに緑の分権改革推進事業というので、クリーンエネルギーは、もう今始まっているというふうに思うんですけど、その部分とは、もうリンクさせてやっていかれるというふうに考えていいのか、この2つを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） まず、環境大学と教育機関との関連ですけども、環境大学につきましても、この教育機関、研究機関の検討の中で検討してまいりたいと考えております。その中で可

能性検討という形になっていくと思います。

次に、緑の分権とのリンクですけれども、これも、きのうも答弁しましたように、ことしからも先行して始まっていますので、それを少しエリアを広げたり、中身を充実させたりということで、ことしの研究結果等についても、その中に関連させて一緒に進めていくと思います。メンバーの中にも、同じ方が入ってくる可能性も出てきますので、そこはもうせっかくですのでリンクをさせていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この研究会は大きな目玉になる研究会だというふうに思います。来年の3月までにまとめられる今後の水俣の指針を大きく示すものになるというふうに思っておりますので、きのうはコンサルタント丸投げじゃなく、市民の意見も取り上げたほうがいいという意見がありましたですけど、ぜひ私が冒頭に言いました水俣の水の開発とか、そういったものも、いろいろな情報を入れて、こういったところのテーブルにのせていただきたいなというふうに思います。これで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、中尾山公園整備について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、中尾山公園整備についての御質問にお答えします。

まず、今後の計画についてお答えします。

中尾山公園は、水俣の市街地や八代海、恋路島を一望できる絶好の眺望地であります。平成2年に都市公園として供用開始され、水俣のシンボルとして、また市民のいこいの場として定着しております。これまでもだれもが利用でき、特に障がい者や高齢者に優しい公園づくりを目指して整備を行ってきました。本年3月には天草の島々まで一望でき、車いすの方や高齢者の方も安心して利用できる構造の展望台が完成しました。

今年度は、財団法人日本宝くじ協会から建設費用について全額助成が認められましたので、広場の入り口から展望台付近までスムーズに行けるようにスカイロードの整備を行います。このスカイロードは車いすの方も安心して利用できるような構造で整備することにしております。

さらに、昨年策定しました都市再生整備計画に中尾山公園整備を位置づけ、社会資本整備総合交付金の交付を受けて、園路や駐車場、広場などの整備を行います。本年度は、実施計画を行い、平成23年度に工事を行うこととしております。

次に、中尾山公園へのアクセス道路の整備の進み方が遅く感じるが、その原因は何かについてお答えします。

水俣高校から中尾山公園に通じる市道中尾山線の道路改良事業は、南福寺集落を抜けたところ

から中尾山中腹にかけて幅員が狭く、屈曲部が多い区間、延長660メートルを計画しています。本路線の道路改良は、平成19年度にこの一部区間約70メートルについて、山側のり面を切り取り、道幅を広げる工事を実施しました。しかし、計画区間を一体的に整備するには、多額の事業費を要することから、財政面での有利な交付金事業で行いたいということで、国に申請しています。

平成20年度に地方道路交付金事業に認定され、平成21年度から現地調査、測量、設計、用地測量業務に着手しました。交付金事業で計画する場合、道路構造令、各種構造指針等の基準に基づいて設計することになりますが、現地の地形等の条件が厳しいため、関係機関と協議を重ね、全体計画をつくり上げるのに時間を要し、また、用地交渉が難航し、議員御指摘のように、実施におくれが生じております。

次に、今後の道路整備計画についてお答えします。

市道中山線の交付金事業で実施する延長660メートルの道路改良工事につきましては、現在までの計画延長の約60%の用地買収を終え、8月には延長50メートルの改良工事を発注しました。今後は残りの用地買収を進め、事業効果が高い、特に道路幅員が狭いところや見通しが悪いところを優先的に順次工事を実施していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 もう、来年3月、新幹線開通します。福岡、関西大都市圏が一気に近くになります。もう、どの自治体でもそれに向けて一生懸命、知恵絞っているところであります。熊本県は熊本サプライズですね、小山薫堂氏をアドバイザーに、キャラクターのくまモンというのを使って、新幹線全面開通に向けたキャンペーンをいろんなところでやっております。当市も、もう観光地が少ない、見るところ少ないと、もう昔から言われておりましたですけど、バラ園も四、五年前、当時の商工の担当の方、いろいろやられて、あそこにバラ園を皆さんで行政のほうで考えられたんでしょけど、自分はそのときに、鹿屋のバラ園とか見にいって、最初はやっぱりしょぼくて、なかなか、どげんだろうかなって、一生懸命やられてたんですけど、今はお客さんが来るようになりました。中尾山もなかなかもう何十年ってやってうまくいかなかったところですけど、ここに来て、いろいろな予算のつけ方がうまくいって、展望台等を整備された。上はどんどん整備しても、なん、道が全然やもんという意見は今もどんどん行政にも上がっていていると思いますし、私たちにも聞こえております。できることから、もうやっていくのは当然だと思いますけど、先々のことを考えながら、こういったものは長いスパンで整備していただきたいなというふうに思います。

来年、スカイロードという部分が3月なんで、新幹線どうなのかよくわかりませんが、その辺に展望台、スカイロードをアピールできれば、4月にはもう黙ってても、桜は湯の児、中尾山も咲きます。5月の連休にはもうバラも咲きますし、6月にはコンサート、みなとフェステ

イバル、7月には恋籠祭、順番にずっと水俣を打ち出すものがだんだんそろってまいりました。こういったものを1年通してアピールしていくことが、関西、関東、遠いところのお客さんを呼び込むことにつながるというふうに思います。

道の問題については、地権者の問題とか、計画の問題でいろいろあるんでしょうけど、そういったもの乗り越えても、できるところはどんどんやっていただかないと、もう上を幾ら整備しても道が狭くて、車で嫌な思いしたら、お客さんはもう多分来ないと思うんです。その辺も、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

質問は、中尾山は当然、中尾山だけ見とってももうだめなわけですが、次、広がる湯の鶴のほうに、上場から七滝、向こうのほう、ブルーベリーとかありますけど、その辺の全体の計画は、湯の鶴の計画の中で考えられるのか知りませんが、点を結んで面にするという、その辺をどう考えていらっしゃるかを、1つ質問させていただきます。

それと、今、水俣市は園芸家の石原和幸さんですかね、アドバイザー契約というか、アドバイザーになっていただいたというふうに聞いております。先日来られたときに、バラ園を整備されたり、商店街の一部をやられておりましたですけど、非常に自分もBSの放送でイギリスのガーデンワールドカップみたいなのをちょっと見させていただいたんですけど、非常に著名な方だなというふうに思いました。今、ハウステンボスの方にもかかわっていらっしゃると思いますが、そういった方、アドバイス契約というか、アドバイザーとして意見を聞けるなら、そういった中尾山等も少し意見を聞くのも一つの手かなと思う。あの方たちがやっていらっしゃるイングリッシュガーデンというものとマッチするかはよくわかりませんが、そういった中でも、プロの目から見てアドバイスをもらうというのは、非常に大事じゃないかなというふうに思います。これを2つ質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 中尾山のところの点を面にするというので、中尾山から湯の鶴の方面を広げて面に整備していくということで御質問いただいたんですけども、湯の鶴温泉につきましても、今、湯の鶴振興計画の中で、いろいろな振興策を今考えております。それで、全体を水俣市の中尾山、湯の鶴ということ、それでエコパークですね、これを全体的な1つの観光スポットとして、全体的な面で整備する計画を今立てております。

ただ、非常に財政面でも厳しい折ですので、国の交付金を使いながら、年次計画を立てて、徐々に5年間で整備していければなということで、今、考えております。

それと、石原先生のことですけれども、石原和幸先生は、長崎の出身の方でございますけれども、英国王立園芸協会が主催するフラワーショーで3年間ゴールドメダルを受賞されたということで、水俣のやっぱり、石原先生、原爆も体験されていまして、水俣の悲劇も非常に理解されて

おりまして、水俣にはぜひいろんな形で応援したいという意向を持っておられまして、以前、6月に水俣を訪れていただきまして、エコパークの中のバラ園の前のあそこの造園も少し手伝ってもらったり、ちょうどラーメン屋のおっちゃんというところがあるんです。その前の、少しポケットのスペースがありますけど、そこの造園を手がけていただきまして、今後いろんな水俣のまちづくりについても、御指導いただきたいと思っていますけれども、6月には2年間の期間で、水俣緑の大使ということで、指名しまして、できるだけ予算をかけないで、いろんなアドバイスをしていただけるということで、緑の大使をお願いしたところでございますけれども、こういう大使の御意見も参考にしながら、まちづくりも進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 1つだけ中尾山は、今、梅園がありますけど、梅園については収穫が何か足しにはなっていると思うんですけど、ああいったところが広くありますので、将来的には5年、10年後を考えると、紅葉するようなイチョウとかカエデとか、何かそういったものに変えていくのも1つの案かと思っておりますので、それも1つ御提案させていただきます。これで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、本会議の中継について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、本会議の中継について、市民サービスの一環として、インターネットやロビーでの議会中継について、市長はどう思うかについてお答えします。

本会議をインターネットやロビーで中継することにつきましては、議会情報を広く市民に公開していくという意味においては、その意義はあるのではないかとと思いますが、相当の初期投資や維持費をかけても、アクセス数や傍聴者数が少なくても、費用対効果が問題となります。市議会においては、現在、議会改革特別委員会を設けられているとお聞きしておりますので、市議会としてその導入の目的、必要性などを十分御議論いただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この問題は、私も17年に同じような質問をさせていただき、もう5年前になりますけど、そのときにも予算的に大分かかるという答弁をいただいております。なかなか話が進んでおりませんが、今、水俣市議会も今言われた議会改革委員会の中で、臨時条例、議会基本条例、その中の一つとして議会の中継というところも議題の一つになっております。ネット中継というのは、ここに資料がありますが、266市、33.1%の議会がやっておるということですね。会議録検索システムというのは、725市、90.3%がやっております。水俣市も議事録は3つぐらいさかのぼっては見れますけど、なかなか検索してうまいぐあいに見えるというふうにはなってない

と思いますけど、こういった議会の中継とかいう部分は、執行部の施策、こういったものを行っているのか、議会でこういった議論がなされているのかというのを、市民に伝えること、これは非常に大事だというふうに思いますし、市民サービスの向上、そして市民参画型の市政につながっていくというふうに思っております。当然、議員が最初にこういったものを議論して、そして予算要求していくというのは、もう流れだとわかりますけど、今後執行部におかれましても、こういった議会中継の重要性というものを議論をしていただきたいというふうに思って質問をさせていただきます。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（松本和幸君） 以上で、西田弘志議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午後 2 時39分 休憩

午後 2 時49分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上道昭議員に許します。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 皆さん、こんにちは。

自民党議員団の淵上でございます。

2日目の最後を、市民代表として、行財政全般に市長以下、執行部の方針をただすのみではなく、施策の提言のできる一般質問は極めて重要な場であり、今回は13名の議員の方々が質問される、大変活気ある9月議会であります。通告に従い、質問を行いますので、執行部の積極的な答弁を強く強くお願い申し上げ、最初の質問、第4次行財政改革について質問いたします。

平成7年、11年、16年の3次にわたり取り組んで、今後5年間の第4次、常に経営意識を持ち、多様な市民サービスを提供し、財源を最大有効活用し、より効果的な財政運営がより強く求められる中、3点質問をします。

- 、民間の経営手法を強く取り入れることが極めて重要であります。どう活用するか。
- 、財政改革での自主財源、市有財産処分等はどうなっているか。
- 、職員の意識改革の取り組みはどのように行っているか。

次は、2、自治会制度について。

行政と地域の役割の分担見直し、自分たちの地域のことは自分たちで考えて解決する意識を住民たちが関心を持ち、活性化を図ることが自治会の定義であります。水俣市内26自治会の活動について、4点を質問します。

、スタートして5年目を迎え、自治会制度は市民に定着したと思います。どう総括をしているか。

、山間地域は高齢化率が年々高くなり、分割統合等の問題もあります。市としてどのように考えておられるか。

、自主防災組織は100%できています。取り組みはどのように認識しているか。

、自治会活動のさらなる充実を図るための補助金の今後の考えはどのようなものか。

大きな問題3、山間地域の高齢者の交通確保について。

21年12月議会で、山間地域のみなくなるバスも通らない高齢者の方々の病院、買い物の苦労話を真剣に聞いて、一日も早く安心させたいとの思いで、昨年12月取り上げ、今日に至っている中、2点質問します。

、10月からの導入の乗り合いタクシーの内容はどのようなものか。

、乗車金額は幾らか。

大きな問題4、農業問題について。

6月上旬、田植えの稲がほぼ順調に生育をし、今月下旬からの刈り取りが始まると思われます。農業は天候が大きな決め手であることはだれもが一致するところです。しかし、経営面から見ると、かなり厳しい現状が今後とも続くと私は思っております。水俣の農業の今後を真剣に考える中、以下4点質問します。

、基幹作物のお茶、ミカン、サラたまの経営状況が厳しい現状をどう認識しているか。また、今後の対策として何を考えているか。

、林業振興での除間伐の推進はどうなっているか。また、林道整備の推進はどうなっているか。

、獣害防止対策が弱いと思います。今後どのように取り組むか。

、第1次産業を語る会が設立され今日に至っております。農業、林業、漁業の活性化は極めて重要である。どう活用するのか。

最後に教育問題について。

地域あつての学校、子ども一人一人は地域の宝です。廃校された石坂川小、深川小の子どもたちが新しい学校で生き生き、そして元気はつらつで学校生活を楽しんでいます。学校は地域教育の新しい交流の場となることが強く求められる中、3点質問します。

、校名選定、一日も早く解決を求められます。地域のためにも早く解決するべきと思いますが、どのように考えておられるのか。

、体力の低下が見受けられる中、体力向上に積極的な取り組みが求められるがいかがお考えか。

、廃校の体育館備品の大半が活用されていない。財源確保のためにも、処分すべきと思うが、いかがか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 洲上議員の御質問に順次お答えします。

まず、第4次行財政改革については私から、自治会制度について及び山間地域の高齢者の交通確保については総務企画部長から、農業問題については産業建設部長から、教育問題については教育長からそれぞれお答えいたします。

それでは、第4次行財政改革について順次お答えします。

まず、民間の経営手法を強く取り入れることが極めて重要、どう活用するのかとの御質問にお答えします。

市に民間の経営手法を取り入れ、市民サービスの向上を図ることは大切なことだと考えております。市全体における民間の経営手法の導入につきましては、顧客満足度・CS手法や、QC活動等の導入を検討し、市民の満足度の向上に努めてまいりたいと考えております。市民サービスは待遇から始まります。市役所職員は変わったと言われるように、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、財政改革での自主財源、市有財産処分等はどうなっているかについてお答えします。

第4次行財政計画の計画期間は、平成21年から平成25年の5カ年間で設定し、市有財産の処分についても、具体的な取り組みを実施しているところです。平成21年度については、土地時効取得の裁判準備、不動産鑑定5カ所、建物解体2カ所を行い、市有財産売却の準備を行いました。平成22年度については、これまでに6カ所の公有地の売却を行い、9,670万円の歳入となっております。今後も市有財産の利活用の方向性を見定めた上で、利用計画が立たない財産については、売却や賃借を含めた取り組みを実施してまいり、なお一層自主財源の確保が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、職員の意識改革の取り組みはどのように行っているのかについてお答えします。

行財政改革で平成21年度に実施しました主なものは、職員の待遇向上につきましては、ほぼ全課で朝礼や課内会議等を通じて、接遇やあいさつの周知徹底に努めてまいりました。昨年度までは職員の接遇や対応について個人的な苦情やおしかりの電話が総務課にあっていましたが、徐々になくなってきております。また、職員の待遇向上のため、熊本縣市町村職員研修協議会開催の接遇研修を中心に、平成20年度の7人から平成21年度には20人の職員の参加を実施し、今年度も

引き続き実施をしております。

緊急雇用臨時職員等の職員も多く配置されておりますので、接遇研修を行いました。職員服務規程の徹底につきましては、公務員としての自覚を持ち、規律ある職場環境にするため、課長会議などを通じ、全職員への周知徹底に努め、最近では課長会議にて職員行動規範事例集を配付しました。また、職員一人一人が共通の目標や認識を持って業務を遂行できるよう、朝礼やミーティングの徹底につきましては、ほぼ全課で実施されるようになりました。余裕ある出勤の徹底につきましては、各課職員への周知徹底に努め、その実施に取り組んでまいりました結果、平成21年度はほとんど徹底されていましたが、最近再び始業時間ぎりぎりに出勤する職員が見受けられるようになりましたので、課長会議にて再度余裕ある出勤の周知徹底を各所属長へ指示したところです。あいさつや身だしなみ、整理整頓とか、余裕のある出勤などは公務員として仕事以前の基本的な姿勢であると思います。今後も引き続き職員の意識改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので2回目の質問をします。

私は皆さん御承知のように、トヨタ上がりでございます。この場でもトヨタの手法というのを何回となく言ったと思うんですね。前も言うたけれども、こういう資料を私はずっと持っております。平成5年からですけど、この資料が私の頭からなかなか離れないんですね。だから、今、要するにトヨタのいろいろな手法というのが、もうやめてから結構なるんですけども、頭にはびこっておるわけです。ですから、この行政にもそういうことの例として、やっぱり話をしたほうがいいんじゃないかなということで、再三再四言ってきたと思っております。

例えば、今、役所も確かに変わったと思います。接遇とか何かもですね。しかし、まだまだ私は不十分であろうと思っております。まず、今、接遇のほうで入っておりますけれどね。したがって、例えば、もう一遍トヨタの話をしますけれども、まずお客様が来られたら即、店頭であいさつするとか、あるいはお茶に引っ張り込むとか、そういうことなんですね。そして座っていただくとか、そういうアクションが恐らく今のおるオールトヨタ5店？でも、あるいはほかの会社でもそうですけれども、トヨタの手法がずっと今はほかにも利用されておるかなと思っております。それくらい、やっぱりトヨタの厳しいけれども、それがやっぱり生かされておる。したがって役所も、我々も経験しますけれども、まず、お客様が1回、2回、3回、来られますけれども、ちょっとカウンターに来られたら、だれかが率先して早く声かけるとか、どんな御用ですかとか、そういう話をすれば、来庁者も物すごく気持ちが悪くさかっと思ってしまうんですね。逆に来られた方が、こうこうこうというよりも、今言ったようにしたほうがどれだけ心が違うかということ、私は常にやっぱりやってもらいたいと思うんですね。

ですから、今回は再度、前の民間の経営手法とはそういうことですから、早くアクションかけるといふ、言葉をかけるといふのを、水俣市役所にも取り入れてもらいたい。確かに少しはできておる。しかし、まだまだ不十分な点があると思っております。

ただですね、先般ちょっと教育委員会に遊びにいったところ、座った途端にすぐお茶が来ました。私、非常にうれしかったですよ、あのときは。わぁ、すごいなと思って、その方は聞いてみると職員さんではないんですよ。緊急雇用か何かの方だったというふうに聞いておりますけど、そういう人もおられるんですね。ですから、待遇にはやっぱり積極的に入っていただきたい。これはもう部長も課長も職員も関係ないんですね。みんなでやってもらわなければ、市の職員としてイメージが変わらないと思いますから、ぜひ、これだけ厳しく言いますが、県下14市の中でも、水俣よかばいなと、いろんな方々に言われるようにやっていただきたい。それについて、どう考えられるか、後でお聞きしたいなと思っております。

またですね、ここにも第4次行財政改革の中でもきちんと意識改革書いてあります。いわゆる行政改革、財政改革、そして一番大事な意識改革、ここを書いてある、この28ページも書いてありますけれども、何を書いてあるかという、ずらっと書いてありますよ。ちょっとパスしますけれども、市職員みずからが身を粉にして業務を遂行しなければ、市民の理解は得られないことを肝に銘じるということですね。そして、後段にも、私たち職員は常に市民から注目されることを意識しながら、市民の負託にこたえられるよう、誠心誠意、業務に励むことが何よりも大切であるとありますから、ぜひここらも今回第4次の一番大きな柱の1番目ですから、ここもしっかり私は注視をしていきたいと思っておりますから、それについてお考えも聞きたいなと思っております。

そこでですね、まず、そこが質問ですね。そして、自主財源の市有財産は、これはもう、よくやっておられるかなと思っております。ここにもあるんですけども、資料がありますが、平成20年から9,670万円か、その前が6,500万円ということで、ほぼ順調に処分がされておられるかなと思っておりますから、ここらのほうも、まだまだあると思っておりますけれども、全く財産、そういう活用価値のないところは、有効的に処分をしていただきたいということで、ここらは要望しておきたいなと思っております。まず、そこ、1つ、1点聞きましょうかね。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 意識改革という面も含めまして、お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、今、議員御指摘になりましたように、私も民間の方々の感覚と市役所の職員の感覚には、やはり開きがあるのではないかなという受けとめ方はしております。先ほど答弁で申し上げましたけれども、外部からの苦情、私にも参ります直接の苦情、あるいは市長への手紙等若干少しづつ減ってきているということで、少しはよくなっているのかなと思っておりますけれども

も、今、議員のお話を受けながら、まだまだなんだなと、もう一回、考えなければいけないんじゃないかなということ、今受けとめさせてもらったところでございます。

まず、やはり私自身の指導力をもう一回やっぱり点検しなきゃいかんんじゃないかなということを思っております。といいますのは、基本的な問題なんです、繰り返し繰り返し、この問題が出されるということは、やはり私の指導力も含めて、本当に真剣に厳しく対応していかなければならないんじゃないかなということ、今強く受けとめているところでございます。

先ほども幾つかの真野議員からのお話もございましたように、非常に受け身だと、あるいはやる気の問題がそこにあるんだというようなところも御指摘いただきましたが、やはり、こういった基本的なものができていないから、そこにもつながらないのではないかなというようなことも今考えたところでございます。我々も本当に市民の方々の目線に立って、そして、先ほどもありましたように、こちらから早く出かけていって声をかける、そういった前向きな姿勢を今後徹底してまいりたいと、そのように思っております。

今後、議員からも役所が変わったぞと言われるような職員の体制になるように、全庁一丸となって取り組んでまいりたいと、そのように思います。先ほど、意識改革につきましても、やはり同じようなことでございますので、やっぱり職員がきちっと目標を持って、そして、みずからが提案できるような、そういった形の市役所をつくっていかなければならないと思っております。ぜひ、またいろいろな機会がございましたら、御意見もいただきますし、御指導もいただければ、それを受けとめながら、真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目の質問をしますけれども、先ほどの答弁で、例えば今、余裕ある出勤が少し何か崩れておるなという話もちょっと聞きましたけれども、ここらもやっぱり組織ですから、これはやっぱり早目に来るとか、時には自分でやっぱり、フロアとか何か掃除するぐらいのやっぱり気持ちがあってしかりだろうと思うんですよ。ほかのところは全部自分でするわけなんですね。だから、そういうのが、行政と民間の大きな違いなんですよ。ですから、そういうのも、やっぱり私たちが甘えの構図もあるなということも、ちょっときつい言い方もしれませんけど、そういうのも感じておるわけでございます。

また、ここで質問ですけれども、朝礼もどうかこうにかできておるといふうなこともありますけれども、そこらもやっぱりきちりやっていただきたいと思います。おはようございます、そういう言葉の励行とか、やっぱり言葉を投げ合うとか、そういうことをするのが、やっぱりその課の明るさとか活気につながると思うんですよ。ですから、そのようなことも、ぜひまた職員の意識改革に入っておりますけれども、きちんところを進捗するように、私からも強くお願いしたんですけれども、それについて、いかが考えられるか、お願いしたいなと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のとおりでございます。先ほど申しましたように、出勤につきましては、幾らかよくなったなと思ってましたんですが、またそういうような状況があります。一人一人、個人的な事情もいろいろ聞いておりますけれども、子どもを送らなきゃいかんとか、いろんなそういった状況もあるようでございますが、それ以外に、やっぱり気持ちの問題が優先するだろうと思いますので、そこら辺も含めまして、今後取り組んでまいりたいと思います。

それから、朝礼につきましては、今、大体確実に実施されていると思いますので、その機会もとらえながら、やはりそこも指導の場としてやっていければなと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、自治会制度について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、自治会制度についてお答えいたします。

まず、スタートして5年目を迎え、自治会制度は市民に定着したと思うが、どう総括しているのかについてお答えします。

本市の自治会制度につきましては、地区住民の主体的な地域活動の推進と、真の住民自治の実現を目指し、平成18年度に旧来の行政区長制度を改める形でスタートいたしました。2年間の移行期間を経た後、平成20年度から本格的実施に入っております。創設以来、5年目を迎えましたので、ここで一度制度の検証を行い、今後さらに効果的な運用を図っていくために、7月に市内26の全自治会を対象としまして、各地区に職員が出向き、自治会及び地域の実態把握、地域が抱える課題等を抽出するためのヒアリング調査を実施いたしました。

調査事項は地域の実態に関すること、自治会への加入状況、区域、集会所掲示板の設置状況、会長の業務内容、組織の形態と活動内容、運営コスト、役員報酬、女性の役員就任状況、行政との協働、自治会運営上の課題など、多岐にわたっております。

現在、26自治会、それぞれのヒアリング結果の取りまとめを終え、市全体の自治会を見渡したところでの特性や課題の分析に着手したところですので、詳しい総括については、もうしばらく後になります。現時点で把握している内容としましては、自治会制度へ移行するに当たり、各地区で規約が整備され、それに基づき総会が開催されるようになり、予算・決算の情報公開、事業の計画的実施が浸透してきていることが挙げられます。一方で、制度は変わったものの、市を含む関係行政機関の自治会への依存、逆に自治会の行政依存の傾向がまだまだ残されている感があり、今後さらに住民自治の確立と協働のあり方に向け、議論していく必要があると考えております。

次に、山間地域は高齢化率が年々高くなり、分割・統合等の問題があるが、市はどう考えているのかについてお答えします。

先ほど触れましたヒアリング調査において、山間地域の住民の方から、高齢化率の高まり、高齢者単独世帯の増加、地域活動の担い手不足などの問題点、これらに伴って、地域福祉活動の重要性等に関する意見が出されております。また、現在の高齢者の定義は65歳以上とされていますが、70過ぎまでは地域を支えていくという力強い言葉や、地域全体を1つの福祉施設とみなした新たな支え合いのあり方など、新しい発想も聞かせていただきました。現時点で、即分割・統合を求める要望はありませんでしたが、10年後の地域の姿、今後の動向を考えました場合、該当する各地域の特性、地形、隣接地域との関係性、小学校区との重なり等を念頭に置きながら、地域住民の方々と一緒になって議論を深めていく必要があると考えます。このことにつきましては、総合計画の第1期基本計画の中にも記載してありますので、本計画の期間内において、検討を進めることとし、本市の実情に合致したコミュニティの適正規模を導き出していきたいと考えております。

次に、自主防災組織は100%できている、取り組みはどう認識しているのかとの御質問にお答えします。

自主防災組織は、御存じのとおり、自分たちの地域とみずからの命は自分たちで守ることを目的とし、災害に対する備えや災害発生時、また災害の発生するおそれがある場合、地域特性を考慮し、住民が一丸となって自主的に防災活動を行えるように組織されたものであり、地域防災の根幹を担っています。

平成15年の豪雨災害発生以後、市民の防災に関する意識の高まりや、行政の指導などにより低調な組織率であった自主防災組織は、全地域で組織されるようになりました。自主防災組織の結成後は、各地域で初期消火訓練、応急救命訓練、避難誘導訓練、地域内の安全パトロールなどが実施されていますが、このような取り組みが継続的に行われている地域と、行われていない地域とが出てきているのが現状です。

これらの要因は危機意識の低下や役員改選などにより、組織のメンバーが再編され、機能が低下するといったものが挙げられます。市としましては、自主防災組織のリーダーを育成することで活動の活性化を図ろうと、平成18年度以降、毎年自主防災組織リーダー研修会を開催しています。自主防災組織の活性化は、水俣市の防災力の向上につながるものであるため、引き続き、自主防災組織に対しての支援を行い、活性化を図ってまいりたいと考えています。

さらに、自治会活動のさらなる充実を図るための補助金の今後の考え方はどういうものかについてお答えします。

現在、自治会活動に対する市の支出は、自治会と市の委託契約に基づく行政事務委託料と、文書配布委託料、自治会活動の活性化を図るため、用途をあらかじめ定めない包括的な地域振興交付金、特徴的な地域活動を支援する、がまだ自治会助成金、住民の自主的な地域活動中の事故

に対応するための地域活動保障制度に要する保険料で、合計約3,700万円となっております。この内訳は、自治会制度創設以来、変わっておりませんが、5年目を迎えました今年度、再検討することとなっております。ヒアリング調査によって把握しました各自治会の運営状況、予算決算の内容等を精査し、慎重に審議してまいります。ただし、市を構成するそれぞれの地区の活性化が、本市全体の元気づくりに結びつくものであると強く認識しておりますので、可能な限り、自治会活動の充実に資する補助を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目に入ります。

4点が質問しましたけれども、総括はあとしばらくかかるというようなことでもございました。また、私は2番目の山間地域の高齢化の問題で、分割とかそういうのがひょっとしたら、話があったりしないかなと思ったんですけども、今のところはないということでもございまして、一応、安心をしたなと思っておるわけでもございます。自主防災は、これはもう豪雨災害がありましたから、当然やっぱり私も提案しましたけれども、100%できておるみたいです。ただ、内容が、活動的にちょっといま一かなという感じも、なきにしもあらずかなと思っております。

補助金は、がまだ自治会助成金含めて3,700万円ということで、大体理解しましたけれども、そういう認識の中、2回目の質問に入っていきたいと思いますが、まず、自治会制度についてでございますが、今、5年過ぎまして3,500万円ですね、がまだ、あれは別といたしまして、この3,500万円を今後とも、私は維持すべきと思うが、いかが考えられるか。

2番目は、非常に広い地域があります。この資料を見ると、一番広いのは1区です。やがて1,500戸、そして22区が1,000戸とかありまして、このような大きなところを文書配布とか何かで、いろいろ御苦労があられると思うんですが、そういう中で、規模の見直しも5年やられて、いろいろ御苦労されておられる中、そういう大きいところは、この規模の見直しも必要と私は思うんですが、それについていかが考えられるか。それとですね、会長手当の、いわゆる自治会長さんですけど、見直しを実施してある自治区はどれくらいあるのか。また4点目は、がまだ自治会支援制度を活用しておられる自治会はどこか。最後ですけども、平成15年9月、例の宝川内豪雨災害です。ただ、防災組織はできておるけれども、なかなか取り組みがうまくいかないということでもございます。私はやっぱり市として、これも指導すべきでないかなということで、自治会制度について5点お聞きをします。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 第1点目は、補助金の件でございますけれども、3,500万円というぐあいに申されましたけれども、その3,500万円を維持するというを前提とするのではなく、先ほども述べましたように、各自治会の運営状況、あるいは予算決算の内容等をつぶさにと

いいですか、精査してまいりたいと思いますし、市全体の財政状況も勘案しながら、審議することと思いますし、適切に助成のあり方を検討してまいりたいというぐあいに考えております。

それから、自治会の規模の見直しでございますけれども、山間地域と同様に、これは総合計画、先ほど申しました総合計画の第1期基本計画期間内に、地域の実情等を見ながら検討するというにいたしております。住民のもちろん意見を伺いながら、今後検討を進めてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、会長手当の見直しについてですが、自治会に対する市の支出のうちに、行政事務委託料が各自治会の総会で承認を得た後、会長手当に充てられていると、そういったことが実情であります。また、このほかにも地区からも会長手当というのが少額であると思うんですが、支出されている地区もございます。26の自治会のうち、行政事務委託料から少額の手当になっているというところは、こちらのほうで調べましたところ、1自治会だけでございます。

それから、がまだ自治会を活用しているところはどこかということでございますが、これは淵上議員が御在住でございますけれども東部地域、これは9区から14区の、ちょっと広域的にまとまって、がまだ自治会助成を行っております。それから、ほかに17区、それから20区、21区と22区ですね、それと、これ単独の自治会だけじゃなくて、全地区の自治会長さん方の研修、そういったものにも、このがまだ自治会助成金を充当させていただいております。

それから、自主防災組織につきましては、先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、引き続き、やっぱり自主防災の組織、体制の支援というのは、行っていかなければなりませんし、支援する中に、いろんな研修であるとか、活性化を促すような施策を取り組んでまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目に入ります。

この自治会制度というのは、もう極めてやっぱり大事な制度でございます。それぞれの方々が地域のことは地域で考えるというテーマの中で、3回目の質問をしますけれども、やっぱり今後とも行政としてやっぱり各自治会に育成・指導ということが私は必要かなと思っておるんですね。それについて、どのように考えられるかを質問いたしまして終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 自治会の全26区を職員がつぶさに回りまして、いろんな意見をお聞きしてきたわけですが、その中で、支援につきましても、調査をいたしております。その結果を参考にしながら、今後、指導というよりも積極的に支援をしてまいりたいと。やはり、行政だけで支援するというのもですが、自治会の皆さん方と一緒に協働して、その地区の魅力、あるいは地区のあり方、ありようというのを探り出していき、そういった努力を続けてまいりた

いというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、山間地域の高齢者の交通確保について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、山間地域の高齢者の交通確保について、順次お答えします。

初めに、10月から導入の乗り合いタクシーの内容についてお答えします。

西田議員の答弁でもお答えいたしましたとおり、今年度の乗り合いタクシー実証運行につきましては、主に東部地区を対象としまして、6路線運行しようと考えております。路線としましては、山木場線、寺床・寒川線、石坂川線、日当野線、鬼岳線、小津奈木線がございます。

小津奈木線以外の5路線につきましては、他の路線バスとの競合の問題から、路線を葛彩館までとさせていただいておりますので、鹿児島空港シャトルバス、もしくは、みなくるバスに乗り継いでいただくこととなります。

次に、乗車金額についてお答えします。

乗車金額は各路線ともに一律300円と設定をいたしております。なお、葛彩館でバスに乗り継いでいただくこととなりますが、シャトルバス及びみなくるバスの運賃体系が現行では異なるため、乗り合いタクシーの実証運行に合わせてシャトルバスの運賃につきましても、みなくるバスと同様に市街地から葛彩館までを一律150円、葛彩館から山小場までを一律150円とし、区間をまたいで乗車される場合、一律300円とするよう計画をいたしております。

○議長（松本和幸君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 割と早くこれをこのように実施していただいたことに感謝を申し上げたいなと思っております。本当にですね、中山間の方々の交通の確保というのは、本当に極めて深刻なものがあります。そういう意味からしまして、今回このように乗り合いタクシーをやられて、みなくるとつなぐとかいうようなことで、あくまでこれ実証ですから、いろんなまた問題が出てくるかもしれないけれども、よかったなと思っております。また今後とも、またいろんな要望等があるかもしれないけれども、そういう中で、6カ所で説明会をされておられますけれども、日当野とか石坂とか寺床とかですね、鬼岳とか、いわゆる山間地域ですよ、そういうところから、どのような要望が出たかなということ、ちょっと知りたいなと思って、この問題を終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 地区説明会での意見の内容でございますが、これまで市にいただいております要望としましては、みなくるバスを延伸していただけんかとか、あるいは、乗り合いタクシーの運行であるとか、スクールバスの活用といった新たな公共交通の導入が以前から

ございました。今回、実証運行を始めるに当たりまして、沿線地域で説明会をいたしましたけれども、その際、いただいた要望としましては、先ほど言いましたように、乗り合いタクシーが週に1回ということもございますので、その運航日であるとか、便数をふやしていただけないか、あるいは停留所の増設ができないか、例えば、久木野でありますと診療所の前にとまってくれないかとか、そういったことが出てたかと思えます。結構、診療所であるとか、病院の前とかっていうのが、要望としてはあったやに伺っております。

それから、スクールバス、現在走っておりますけれども、その活用はできないのか、それから、運賃の低減等についての要望、これは今低率に抑えてますけれども、やはり運賃の低減というのがあったかと、そういうことで、説明に参った担当のほうからは伺っております。

○議長（松本和幸君） 次に、農業問題について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 農業問題について、まず、基幹作物の茶、ミカン、サラたまの経営状況が厳しい現状をどう認識しているか、今後の対応として何を考えているかについてお答えします。

お茶につきましては、生活様式の変化、ペットボトル茶やその他の清涼飲料水の普及が要因となって、リーフ茶の販売不振が続いております。JAの荒茶販売実績によりますと、本市の販売数量は、平成9年をピークに減少傾向が続いており、販売額も平成11年をピークに減少傾向が続いております。また、販売単価も年々下降傾向にあり、平成20年度の平均単価は1,389円、平成21年度には平均単価が1,151円と、今までにないものになっております。

本年度につきましても、単価は幾分上昇したものの、遅霜の害による収穫減となり、非常に厳しい状況が続いていると認識しております。

このような中、本市といたしましては、販売促進のため、JAあしきた茶生産協議会が取り組んでいるみなまた茶ブランドPR事業への補助を行い、新ブランドの茶立ち上げや、新たなマーケットの開発を進めております。また、茶の品質向上、販売価格向上のために、荒茶加工機械の導入などに係る支援を行ってきたところです。本年度もお茶の水色向上や品質安定による収益の増加を目的として、被覆資材や窒素充てん機導入などの支援を行うため、本会議に補正予算を提案させていただいているところです。

次にかんきつ類についてお答えします。

JA販売実績によると、本市の主力品目であるデコポン、甘夏につきましては、出荷量は近年ほぼ横ばい状態で推移しておりますが、販売単価が下降傾向にあり、非常に厳しい状況であると認識しております。

本市といたしましては、園内道の整備やデコポン、甘夏の改植、新植への支援を行うことで、かんきつ類の品質向上、生産量維持に取り組んでおり、今後は特に老木化した甘夏の更新や、省力化に向けた既存園地の基盤整備など、関係機関と連携を図りながら産地の維持を図り、農家経営安定につなげていきたいと考えております。

次に、サラタたまねぎにつきましては、サラたまちゃんはもとより、後期販売の新ブランドスーパーサラたまちゃんの作付拡大も図られており、JAを初めとする関係団体等によるPR活動やメディア展開を行う等の努力により、年々、認知度も上がってきております。この2年間は、日照不足等の天候不順の影響を受け、生育不足となり、小玉傾向であったため、十分な販売量が確保できませんでしたが、今年度の販売実績は昨年度よりも増加しており、昨年産と比較しますと、販売数量14%、販売高25%増加となっております。

このような中、本市といたしましては、全自動移植機や種まき機、生分解性マルチの導入などに係る支援を行い、生産者の農作業省力化並びにコスト低減に取り組んでおります。来年はたまねぎが水俣に導入されて50年という節目の年でありますので、市内外における消費拡大を図ることを目的に、サラたまちゃん発信事業として、新たな加工品の開発やモニターツアー等を実施することで、さらなる生産地確立を図るとともに、今後も生産量の拡大を図りながら、日本一のサラたまちゃん生産づくりに向け努力したいと考えております。

次に、林業振興での除間伐の推進はどうなっているのか、また、林道整備についてはどうなっているのかの御質問にお答えします。

まず、除間伐の推進についてお答えします。

森林経営については、近年の木材価格低迷に伴い、放置林も発生し、憂慮されているところであります。このため、国・県においては、補助制度を設け、森林の荒廃防止策が図られており、本市としましても、このような助成制度を活用し、除間伐の推進に努めているところであります。

助成制度の内容としましては、対象箇所の調査等を行い、境界等を明示することで、除間伐を推進・誘導する森林整備地域活動支援交付金、20年生から50年生の杉、ヒノキ林を間伐し、市場に出荷した場合、1立方メートル当たり4,400円を補助する、森を育てる間伐材利用推進事業があります。また、15年生から35年生林で実施される切り捨て間伐等に対して行う流域森林整備事業がありますが、市としましては、流域森林整備事業に対して上乘せする事業で、1ヘクタール当たり1万500円を助成する森林環境保全整備事業を実施しております。

今申し上げました助成制度のうち、流域森林整備事業については、過去5年間の平均実績が180ヘクタールとなっておりますことから、市の単独での森林環境保全事業について、今年度は250ヘクタール分の予算確保を行い、除間伐の推進を図っていくこととしております。

次に、林道整備についてお答えします。

現在、水俣市の林道は25路線、3万6,332メートルとなっております。林道は、一般市道と比べますと、その使用頻度が少なく、除草作業等にも苦慮しているところで、森林所有者等が林道整備を実施する場合、生コンクリート等の原材料支給を行うことで、林道整備を行っているところとあります。

次に、獣害防止対策が弱いと思う、今後どう取り組むかとの御質問にお答えします。

近年、イノシシ、シカ等の被害が多発し、その対策が強く求められているところです。この対策として、イノシシ対策用電さく整備購入費について、2分の1、3万円を限度とした補助制度を設け対処しているところです。本年度は8基分の予算を確保しましたが、要望が多く、既に予算は消化されてしまった状況にあります。

このほかにも、イノシシ、シカ捕獲のための奨励金制度を設け、駆除に努めておりますが、その効果は決して芳しいものとなっていない状況で、芦北町、津奈木町、また伊佐市と比較しましても、捕獲数は少なくなっております。原因としましては、民家から300メートル以上離れないと猟銃が使えないこと、今まで日曜・祝祭日の猟銃使用を認めていなかったこと等が考えられるところです。

このようなことから、今回、芦北町、津奈木町同様、日曜・祝祭日の猟銃使用を許可することとしたところです。今後はこれにあわせて電さく補助制度の拡充とともに、昨年度製作した猟友会に貸与しております捕獲おりの市街地及び銃猟禁止区域での十分な活用による駆除を考えております。

次に、第1次産業を語る会が設立され今日に至っている。農業、林業、漁業の活性化は極めて重要であると思うが、今後どう活用されるのかとの御質問にお答えします。

これからのみなまた第1次産業を考える会議は、今後の本市における第1次産業の方向性を見出すため、さまざまな方向の御意見やお考えをお聞きし、協働して農林水産業の振興を図る目的で設置したところであり、基盤整備や担い手不足、デコボンの高酸果実対策、地産地消や販売促進、木材の価格低迷や水産物の加工など、本当にさまざまな課題、御意見をいただきました。これを受け、各専門分野において、さらに具体的な検討を進めるため、昨年9月には実働組織となる検討委員会を設置し、課題や解決策等を基盤の整備、担い手の確保、生産技術向上、販売流通促進、体制づくりなどを柱として整備し、現在、振興計画の案を作成しているところでございます。

会議につきましては、なかなか計画的に開催できておらず、現在の状況などの周知が足りなかったために、委員やその他の関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、今後は本会議終了後にも、再度検討委員会を開催し、整理した上で、全体会議に諮り、今年度中には振興計画をつくり上げたいと考えております。いただいた課題や御意見の中で、例えば先ほども申し上げ

げましたデコボンやアマナツの改植事業、みなまた茶ブランドPR事業など、すぐに実施できる内容につきましては、予算を確保し、実施しているところでございます。

また、この計画に盛り込まれたその他の内容につきましては、具体的な方法、内容の検討を順次進めながら、可能な限り市政に反映し、予算確保に努めることで、その計画の実現に努力したいと考えております。

なお、考える会議につきましては、計画策定後も定期的を開催する予定であり、当計画の進捗管理や修正、見直し等とともに、生産者の御意見を直接お伺いする場として、今後も有効に活用していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。もう前段は抜きに質問していきたいと思いますが、まず1点目は、専業農家が今極めて厳しいと思うんですね。特にお茶の方々とかが、私は本当に今は深刻じゃないかなと思っております。そういう中、そのような現状をどのように認識しておられるか、これ1点目。

2点目ですが、先ほど今部長が前段でおっしゃいましたけれども、この第1次産業を語る会というのが、平成21年の2月26日スタートしたんですね。自分たちも今、農業をやっておりますけれども、非常にこれ期待をしておりました。しかし、なかなかその中身が見えない、それについていかが考えられるか。

それと3点目です。電さくが今8基ですけれども、ほとんど今8基で動いておるかなと思っております。決算委員会では、必ず委員長報告で、電さくの拡充を求めているんですね。それは予算になかなか反映されない。それはなぜかと、お伺いしたいと思います。その3点をお聞きしたいなと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 淵上議員の第2質問にお答えします。

まず、専業農家の厳しさについて、どう認識しているかということでございますけれども、先ほどもお答えしましたように、基幹作物である例えばお茶とかかんきつ、これが非常に厳しい状況ということで、サラたまちゃんにつきましては、収穫量、販売量とも少し伸びている状況かなというふうに考えております。

市としましても、何らかの方法で、現状を打開する、また生産者の皆さんに不安を与えないようにしなければいけない。そのためには、御意見をお伺いしながら、一番適切な措置をとる必要があると思っております。先ほども申し上げましたように、かんきつにつきましては、改植の費用の補助とか、サラたまにつきましては、生分解性マルチ資材とか、さらにお茶につきましては、被覆整備費用等を助成することで、生産コストをできるだけ低く抑えながら、収益をふやすよう

な形で持っていきたいというふうに、今、考えております。

それと、第1次産業を考える会議について、中身が見えないということで、本当に先ほど申しましたように、なかなか最終的にはまだ報告までは至っていないところでございますけれども、ただ、予算上につきましては、先ほども申しましたとおり、それぞれの意見を聞きながら、もう今年度からの予算に反映しているところです。

ただ、特に我々が畜産につきまして、非常に要望があった、畜産の繁殖農家に対する優良精子購入費の助成を、議会でも認めていただきましたけれども、口蹄疫の関係から今回それが実施できなかったという経緯がございます。このように、内部では非常に検討を行いながら、ただ、考える会に対して状況報告がおくれているということでございますので、先ほど申しましたように、本会議の終了後に、また早急に会議を開いて報告できるような形にまとめていきたいというふうに考えております。

それと、電さくについて決算委員会で予算増加の要望をしているが、どうなっているかということでございますけれども、平成19年度までは5基で、20年度に6基、21年度に8基、今年度も8基でございます。少しずつは伸びている状況ですけれども、なかなか要望にはこたえられなくて、現在20基ぐらいから30基ぐらいの要望があるんですけれども、すぐ出してしまうという状況なんで、これも対応しなければいけないと考えてますけれども、ただ、そういう被害につきましては、ただ電さくで追っ払うだけでは、なかなか抜本的な対策ができないということで、今、猟友会と協力して、わなをですね、捕獲わなというか、おりか、そういうのを貸しまして、それによって、もともとのイノシシを駆除していくということを考えております。この電さくでそういう対応をしながら、こっちのほうの捕獲おりで抜本的な対策をすることも、あわせて検討していきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 最後の農業問題について質問します。最後、市長にちょっとお伺いしたいなと思っておりますが、今回の22年度の施政方針にも、市長の方針が書いてありますが、農業振興に力を入れるんだということでございます。いずれにしても、やっぱり強いリーダーシップの考えが、私は求められると思うんですね、トップダウンということで。ぜひ、その市長の考えをちょっとお聞きしたいなということで終わりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、るる答弁をいたしましたけれども、農業を取り巻く環境というのは、大変厳しいということは、もう十分承知をしております。今申し上げましたように、基幹作物であります、甘夏、デコボン、お茶、それからサラたま、そういったものも非常に価格が低迷もしておりますし、気候の変動等によって減産などの年々厳しい状況であるということを受けて

とめているところでございます。

今御指摘のように、マニフェストの中でも第1次産業に力を入れていくんだということを申し出ておりますけれども、関係者の方々からすると、やはり具体的な取り組みが見えない、あるいは実感できるそういった取り組みが見えないというようなところではないかなと、そういう状況を今つくっているのではないかなというように思っております。今、部長のほうからも答弁いたしましたけれども、今何が必要なのかということを、私自身も直接聞かせていただきながら、もう何回も聞いているのもありますけれども、さらに直接聞かせていただきながら、まずは予算の増額、助成、そういったものから取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育問題についてお答えいたします。

まず、中学校再編成に伴う校名選定の問題について、早く解決すべきだと思うが、どのように考えておられるのかとの御質問にお答えいたします。

再編成後の中学校名につきましては、本年3月議会で水俣市小中学校設置条例の一部を改正する条例が可決され、正式に決定をしたところです。しかし、議員御指摘のとおり、葛渡中校舎の学校名である緑東中学校については、再考を求める御意見があり、市広報紙や御意見をいただいた方々との面談を通じて、理解を求めてまいりました。皆様の御意見をお聞きしながら、改めて学校に対する思い、地域とともに歩んできた学校の歴史の重みを強く感じております。

教育委員会といたしましては、今回の校名選定に当たり、結果として地域の混乱を招き、地域への説明や配慮が不足していたと痛感しており、おわびを申し上げたいと思います。ただ、緑東中学校という名前は、現葛渡中、現久木野中学校校区が1つになる新しい校区にふさわしい名前であるとして選定をしており、そこはどうか御理解をいただきたいというふうに思います。また、この問題を長引かせることは、子どもたちや地域への影響、閉校並びに開校の準備に影響を与えておりますので、地域の皆様には御理解をお願いする場を設けさせていただき、再度、緑東中学校でお願いをしてまいりたいと思っております。

次に、体力の低下が見受けられる中、体力向上に積極的な取り組みが求められることについてお答えいたします。

現在、各学校におきましては、年度当初に体力テストを実施し、その結果を分析し、各学年の実態に応じた対応策を考えています。例えば、全身持久力を高めるために早朝ランニングを実施している学校や、握力を高めるために体育の授業で固定遊具や鉄棒を積極的に取り入れている学校、さらには、瞬発力、敏捷性を高めるために授業でサーキットトレーニングなどを実施してい

る学校などがあります。また、市民駅伝や市民マラソンなどの地域の体育的行事にも積極的に参加を促している学校もあり、各学校児童・生徒の体力の向上のために、さまざまな取り組みを行っております。

教育委員会といたしましても、これまで水俣市小学校体育連盟と芦北水俣郡中学校体育連盟への補助金を通して、各種競技会や部活動の運営に対して支援を行ってきたところです。文部科学省が示す生きる力とは、知、徳、体のバランスのとれた力のことであり、たくましく生きるための健康や体力も、児童・生徒の成長にとって重要であることも認識しております。今後も各学校への指導や各種団体との協力を継続し、本市の児童・生徒の体力向上に取り組んでいきたいと考えております。

次に、廃校した学校体育館備品の処分についてお答えいたします。

廃校した石坂川小学校及び深川小学校の体育館については、バレーボール支柱等の体育館備品も含め、市民の健康増進とスポーツの普及、振興を図るための社会体育施設として活用されているところです。社会体育施設の中で、使用されていない体育館備品につきましては、再度、各小学校に必要なものがないかを確認し、学校で活用できる体育館備品については、各小・中学校体育館に移動していきたいと考えております。

また、学校での活用希望のなかった体育館備品については、地元自治会等に活用希望がないかを確認した上で、今後の活用が見込まれない体育館備品については、市報等で周知を行い、希望する団体があれば譲渡したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目に入ります。

校名はちょっと最後にしまして、まず、体育館の深川小学校、石坂川小学校ですね、先般、職員と見にいったわけですが、やっぱり案の定、ほとんど活用されておられないということでありました。ですから、私はこれを取り上げまして、特にマットとかいろいろあります。そういうのはやっぱり必要な方に保育園とか幼稚園とかもあるわけですから、そういう方に、そういう要らないのは、不要なのは積極的にやっていただきたいと、そのように考えておられますから、ぜひそこらはお願したいなと思っております。

それと、2番目の体力低下ですけれども、これも今、例えばスクールバスが結構走っております。葛渡もそうです。石坂川小学校からずっと、今までは歩いておったのがスクールバスか、そういうことで、はっきりもう歴然と私はしておるかなと思うんですね。したがって、今後とも、先ほど葦浦教育長がおっしゃいましたけれども、体力向上、これは一番基本だろうと思うんですね。気力、体力、その中で体力は、知力もそうですけれども、体力が非常に私は大事な要素かなと思います。最も伸び盛りの中学校生活でございますから、ここらには積極的に取り組みをなさ

れるように、各学校にも指導あたりを強くやっていただきたいと思います。

それと、校名問題でございますけれども、本当にこれは大変な問題でございます。何とか解決したいということでありますけれども、たった1件のアンケートがこのようなことになっておるということが、いまだ尾を引っ張っておるわけでございます。そこで、今、教育長がおっしゃいましたけど、市長がどのように考えておられるか、これを最後に聞いて終わりたいと思っております。校名問題でございますけれども。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この校名問題に関しては、今、教育長が答弁をいたしましたけれども、基本的には教育長と同じような考えを持っております。これまでの繰り返しになるかもしれませんが、住民の皆様方が母校に寄せられる思いとか、そのお気持ちは本当にありがたいと思いますし、感謝も申し上げなければならないし、また地区の方の協力がなければ、学校運営は非常に支障を来すということも十分受けとめているところでございます。

この件につきましては、これまでも地域の方々、あるいは代表者の方々いろいろな意見を交換させていただきました。確かにアンケートが緑東というのが1件しかなかったということで、その周知徹底につきまして、大変御迷惑をおかけいたしましたし、配慮が足りなかったと、その部分に対しましては、深くおわびするしかございません。ただ、この件は、多くの審議を経て、そして決定した事項でございます。子どもたちの思いとか、あるいは子どもたちが動きが今どうなのか、地域の地元の思いがどうなのか、あるいは久木野地区の思いはどうなのか、協議会の今、流れがどうなって流れていっているのか、いろいろな立場で、いろいろな角度から検討しなければならないでしょうし、いろいろな思いが交錯しているということも十分受けとめさせているところでございますが、非常に抽象的な言い方で申しわけありませんけれども、やはりこの問題は最終的には子どもたちを中心に据えて、決定をしなければならないんじゃないかなと思っております。

私の気持ちが非常に動きましたのは、当該校の校長先生から、今、子どもたちの状況はどうですかとお聞きしましたところ、今、子どもたちは交流学习等を通して、何ら久木野中、葛渡中というような隔たりもなく、心が通っているのではないかなというようなお話、ただ1件の話で恐縮なんですけど、そういう校長先生の話も承ったところでございます。したがって、私としましては、今後も緑東という校名でぜひお願いをしたいと思っておりますし、今後も教育長ともども、地元の住民の皆様方とできるだけ早くいろんな話を重ねさせていただきながら、ぜひ緑東で了解いただくように努力をしてみたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で、淵上道昭議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明9日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時1分 散会

平成22年9月9日

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成22年9月9日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後4時39分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田斉君
大川末長君	西田弘志君	中村幸治君
谷口眞次君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（松永伸二君）
総務係長（岡本広志君）	議事係長（深水初代君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（吉本哲裕君）	福祉環境部長（中田和哉君）
産業建設部長（田上和俊君）	総務企画部次長（浦清志君）
福祉環境部次長（本山祐二君）	産業建設部次長（上村彰君）
総合医療センター事務次長（田畑孝次君）	水道局長（本山浩二君）
教育長（葦浦博行君）	教育次長（浦下治君）
総務企画部総務課長（松本幹雄君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

議事日程 第4号

平成22年9月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 中原泰子君
 - 1 行財政改革について
 - 2 子育て支援について
 - 3 子ども議会開催について
- 2 川上紗智子君
 - 1 国民健康保険税の引き下げについて
 - 2 高齢者の孤独死防止・行方不明者対策について
 - 3 生活環境整備の推進について
 - 4 みなくるバス・乗合タクシーの改善拡充について
- 3 塩崎信介君
 - 1 経済の活性化と雇用の創出について
 - 2 みなまた環境まちづくり研究会について
 - 3 消防団活動について
 - 4 行財政改革について
- 4 平松辰弘君
 - 1 農業について
 - 2 葛渡中校舎新校名「緑東」の再考について
 - 3 南九州西回り自動車道袋インターについて
 - 4 丸島水路公害防止事業事業者負担金について

(付託委員会)

第2 議第78号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

(総務文教・産業建設)

第3 議第79号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

(産業建設)

第4 議第80号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第5 議第81号 水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第6 議第82号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

(各委)

第7 議第83号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(厚生)

第8 議第84号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(厚生)

第9 議第85号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

(厚生)

第10 議第86号 市道の路線廃止について

(産業建設)

- | | | | |
|-----|--------------|-------------------------------|--------|
| 第11 | 議第87号 | 市道の路線認定について | (産業建設) |
| 第12 | 議第88号 | 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について | (厚生) |
| 第13 | 議第89号 | 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について | (産業建設) |
| 第14 | 議第90号 | 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について | (総務文教) |
| 第15 | 議第91号 | 平成21年度水俣市一般会計決算認定について | () |
| 第16 | 議第92号 | 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について | (厚生) |
| 第17 | 議第93号 | 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について | (厚生) |
| 第18 | 議第94号 | 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について | (厚生) |
| 第19 | 議第95号 | 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について | (厚生) |
| 第20 | 議第96号 | 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について | (産業建設) |
| 第21 | 特別委員会の設置について | | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、議決案 1 件、決算 6 件、健全化判断比率及び資金不足比率報告 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、中原泰子議員に許します。

(中原泰子君登壇)

○中原泰子君 おはようございます。

勇気会の中原泰子です。

先日より、水俣病について、差別発言について取り上げられており、いろいろな面から心痛む思いをしているのは私だけではないと思います。私の子どももまさに教育を受けている真ただ中におりますが、こういった発言があったのは、今回ばかりではありませんでした。私も間近に見たことがございます。

以前からこれに対する対処マニュアルはあったのですが、これに沿って対応したのは初めてではなかったかと思えます。しかし、これに行き着くまでも、教育者の判断は、最後の最後までこれがベストのやり方なのかと迷われたことだと思うのです。

発言をしてしまったことは反省をすべきですが、彼らは本市に向けて水俣病の学習や啓発、発信を振り返って見直すきっかけをつくってくれたことだとも思えます。彼らだけが悪いのではありません。子どもは失敗をします。我々もかつては子どもで失敗を繰り返してきました。でも、その周りには許して諭してくれる大人がいたから反省して改めてきたんだということは忘れてはならないことだと思っております。

さて、私は8月にスポーツジャーナリストの二宮清純さんの講演を聞きました。勝者の思考法という話でしたが、その中で、何事においても、勝つためには早目の情報収集と改革をためらってはいけないという話でした。また、それをしない者は、できない理由ばかりを並べる。前例がない、時期尚早という言葉が並べたがるそうです。サッカーを改革したときにも、かなりの論戦があったそうですが、その場で改革者は前例がないと言っていると100年たっても前例がない。時期尚早と言っている者は100年たっても時期尚早と言いつつ放ったそうです。

執行部におかれましては、自信を持って、やる気を出して水俣のために活躍してほしいと思い、1回目の質問に移ります。

1、行財政改革について。

- 、職員の意識改革について、これまで改革に取り組みられてきた成果はあったのか。
- 、財政改革の中で、手当について通勤手当、住居手当は現在どうなっているのか。
- 、市民サービスについて、市民を顧客とし満足のいくサービス努力は行っているのか。

2、子育て支援について。

、子どもが誕生し、健やかに成長しているのか、また保護者は心身ともに健康かどうか確認するなどの虐待の予防、発達障がいの早期発見につながる予防策はとっているのか。

、私立保育所の国庫負担廃止など、保育制度改革を国の経済対策に盛り込んだとあるが、予定どおりに一般財源化されたとき、市の負担はどうなるのか。またどのような影響があるのか。

3、子ども議会開催について。

- 、これまでも子ども議会開催への提案はされてきているが、今後行う予定はないのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中原議員の御質問に順次お答えします。

まず、行財政改革については私から、子育て支援については福祉環境部長から、子ども議会開催については教育長からそれぞれお答えいたします。

それでは、行財政改革について順次お答えします。

まず、職員の意識改革について、これまで改革に取り組まれてきた成果はあったのかということについてお答えします。

きのう、淵上議員の質問に答弁いたしました。これまで取り組みました主な項目としましては、職員の接遇向上や職員の服務規程の徹底、朝礼やミーティングの徹底、余裕ある出勤の徹底等、周知徹底に努めてまいりました。

職員の接遇向上につきましては、接遇やあいさつの周知徹底に努めました結果、苦情等は徐々に少なくなってきたのではないかと考えております。しかし、さらなる努力をとの指摘も受けたところでございます。また、職員服務規程の徹底につきましても、課長会議などを通じ、全職員への周知徹底をしています。また、朝礼やミーティングの徹底につきましても、ほぼ全課で実施されるようになりました。今後、接遇やサービスだけでなく、職員一人一人が常に企業感覚や危機感を持ち、費用対効果を考えて業務を遂行する経営意識の醸成等、職員の意識改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、通勤手当、住居手当は現在どうなっているのかについてお答えします。

通勤手当は通勤距離が2キロメートル以上の職員について、自動車、バイク、自転車等の交通用具を使用することを常例とする職員、また鉄道、バス等の交通機関を利用することを常例とする職員に対して支給しております。

交通用具を使用する場合の通勤手当は、片道の通勤距離が5キロメートル未満の月額2,000円から、40キロメートル以上の2万900円の間で9段階に区分されており、通勤距離に応じて支給しております。また、通勤手当の支給につきましては、職員から提出された通勤届に基づき、経済的かつ合理的な通勤経路の距離を実測した上で、金額を決定しております。交通機関を利用する職員の手当額は、1カ月当たり5万5,000円を上限として、定期券、回数券などの最も経済的かつ合理的な方法により算出した金額を支給しております。

現在の通勤手当の支給状況につきましては、本年8月について申し上げますと、本庁及び水道局の支給対象職員数は122名、支給総額49万4,900円であり、総合医療センターの支給対象職員数は146人、支給総額85万6,600円となっております。

住居手当につきましては、職員みずから居住するために、月額1万2,000円を超える家賃を支払い、住宅を借り受けている職員及び住宅を新築または購入した職員で、世帯主である職員に対して支給しております。

借家の場合の住居手当は、家賃が2万3,000円以下の場合、家賃から1万2,000円を控除した額が手当の金額となります。2万3,000円を超える家賃の場合は、家賃から2万3,000円を控除した額の2分の1に1万1,000円を加算した金額が手当の月額となります。ただし、2万7,000円が手当の上限です。

支給額につきましては、賃貸借契約書及び家賃の証明書により家賃を確認した上で決定しております。また、住宅を新築または購入した職員につきましては、登記簿謄本により新築または購入の有無を確認し、5年間は月額2,500円を、それ以降は月額1,000円を支給しております。

現在の住居手当の支給状況につきましては、本年8月について申し上げますと、本庁及び水道局の支給対象職員数176名、支給総額179万2,300円であり、総合医療センターの支給対象職員数は111人、支給総額154万8,200円となっております。

次に、市民サービスについて、市民を顧客とし満足のいくサービス努力は行っているのかとの御質問にお答えします。

まず、職員の接遇向上につきましては、熊本県市町村職員研修協議会主催の接遇研修を中心に、多数の職員を派遣しており、接遇の向上を図っているところでございます。こういった研修に参加した職員が学んだノウハウを職場に持ち帰り、少しずつではありますが、実践していると思います。しかし、満足のいくサービスの提供ができていないとの御指摘があるのであれば、特にどのような問題があるのかを検証しなくてはなりません。私は、市政運営の基本として、市役所は市民の役に立つところと位置づけ、職員に徹底することを目指しております。淵上議員への答弁でも申し上げましたが、さらなる指導が必要であると考えます。一部には市民の方の要望に誠意を持ってこたえることができていない職員がいるのかもしれませんが、市民の立場で考えられる職員を育成するため、職員研修の充実や市民との交流の場への積極的な参加に取り組んでまいります。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 昨日も淵上議員が質問されていまして、その内容とまたちょっと違う視点で、意識改革のことを質問していきたいと思うのですが、接遇の向上のために、朝礼であったり、そういうことを実施して、苦情は少なくなっているというお話だったと思います。

いろいろな面から意識改革が必要だと思うのですが、先日、西田議員から園芸家の石原さんのお話があったと思うんですけども、そのときに、まちづくりのために、六ツ角の一角にアドバイスをいただいたスペースがあると思うのですが、その植え込みの真正面の植え込みを見たこと

がございますでしょうか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

雑草だらけなんですね。そういった、当面のことをやれば、後のことはいいというような、そういう意識改革も、どういったものかなというふうに思うわけですね。せっかくあの著名な石原さんのアドバイスをいただきながら、片や何メートル前のスペースは雑草で生い茂っている、その当面だけの仕事をこなして、水俣の本当の繁栄のためのことを思っているのかなというふうなことを私はちょっと疑問に思いますし、その辺の意識改革も必要ではないかと思います。

また、意識向上しなければならぬ、これ自体に問題があると思います。仕事をこなす前に、水俣を住みよいまちにしようという意識がないのは、一般企業であればノーなんですね。また、意識低下ではないかと、私のところによくある苦情が、喫煙コーナーでの職員に対するものです。個人のリフレッシュのため、休息のためといいましても、民間の企業では考えられないとおしかりを受けます。我々の税金で頻回に休息をとり、たむろしているように見えるということです。確かに以前は喫煙者も多く、スペースも制限はありませんでしたが、今は健康のために受動喫煙による害を起さぬようにする1つのマナーが確立しております。このことについての意識改革は、積極的に行っていただきたいと思います。禁煙の努力をしている人、もともとたばこの嗜好のない方にしてみれば、吸いたくなかったから吸うといった行動は、マナー違反ととらえざるを得ないと思います。

多分そういった声は庁の内外から聞こえてきていると思っておりますが、これについて、今後勤務時間内での喫煙に対し、どういう体制をとるのか、意識改革をするのか、考えていらっしゃればお聞かせください。

についてですが、通勤手当は2キロ以上はすべて出ていると。住居手当は定年まで出ているんだと思いますが、あとは賃貸については上限2万7,000円ということと、遠距離というか、鉄道等を使ったものは、月上限5万5,000円ということの話でしたが、とてもちょっと高いなというふうに思います。特に、鉄道を使った上限が5万5,000円とすれば、年に60万円なんですよ。それは5万5,000円の距離というと、多分市外のところにお住みの方だと思うんですが、市民が払った税金から交通費出して、税金はよそにというのは、いかがなものかなというふうに思います。本来ならどこから通ってこようと自由であるならば、交通費用は自己負担が普通ですし、企業がこの人材はぜひとも確保したいと考えて、交通費を出したとしても、ちょっと優遇され過ぎだと感じます。

また、住居手当につきましても、出したくても出ない事業所がほとんどです。出ていても、子育て世代以降の方は減額になります。社会情勢を勘案すると、この2つの手当は見直す時期ではありませんか。中には、遠距離を自転車通勤している職員や、徒歩で通う方もいらっしゃいます。

そうはいつでも、小さな子どもを育てている方は、それなりの事情があるでしょう。面倒ですが、許可証を1台ずつ出してはどうでしょうか。また、市の財産地に半日以上、車分の土地を占領するとなれば、駐車料金をとってもいいと思います。

については、通勤手当、住居手当の条件の見直しにおいて、距離、上限、手段の規制、年齢制限、車の通勤許可願い制度、駐車料金制度の導入などの検討はいかがか、お答えください。

次に、 ですが、市長はサービスを受けられたことがありますか。私はサービスを受けたこともありますし、また、逆に嫌な思いをしたこともございます。行政のことはわかりづらいのが普通で、そのとき、一言かけていただいただけで、大変気持ちのいいものです。サービスになっているのかどうかは実際受けてみないとわからない、気づかない点が多いものです。答弁にもあったように、まだまだということもあるというお話でしたけれども、ここで提案を添えて質問いたします。

研修などでも行っていると思いますが、疑似体験を実施してはどうかと思います。例えば、届け出をする際に、赤ちゃんを抱いていたらどうだろうか、つえを頼りにしている方は、1階からどのように上ってくるのだろうか。車いすの方に危険箇所、不便なところはないのか、実際、職員の方がやっていただいたら、よくわかると思います。また、苦情がある方への対応や、ほかの人に聞かれない届け出は、守秘できる環境であるのかどうか、気づくところがあるはずです。

また、ぜひ課長以上の方、出先から直接職員の携帯電話ではなく、部署の直通電話にかけてみてください。これはちょっと厳しく申しますが、非常に悪いと思います。時には無愛想に「はい」というところもあるんですね。部署によっては差がありますが、人の差がもっと感じられます。サービスどころの話ではありません。まだひどいのですね、出ない、出ようとしらない職員についてはどう思いますか。社会人1日目で厳しく言われていることです。実際に、感じられて、気づいた点は、その場で指摘していかなければ、研修を何度受けても同じだと思います。

また、サービス向上のために、職員が地域担当として住民の窓口となり、相談を受けられる地域担当制度は、とても市民に喜ばれるものと思っております。ぜひ、だれにでもわかるように、1階、2階に大き目な字で地域担当職員の写真つきでお知らせをしておいてほしいと思います。

については疑似体験の実施と電話対応においてサービスを見直してはどうかという点と、地域担当者を写真つきでお知らせしてはどうかの3点を質問いたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、議員御指摘のように、確かに、きのう田上部長が言いました君島タクシーの近くのあの花壇は、本当にきれいになってますけれども、その前のところは草ぼうぼうになってるのは私も知っております。これはですね、市民の方から

も1回御指摘がありまして、すぐ対応したんですけれども、また最近草が生えているということですので、すぐ対応できるようにしなければならないと思っております。とにかく、そういったものに対して、早く対応できるように、御意見をお聞きしたらすぐ対応できるように体制を整えていかなければならないと思います。

まず第1点の喫煙コーナーでございますけれども、これ大分御指摘を受けております。今後、昼休み時の休憩時間だけしか使用できないと、吸わせないということを職員に伝えたいと思います。

それから、通勤に関する手当等の徴収あたりはどうかということでございますので、この辺につきましても、駐車料金等も考えたらどうかというようなことでございますので、通勤手当その他の徴収等につきましても、法にのっとって今やっているところでございますので、十分検討させていただきながら、取り組んでまいりたいと思っております。

それから、模擬体験をしたらどうかということでございますけれども、議員御指摘のように、やっぱり本人がしっかり、これはこうしなければならないというような気持ちのやっぱり変化がなければ、なかなか意識改革というのは難しいだろうと思っておりますので、そういう意味での疑似体験は非常に大切だと思いますし、やっぱりこれから職員を変えていくためには、研修がやっぱり一番かなというような思いもしておりますので、その中で、ぜひ、その疑似体験も含めながら、研修を徹底してやっていきたいなと思っております。

それから、地域担当制度につきましても、これも前向きに検討させていただければと思います。

電話の応答でございますけれども、職員によっては非常にやっぱりそういう状況があるのかなと思っております。私も学校現場で経験したことでございますけれども、教室にある先生方との電話のやりとりの中で、子どもたちが電話で先生に、あしたの教材の準備道具はどうしたらいいかというような電話があったときに、先生が教科書、ノートとあって、ぽんと電話を切る、そういうような状況を見たこともあります。そういう場合には、やはり相手がとにかく電話を置くまで、先生が電話を置かないようにというような指導をした覚えもございます。まず相手が電話を置いてから、それを確認して電話を置きなさいというような指導もしたこともございますけれども、そういう意味で、やはりいるんなところで、まだ配慮が足りない部分があるのかなというのを、今お聞きしてわかりました。十分その辺も含めまして、指導の徹底を図っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 1についてですが、喫煙コーナーの件ですが、休憩時間のみにするという話を聞きまして、市民からの理解も得られるものだと思います。今は公務員に対し厳しく注目されていることは意識されているのですが、それ以上に、民間は厳しい状況にあると思って努力してい

ただきたいと思います。また、たばこのほうも10月から大幅な値上げと聞いております。休憩時間に堂々と貴重な1本、2本を満喫していただき、よい仕事をしてもらったらと思います。

先日、東京から修学旅行で訪れていた高校生から、厳しい一言を言われました。水俣に来て、水俣病のことと環境のことについて学びました。環境モデル都市とはすごいと思ったが、まちを自転車で散策してみて、歩きたばこにポイ捨てが多いのにびっくりしたそうです。都内は歩きたばこができないことになっているのに、その辺はぬるいなと指摘を受けました。

の3回目の質問なんですが、休憩時間のみに喫煙をするという話でしたけれども、役所が変われば市民も変わるかもしれません。市役所の出先機関についてはどうなさるのか、その辺を質問いたします。

についてですが、どうしても水俣の財政も厳しいのは皆さんわかっているんでしょうが、どこかにどうにかなると思っていると思うんですね。先日、生活保護を受けられている方とお話をしましたところ、自分の限られた生活費から一つ一つ環境を考えて、電気代や水道代の節約をする努力を聞き、小さなことへの努力を忘れていることに気づかされました。当たり前や便利さにかまけて、見ないふりをしていたように私自身も思います。できれば、この通勤手当、住居手当についても、もう少し真剣に考えていただきたいと思います。距離に関しては、もうちょっと長く、長目を考えていただきたいと思いますし、上限はちょっと高過ぎるかなというふうに感じますし、住居手当は子育て世代以上の方は御遠慮していただきたいなというふうにも思います。また、新幹線の通勤は果たしてどうなのかなというふうにも思います。ほかの市がやる前に、財政が苦しい市から積極的に取り組むべきだと思われませんが、その辺のことを質問いたします。

また、について、地域担当職員のお知らせということは、お金のかかるものではありませんから、早急に取り組んで、サービス向上に努めていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 市役所の出先機関の喫煙についてはどうかということですが、本庁と同じようにやります。それから、いろいろ通勤手当、住居手当あたり、もう一度見直すことも必要じゃないかというような御指摘でございます。確かに議員おっしゃるように、これは見直し時期に来ているのかなというようなところは、もう非常にこういう厳しい状況ですから、そのところはしっかり受けとめさせていただいております。ただ、給与制度におきまして、国に準じて支給したりしておりますので、その辺のところも検討させていただきながら、特に今回、自分の持ち家の住居手当といいますか、そういったものに対しては、早速検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、子育て支援について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

(福祉環境部長 中田和哉君登壇)

○福祉環境部長(中田和哉君) 次に、子育て支援についてお答えします。

まず、子どもが誕生し、健やかに成長しているのか、また保護者は心身ともに健康かどうかを確認するなどの虐待の予防、発達障がい早期発見につながる予防策はとっているのかとの御質問にお答えします。

近年の少子化や家族形態の変容、女性の社会進出、個人意識の変化と社会環境の変化で、親の育児ストレスや育児不安が増大していることから、虐待のような子どもの健やかな育ちの妨げが生じるものと思われます。さらに、このような環境で育てられた子どもたちへの影響は大きく、そのため、子どもへの理解がますます難しくなり、さらなる虐待へと広がっていくことも考えられます。

虐待予防策としては、関係機関からの情報提供などをもとに、福祉課の家庭児童相談員が家庭訪問等を行い、児童やその保護者への相談支援を行っています。また、婦人相談員とも連携し、虐待につながる前の予防策として、保護者、特に母親などに対し支援を実施しております。いずれのケースにおいても、関係機関との連携を図りながら対応をいたしております。さらに重要な事例に対しましては、児童相談所や関係機関とケース会議等を開催し、児童の養護のため、一時保護などの処置を実施しているところです。

また、健康高齢課においては、保健師による乳幼児家庭訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や養育支援訪問事業に取り組んでおり、虐待や発達障がい早期発見につなげております。このほか、保護者に対し発達障がいへの理解を深めてもらうため、地域療育センターの職員も乳幼児健診等のスタッフの一員として参加し、発達障がい児の早期発見に努め、その後の支援につなげています。

次に、私立保育所の国庫負担廃止など、保育制度改革を経済対策に盛り込んだとあるが、予定どおりに一般財源化されたとき、市の負担はどうなるのか、またどのような影響があるのかについてお答えします。

現時点においては、私立保育所運営費の国庫負担廃止については明確な方針は示されておませんが、平成22年1月29日に閣議決定された子ども・子育てビジョンにおいて、保育制度改革が挙げられ、緊急経済対策や新成長戦略に基づいて進めることとされています。また、総務省は、平成22年度地方財政対策の概要の中で、児童手当の廃止、子ども手当の創設の中で、負担割合を見直し、子育て政策については地方の負担とすることを検討課題として掲げ、10年度中に地方主権戦略会議などで議論することとしており、注意深く見守る必要があります。なお、平成22年度の法人立保育所に係る財源のうち、国庫負担金約2億4,000万円と、県負担金約1億2,000万円が一般財源化の対象となるものと思われます。しかし、一般財源化については、どのような制度で

措置されるのが明らかでないため、市への影響額の算定については、現時点では困難ではありますが、その財源については何らかの形で措置が行われるものと考えます。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 についてですが、生まれたばかりの御家庭には、こんにちは赤ちゃんという形で、全戸訪問を保健師に委託して行っているというお話だったと思います。また、各健診においても、情報をもとに一緒に参加して、気になる子どもさんについては、継続して観察をしているということでした。

また、本市においては、発達障がい早期発見にも目を配り、子どもセンターにおいても育児相談などを受けて対応しているという形だと思えます。やはり、虐待などは起きてからは傷が大き過ぎますし、最悪のケースは死を迎える子どもと犯罪者となる親が出てきます。ぜひとも回避してあげられる予防策をとってあげるべきだと思えます。

これまでの全国での事件などを見ても、生まれたばかりの子ども被害より、身の回りのことが少しできるようになってきた幼児期から、また二、三人と子どもを持った家庭から起きているようです。本市においては3歳6カ月の健診を終えてから、就学前まで気になる家庭でなければ接点がない環境にあります。この時期に事件、事故が起きやすいとあれば、何か巡回する方法をとるべきかと思えます。その辺をいかが考えられるのか1点、また虐待などは、ほとんどといっていいほど保護者の精神疾患を持ち合わせることも多いようです。子育てに行き詰まって相談に来られる方と同様に、自分はうつではないだろうか、ヒステリーやパニック症候群ではないかと、ごくごく普通にだれもが感じたことのある悩みを、受け入れて聞いてもらえて話せる場所が必要かと思えます。取り組みはされてきたのかもしれませんが、もっと気軽に寄ってみませんかというPRが必要かと思えますが、いかがか、2点目です。

3点目が、子どもたちがさらに生きやすく、過ごしやすくするために、本市ではいち早く発達障がい児の早期発見に努められておりますが、そういった気になる子どもへのその後のサポートはいかがでしょうか。共働きの多い今日、多くの子どもが保育園に通っています。日中のほとんどを園で過ごしていますが、年少組さんは、驚くことに小学生と同じ30対1の構成で保育をされているわけです。3歳から4歳にかけての子どもたちは、まだまだいっぱい手がかかります。もしも、その中に気になる子どもさんが数人いるとすれば、保育の現場は大変です。小学校におきましては特別支援員の方がサポートに回っておられますが、保育園にも必要ではないでしょうか。それをどう思われるのか、質問いたします。

についてですが、ここに西日本新聞の記事があるんですが、子ども手当財源へ保育所犠牲、国庫負担廃止に猛反発、本末転倒、公約逆行などという、子ども手当はパフォーマンスにすぎないというような内容の記事がございます。子ども手当の支給は始まったものの、こういった国庫

負担金廃止などの話を聞きますと、親への支援は現実あっても、子どもたちが感じる支援は薄くなってきているように感じます。要は、有権者でない子どもが犠牲になっているようにしか思えてなりません。

先ほども申しましたが、共働きのふえた中、日中のほとんどを園で過ごす子どもたちです。逆に手厚くなる方法が正しいかと思えます。先ほどの答弁からいきますと、何らかの措置があるのではないかというお話でしたけれども、もし突然に、一般財源化という話があるんですが、もし、この予算が市町村へ財源手配、移譲などの手配が何もなく、突然、一般財源化されたとしたら、4月から30%の負担が市に来るのではないかという話があります。それが、30%分、保護者が負担がふえるのか、また、そのまま30%カットの状況をつくり、子どもたちが犠牲になるのかという選択になるらしいです。できれば、そうならないように、国に対し強く要望しなければならぬと私は思いますし、また、60年以上も変わらない、児童福祉施設最低基準の見直しのほうが大切かと思えます。中でも4歳児から30対1の保育体制は本当に大丈夫なのか疑問であります。

そこで、本市はこの状況を静観するのか、市の財政がこれ以上逼迫する状況をつくり出さない、子どもたちが犠牲にならないために声を上げるのか、こういった態度を示されるのか質問します。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず、第1点目の巡回相談みたいなことはできないのかという質問ですけれども、やはり虐待の中で一番多いのが保育所、幼稚園、学校などからの通報と、そういったものが一番多いのかなというふうに思っております。それと、健康高齢課のほうで、やはり4カ月、6カ月、1歳半、3歳半ですかね、やはり健診をしておりますので、そのときにはそういう親子そろって健診を受けていらっしゃるのか、そういうところでもカバーができていかなというふうに思っておりますけれども、多くの関連機関で構成しております要保護児童対策地域協議会というのを立ち上げておりますので、巡回するのを、だれがどうするのかというのは、その辺も含めて、その協議会の中でちょっと協議していきたいなというふうに思っております。

それと、精神のや、そういうPRをもっとしたらいいのかという話でしたけど、ことしの4月1日号の市報の中で、3ページにわたって、市報に「気づいてますか、子どもからのSOS」とか題して啓発も行っておりますので、それもあわせてPRをしていきたいなというふうに思っております。

それと、障がい児保育というふうに考えてよろしいですかね。障がいを持った子どもたちの保育（「発達障がい」と呼ぶ者あり）

発達障がいですね。済みません、ですから、発達障がいも含めたところで、市内の保育所では障がい児保育ということで、特別保育をやっておりますので、その中でもやっていけるのかなというふうに思っておりますし、こどもセンターとも連携して、そういう発達障がいの子、にこに

こなかまですけれども、そういうのに来たり、保育士さんとの連携をとって研修もやっておりますので、その中でやっていきたい、そういうふうには思っております。

あと、国庫負担の一般財源化についてですけれども、市としてどうするのかということですが、まだ現段階では、どういうふうになるのかわかっておりませんが、これまでの一般財源化された、例えば老人ホーム、恵愛園の措置費なんかも一般財源化されておりますけど、やはり、これまでどおり運営をしておりますので、そういう子育て部分に対して、国がそういう減額をするとか、そういうのは考えづらいというふうには思っておりますが、やはり市としては、子育て環境、そういうのを維持できるように考えていきたい、そういうふうには思っております。

それと、保育基準の見直しについては、市としても少し検討をしていきたい、そういうふうには思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 ちょっと食い違っている点があって、ちょっと私も混乱しているんですが、発達障がいと、また障がいはちょっと違うんですね。その辺をもう一回見直していただいたらなというふうに思います。くれぐれも財政難の第1犠牲者が子どもたちにならないようにと思います。現実、さまざまな情報はあっても、なかなか踏み入ることが難しいのが福祉の問題点ではなからうかと感じます。他市においても、いろんな理由をつけたり、イベントなどを利用して訪問する機会を模索しているようです。ぜひ、巡回する方法を考えていただきたいと思います。

あるところでは、歯科医のアドバイスで、口腔内、歯の状態が悪い子どもさんは家庭環境に問題がある可能性がありますよと、訪問を進めたりしているところもあるようです。また、この時代ですから、相談もネットサービスがあるとしやすいのかもしれませんが、不況になると家庭にも問題が起きやすいものです。予防やサポートをこれまで以上に努めていただきたいと思います。

また、先ほどの話から、答弁から、いろんなたくさんの情報を多岐にわたって集めているというお話でしたけれども、時にはまた各方面から寄っていただいているケース会議もあると思いますが、本市はあちらこちらに建物も情報も分散しているように思えて、前の答弁でもあるように、それぞれは非常に努力をしておられるのはわかるんですが、果たしてスムーズに機能しているのかと疑問に思います。働く動線が機能的でないように思えるんですね。先日も、もやい館に提出しなければならない届け出を、お母さんが市役所に来て、あちこちうろうろ、うろうろされておりました。とにかく何かわかりづらいというふうに思います。

合志市においては、子育て支援も高齢者のサポートも、現場のリーダーシップは社協が受け持ち、情報は一括して福祉で管理し、問題ケースに対してはスピーディーに共有し、対応できるようになっております。また、それが1つの建物に集合体になっているため、とても機能的です。とても充実しており、広く感じたのですが、本市のもやい館より狭いそうです。情報、現場、ス

タッフのつながりや管理、問題に対しての迅速な対応が市民のよりよい安心と利用になると思います。

そこで、こどもセンターや福祉、社協をすべてもやい館に集約させてはいかがでしょうか。何も今までのスタイルを変えない必要性はないと思います。今までは普通のことであっても、これから先の普通はみずから必要性に応じて変えるべきだと思いますが、それに対していかがか、質問いたします。

また、 についてですが、熊本県の保育協会は、とてもこのことを心配しておられるんですね。現場がとても危険な状態になるのではないかと、子どもの支援が薄くなるのではないかと、保護者の負担がふえるのではないかとというような、とても心配されております。もっと情報を集めていただいて、その辺のところを強く声を上げるべきところは上げていただきたいなというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 先ほどはどうも失礼いたしました。発達障がい児のほうは、支援員のほうを各保育園に置いたらという御提案だったという、今の現段階では、ちょっと厳しいかなと思いますので、将来的にどうなのかというのを検討はしていきたいなというふうに思います。

それと、施設をこどもセンター、それをもやい館のほうに持っていったらどうかというお話ですけれども、やはりこどもセンターについては、私もやはりちょっと手狭になっているのかなということも考えておりました、どこか別の場所でできないのかなというふうには思っておりますけれども、施設をやはり1つにまとめるというのは、やはり今の段階では、もうそれぞれできておるものですから、かなり厳しいのかなと思っておりますけれども、組織機構、そういう健康高齢課もあわせたところで、何か総合窓口みたいなものができないのかなというのは、今ちょっと考えておりますので、それで考えていきたいなというふうに思っております。

それと、保育料の件については、やはり子育て環境が今より悪くならないように、それは市としても頑張っていかなといかなのかなというふうに思っておりますので、やはり国からそういう減額といいますか、そういうのがあれば、やはり市長会などを通じて要望はしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、子ども議会開催について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、子ども議会の開催について、これまでも提案されてきているが、今後行う予定はないのかとの御質問についてお答えいたします。

本市におきましては、平成15年度に文部科学省の地域教育力活性化モデル事業の一環として、

水俣市青少年育成市民会議の主催により、初めて子ども議会を開催しております。その後、開催してはおりませんが、これまで一般質問において、子ども議会開催の御提案をいただいているところです。子ども議会開催の効果については、子どもたちが議会や行政の仕組みを学ぶ中で、地域の身近なことに関心を持ち、自分の問題として考え、さらに自分の言葉で話すことができる力がつくことなど、将来を担う子どもの育成に寄与する意義深い取り組みであると考えております。

開催に当たっては、学校での行事や部活動の調整、開催時期や内容の検討など、多くの課題がありますので、今後どのような形で開催ができるのか、可能なのか、学校や関係部署と協議し、議会の協力を得ながら開催に向けて、引き続き検討したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 平成15年に健全育成につながるとして、一度開催しておられるという話だったと思います。その後は、やっていらっしやらない。また平成19年に牧下議員がこの件について質問されておられます。たしかその答弁では、教育のカリキュラム上、無理があるという答弁で、開催する意向にないということを示されたと思います。

ですが、今、全国で子ども議会があちらこちらで開催されております。その開催する理由にぜひ注目していただきたいのです。確かに教育課程のカリキュラム上、行事上、大変な取り組みであることは理解できます。しかし、他市で行われている理由はさまざまではありますが、地元愛をはぐくむ、子どもが取り組むことで若い保護者が市政に関心を持つようになる、子どもの視点での意見が聞ける、市政の仕組みを学ぶなどです。もっと奥が深いのです。市長、もっと大きなビジョンのもと、この子ども議会は開催されております。将来、またここに立つ議員も、今の子どもたちから出てくるのです。小さな取り組みでも、後からお金では買えないものを養ういい機会だと思えます。

本市の問題点はたくさんありますが、その中でもまるで水が流れるかのような人口減少、若年有権者の市政に対するあきらめにも似た無関心、これまでの歴史が生み出した対立構造があります。これをどうにかしなければならぬことは、皆が認識していることではないでしょうか。子どもたちは、自分が思っていること、感じていることを大きな声で話し合う、相手の意見も聞く、そして、わかり合って発展していくという姿勢が、いつしかそれには触れてはいけぬ、言っても無駄、変わったことを言うと叩かれる、団体で戦うという本市独自の水俣での生き方がよい方向に向かうのでしょうか。

私はこれこそ変えていかなければならぬし、子どもたちには受け継いでほしくないと思っております。今はそう思っている人たちは、黙って水俣を去っていることに気がつきませんか。本来の水俣は、もっとわかり合える、優しくもたくましいものではないでしょうか。ですから、子どもたちから水俣のことを大いに議論し合う、声に出し、アサーティブコミュニケーションを

身につかせて、大人になっても変わらぬ姿勢で、水俣の発展につながってほしいと思います。

子どものことですから、時にはびっくりするような発想や鋭い意見もあるかもしれませんが。それでも大人がオーケーを出して、真剣に聞いて答える場が、子どもたちにとって、まちのことを考えてよかったと思うでしょうし、自信にもなっていくと確信できます。ぜひ、子ども議会の開催を考えていただきたいのですが、どう思われるのか質問いたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 再度子ども議会の開催についてということでございましたけれども、学校のまず状況でございますけれども、新しい学習指導要領が始まりまして、かなり授業日数が、時数がふえてきたというのが1つネックにありまして、子ども議会をやる場合には、事前の研修というのが当然必要になってまいります。そういう時間の確保というのが1つ課題でございます。それと、牧下議員の一般質問の後に、学校等の調査、アンケートをちょっととっておりますけれども、先生方は子どもたちへの負担をかなり心配をされておりますけれども、それは特に中学校ですね、部活動があったり、あるいは学校行事があったりということで、非常に中学校においては開催というのは非常に厳しいのかなというのはございます。

しかし、子ども議会の開催については、今、議員おっしゃいましたように、青少年の育成、あるいは将来の子どもたちの育成に寄与するという意味では、非常に意義深い取り組みだという認識であります。また、市民の関心を、市政に対する関心ですね、あるいは理解を深めるためにも、子どもたちを通じて、やっぱり参加をするということになりますので、非常にそういう子ども議会は大人が政治を考える場面でもいい機会かなというふうに思っておりますので、今後広く市民の皆様の関心を持っていただけるようにするためには、やっぱり子ども議会の開催というのは、本当に検討していく必要があるなというふうに思っておりますので、早期に開催できるよう関係部署と調整をしたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 現在の学校の状況が、授業日数がふえているというのと、取り組みには時間がかかるというお話でした。しかし、市長を初めこれから30年後、40年後の水俣市はどうあるべきか、どうしたいのかというビジョンも含むと思います。また、ここの議会に30年後、40年後、どういう人たちが集まるのか、どういう人たちに市をリーダーしてほしいのかというようなことにもつながっていくかと思うのですが、1963年にマーティン・ルーサー・キング牧師を先頭にアメリカの首都ワシントンDCに向かって平和行進を始め、ついにリンカーン記念館から250万人の観衆に向かって、かの有名なアイ・ラブ・ドリームのスピーチを行ったことは、皆さん御存じだと思いますが、このときに堂々と自分たちの意見を主張する態度、そのアサーティブコミュニケーションの起源であります、その態度をぜひ子どもたちに身につけてほしいなというふうに思います。

ほかの人の権利を侵さない限りで、自分の権利のために立ち上がること、自分の考えを率直に公然と、かつ直接的に表現する、同時に相手の立場への理解を示す態度、服従でもなく、攻撃的でもなく、筋を通す態度、いろんなつらい体験を持った水俣に育った子どもたちに、これこそ養ってほしいと考えます。教育者でもある市長はどう思われるのか、ぜひ、このことに取り組んでいただきたいと再度お願いし、終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、今議員がおっしゃってありましたように、それぞれがいろんな思いがあるし、いろんな個の考えがあるけれども、しかし、事が本当に水俣がよくならなければならない、水俣が前進するためには、それを乗り越えて一致団結をして、水俣の進展に向かっていかなければならないというような思いを今お伝えいただきましたけれども、私も全くその考えに同時でございます。子どもたちのいわゆる子ども議会もそういったところにつながっていくのではないかなと、今、受けとめたところでございます。

私も教育長時代にこれをさせていただきましたし、子どもたちが、当時は青年の家でございましたけれども、そこに合宿をいたしまして、何日か合宿をして、それぞれの分野に分かれて、それをまとめて、そして本議会で発表したというようなやり方をしたところです。私としましては、本議会のもちろん発表も十分素晴らしいと思いましたが、それよりも、なお、その合宿の中で子どもたちがいろいろ議論を闘わせながら、それを提案のところまで持っていく、その過程が非常に大切じゃなかったかなと、その部分が非常に大きな効果があったのではないかなと、そのように思っております。

議員御指摘のとおりでございますけれども、学校現場は今、教育長から申しあげましたように、非常に厳しい状況もございますし、時間の確保ということに躍起になっているところもあるのではないかなと思います。したがって、今後教育長とも十分、教育委員会ともお話をさせていただきながら、できるだけ前向きな方向で考えさせていただければと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で中原泰子議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

早速質問に入りたいと思います。

1、国民健康保険税の引き下げについて。

今、貧困と格差が広がる中、市町村国保の危機的状況が全国でますます深刻化をしています。水俣でも国民健康保険税を引き上げないよう、この間努力をしてくられていますが、こうした中でも、国保の経営は大変だというふうに思います。いろんなところでいろんな問題を起こしている、もともとの原因は、国民健康保険に関する国の予算が削減されてきたことにほかなりません。そういうことを前提にして、質問をしたいと思います。

、国民健康保険税の最近の収納率の低下傾向及び滞納者の状況について、市長はどんな認識を持っているのか。

、滞納処理はどうしているのか。市民からの相談に対してはどう対処しているのか。

、資格証明書発行、短期保険証発行はそれぞれ何件あるか。そのうち、子どもがいる世帯は何件か。また、それらについての国の通達などが出されていると思いますが、それによってどう改善をされているか。

、保険税が市民の重い負担になっています。国保税の引き下げを検討していただけないか。

、倒産、解雇や、雇いどめなどによる離職者を対象にした、平成22年度から始まった国保税の軽減制度の申請者は何人いるか。また、市の国民健康保険税減免基準に関する規則に基づく減免申請者の数とその内訳はどうなっているのか。

2、高齢者の孤独死防止、行方不明者対策について。

、過去のこの水俣市での高齢者の孤独死や、長期にわたって行方が確認されていない高齢者がいないかどうか、市として調査をしたか。

、地域でのふれあい活動や民生委員の活動について、現状と問題点を把握しているか。

、市として積極的対策をとっていくべきだと考えるがどうか。

、その1つとして、宅配給食サービスを検討したらどうか。

3、生活環境整備の推進について。

、総合計画で指摘されているように、市道改良率は、県下市町村平均53.6%に比べて、水俣市は17.6%と、市道整備がおくれていることについて、どう認識しているのか。

、市民から寄せられている道路舗装改良、側溝など、生活環境整備についての要望は、この5年間でどれくらいあるのか。その内訳はどうなっているのか。また、そのうち対応できていないものはどれくらいあるのか。できない理由は主にどんなことか。古い要望はいつごろからのものか。

、緊急性の高いもの、優先度の高いものなどの判断はどうしているのか。

、市独自で対応できる体制はとれていると聞いているが、住民の要望にできるだけ多く答えられるように、予算の増額をすべきではないかと思うがどうか。

、陣内通りの歩道の整備はいつから着手するのか。

4、みなくるバス・乗り合いタクシーの改善・拡充について。

、実証運行に向けて、7カ所で説明会を実施しているが、参加人数はどれくらいか。その中で出された要望や意見はどういうものがあったか。

、実証運行の計画は、乗り合いタクシーをみなくるバスや路線バスを補完するものとして活用しようとしているが、同時に、タクシーの本来の利便性を生かすことも住民の要望との関係から必要だと思うがどうか。

、高齢化や人口減など将来的なことを見据え、公共交通の事業主体をどうするのかなどの方向性を見出すために、利用者、行政、関係会社が話し合っていく場をつくったらどうかと思うがどうか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、国民健康保険税の引き下げについては総務企画部長から、高齢者の孤独死防止・行方不明者対策については私から、生活環境整備推進については産業建設部長から、みなくるバス・乗り合いタクシーの改善・拡充については総務企画部長からそれぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 国民健康保険税の引き下げについて答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 国民健康保険税の引き下げについての御質問に順次お答えします。

まず、国民健康保険税の最近の収納率の低下傾向及び滞納者の状況について、市長はどんな認識を持っているのかの御質問にお答えします。

国民健康保険税の収納率は、現年課税分につきましては、平成18年度94.7%、平成19年度94.9%、平成20年度93.2%、平成21年度93.0%と若干低下傾向にあります。また、滞納者の状況につきましては、ここ数年の経済不況により、リストラを受け、社会保険から国民健康保険に変わった方が国民健康保険税の納期ごとの納税ができないという方もおられます。若い方の離職者がふえている状況の中でありまして、納税をお願いする側としましては、軽減制度等の説明を行い、

引き続き、納税に対する御理解をお願いいたしたいと考えています。

次に、滞納処理はどうしているのか、市民からの相談に対してはどう対処しているのかの御質問にお答えします。

滞納処理の方法としましては、納期別の納付が困難な方には、納税相談を受けていただき、やむを得ない場合は、分納による納付をお願いしております。また、相談もなく滞納が続き、担税力はあるが納税意欲がないと判断された納税義務者については、資産調査等を行いまして、順次財産の差し押さえを行っております。また、市民からの相談に対しての対処としましては、実情をお聞きし、納期ごとの納税が困難である場合は、分納のお約束により少しずつ分けて払っていただく方法とか、地方税法に基づく徴収猶予、執行停止等の徴収緩和を行い、負担を軽減する方法で対処しております。

次に、資格証明書、短期保険証の発行件数、そのうち、子どもがいる世帯の件数についてお答えします。

資格証明書及び短期被保険者証の件数については、平成22年7月1日現在で、資格証明書の対象世帯が9件、短期被保険者証の対象世帯が429件となっております。そのうち、高校生世代以下の子どもは資格証明書の世帯にはおられません、短期被保険者証の世帯では74世帯に127人がおられました。これらの資格証明書、短期被保険者証の世帯の子どもへの国の対策として、平成20年には、資格証明書の発行に際してきめ細やかな対応を行うよう市町村に通知し、また中学生以下の子どもに対しては、有効期間が6カ月の短期被保険者証を発行するよう、国民健康保険法が改正されました。

平成22年度には、さらに法改正が行われ、資格証明書世帯の子どもの対象を、高校生世代以下に引き上げるとともに、短期被保険者証世帯の子どもに対しては、有効期間6カ月以上の短期被保険者証を発行することとされました。この法改正を受け、本市においても短期被保険者証世帯の子どもに対し、平成23年3月末を有効期限とした短期被保険者証を6月中に届くように郵送いたしました。

次に、国保税の引き下げについてお答えします。

御承知のとおり、国保税は被保険者に対する医療給付費の財源として、被保険者に負担していただいているものです。医療給付費の財源としては、ほかには定率の国庫負担金、国及び県の調整交付金、各被保険者の拠出による前期高齢者交付金、退職被保険者に対する療養給付費等交付金などがあり、国保税とこれらの財源をもって、医療給付費を賄っているところです。

国保税以外の財源は、おのこの算出方法によって決まるため、国保税率を引き下げ、税収が減少した場合、それを補うことはできません。本市独自の財源として、財政調整基金を約4億7,000万円保有しておりますが、この基金は高額な医療費の発生など、偶然の要因に基づく保険財

政の変動に対応するためのもので、国が示す基金取り崩しの基準となる保有額を大きく下回っており、保険税引き下げ分の財源とすることは困難です。近年、国保税の税率改正は行っておりませんが、国民健康保険事業特別会計の財政状況は、実質収支は黒字が続いているものの、単年度収支では、平成15年度から4年間赤字が続き、繰越金により赤字を補てんしてきました。平成19年度からは、単年度収支も黒字となりましたが、平成21年度の黒字は約1,300万円しかなく、今後の医療給付費の増加によっては、再度、赤字となることも懸念されます。また、現在進められている高齢者医療制度改革や、国保の広域化など、大幅な制度改正の国保財政への影響が不透明であり、このような状況で国保税率の引き下げは難しいものと考えております。

次に、倒産・解雇や雇いどめなどによる離職者を対象にした軽減制度の申請者は何人いるのかについてお答えします。

本軽減制度は非自発的失業、倒産・解雇による離職や雇いどめによる離職をされた方について、雇用保険受給資格者証の所持、年齢、離職日、離職理由の要件を満たす方について、国民健康保険税の計算について給与所得を100分の30として算定するものです。申請者につきましては、平成22年8月31日現在で58人、所得割で508万8,000円の軽減となっております。

次に、市の国民健康保険税減免基準に関する規則に基づく減免申請者の数とその内訳はどうなっているのかについてお答えします。

本市における主な減免理由としては、75歳になられた方が会社の健康保険などの被用者保険から、後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族の方が新たに国民健康保険に加入される場合の減免、更生施設入所による減免、生活保護世帯への減免となっております。平成20年度は減免件数22件で、内訳としては、更生施設入所によるものが11件、後期高齢者医療制度移行に係る減免が11件で、減免額は94万1,200円となっております。平成21年度は減免件数が12件で、更生施設入所によるものが3件、後期高齢者医療制度移行に係る減免が9件で、減免額は29万4,100円となっております。平成22年度につきましては、9月1日現在で減免件数が24件、内訳としては、更生施設入所によるものが8件、後期高齢者医療制度移行に係る減免が10件、生活保護世帯への減免が6件で、減免額は58万4,800円となっております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 再質問をさせていただきます。

まず、滞納処理の問題なんですけれども、市民が相談に来れば相談をして分納などの手続をとったり、免除のことなんか、減免のことなどを伝えたりするということでしたけれども、来ない方についてはどうなのか、滞納されている方のどれぐらいの人が相談に来られているのかというのは、ちょっとわからないんですけれども、相談に来られない場合、どうされているのかというのが、1つ気になります。というのは、相談に来ないということイコール払う意思がないという

ふうに見られているのではないと思うんですが、もしそうであれば、ぜひそれを改めていただきたいと思うんですけども、やはり滞納している人たちは、相談に行けば払えと言われるんじゃないか、でも払えないから行かないというような人もひょっとしたらいるかもしれません。もっと深刻な状況になっている人もいるかもしれません。できれば、そういう方々に対しては、訪問などもして、丁寧に分納のこととか、減免申請ができることとか、きちんと話をさせていただいて、相談に乗っていただくようにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。それが再質問の1つ目です。

それから、もう一つは、減免申請の人数をお答えいただきましたけれども、今の御時世からすると、少ないなという気がします。もっといらっしゃるのではないかなと思うのですが、まだまだこのことを知らない方々が多いのではないかなと思うんです。それで、今までも広報されていないということではないと思うんですけど、さらに中身がよく伝わるように、周知徹底をしていただけないかというのが2点目です。

それから、国保税の引き下げの要望に対しては難しいというお話でしたけれども、国保の基金ですけれども、基金の額の大体の目安というのは、国が示している目安というのは、医療給付費の5%ではなかったかと思うんですが、違ったでしょうか。私はそういうふうに認識してたんですけど、そうすると、決して水俣の基金が約4億7,000万円ありますけど、これが非常に少ないとは言えないんじゃないかなというふうに思うんですね。

それで、私たち、この間、市民の皆さん方にアンケートの御協力いただいているんですけども、その中で、市政のいろんな施策、福祉だけではなくて、雇用の問題等々も含めて教育とか全部いろんな市政の施策の項目ごとに質問をしたアンケートの項目があるんですけど、その中で、一番市政の要望の中で多かったのが、国民健康保険税を引き下げてほしいというものでした。国民健康保険税だけが実態としては重いんじゃない、介護保険料もある税金もある、いろいろあると思うんですけども、年金がずっとふえることはなく減っている中で、やはり、もう払いたくても払えない、もうやっとならなくて払っている、いろんな方が、そういう方がふえていらっしゃるといふのを、アンケートを見て私たち実感しているところです。

それで、少しでも国保税を引き下げてほしいという市民の皆さん方の願いにこたえるということが、果たしてできないのか、引き下げのための財源はあるんじゃないかというふうに私は思うんです。その辺のところを、ぜひもう一度答えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 滞納者の点が1点ございましたけれども、悪質でない、いわゆる払う意思はあるんだけど、なかなか高齢者等で市役所のほうに納税に行かれない、そ

た方々への対応はどのようにしているのかということだったかと思うんですが、納税されている方に定期的に自宅へ催告書を送付いたしまして、納税をお願いしているわけでございます。滞納者の方には、納税が困難な場合は、納税相談を受けていただくように文書に記載してございますけれども、御質問がありましたように、都合によって役所に行けない、どうしても行かれないという方には、連絡をしていただきますならば、担当の職員が自宅を訪問いたしまして、納税者の相談を受けるようにいたしております。

ただ、税金はあくまでも自主納付というのが原則でございます。家庭訪問による徴収等は、高齢者等で外出が困難な納税者から連絡等がありました場合には行っております。また、市報等で広報いたしまして、便利な口座振替制度、ありますので、そちらの制度を活用していただくというか、利用していただくようなこともお願いしているところでございます。

それから、2点目が、軽減制度について、市民への周知ということでございますけれども、制度の開始に合わせまして、保険の切りかえに来られる方々にこの制度に該当するが多い、そういうことから、制度の案内チラシを市民課と、それから税務課のほうの窓口にて備えてお渡しをしているところでございます。また、広報紙及びホームページに掲載するとともに、納税通知書の送付時には、発送先の全員の皆さんに対して案内のチラシを同封いたしております。このようなことから、周知につきましては十分であろうかと考えておりますが、再度、その周知を徹底するために、広報紙10月1日号にでもこの制度のお知らせをしてみたいというぐあいに考えております。

それから、財政調整基金の件でございますけれども、過去3カ年間に保険給付費の支払われた保険給付費の約25%程度が一般的というか、妥当であろうということでございます。先ほど言いました4億7,000万円でしたですか、その額につきましては、市は水俣市の場合16%程度ですので、やはり基金というのはまだ小額ではなからうかなというぐあいに考えております。

それから、国保税の引き下げはできないかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、基金は高額な医療費の発生など偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応するというところでございます。インフルエンザが蔓延したとあるとか、そういうことで医療給付が急激に伸びたときに、その対応をすとかということでございますけれども、そのほか、大幅な保険税の引き上げを緩和するため、賦課割合の平準化、限度額引き上げを実施する際の激変緩和などのために取り崩せると、そのようなことになっておりますし、県下市町村の中でも、1人当たりの調定額を見ますと、1世帯当たりの調定額は決して高くはございません。むしろ低いほうでありますので、国保税の上昇にならないように努力していきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 国保税の引き下げの問題ですけれども、お話しになったことはわかりましたが、

私も水俣市の国保税が他市に比べて高くないという、むしろ低いほうだというのは認識しています。けれども、市民の皆さん方の懐ぐあいからいくと、負担が重いということになっているわけですから、その声にはしっかり耳を傾けて、正面から受けとめるべきではないかと思うんです。いろんなことがあったときのためという話もありましたけれども、今、国保税の納付も大変だけど、納付は何とかできたと、でも、病院に行くときにはまた3割負担がある。だから病院に行けないという人たちもあるぐらいの状況になっているわけですから、国保税の、特に厳しい方々の国保税を引き上げるために、いろんな工夫をすることができないだろうか、その検討をしてもらえないだろうかということ、私は強く訴えたいと思うんです。

今、全国的にはいろんな工夫をして、少しでも負担を下げるようにしているところもありますので、お金の問題からだけ出発して、だからできないではなくて、今の市民の生活実態からして、何かできないのか、何とかできないのかということ、ぜひ市の職員の皆さん方の力を発揮してもらって、考えていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 負担の軽減についてですけれども、国保税法に基づく減免などについて、県下各市町村の状況というの、つづさに見てみたいと思いますし、市民への負担軽減ということについては、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、高齢者の孤独死防止・行方不明者対策について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、高齢者の孤独死防止・行方不明者対策について順次お答えします。

まず、過去、当市での高齢者の孤独死や長期にわたって行方が確認されていない高齢者がいないかどうか、市として調査をしたかとの御質問にお答えします。

孤独死・行方不明者の確認につきましては、通常はまず家族などから警察へ通報、届け出があり、警察署で対応されます。その際、行方不明者の捜索が必要な場合は、警察署から市へ消防団の出動要請がありますが、そういった場合以外は、個人情報保護の問題もあり、市への情報提供はなく、また水俣市独自の調査も行っておりません。現状としましては、高齢者の孤独死、行方不明者について、水俣警察署へ確認しましたところ、孤独死と思われるものは、平成15年から現在まで57件、行方不明者については、現在4件とのことでした。

次に、地域でのふれあい活動や民生委員の活動について、現状と問題点を把握しているかとの御質問にお答えいたします。

まず、地域でのふれあい活動についてですが、水俣市社会福祉協議会が、平成6年から実施している事業で、現在約30カ所で行い、地域のふれあい活動員が1週間に1回程度高齢者宅等を訪

問していると聞いております。介護保険制度の導入により、福祉サービスが充実し、実際的にはふれあい活動員の果たしてきた役割が減少しているとのことでした。また、市内では、高齢化の進展に伴い、ふれあい活動員も高齢化してきており、今後地域で活動していただく方の確保が今後の課題であるということでした。

次に、民生委員については、民生委員法によって設置が定められ、地域に根差した福祉の増進のために、住民から相談に応じたり、住民が自立した生活ができるよう支援するボランティアであり、厚生労働大臣の委嘱を受けております。また、児童福祉法による児童委員も兼務しております。現在、水俣市においては、73名の民生委員と3名の主任児童委員が委嘱を受け、地域住民の生活状況の把握に努め、ひとり暮らしの方、生活に困窮している方を初め、さまざまな支援を必要とする方々の相談援助を行ってまいります。

平成21年度活動実績については、民生委員の年間活動延べ日数1万13日、高齢者を初めとする訪問延べ日数6,315回、また高齢者にかかわる相談件数は664件と、日常的に地域の福祉の向上のために努力していただいております。

しかしながら、最近の個人の生活を中心とする考え方が広まる中、訪問しても会えなかったり、家庭の実態が把握できにくい状況があります。また、本年は民生委員の一斉改選の年で、地区からの推薦をいただき、現在県を通じて手続を行っておりますが、民生委員の業務が福祉全般にかわり重責であることや、地域によっては高齢者の方が多いところもあり、なかなか引き受ける方が決まらず、自治会長に御苦勞をおかけした地区もありました。今後さらなる少子高齢化の進展が予想され、また、地域での人間関係が希薄化している現状の中、市としましても民生委員と密接な連携を図り、地域福祉の向上に対応していく必要があると考えております。

次に、市として積極的対策をとっていくべきだと考えるが、その1つとして宅配給食サービスを検討したらどうかとの御質問にお答えします。

見守りが必要な高齢者の多くは、介護保険制度の要介護認定を受けておられ、その情報は市で把握しております。認定を受けておられない方につきましては、介護予防事業として、要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者の早期把握に努めているところです。同時に、地域の民生委員の訪問からの情報提供を通じても把握に努め、必要な支援につなげています。

しかしながら、近年地域での高齢者の割合が高まっており、今後は行政だけでなく、地域の理解と見守りが不可欠であると考えております。そうした中で、現在水俣市において、地域ぐるみで認知症の本人と家族の方を支援する水俣市認知症見守り・SOSネットワークの構築を目指し、各関係団体からなる連絡協議会を今月中に設立いたします。これは、行政や地域が連携して高齢者の見守りを行うもので、ネットワークメンバーには自治会や民生委員はもちろん、高齢者が日ごろ利用されている商店や捜索に当たる消防団等に加わっていただく予定です。このネットワー

クが地域全体で認知症のみならず、高齢者を支える仕組みとなるよう検討を重ねながら、よりよいシステムづくりを進めてまいります。

また、宅配給食サービスにつきましては、水俣市では独居老人の健康的な生活の助長、社会的孤立感の解消のため、平成8年に配食サービスを開始しました。しかしながら、介護保険制度開始後は、デイサービス等により、その目的を達成することができるようになり、利用者数が大きく減少したこと、民間事業者の給食サービスにより、十分対応できることなどの理由から、平成19年度をもって事業廃止といたしました。廃止に当たっては、何度も調査を重ねた上で、当時の利用者お一人お一人に対応しており、現在のところ、事業再開等の要望はあっておりません。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

高齢者の孤独死や行方不明者の調査は、市としては独自の調査はしてないということでしたけれども、孤独死や行方不明になってからでは遅いというか、その前に、どれだけのがやれるかというのが、この間、全国的にいろんな問題が起きていることから、教訓として引き出さなきゃいけないことじゃないかなというふうに思うんです。特に、見えて思いますのは、なぜ把握できてなかったんだろうって、ええっていうことが何件かありますけれども、見守りをしていくことが必要なわけですけれども、その前提として、市として65歳以上なら65歳以上の高齢者の方々の実態をちゃんと把握をしているのかというのが、大きなポイントになるんじゃないかと思うんです。実態を把握して、初めてどんな見守りが必要なのか、どんな手を打てばいいのかというのが、明らかになってくると思うんですが、市として実態把握をされているのかどうかということなんですね。

それで、老人福祉法という法律には、市町村は老人の福祉に関し、必要な情報の把握に努めるということで、実態把握の責務を書いています。それで、ちゃんとそれ、やられているのかどうかっていうのを1つお尋ねしたいと思います。その上でですね、実態把握をされているかどうかというのが1つ問題ですけど、そして、その上で、先ほど社協のふれあい活動の話も民生委員さんの活動も教えていただきましたけれども、私はこれすごい頑張っていたいなというふうに思います。そして、認知症のSOS見回り隊でしたっけね、ちょっと名前は違うかもしれませんが、そのことを取り組んでいこうということで、これもまた大変歓迎すべきことだと思っています。

見守りをしていく上では、これをやれば完璧というのは、恐らく1つ、2つではできないんじゃないかなというふうに思います。幾つかの考えられることを、それぞれでやっていって、何とかできるものだというふうに思うんですけれども、その点では、先ほどの宅配給食サービスのことは、今のところ要望がないということでしたけれども、ぜひ頭のどこかに置いていただい

ればというふうに思います。

それで、全面的な実態把握がもしできていないとするならば、今当面できること、よその自治体では介護保険の認定は受けているけれども、介護サービスを受けていない人に絞って、まずは調べてみようとか、国民健康保険に加入しているんだけど、この間、全然病院にかかった気配がないとか、そういう情報をもとにして、できるところから実態を把握するということですね。そして、これはぼちぼちやっていると、相手は高齢者ですので、ぼちぼちやっていることではないと思いますので、もし把握していなければ一気に把握をする手だてを打っていただきたいというふうに思いますし、特に心配だなという人に対してはもっと早くですね、さらに手を打っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 第2の質問にお答えをいたします。

65歳以上の人の実態把握をしたかという御質問だったかなと思いますけれども、まず、市内においては民生委員さんのほうが、やはり福祉票、そういうふうな形で、そういう65歳以上の独居老人とかの方については、実態を把握されている、そういうふうに思っております。

それと、市としましては、やはり災害時のそういう援護者の分をどうするのかということで、独自にそういう実態の調査もしたという事実はございますけれども、やはり、改めてもう一回、そういった実態調査をやって、そういうことがないように、やっていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 実態調査を今部長が答弁しましたとおり、早期にできるだけ早く実態調査をして把握をしたいと思っております。

先ほど答弁で申し上げましたけれども、認知症のSOSネットワークというのを、今月末に開設をいたします。その中のメンバーといたしましては、いろんな方が入ってきていただいております。もちろん民生委員の方もそうでございますけれども、警察であるとか、あるいは金融機関でありますとか、小売店でありますとか、そういった方々がすべて集まっていたら、そして今後それを地域におおして、地域の中でどのように見守っていくのか、それぞれ地域の特徴もございまして、地域の中で、そういう見守りをしっかりできるような体制を組んでいきたいと思っております。9月末には、その会議を実施いたしますので、その中で、今後そういう悲劇がないように、万全を期していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それにつけても、先ほど民生委員の方の話が出ましたけれども、民生委員さんも市からの情報をもとにして回っていらっしゃるんじゃない

いかと思うんですが、そうですね、恐らく。それで、何をやるにしても、どこが情報を収集して、情報収集の中心が必要だと思うんですよ。民生委員さんが回って情報を集めて、情報をとられたとしても、民生委員さんは知っている。例えば社協もそれから介護支援センターもいろんなところありますけれども、それぞれ情報を持っていらっしゃる。もっと言えば、国民健康保険のほうだって情報がある。税金のほうだって情報あるわけですよね。それで、やはりあちは知ったのに、こっちは知らなかったということで、いろいろ問題が起こってからでは遅いわけで、やっぱりこの問題を進めていく上では、福祉のほうがきちんと中心になって情報をしっかり一元的にぎった上で、ネットワークを民間の人たち、市民の人たちのネットワークを強化して、やっていくということにしなければいけないんじゃないかと思うんです。どこが責任を持つかということです、結局。警察が責任を持つわけじゃないと思いますので、それをちょっとお伺いしたいというのと、それから、ネットワークをつくっていく上で、個人情報の保護の問題とかはあると思うんですけれども、やはり情報がうまく提供されなくて手が打てないとかいう問題も多々あると聞いておりますので、その辺も一度整理をされて、やられる必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

最後になりますけれども、これ1つの提案ですけど、埼玉県川口市だったと思いますが、ことしから高齢者の方々に手助けが必要な方々のごみを戸別に収集をするという、ふれあい収集とかいっておりましたけど、そういう収集をするということが新聞で報道されておりました。調べてみますと、高齢者や障がい者、またどうしても自分で行けないという人なんかのために、戸別収集を行っているところがあるというのが、たくさんあるというのを私も初めて知りましたけれど、その際に、川口市は安否確認をしてくださいという希望があったり、本人から、家族からであったり、民生委員からであったり、いろいろそういう場合には、ちゃんと声をかけて、収集するというふうなことをやっているようなんですね。

これは、これはまたきょうの問題とは違いますけど、ごみ収集では高齢化に伴って、いろんな困難も出てきているという話もたくさん聞いておりますので、それはそれとして、高齢者のごみを収集することで、安否を確認することもできるということがあるということですね、御紹介して、ぜひこういうことも1つ考えていただけないかということも言って、私の質問を終わります。お答えをお願いします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず、最初に、民生委員、社協、市で連携をとりながら、市が責任をとってやっていったほうがいいんじゃないか、そういうお尋ねだったと思いますけど、市としましては、民生委員さんのほうにやはりそういう情報っていいですか、世帯台帳でもって、どこにだれがいらっしゃるというのは、情報提供を行っておりますし、民生委員さんもそれを利用

してやっていただいているのかなというふうに思っております。

そういった面で、今度災害時の避難システムを福祉のほうでちょっと立ち上げていこうかなというふうに思っておりますので、その中で、民生委員、社協、いろんな方々、警察をあわせるところで、そういう連携もして、そういう情報の一元化を市のほうで図っていききたいなというふうに思っております。

それと、SOSネットワークの個人情報であるがという問題ですけど、やはり個別に命にかかわるような、そういう事態も起こるのかなというふうに思っておりますが、SOSの中でも、そういう登録をして、どこにだれがいらっしゃるといようなシステムをつくっていかうかというふうに思っておりますので、やはり、個人情報の垣根を越えて、本人を説得するなりして、登録をやっていただけるように努力をしていきたい、そういうふうに思っております。

あと、ごみの戸別収集の件につきましては、先ほども言いましたSOSネットワークでそれぞれの地域でどういうシステムがいいのか、こういうごみの収集時の声かけとか、そういう方法もあるけど、地域としてどれがベストの方法なのかというのを、その中で検討をしてやりたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、生活環境整備の推進について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、生活環境整備の推進について、順次お答えします。

まず、市道整備がおくれていることについて、どう認識しているのかについてお答えします。

道路改良率は道路構造の一般的技術的基準である道路構造令の規定に適合するよう改築された道路延長の道路全体に対する比率でありまして、本市の場合は17.6%となっております。また、集落と集落を結ぶ主要な道路については改良率を見ましても25.5%と、県下市町村平均に比べますと、御指摘のとおり、低い値となっております。この低い改良率につきましては、以前、道路改良について道路構造令に適合しない改良が多く行われたためと判断しております。

道路改良率改善のためには、多額な事業費を要する主要な道路の改良につきましては、交付金事業等を活用しながら、順次道路構造令の規定に適合した整備を図る必要があると考えております。

次に、市民から寄せられている生活環境整備の要望についてお答えします。

平成18年度から現在まで5年間に寄せられた道路維持関係の要望・陳情は960件であります。その内訳は、道路舗装に関すること265件、側溝、排水に関すること260件、草刈り、しゅんせつ等に関すること88件、その他の要望が347件であります。そのうち、対応できたものは劣化に伴う舗装修理に加え、緊急性の高い舗装の陥没、沈下、側溝の破損、ふたの設置等の交通事故のおそれ

がある危険箇所などの修繕工事等を中心に674件を処理しております。また、いまだ対応できていないものは286件であり、中には要望時から10年以上経過しているものもあります。未対応の理由としては、要望箇所が緊急性の高い維持補修というより、規模の大きな道路改良、全面的な強化舗装、側溝の二次改築など緊急性が低いもの、必要はあるものの多額な予算が伴うため、対応を見合わせているものなどです。

次に、緊急性の高いもの、優先度の高いものなど判断はどうしているかについてお答えします。

緊急性の高いものとしては、舗装の陥没、沈下、側溝の破損等により、交通事故のおそれがあり、市民生活に多大な支障があるものや、道路構造物として機能を果たしていないために、付近住民の財産を脅かすおそれがあるものを考えております。また、優先度の高いものにつきましては、交通量、通学路、事故の重大性を勘案して判断しております。

次に、市民の要望にできるだけ多くこたえられるよう、予算の増額をすべきではないかについてお答えします。

年々増加する要望に対しまして、可能な限り予算を確保し、より多くの要望に対してこたえていく必要があると考えております。現在の財政状況からして、要望すべてに対応していくには厳しい状況ではありますが、今後とも市民の要望にこたえられるよう努力してまいりたいと思っております。

次に、陣内歩道整備はいつから着手するのかについてお答えします。

市道陣内・長野線の市役所前の国道3号に接する陣内から水俣高校入り口交差点までの区間につきましては、平成21年度に策定された都市再生整備計画の中で自転車のまちづくりを推進する整備方針としており、社会資本整備総合交付金事業の関連事業において採択されれば、平成24年度から平成27年度において自転車走行帯の整備にあわせて歩道整備を行う計画であります。また、交付金事業区間外ではありますが、水俣高校入り口交差点から田子ノ須交差点までの区間につきましても、交付金事業の実施時期にあわせて整備したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 まず、陣内の歩道の整備の件ですけれども、前に質問をしましたときに、本格的な工事は後になるけれども、ちょっと危ないようなところは、緊急にでもするという話がありましたけれども、市として見て回られたかどうかというのを1つお尋ねしたいと思います。回られた結果、必要なところはなかったのか、あったとしたら、それはいつ手だてを打たれるのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、市民からの要望ですけれども、960件中674件は処理と、毎年、新しい要望が出てくるとは思うんですけれども、286件残っているうち、これは予算が足りなくて、できるのにやらなかったというのは残ってないんでしょうか。大規模なものとか、そういうのはやれてないという

ことでしたけれども、特にこの10年以上経過しているのはどういうものなのか、お聞かせいただければというふうに思います。

あと、予算を増額すべきではないかと私はお尋ねしたわけですが、すごくたくさんというんじゃなくて、少しでもふやして、少しでも早くということをお尋ねしたんですが、第5次水俣市総合計画の中に、やられました市民意識調査の結果が載っておりました。市の都市基盤整備施策にかかわる満足度については、全体として低くなっている。中でも道路、歩道の整備や公共交通機関の利便性について2割以上が不満の意向を示しているというふうに書いてあったんですけれども、そういう不満を持っていられるものに対して、少しでもこたえることが必要ではないか、そのために今の予算では足りないのであれば、少しでもふやすべきではないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 第1点目でございますけれども、陣内・長野線のところは見に行ったか、そして何か早急にできるものはないかということでございますけれども、私も2回ほど歩いて回りました。その中で、たしか基盤、基礎のほうが非常に悪くて、ふたがちょっとへこんでいたり、動いているものが10件ぐらいございまして、それについては、担当課のほうに早急に対応するようにということで、指示しております。

ちょっと結果については、まだこちらのほうに報告がないものですから、その辺のところは早急に、もししてなかったら、対応したいと思っています。

それと、予算があるのにしなかったとか、そういうものがないかということでございますけれども、基本的には予算につきましては、道路補修については、毎年5,000万円ほどかけておまして、それでやはり、まず第1点目は緊急性、危険性というのを第一にしておりますので、確かに予算についてはすべて全額使いきるようにしています。ただ、その中で、やはり申しわけないけれども、すぐしなくてもいいものがこちらの判断で、ただ、要望される方は、非常に緊急性があると言っておられますけれども、いろんな箇所がありまして、なかなかそれを判断するのが、我々も一緒になって話すんですけれども、もう少し待とうかというのが、ちょっとおくれた部分がございますので、そういうものについては、多分残されたままで残っているのかなと思っております。

それと予算が少ないということで、それぞれ増額したらどうかということでございます。これは今の職員の体制につきましても、かなりいろいろなところで即対応するようにしてましても、なかなか予算上の問題だけではなくて、人的な問題もございまして、対応する人員の問題もございまして。それと、今、緊急雇用職員ということで、去年から入れさせていただいておまして、これによりまして、去年も今まで例えば平成20年では5割ぐらいしか要望をかなえられなかった

んですけれども、21年度は7割、22年度につきましては7割強の対応ができておりますので、逆に予算だけではなく、そういう人的な即効力のあるというか、すぐ対応できる方を雇用して、すぐ対応するというのが、これからの方向じゃないかなと思っています。以上でございます。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 すぐに対応されているということからいけば、市役所の職員、市の側で直接対応している工事ということですよ。市で対応し切れないぐらいの工事、業者に頼まないといけないような工事もあるかと思うんですけれども、ぜひそういうものも、ずっと長く置いているものとか、したほうがいいのかと思われるものがあれば、ぜひそういうのは業者に頼んで工事をするというようなことも含めて考えたらどうかというふうに思うんです。市民の要望にもこたえて、しかも地元の業者の仕事にも結びつくというふうに思いますので、その辺のところをぜひ市長、検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 先ほどの質問の中で、市で対応するという事なんですけれど、基本的には、予算の中で業者に発注するものもあるし、市の中で直接対応するものがあるということで、以前ですね、業者に全体的に委託したらどうかという、それも考えたことありますけれども、これがかなり高額になりまして、個別で発注したほうがやはり経費的にも効率化できるということですので。ただ、やはり市だけでは、市の職員だけではできないものは業者に対応していただくということをとっております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 道路につきましては、緊急性のあるところから予算の確保をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、みなくるバス乗り合いタクシーの改善拡充について答弁を求めます。
吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、みなくるバス及び乗り合いタクシーの改善拡充について順次お答えします。

初めに、実証運行に向けた地域説明会の参加人数及び地域説明会開催時の地域からの要望はどのようなものかについてお答えします。

市では、乗り合いタクシーの実証運行を実施するに当たり、8月上旬から、沿線地域7カ所で地域説明会を開催してまいりました。特に高齢者の方など、生活に必要な新たな公共交通となる乗り合いタクシーの運行説明会であるため、地域の方には大変関心を持っていただいております。7カ所で134人に参加していただいております。また、地域説明会でいただいた主な要望としまして

は、週1回のみでの運行であることから、運行日及び運行本数の増加、停留所の増設、スクールバスの活用がございました。

なお、停留所の増設につきましては、運行ルート上で対応可能な箇所につきましては、設置することとしております。

次に、実証運行に当たり、乗り合いタクシー本来の利便性を生かしてはどうかについてお答えします。

今回の実証運行では、昨年度に実施しました乗降調査及びアンケート調査の結果、週1回運行の場合、各路線で各便において必ず利用していただくことができ、乗車定員10人のジャンボタクシーで十分乗車ができることが判明しております。また、乗り合いタクシーが自宅から目的地まで送迎することは、本来のタクシー会社の業務を圧迫しかねないとの判断から、ルート及び停留箇所を定め、予約が不要な路線定期運行の形態としております。

議員から御指摘いただいております、自宅から目的地まで好きな時間に行くことができるタクシー本来の利便性を生かすことは、利用者にとってはより便利であると考えますが、本市としましては、今回の実証運行では、効率性・採算性を考慮し、路線定期運行により運行する計画としております。

なお、半年間の実証運行後、利用状況等を分析し、効率性・採算性及び利便性を考慮した上で、運行内容について見直してまいりたいと考えております。

次に、高齢化や人口減など将来的なことを見据え、利用者、行政、関係会社が話し合っていく場をつくるのはどうかについてお答えします。

市では、持続可能で地域の実情に応じた公共交通体系を構築するため、行政、各交通事業者、市民代表等が構成する水俣市地域公共交通会議を設置し、協議を行っております。今回の乗り合いタクシー実証運行につきましても、同会議の承認を得ております。さらに、環境モデル都市推進のため、市環境モデル都市推進課が所管する自転車・公共交通円卓会議が設置されており、マイカーから自転車・公共交通への転換に向けた公共交通のあり方について協議が行われております。

今後も、引き続き、両会議を通して将来を見据えて、市内公共交通体系をどのように構築すべきかを協議してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 この乗り合いタクシーの実証運行は、本当に、こんなに早く実現すると私思っています。とてもよかったと思っています。2年ぐらい前でしたか、東部のほうに行って、高齢者の方とお話をしたときに、みなくるバスは通ったけど、そこまで行きらんもんなと、とにかく大通りまで出れないというような話とかがありまして、なかなか、私が迎えに行くわけにもい

かないからなとか、いろいろ思いながら、そういう話を聞いてました。乗り合いタクシーのようなものかできたらいいなというふうに思ってたので、私以上にそういう高齢者の方々は、もしくは何も公共交通機関がないところの方々は、とても歓迎をされているというふうに思います。

それで、きょうの質問の趣旨というのは、実証運行をどんどん進めてもらいながら、そしてその中でいろんな方の意見も聞きながら、実際の運行のときには、皆さんの要求に沿った、願いに沿った形での運行になればいいなというふうな思いで質問をさせていただいております。

それで、それを前提として、実証運行は実証運行であれですけど、私かタクシー本来の利便性を生かすことも云々とお聞きいたしましたのは、やっぱり、例えば来年、また次の年、どんどん高齢化は進んでいくわけで、バス、乗り合いタクシーに、この実証運行のパターンの乗り合いタクシーに乗れた方も、それにも乗れなくなるときが来るわけですね、全体としては。そういうことも考えると、タクシー本来の利便性というのは、自分の家から目的地までという基本ですけども、それにより近い形での運行を考えることもぜひやっていただきたいなというふうに、実証運行しながら、皆さんの意見を聞きながら考えていっていただきたいなと、地域公共交通会議でもぜひ議論をしていただきたいなというふうに思うんです。

先ほど、タクシーの自分の家から目的地までというふうにやっちゃうと、タクシーを圧迫すると、民間のタクシーを圧迫するという話がありましたけれども、私は、山鹿市でタクシーに乗ったときに、山鹿市も乗り合いタクシーをされてまして、月ごとにタクシー会社が交代で当番制になってると、どうですかと聞いたら、当番になったときは売り上げがぐんと上がるというふうにおっしゃってました。これはタクシー会社としても助かるという話をされてたいですね。やりようによっては、タクシー会社さんも立つし、乗るほうもとても便利ということでだって考えられる策は実際もうやられてると思いますので、そういうことも含めてぜひ今後検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 時間がありませんので、簡潔に答弁をお願いします。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） タクシー本来のデマンド型といいますか、ドア・トゥー・ドアというやり方かと思えますけれども、それと、山鹿市での事例の件につきましても、今回実証運行をやった上で、そういった点も含めて十分に検証していきたいと思えますし、どういう方法がやっぱり山間地、空白地域に住まわれる方々の利便につながるのか、町中に住んでいようと、やっぱり山間地域に住んでいようと同じ市民でございまして、そういった視点は欠かさないようにしていきたいと。それから、芦北町あたりで取り組まれているケースもございまして、その辺も十分に踏まえて、今後、よりよい公共交通のあり方というのを検討していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1 時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、こんにちは。

新政同友クラブの塩崎です。

昼食後の眠たい時間ではありますけれども、聞き耳だけは立てていただきたいと思います。

連日の一般質問の中でたびたび発言があった県内での中学生のサッカー練習試合中に差別発言がありました。健全な青少年育成の観点から、私にとっても大変ショックなことでした。環境学習や情報発信等を通じて全国の小・中学生が水俣病に対する理解は向上してきているものと思っておりましたが、残念なことになりました。原因として、いろいろな事情が考えられると思いますが、今後、こういう事態を起こさないためには、早期に水俣病問題が解決されることではないかと思えます。元教育者である宮本市長もこの件に関して心を痛めておられると思えます。この教え子たちのためにも、また水俣市民のためにも水俣病の全面解決に向け、なお一層の指導力を発揮していただきたいと思います。

では、通告に従い、登壇より質問をします。市長及び執行部よりの明確な答弁を期待します。

1、経済の活性化と雇用の創出について。

宮本市長は所信表明の中で、環境を市政運営の基軸に据えながら経済の活性化が、すなわち雇用に結びつく施策を展開し、環境で飯が食えることを市民が実感できる経済政策を推進すると言われていました。しかし、風力発電及び竹バイオ事業が断念されるという環境首都づくりを目指す水俣市にとっては大変残念な結果となりました。そこで、下記のことについて質問します。

- 、環境政策から地域経済の活性化について、具体的な施策とは何か。
- 、雇用に結びつく施策とは何か。
- 、総合経済対策課の目的と役割は何か。
- 、新幹線開通を目前にし、今後の湯の児・湯の鶴の観光業はどうするのか。

2、みなまた環境まちづくり研究会について。

新聞報道によると、クリーンエネルギーを活用して地域活性化を図り、地域主権型社会への転換を目指す総務省の緑の分権改革推進事業の一環であり、県内ではエネルギーの地産地消を目的

に、県と熊本市、水俣市、長洲町、五木村、水上村が受託し、計19事業の調査に取り組んでいくということです。そこで、下記のことについて質問します。

- 、研究会の目的は何か。
- 、実証実験の内容と実流化のめどはあるのか。
- 、10月発足とあったが、計画書はできているのか。

3、消防団活動について。

自分の郷土は自分たちの手で守るという強い使命感を持ち、自主的精神に基づき活動しておられます。ふだんはそれぞれの職場で働き、火災や災害が発生したとき、市民の生命・身体・財産を守るため活動するのが消防団です。そこで、下記のことについて質問します。

- 、消防団活動の意義と役割は何か。
- 、他市町村の行政支援と比較して低いとの意見があるが、見直しはしないのか。
- 、消防団活性化のため、今後の行政支援体制をどうするのか。

4、行財政改革について。

平成21年度新たにスタートした第4次行財政改革大綱は、意識改革、行政改革、財政改革の3つの改革を柱に据え、具体的推進項目として8つの視点から将来にわたって水俣市の発展が図られるよう行財政全般にわたる実効性のある改革に取り組むものです。そこで、下記のことについて質問します。

- 、職員の意識改革の現状と今後の課題は何か。
- 、市民サービスの向上とあるが、具体的によくなった点はあるか。
- 、メンタルダウン者の現状とケアを含めた防止策はあるのか。

これで登壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済の活性化と雇用の創出については私から、みなまた環境まちづくり研究会については副市長から、消防団活動について及び行財政改革については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

まず、経済の活性化と雇用の創出についてお答えします。

環境政策から地域経済の活性化について具体的な施策とは何かにつきましては、現在、太陽光発電設置事業の地元業者への発注に対し、1キロワットにつき市の補助5万円とは別にプラス2万円加算するなどの補助制度を拡充するとともに、公共施設への太陽光発電を初めとする新エネ

ルギー設備や電気自動車の導入による地元業者への優先発注、環境に配慮したエコモデルハウスの普及、学校エコ改修事業などにより地場企業・地元業者への発注を推進することで経済の活性化を図っているところです。

次に、雇用に結びつく施策とは何かについてお答えします。

雇用に結びつく施策で即効性のある施策は、企業誘致が一番ではないかと思っております。しかしながら、日本の経済は、一昨年末の世界的な景気後退の影響から、やや回復傾向にあると言われておりますが、まだまだ、各企業も進出・投資を控えられており、企業誘致も大変難しい状況にあるのが現状です。

このような中に、一昨日の谷口議員にお答えしましたとおり、産業団地内に蛍光管リサイクル企業の進出により12名の雇用がされており、現在、関係会社で研修中とお聞きしております。さらに、マルイ食品株式会社しらぬい工場の工場増設に伴い、ことし12月稼働予定で20名の新たな雇用が創出される予定とお聞きしております。

福祉関係においては、茂木ノ里において、地域密着型特別養護老人ホーム並びに認知症対応型通所事業を含め、来春の開所予定で、新卒の地元高校生10名の採用予定を含め、40名を超える雇用が創出されるとお聞きしております。淵上病院においても、認知症対応型共同生活介護グループホームが来年1月開所予定で10名程度の雇用、株式会社ニチイ学館が同じく来年春開所予定で10名程度の雇用が創出されるとお聞きしているところです。本市の厳しい雇用状況の中にも、来春までに90名を超える新たな雇用が創出される予定でありますので、本当にありがたいと思っております。

現在、水俣市誘致企業立地促進補助金の見直しを図り、操業開始時の新規地元雇用者の数を中小企業にあっては、10人以上から5人以上へと条件を緩和しております。これからも、1社でも多く立地していただけるよう、さまざまな情報を収集するとともに、本市の情報を提供しながら、積極的に企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

また、雇用の対策については、地元企業の訪問を継続し、経営状況、雇用状況を把握するとともに、雇用の確保や新たな雇用の創出に結びつくようなさまざまな情報を提供するとともに、熊本県緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用再生特別基金事業や水俣地域産業・雇用創出事業も活用しながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、総合経済対策課の目的と役割は何かについてお答えします。

目的につきましては、さきの6月議会において所信表明で申しましたとおり、本市の地域の経済振興や雇用対策について機動力を持ち、具体的に推進を図ることを目的として、7月に5人体制にて総合経済対策課を設置しました。役割としましては、経済の振興・雇用の確保が最重要課題でありますので、企業誘致については、情報収集に努めながら、積極的に企業訪問を行い、1

社でも多く立地し、雇用の創出につなげていかなければならないと思っております。

企業対策については、現在取り組んでおります市内への企業訪問を強化し、経営、雇用状況、新商品開発などの現状の把握を行うとともに、国・県・市などの補助・支援・融資制度を紹介しながら、経営の安定化、雇用の確保・創出を図っていくことが重要な役割であると考えております。さらに、市内外での異業種、企業間マッチングを探り出し、起業化へ結びつけ、一人でも多くの雇創出していかなければならないと思っております。

総合経済対策課は、本市にかかわる商工観光関係に限らず、農林水産、土木建築、医療、福祉、環境関係など、さまざまな経済活動を結びつけながら、企業の育成・支援、企業誘致の促進、雇創出の対策を行っていくことが役割であると思っております。

また、庁内においては、関係部署との連携はもちろん、第5次総合計画との整合性を図りながら、常に経済、雇用という視点から、新たな施策を生み出し、推進していく役割があると思っております。

本市の経済状況は、依然厳しい状況ではありますが、一步一步、将来の水俣の活性化のため、どのようにして雇創出に結びつけ、元気な水俣をつくっていくのか、これからも小さなものからでも確実に成果を出しながら、大きな成果へつなげていけるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、新幹線開通を目前にして、今後の湯の児・湯の鶴の観光業はどうするのかについての御質問にお答えします。

新幹線の全線開通後は、福岡都市圏や関西圏から、これまで水俣を訪れたことがない観光客の入り込みが期待されます。しかし一方では、移動時間の短縮により観光地間の競争がますます激化することが予想されるため、新水俣駅から市内の観光地への交通アクセスの向上やPR活動をこれまで以上に行わなければならないと考えております。

まず、交通アクセスにつきましては、今年度末から約3カ月間の予定で、ワンコイン500円での観光乗り合いタクシーの実証実験が予定されており、湯の児・湯の鶴へのアクセス向上につながるのではと期待しております。

次に、観光地水俣のPR活動につきましては、旅行雑誌「じゃらん」などへ、湯の児・湯の鶴温泉等の情報掲載を行い、観光地としてのイメージアップを図っているほか、今議会で補正予算として計上させていただいております福岡地下鉄への広告掲載など、新たな客層をターゲットにした広報を行い、湯の児・湯の鶴温泉等のPR、集客増に努めてまいりたいと考えております。

このほか、旅行会社に水俣の観光素材を活用した旅行商品開発を行っていただくため、旅行会社のエージェント招致事業を実施する予定であり、旅行のプロの目で水俣の観光素材を見ていただき、アドバイスをいただきながら、来年度以降、水俣の温泉旅館に宿泊する旅行商品開発につなげたいと考えております。

また、現在、みなまた観光物産協会で行っている潮見御膳、春御膳、湯の鶴御膳が開業に合わせて、より魅力的な内容となることを期待しております。さらに、現在開業に合わせて水俣・芦北名物弁当開発を当観光物産協会を進めており、開業時にはお披露目されると聞いております。

本年度は、湯の児地区を中心とした水俣市観光振興計画を策定しますが、現状分析を十分に行い、観光に携わる方々や地元の御意見をお聞きしながら、早急に打開策を講じていきたいと考えております。

湯の鶴温泉については、本年3月に策定した湯の鶴観光振興計画に基づき、現在、県芦北地域振興局と温泉街部分の県道水俣出水線のカラー舗装化に向け協議を進めており、市に寄附していただいた旧湯の鶴旅館についても、活用策を今後検討してまいります。

また、みなまた観光物産協会に、本年5月から事務局長を置き、事務局体制の強化を図っており、水俣の観光PR及びおもてなしの強化につなげていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 経済の活性化と雇用の創出ということで、いろいろ、これは先日の谷口議員の質問と若干関連することがありましたので、環境政策からは地域経済の活性化と雇用に関しては同じような回答ということで、市長の仕事というのは、やっぱり金を持ってくるというか、金を取ってくるといいますか、国とか県とかに対して、あとは副市長を初め部長さん、課長さんがどういうふうな配分で使うかということですから、水俣から極力出られて、そういう金ぶん取り作戦をやっていただきたいというふうに思ってます。

2回目の質問ということですが、今、雇用に結びつくということで、食品会社の貸付金というふうなお話が前回、マルイ食品ですか、20人ぐらいの雇用があるということで、それは地域総合整備資金貸付金ということで、新聞等には、ふるさと融資というふうに書いてあったんですけども、これが我々は予算書で見たんですけども、新聞の報道のほうが早くて、これの貸し付けた経緯といいますか、それと財源といいますか、あと償還方法がもしわかれば教えていただきたいと思えます。

もう1つですね、総合経済対策課の話なんですけど、ことしの2月に2期目の市長選で宮本さん市長に再選されまして、1期目はいろいろ地域経済の活性化という目的で企業誘致を一生懸命やりますということで企業訪問されたということで、今は結果としてまだなってきたと、そういう中で今回、2期目に当選されて、新たに市長選のときのマニフェストにもあったんですけども、総合経済対策室を設置するということになりまして、その後、課に昇格をして、それで庁内の職員の中で人事異動という形で経済対策課ということになっておるんですけども、私は今、ピラをつくって配って回ってますけど、要するに、これはもう宮本市長の経済の活性化に対する気合いの入れ方が違うんじゃないかなというのがあったもんですから、せめて、課長さんとい

ますか、それはやっぱり、例えば民間人から連れてくるとか、例えば県庁あたりから、まただれかそういうふうな専門家といいますが、そういう方を連れてきて、新たな考え、新たな視点での、要するに企業の誘致というか、雇用を含めたところですね、やり方をされるんじゃないかなというふうに思っておったんですけども、結局、通常の人事異動みたいな形になって、私としては非常に残念だったんですけども、2つ目の質問として、民間人登用による、そういう経済対策は考えられなかったかどうか、教えていただきたいと思います。

もう1つは、新幹線の湯の児・湯の鶴の件で、いろいろやられてるということで、関西とか福岡から来るという、そういうときにはPRをしなきゃいけないと、これは私もそう思います。交通アクセス、500円、観光物産といろいろあるんですけど、私は、新水俣駅に行ってみました。余り新幹線に乗ることないんで余り行かないんですけど、一応観光関係のパンフレットとか看板とかどうなのかなと思って、行きますと、あることはあるんですね。例えば外に、駅の構内に入る側の右側にマップが何かあって、確かに地図みたいになってます。よく見ると、いろいろ蘇峰先生の何とかかんととか、あとは薬屋さんがあったりとか、それもあります。外側のタクシー乗り場の、ちょっと初野団地側のほうにも総合案内とかあるんですけど、非常に目立たないんですね、目立たない。本当、観光に力を入れようとしているのかというのがあるんですよ。

あと、構内に入ると、パンフレットいっぱいあるんですよ、パンフレット。今一番目立つのは宮崎の何とかかんとかしてて、黄色いやつで、でかいのを張ってあるんですよ。じゃあ、湯の児・湯の鶴の人、ほかのやつと一緒にようなとこにあって、それもぐるっと回ってみたいとわからないと、改札口から出ていったらわからないと、駐車場へ行くときはちらっと見えるかもしれないんですけど、奥のほうには、工業高校生とか普通高校生のいろいろな作品があるんですけど、あれはもっと、湯の児とか湯の鶴とか、その辺のでかいポスターをつくって張るとかですね。例えば外に出てタクシー乗り場ありますけど、有名な観光地は、漫画チック的なでかい地図を書いて、ユーモアたっぷりに、例えば湯の児温泉、こういうのがあります。カップはいないんですけど、そういうのありますとかね、そういうふうな夢のある、要するに目に訴えるような看板が必要じゃないかなと思うんですよ。だから、3回目の質問として、その辺のやつをやれないかと。

もう1つは、湯の児・湯の鶴の件ですけども、湯の児は非常に景観がいいと、海水浴、魚釣り、先ほど市長のほうから、料理というのがあって春御膳、私もちょっと食べにいきました。余り、また食べようちゅうてならなかったです。また食べにいこうという気にならなかったですね、値段は高いし、やっぱり特徴がないんですね、特徴。ただ、海のものがいっぱいあると、あれはいいんですけど、肉が載っかって、ちょっとひからびるとか、野菜もちょっと、もうちょっと、もう売り物になるかならんかぐらいの差だとか、そういうふうな、いかにも食欲をそそるといって、それは行政の話じゃなくてですね、だから、そういうふうな、今、湯の児・湯の鶴は観光客

のターゲットをどこに絞るかということですね。私はやっぱり湯の児は家族連れとか若者ですね、海水浴場があるわけですから、そういうターゲットに絞ってやると。湯の鶴はですね、高齢者はお金持ってます。要するに、昔の湯治とかいう、そういうふうないい温泉があるわけですから、その人たちをバスで連れてくるとかですね、やっぱりそれをターゲットを見きわめていかないと、みんなにいいというのはないと思うんですよ。

今、湯の鶴の話しましたが、以前、大川議員がゲートボール場の話をして、私もたまに電話がかかってきて、ゲートボール場行くんですけど、要するに1面しかないんですよ、今。昔は2面あったということなんですけど、せっかく環境モデル都市ということであれば、もう少し、2面にして、屋根にソーラーシステムをつけて、昼夜でもできますよと、夏・冬、冷暖房もできますよと、これはちょっと大きな話ですけどね、そういうふうな売りを出して、泊まっていたいて、ゲートボールして、また次の日もしてもらって、そういうふうな温泉に入って帰ってもらおうと。もう1つは、エコパークにグラウンドゴルフ場があるんですけど、やっぱり湯の鶴にもそういうのが1つあってもいいんじゃないかと、グラウンドゴルフが好きな人もいますし、ゲートボールが好きな人もいます。やっぱりそういうふうな、温泉だけでは来ないと思うんですよ、これから先は。何か楽しいものがありますと、そういう形でやっていかないと、やっぱり観光業は続いていかないんじゃないかなと思います。それは4番目ですね、湯の鶴のやつをそういうのができないかと。

あと、湯の児・湯の鶴、両方ともですけどね、地元で危機感がないんですよ。地元の旅館の人とか、湯の児も湯の鶴も、市民の方もですね。あと、そういう漁業組合の方とかですね。それで1回電話がかかってきて、湯の児に海水浴場、まだ夏休みじゅうに行ったんですけど、これちょっと、行政に一度電話したんですね。何か泳げばさされると、クラゲじゃないみたいですね、赤くなったりするわけじゃないんですけど、そこのそばにおられる女の方が、要するに砂浜は入っちゃおるんですけど、どうもその辺の砂浜で仕切ったみたいになっとんですね、今。ああいう状況で若干海中の状況が変化したんじゃないかと。要するに漁業組合とか、そういう人たちのコミュニケーションがとれてないと。だから、今までは行政としては指導されてきたということなんですけど、やっぱりここまでくると、やっぱり本当のお互いに危機感を持って、強いリーダーシップで行政と指導していただけないかと、この5つを質問させていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 第1点のふるさと融資の件については副市長のほうからお答えをさせていただきます。

それから、総合対策課に民間人を登用は考えなかったのかということでございます。確かに新たな視点でいろんな角度から見て、改革のためにも民間人を登用するというような方法ももちろ

ん考えられると思いますし、有意義なことだと考えております。ただ、私の場合は、今回は、これを立ち上げましたのは、もう何回も申し上げておりますけれども、塩崎議員の言葉をかりますと、気合いを入れてやるんだというようなところで特化をさせていただいたところでございます。まず、やっぱり一番内情を知っているのが職員でしょうし、職員を育てるという意味もありますし、今回、自分たちの力で何とかひとつやっていこうというような思いで職員を採用したところでございます。

それから2つ目、新水俣駅に一つ方向をめざすのがないんじゃないかというような御指摘でございます。私もそれは同感でございますので、今つくっておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから、観光客のターゲットを絞る必要があるんじゃないかと、まさにそのとおりだろうと思っておりますし、このことにつきましては、以前もいろいろ御指摘もあっております。例えば中村議員だったでしょうか、湯の児あたりは若者の集まるような、何かそういうしたらどうか、湯の鶴は熟年の方々がおいでになるような、そういったターゲットを絞ってやったらいいのではないかとというような御指摘も受けております。今後、そういうところも含めながら、また今おっしゃったゲートボールの会場でありますとか、そういったのが何か一つ目玉としてできるような方向も視野に入れながら、今後検討させていただきたいと思っておりますが、今、我々の話の中では、例えば湯の児と湯の鶴、比較してみますと、湯の児は潮騒、それから湯の鶴のほうは川のせせらぎ、塩湯、そして非常にやわらかなお湯、そういったところで非常に好対照のところ、海の料理、山の料理、好対照のところだから、例えば2泊3日でセットにして、ツアーみたいな形でできなかいだろうかとか、そういったところもいろいろ夢を描きながら検討しているところでございますので、御理解をいただければなと思っております。

それから、地元の危機感が余りないようじゃないかと、もうちょっと我々も出ていってリーダーシップを発揮して指導すべきじゃないかというようなことでございますけれども、それぞれ旅館の女将さん方とは、それなりにいろいろ話をさせていただいているところでございますけれども、みんな一緒にまとまって、さあ振興にというところまではまだいっていないのが現状じゃないかと思っておりますので、引き続き、出かけていって、お話をさせていただければと思っております。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） ふるさと融資についてお答えいたします。

今回、貸し付け額が大体1億円、無利子の融資になりまして、金利につきましては、市のほうが負担していくという形で、これまでも、いろんな福祉施設とか企業とかに貸し付けを行っております、それぞれの企業が新たな投資をするときの支援という形で、国の認可を受けながら、

財団の認可を受けながら、市で貸し付けをしていきます。保証人につきましては、銀行のほうが立ちますので、不測の事態があったときは、そちらのほうでやっていただくと、水俣市は利子分だけを負担するという形の制度になっております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 本当、あと、来年3月ですね、新幹線。それに間に合うかどうかはちょっとわからないんですけども、極力間に合う形で頑張っていただきたいと。

3回目の質問ということですけど、湯の児に足湯をつくるというのがありまして、今までも何かのことは話されたんですけど、湯の児というのは、さっきも言いましたけど、温泉ですね、やっぱり。足湯にわざわざ行くのかなと。一時期は、あちこちに足湯があって、テレビで中継したりとかしてましたけど、最近は余り聞かないと。だんだん寒くなってくると、逆に、どうなのか、私もようわからんですけど、私はあんまり行こうとは思わんですけど、そういう意味で、大きなお金ですね、5年間で6億という話だったですね、やっぱり、費用対効果ですね。1つ、私も気になっとるんですけど、中尾山に展望台をつくりました。大分たちますね、日にち的には。じゃあ、展望台つくる前と、つくった後に、入り込み客と申しますか、訪れた客がふえたのが減ったのか。

きのうテレビでも、あそこのエコパークの恋人の聖地モニュメントで、RKKが来てちょっとやってましたけど、その非常につくるのはいいんですけども、つくるのに、あそこは大した費用じゃないからあれですけど、中尾山は5,000万、今、スカイロードをまた直したりして、また5,000万という形でやっておると、やるのはいいんですけども、じゃあ、果たしてやった後の検証と申しますか、効果ですよ。その辺がだからどういうふうな効果が見られてるのか、我々全く見えないわけです。だから、市民の方が言われるのは、何でもやりっ放しと、そういう印象しかないわけですよ。せっかくお金使います、これは全部税金ですから、お金使うわけですから、それはそれなりに生きた金になるようにやっていただけるのかどうか、そこひとつ最後質問して終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） おっしゃるとおりだと思います。費用対効果というのをしっかり考えていかなければならないし、そのことについても検証をしていかなければならないと思っております。湯の児の足湯につきましても、さらに検討を加えていかなければならないと思っておりますけれども、当初、何とかお客様を呼べる方法を考えなきゃいかんということで、いろいろな方法をこういうふうにございですが、湯の児の足湯にしても、地元の旅館の方から聞きますと、昼間ちょっと休憩するようところが余り湯の児にはないんだとか、いろんなそういう話もありまして、何とかお客さんに来ていただく方法はないんだろうかということで、いろん

な提案をさせていただいているところでございますけれども、今おっしゃるように、本当に費用も非常に高いのを使っておりますので、その分のことは本当に費用対効果がきちり出るような形で今後検証を進めながらやってまいりたいと思っております。御支援のほうもよろしく願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた環境まちづくり研究会について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、みなまた環境まちづくり研究会について、研究会の目的についてお答えします。

本研究会は、本市がこれまで培ってきた環境に関するノウハウを生かし、市民の皆さんが切望される地元の産業振興、雇用創出など、今後、地域経済の活性化を図るために調査研究を行うことが目的でございます。

具体的には、環境産業等を軸とした先進的なまちづくりと地域活性化を進める全体構想をまとめるとともに、具体的なプロジェクトとそれを実現させるためのアクションプランを導くことであります。特に人口増加、産業育成といった地域の活性化に結びつくコンセプトを導くこと、将来の環境・エネルギー関連産業や新規ビジネスにつながる実証研究・実証事業の実現を目指すこと。また、各施策の連携、循環による環境にすぐれた特色ある持続可能な社会システムを構築し、国内外との連携・展開を目指すこととしております。

次に、実証実験の内容と実流化のめどについてお答えします。

新聞報道による波力、小水力発電等の実証実験は、総務省の補助事業、緑の分権改革推進事業として、熊本県が国から委託を受け、その再委託先として水俣市が認定され実施するものでございます。

その内容は、波力発電、小水力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用したスマートグリッド、いわゆるエネルギーの効率活用を実証実験として行うもので、実験を通じて課題や問題を洗い出し、実用化に向け、システムを構築していこうというものでございます。

具体的には、波力については波高、周期などのデータ収集や最適な規模の検討、小水力発電については設置場所の検討、また太陽光発電と波力、小水力発電との連携、スマートグリッドの構築及びこれらを活用した観光視察等の受け入れ検討を行うこととしております。

今年7月30日に実証実験調査に関する検討委員会を立ち上げ、専門の先生方に検討を開始していただいております。今秋には実証実験が開始できるよう準備を進めているところです。

この実証実験は、みなまた環境まちづくり研究会の事業として行うものではなく、総務省の単年度の補助事業となっておりますので、結果の報告は今年度中に県や国に行うこととなっております。

ますが、今般設置を予定しているみなまた環境まちづくり研究会にも結果を報告し、新水俣産業団地での活用などを研究会で検討していきたいと考えております。

次に、10月に発足とあったが、計画書はあるのかについてお答えします。

本研究会の実施は、国及び県の補助を受けて実施するものであり、現在、その補助金交付申請に向け、国・県と協議しており、仕様書及び計画書などの関係資料は作成作業中でございます。予算が確定しましたら、研究会を発足し、今年度3月までに報告書を取りまとめる予定となっております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 これも報道で知ったということですけど、行政の方をお願いしても、みなまた環境まちづくり研究会という、案ということでちょっと資料いただきましたけども、この資料は2枚しかなくて、大して具体的には書いてないんですけど、新聞等によると、やっぱり水俣は波力発電という形での、要するに受託をされたということですね。先ほど、森副市長とはちょっと話したんですけど、聞くのは聞くんですけど、実際にどういう規模になるのかというのはようわからんし、宮本市長の場合、市長選のマニフェストにも小水力発電を推進していきますと、小水力というのは、水俣は水量は豊富です。特に山合いは豊富ですね、あの辺に、それぞれ家庭の電気ぐらいは何とか賄えるというか、そういう形で小水力かと思うんですけど、波力に関しては、非常にわかりにくいということで、1つ質問としては、波力発電という形で、もし実証実験をやりました。めどが立ちましたと、最終的に事業化まではいくかどうかちょっとわからんですけど、そういうふうになったときに、どういうふうな効果といいますか、そういうふうな期待されるのかをひとつ教えていただきたいと思います。

もう1つは、新産業団地ということで、カーボンフリーエリアと、この間の話では、15ヘクタールぐらい造成をしますということで、この辺は太陽光発電とか、その辺を設置されるというふうな感じじゃないかと思うんですけども、最終的には、エネルギーの発信基地みたいな形で終わるのかどうか、2つ目の質問として教えていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、お答えいたします。

まず、波力発電につきましては、私も専門ではありませんので、内容等につきましては、十分お答えできるかわかりませんが、この前、発足式のときに、山口大学の先生が担当されておりました、お話を聞きました。通常であれば、日本海とか、そういったところで、波があるところのほうが発電が上がるのかなと思っておりましたけども、やはりこういった内海でも十分それはできるということで、今回の実証実験を通じて、本当に発電能力といいますか、規模がどういう形が出てくるか、その実証をやっていくということで、事業化とか先の問題につきましては、

今回の実証実験の結果で出てくると思うんですけども、やはり今回、みなまた環境まちづくり研究会のほうでも、こういったさまざまな再生可能エネルギーをあわせて、どうそれをうまくコントロールしていくかというのが1つの研究のテーマになっておりますので、そういった中で可能性があれば、今後そういったものを考えていく必要があると思っております。

それと、新産業団地につきまして、太陽光発電のエネルギーの発信地になってしまうのかということですけども、そういったことじゃなくて、やはりあくまでも産業団地として企業誘致を図りたい。ただ、今、いろんな、先ほども申し上げましたように、経済危機の中で、なかなか国内での企業誘致というのは難しいと、そういったものを、やはり新しい電力とかCO₂フリーの産業団地をつくることで、誘致をするメリットになるんじゃないかと、そういった意味で、新しいそういう企業の誘致のための後押しができる、そういった意味で、今回、再生エネルギー、そういったものとあわせた新しい産業団地を考えていきたいというのを一応研究テーマに掲げております。

○議長（松本和幸君） 次に、消防団活動について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、消防団活動についてお答えします。

まず、消防団活動の意義と役割は何かについてお答えします。

消防組織法第1条に、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」と明示されています。この任務を遂行することが消防団及び消防団員の崇高な使命です。このため、消防団員は、ふだんは自分の職業につきながら、火災はもちろんのこと、地震や風水害時等にも最前線で災害対応に当たるとともに、災害時以外には火災の予防や住民に対する防火・防災の啓発など、幅広い分野で活動し、地域の消防・防災のリーダーとして重要な役割を担っています。

次に、他市町村の行政支援と比較して低いとの意見があるが、見直しはしないのかについてお答えします。

確かに、当市の消防団員への報酬及び出動手当については、近隣の他市町村と比較して低いのが現状です。しかし、消防団の経費として、装備や活動などに支出しているものもあり、単純に見比べて判断できるものではありません。今後、他の市町村の状況を調査し、財政状況等も加味しながら検討を行っていきたいと考えております。

次に、消防団活性化のため、今後の行政支援体制をどうするかについてお答えします。

消防団は、火災その他の災害から市民の生命、身体及び財産を守り、住民生活の安全を確保す

るために、大変重要な役割を担っていると認識をいたしております。市としても、消防団の意見を尊重し、団運営及び活動が円滑に進み、消防団が活性化していくよう、できる限りの支援を行っていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 消防団活動の意義と役割ということで、いろいろ今答弁いただきました。ここに公式な記録ということです。これは平成15年7月に宝川内等でありました水俣市の土石流災害という形で、これは私もちょっと見まして、非常に感銘を受けたということです。皆さん、見られた方もおられるかと思うんですけど、ちょっと紹介したいと、消防団としてのやっぱり、先ほど言いました使命感というか、地域に密着した、そういう形でされてるということで、これは水俣の場合は、熊本県において、深川・新屋敷地区と宝川内・集地区で発生したということで、19名の方が亡くなっておるんですね、実際には。あそこに記念碑つくってあるんですけども、その中でいろいろ書いてあって、その中の1つに、消防団の殉職ということを書いてあるんですけど、ちょっと読みますと、水俣市宝川内・集地区の土石流災害により、水俣市消防団第6分団長、副分団長、第10部長の3名の方が消防団員として殉職をされたと。そのときの状況をちょっと書いてあるんですけども、彼らは、雷鳴とどろく豪雨の中、午前2時ごろから地域住民に避難を呼びかけて集地区を回るとともに、増水した川を渡れずに逃げおくれていた1家族6名を救出されたと。その後3氏は、住民の避難誘導及び救助に向かうところを目撃されたのを最後に、午前4時20分ごろ、土石流により行方不明となり、捜索のまいなく殉職をされたと。

要するに、消防団員の方というのは、命がけの仕事だということですね。これはもうわかっと思ってしまうんですけども、これは改めて私がここで質問したのは、そこを言いたかったわけです。消防団の人は、命をかけてやってるんだと、そこを理解した上でですね、もう一つの役所の対応ということで、このときの状態、水俣市の初動対応についての検証ということで書いてあるんですけど、これは役所の批判ということになって、書いてあることを読むだけですから。

水俣市においても、職員登庁におくれがあったと。水俣市役所では、午前1時55分の警報発表を受けた宿直室からの連絡に基づき、最初の職員が登庁したのは午前3時ごろであった。午前3時14分には、熊本県土木部所管の土砂災害情報がファクスで自動送信されたが、参集している職員も少なく、見逃していた。また、災害が発生する午前4時前後には、市民からの災害情報が市役所に寄せられたが、限られた職員で十分な対応ができなかったと。また、初動時において、水俣市と警察や消防本部、消防団間の連携が十分ではなかったというふうに書いてあるわけですね。

だから、消防団の方は地区地区におられるということで、そういう災害等が発生したときは、もう一目散に行かれるわけ、それはやっぱり役所の方は役所が仕事だという形で、深夜でもあったということで、こういう事情はしょうがないなと。こういう事情だからこそ、消防団の役割と

というのは非常に大きいと思うわけですね。ここで認識していただいて、1つ目の質問は、最後に言いましたけど、水俣市と警察や消防本部、消防団間の連携が十分ではなかったというふうに書いてあるんですけど、平成15年7月20日です。その後、いろいろな検証されたと思うんですけど、今、平成22年、きょうは9月ですけど、この間にどういう見直しがあったのか、1つ目の質問としてお願いしたいと思います。

もう一つは、先ほど報酬とか出勤費の話で、これは6月議会で野中議員も一応そういう質問されて、その中で、吉本部長のほうは、市町村の状況を調査して検討したいというふうな発言があったものですから、ちなみに、芦北とか津奈木とか県内のやつはあったんですけども、私は出水のほうにちょっと消防本部に話を聞きにいった、いろいろ教えていただきました。今言いましたように、出水のほうは、報酬の一例ということで、ちょっと話しますけども、水俣の場合は、団長さんは8万7,000円ですね、団長さんがあって副団長があって、分団長さん、副分団長、いろいろ役があって、一番下の団員の方が1万5,000円ですね、それを単純に計算ですが、上から下を一人ずつしたとき、足したときに、その総額が38万2,000円ですね、年額。ところが出水の場合は、団長さんが16万円ですね、団員の方が4万7,000円、合計68万5,000円あるわけですね。単純な計算ですから、単純なだけ差がわかりやすい計算をすると、差額が30万3,000円あるわけですね、やっぱり水俣と出水じゃ。

私はやっぱり消防団の活動というのは一緒だと思うんですよ、どこでも一緒だと思うんです。やることは一緒なんです。そら、財政上の問題はいろいろあるかもしれないですけど、活動としては一緒なんです。だから、一緒であれば、一緒の待遇ということは必要じゃないかなと私は思うんですね。だから、要するに出勤費を言いますと、水俣は、いろいろあるんですよ。火災、風水害、警戒、訓練、広報活動、捜索という形であるんですけど、これ、水俣の場合、1回が1,100円ですね、1,000円から1,100円、実際の災害以外は、訓練をしたりとか広報活動、捜索とか、行方不明者の捜索したときには1,000円ということですね。出水の場合は、すべて5,000円と、出水の場合は、そういう会議をされたときも5,000円という形で、これだけですね、水俣の場合、平成21年度は出勤回数というか、すべての回数を足したときに、4,360回ぐらい出勤したり、訓練されたり、そういうのをすべて入れて4,360回されとると。出水の場合は5,000円、人を探したときに4時間をオーバーしたときには、水俣の場合はプラス1,100円で2,200円、出水の場合はプラス5,000円で1万円という形で、先ほど吉本部長も言われましたように、水俣は非常にその辺ですね、消防団員が命をかけてやってることに対しての行政としての支援が非常に私は不足してるんじゃないかと、そういう意味からして、2つ目の質問として、これを見直して、例えば出勤費をですね、今は1,100円を2,200円にするとか、それくらい見直して、消防団の方に支援を強化するというお気持ちはないのか、これを1つお聞きしたいと。

それともう1つですね、以前、火災が発生したときに、消火作業中に、ある団員の方がくぎを踏んじったということで、けがをしまして、そういう状況で行政に話をしたら、要するに、鉄板で中敷きを四、五枚もらったと、これをはめとけということで行政からいただいたと。出水の場合は、今、要するに靴は半長靴ちゅうか、私も、よう半長靴、訓練のときに使う、火災や水災のときは、分団のそういうポンプ室の準備した長靴ですか、そういうやつを履いていくということで、今は編み上げ靴に変えつつあるということで、出水のほうはそういう形で、値段が高いんだけど、そういう形で支援をしてるということなんですけども、要するに靴の踏み抜きで、なぜ中敷きしかやらなかったのかですね。

それともう1つですね、4月25日、消防点検がありまして、これは毎年あるんですけど、表彰があるんですね、いろいろ、消防庁長官賞とか知事とか市長とかですね。それで、たまたま、たまたまなんかどうか、消防団の人の話聞くと、要するに現役の人はもう表彰状だけと、要するにOBの方は額に入っていると、昨年までは全部一緒やったという、ところが行政のほうは、いや、これはもう前からこうやということで、それは明確なあれやなかったですけど、私もそのときは、招待を受けまして行きましたけど、確かに賞状だけやったと、小学生、中学生の運動会の賞状とは違うわけですね。命をかけて市民の財産を守ってる人に対して、ぺらぺらの表彰状で、果たして行政として支援してますよということが言えるのかどうかですね、そういう問題があって、3つ目としては、これも改善する気持ちはないのか。

もう1つは、出水のほうなんですけど、出水は、やっぱり企業さんに勤めて消防団に参加されると、そういう消防団員を出されてる企業は、消防団協力事業所表示制度というのがあって、やっぱり協力してるということがあって、そういういろいろな、何かあったときには優遇されるということがあるんです。こういう方法をですね、やっぱり消防団の方が気持ちよく活動されるためには、企業のそういう協力というか、それは大事じゃないかなと思うんですね。そういうことで、こういう表示制度で何か、要するに公共事業があって入札のあったときは優先をすとか、そういう消防団で頑張ってもらってるから、そういう企業は優先して仕事をやりますとか、そういうことを考えてやるつもりはないのか、この4点をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） まず最初の、災害時における警察、行政、消防団、そういったものの連携につきまして、見直しを行ったのかということですが、あれ、15年災害のときの反省に立ちまして、まず、今現在、あのときの状況は本当もう突破的に集中豪雨になったということですが、今は注意報の前の段階で、気象会社と今契約を結びまして、担当のところにメールが入る形になってます。それでまず出勤をするということで、もう注意報が出たときには、担当職員がまず役所のほうにいと、まず夜警からの連絡じゃなくて、そういう形を使って、まず出勤し

ます。それで関係者を呼び出すという形にしておりまして、警察・消防本部、また消防団との連携ですけれども、これにつきましても、逐次、入ってきた情報を両方連絡をとりますし、災害対策本部設置が必要なときには設置をしまして、消防本部長、消防団長、役所に詰めていただいて、その中から指揮命令をとっていくという形で、15年災害の、今言われたのは、そのときの実情であって、それを踏まえまして、今、新たな形で防災体制の確立を図っておりますので、もう二度とそういったことがないように、みんなで力を合わせて防災体制の充実には今後とも力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 塩崎議員のほうから、冒頭でも平成15年災害のちょっとお話がございましたけれども、当時、私も総務課長で直接担当しておりまして、まさしく当時の状況というのがフラッシュバックして、ちょっと頭が整理がつかないようなところもございますけれども、報酬のお話もございましたけれども、確かに出水市あるいは伊佐市等、近隣の鹿児島県のほうの市の報酬手当、消防団員に対するそういった報酬手当というのは若干高いようでお聞きをしております。第1の質問で言いましたように、相当な経費もかかるということもございますけれども、確かに消防団員のモチベーションを上げていくという意味からは、当然必要なことではないかなというぐあいに考えております。さきの議会でも、この報酬手当については、そういったものについて検討していきたいということで御答弁申し上げておりますし、今現在も検討を続けております。したがって、もうしばらく、その検討結果を得て対応してまいりたいというぐあいに考えております。

それから、火災のときにけがをしないと、普通に鉄板をはめておけというようなことが何かなされたら、若干、そういうことであれば、消防団活動に対して、非常に軽々な目線があるんじゃないかなと思っております。決してそういうことではなかったとは私自身信じたいわけですが、今後、やっぱり消防団の活動に支障を来さないように、装備とかそういった点についても、また過不足ないように検討を重ねていきたいというぐあいに思います。

それから表彰状の件ですけれども、賞状に額縁をつけるかつかないかというだけで、表彰自体の価値が変わるとは決して思っておりません。ただ、改善すべきところがあるとすれば、その辺も含めてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、消防団活動に出させている企業、確かに企業活動を続けている中で、消防団員として企業職員が抜けると非常に事業自体も、いろんな意味で支障を来すのかなというぐあいに考えております。消防団に対する、消防団を出している企業について何らかの表示制度を設けるということについては、非常にそういう企業の側に一定の理解をしていただいているわけですので、当然、何がしかの表示はしていくことは考えていきたいというぐあいに考えております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 3回目じゃなくて、今の吉本部長の発言に対して、2つほど訂正をお願いしたいと思って、よかですか。

やっぱり3回目になるとですか。じゃあ、3回目いきます。

じゃあ、1つ、今、吉本部長の話の中で、ほかが高いということじゃなくて、水俣が低いという感覚で考えていただきたいと、ほかが高いんじゃないかと水俣が低いわけですから、それと額縁の件は、やっぱり私は違うと思います、受け取る側からすると。だから、額縁があろうがなからうが変わらないというような発言されましたけれども、やっぱり違うんですよ、それは。そこはやっぱり行政として消防団の方にいかに感謝をあらわすかということで、さっきも言いましたように、小学校の運動会で、はい、はい、やっとなと違うと私は思うんですよ。そこは、やっぱり気持ちを酌んで、これからはすべて、どういう状況であれ、額縁に入れるという形で進めていただきたいというふうに思います。それに対してどうなのかということ、それが1つですね。

もう一つは、去年の3月ごろに要望書というのが出て、それはいろいろあるみたいなんですけど、そういうのがやっぱり出るということは、行政としての指導の仕方が足りないんじゃないかなというふうに思ってますけど、この件に対して2つ目の質問として、どういうふうに考えておられるのか。先ほどの支援体制のどうのこうのというのは、若干重なるかもしれませんが、重ねて質問としたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 先ほどの答弁の中で不適切な発言じゃないかと、認識が非常に甘いんじゃないかと、そういうおしかりを受けましたけれども、もし、そういう御認識をいただいたのであれば、私のほうでもちょっと改めたいというぐあいに思います。

額縁の点についても、できるだけ改善できるようにしてまいりたいというぐあいに考えてます。

それから、指導といいますか、消防団との緊密な関係あるいは行政との関係、それについては、常々やっぱり会合等を持ちながら、いろんな形でいい方向に向くように努力をいたしているわけがございます。さまざまな案件がございますけれども、今後においても、じっくりと話し合いをいたしますし、その中に、当然行政も入ってまいりますので、一緒になってですね、その道が開かれるように一生懸命取り組んでまいりたいというぐあいに考えます。

○議長（松本和幸君） 次に、行政改革について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、行財政改革について、順次お答えします

まず、職員の意識改革の現状と今後の課題についてお答えします。

洲上議員、中原議員の質問に答弁しましたが、平成21年度の主な実施状況と現状につきましては、職員の接遇向上、職員の服務規程の徹底、朝礼やミーティングの徹底等の周知徹底に努めてまいりました。また、職員のやる気と職場の活性化、業務改善と自己啓発を推進するため、職員提案制度の活用を挙げていましたので、その制度の設置に向けて、現在、他市の状況等を調査し、平成22年度実施に向け作業を進めているところでございます。

余裕ある出勤の徹底につきましては、最近、再び、始業時間ぎりぎりに出勤する職員が見受けられるようになりましたので、課長会議にて、再度、周知徹底を各所属長へ指示したところで。始業時間いっぱい走り込んでくることは、一般の企業ではとても考えられないことです。意識の改革は個人の内面的な問題でもあり、困難な点もありますが、今後も根気よく職員の意識改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後の課題としましては、意識改革を含め、行財政改革を進めるに当たり、職員の行革に対する取り組みや認識などに温度差があり、いかに全職員が共通認識のもと、行財政改革に取り組んでいくか今後の課題でもあります。

次に、市民サービスの向上とあるが、具体的によくなった点はあるかとの御質問にお答えします。

平成21年度の主な実施状況につきましては、中原議員の質問に答弁しましたが、職員の接遇の向上推進のために、接遇研修に多数の職員を参加させました。本年度も引き続き実施しております。しかしながら、一部の職員におきましては、電話対応等で自分には関係ないといった対応を行い、市民が不愉快な思いをしているようなところもありますので、市民の立場に立った心のこもった対応に心がけるよう、引き続き、根気よく市民サービスの向上及び職員の接遇向上に努めてまいります。

なお、水俣市第4次行財政改革大綱の平成21年度実施計画の実施状況につきましては、意識改革、行政改革、財政改革とも、水俣市のホームページに掲載をいたしております。

次に、メンタルダウン者の現状とケアを含めた防止策についてお答えいたします。

まず現状につきましては、前回、緒方議員にお答えしましたとおり、メンタルヘルスによる休職者は、平成17年度5人、平成18年度11人、平成19年度13人、平成20年度8人、平成21年度10人となっております。

次に、ケアを含めた防止策についてお答えします。

メンタルヘルス対策につきましては、平成21年度に、熊本県市町村職員研修協議会が開催するメンタルヘルス研修に職員を派遣し、メンタルヘルスケアの基礎を学ぶとともに、管理監督者としての対処方法、組織内での心の健康づくりをどう進めるかについて学んでおります。本年度も

10月に実施する予定です。

また、8月には、熊本県市町村職員共済組合から、メンタルヘルスの講師を派遣してもらい、各階層の職員を対象に予防を目的としたセルフケアについて研修を実施しました。さらに、本年4月1日には長時間の時間外勤務者に対する健康対策実施要領を施行し、疲労の蓄積が見られる職員について、産業医による面接指導や助言を受けられる制度を導入いたしました。

今後につきましては、管理監督者は部下の心の健康を一番早く知ることができる立場にあり、対処によっては、心の病気を未然に防ぐことができる場合もあると思われまますので、管理監督者を対象にした研修を中心に実施するとともに、随時相談できる体制を設けるなど、職員の心の病気を未然に防ぐよう、努めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 時間がありませんので、ちょっと手短かに言いますが、先ほど、この件に関しては中原議員のほうから、女性の目から見た的確な質問がありまして、私もいろいろ言いたいことはあるんですけど、もうそれはそれで時間がありませんので省略したいと思います。

1つだけ、接遇マニュアルというのがありますということで、民間ではマニュアルはあります。これは要するに従業員の安全を守ると、製品の品質の安全を守るという意味からしてマニュアルがあるわけですが、役所の場合の接遇マニュアルというのは、もうお客さんである市民を不快にさせないというか、そういうふうなサービス業のマニュアルじゃないかなと思うんですけども、これはいろいろ研修も行かれてるということで、この周知徹底の仕方といいますか、どういう形で接遇マニュアルの勉強をされてるのか、その勉強したやつをだれが確認して、不足があるとか、不足がないとかという、その検証はどういう形でされてるのか、これを1つ教えていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 接遇マニュアルにつきましては、今現在、ちょっとコピーを手元に持ってるわけですが、これは現在、ちょっと見直しをかけておりまして、現在、職員に配布するまでにはちょっと至ってないと、近々そういう手配が整いますと、職員に配りたいと思いますけれども、素案の段階で修正が終わり次第に電子掲示板、庁内で打っている電子掲示板を利用して、全職員が閲覧できるように準備を進めてまいりたいと。また、配布だけに終わらないように、朝礼やミーティング等で十分その辺は追っかけて、活用されてるかどうかなどを確認して、随時その辺は職員の励行ぐあいというのを見て、検証してまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 それでは、最後に市長にですね、きのう淵上議員から同じような質問をして、市長

のほうから、私の指導力不足だというふうな話があったんですけど、そうじゃないということ
をひとつお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） そうじゃないということでございますけれども、議員が今言われたお気持ち
というのは、私に対する応援のメッセージであると受けとめさせていただいております。職員
が市民の皆様方から、まだまだ努力が足りないという、そういう見方をされているとするのであ
れば、やはり職員を代表して真摯に反省すべきだと、そう思いましたし、その反省をもとにまた
新たな取り組みをすべきではないかと、そのように思っております。私も塩崎議員と同様に、水
俣を何とかよくしたいという気持ちは負けなつもりでおりますし、意地もあります。今後も職
員と一丸となって頑張っていきたいと思っております。御支援よろしくお願ひいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午後 2 時41分 休憩

午後 2 時52分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平松辰弘議員に許します。

（平松辰弘君登壇）

○平松辰弘君 皆さん、こんにちは。

既に12人の質問が終わり、最後、13人目でございます。お疲れのところと思いますが、どうか
最後までよろしくお願ひします。

政風クラブの平松でございます。

早速ですが、議長の許しを得ましたので、質問に入りたいと思っております。

まず初めに、農業について行います。

御存じのとおり、水俣の基幹作物に甘夏、デコポンがあります。甘夏は昭和25年に旧田浦町に
最初に苗木が導入され、31年に市場へ初出荷され、人気を博し、高単価で販売されました。それ
から水俣、芦北地方の特産となり、増殖・増産され、甘夏の黄金時代を迎えることになりました。
水俣も柑橘、特に甘夏の増産を目指し、袋地区に構造改善事業が計画され、ブルドーザーによる
開墾がなされました。そして、増産に伴い大迫の第三選果場が建設されました。ピークのときは、
水俣の甘夏の生産量は3,200トンありましたが、その後の価格の暴落により、ポスト甘夏としてデ
コポンが導入されました。甘夏からデコポンにとかわり、しかし、今は水俣の甘夏の生産量は850
トンで、デコポンは420トン、ピーク時の3分の1になっております。このままでは、今後もさら

に減少していくことと思います。このことは、ただ生産量が減り、それに比例した売上高がただ単に減少するのみではなく、シェアが少なくなり、販売上不利になり、単価が下がり、さらにはこれまで先人たちが築いたマルタのブランドが消滅する可能性があります。水俣の農業上大きな問題だと思います。これには多くの問題・課題を抱えております。

質問いたしますが、市はこの実態をどのように把握されているか質問いたします。また、甘夏、デコポンが抱えているこの大きな問題・課題の対策をどう考えておられるか質問いたします。

次に、市長は常日ごろ、第一次産業の振興の重要性を言っておられるが、その裏づけとして予算の額を見ると、力の入れぐあいかわかると思います。近年の本市の農業予算の額はどれくらいになっているか。また、近隣のまちと比較するとどのようになっているか質問いたします。地産地消と言われていますが、基幹作物の甘夏、デコポンは、学校給食にはどれくらい取り入れられているか質問いたしたいと思います。

次に、葛渡中学校舎新校名「緑東」の再考について行います。

昨日、淵上議員から質問がありましたので、重複するところもあると思いますが、私なりに質問したいと思います。

校名「緑東」は、ことし3月議会で賛成多数により決定いたしました。しかし、その後、地域の人たちは署名を添えて市長に陳情され、また、議員全員にその陳情書を配布しておられます。いまだ、校名変更については納得されていない状況と私は思っております。

そこで質問いたしますが、納得されていないこととはどのようなことか。また、その訴えに対し、どう考えておられるか。学校運営には地域の理解・協力が必要と思うが、今後、どのように地域の人たちの理解・協力を得られるのか質問いたします。

次に、南九州西回り道袋インターの設置について行います。

これに関しては、もう数回一般質問で取り上げてきましたが、市長の考えは設置するということで変わっておりません。私は、高速道路は早くできてほしいと願ってはおりますが、袋のインターは必要がないと思っております。ひばりヶ丘にインターができ、袋からさほど距離がない出水の針原にもでき、設置する必要性がどこにあるか理解しがたく思っております。しかも、袋インターは、ひばりヶ丘インターと違い、水俣市が請願したインターなので、市への財源の負担が大きいのしかかるものです。私は必要がないと思われる袋のインターは取りやめ、本当に必要なものに金は使うべきと思っております。

質問いたしますが、今でも袋のインターの設置は必要と思われませんか、質問いたします。次に、請願のインターではあるが、補助金、過疎債等で3億4,000万円の事業が4,700万円できると以前答弁されました。今後想定されている額が少なくなり、市の持ち出しがかなり多くなっても、やはり設置される考えですか、質問いたします。

最後ですが、丸島排水溝公害防止事業事業者負担金について質問を行いたいと思います。

このことについても過去何回と質問いたしましたが、一向に進展を見ない問題であります。排水溝の蓄積した水銀除去事業において、事業者の負担金を市が一時肩がわりし、昭和63年から30年間にわたり償還するというもので、その額は元利合わせて約2億3,000万円になっております。3月議会の時点では、平成6年から8年までに90万円が納入され、平成14年と17年に合わせて56円を強制徴収しているということでしたが、その後、何か策を講じられたのか、また何か変化はあったか質問いたします。

次に、3月議会での答弁で、詐害行為取消権については難しいということでしたが、法の適用は全くできないのか質問いたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 平松議員の御質問に順次お答えします。

まず、農業については産業建設部長から、葛渡中校舎新校名「緑東」の再考については教育長から、南九州西回り自動車道袋インターについては私から、丸島水路公害防止事業事業者負担金については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 農業について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 農業について、順次お答えします。

まず初めに、デコポン、甘夏は本市の基幹作物ですが、多くの問題・課題を抱えています。

実態をどのように認識しているかとの御質問についてお答えします。

本市におけるデコポン、甘夏につきましては、JA共販分で販売状況の推移を見てみますと、デコポン、甘夏ともに出荷量はここ数年横ばい状態となっておりますが、販売単価については下降傾向にあり、大変厳しい状況であると認識しております。

問題・課題といたしましては、生産者の高齢化や後継者、担い手不足、放棄園の増大、甘夏の老齢化、デコポンの高酸果実対策などと多岐にわたっていると考えております。

次に、先の問題・課題の対策はという御質問にお答えします。

持続可能な果樹生産体制を築くためには、若い後継者や他産業からの参入者も含め、担い手をどのようにして確保・育成していくのが大きな課題であります。対策としましては、果樹経営に参入しやすい環境整備を図るため、現在まで実施しておりますデコポン・甘夏の改植に向けた

支援、また集団園地造成など基盤整備の検討も含め、既存園地の園内道整備といった省力化のための支援が必要であると認識しております。

市の財政事情もあり、慎重な議論を重ね検討していく必要がありますが、基幹作物でもあるマルチブランドの維持と今後のさらなる発展のために、各関係機関との連携をとって、中・長期的な実施計画を策定し、実現に向けて邁進してまいりたいと考えております。

次に、近年の本市の農業予算の額はどれくらいになっているか。また、近隣の町と比較するとどのようになっているかとの御質問にお答えします。

まず、近年の農業予算額につきましては、人件費を除く決算額で見ますと、平成19年度が約1億8,200万円、20年度が1億8,600万円、21年度が1億8,700万円とほぼ横ばい状態で推移しております。また、今年度の農業関係の現予算額は1億4,800万円となっておりますが、これを近隣の津奈木町、芦北町と比較してみますと、津奈木町は1億300万円、芦北町は1億7,400万円となっております。

本市と津奈木町、芦北町とは、財政規模や産業構造はもとより、農家戸数や耕作面積も違いますので、一概に金額だけで比較することは難しいと思いますが、そう遜色のない額ではないかと認識しております。しかしながら、国・県等の補助事業ではない、いわゆる単独事業だけで比較しますと、本市ではデコポンの改植やハウス導入への支援、農道整備への生コン等の原材料支給も含めて9事業、約570万円の予算を確保しておりますが、津奈木町では6事業で約1,400万円、芦北町では18事業で約3,200万円となっております。

この厳しい財政事情の中で予算を確保するのは大変難しいところでございますが、第一次産業の振興は水俣の復権の柱であるという認識は変わっておりませんので、できる限りの知恵を絞り、国・県等の補助金も含めて、これまで以上の予算確保を行い、農業振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食で本市のデコボン、甘夏は使われているのかとの御質問にお答えします。

給食センターでは、生産者の顔が見える地場産食材を使用した、より安全・安心な給食を提供し、地産地消の推進を図っているところです。その取り組みの一環として毎月、地場産食材を使った給食ふるさとくまさんデーを実施し、その中で地元産かんきつ類を献立に取り入れております。平成21年度は、学校給食に水俣産のデコボンを4回、甘夏を1回程度提供し、平成22年度も同程度の計画をしているところです。このほかにも水俣産のお米を100%使用した御飯など、年間約36品目の水俣産の食材を給食に使用しております。また、これらの取り組みにつきましては、給食だよりを通して、生産者や地元の食材等について、情報を積極的に発信しております。

今後とも、地元でとれたしゅんの食材を給食に使用することで、地産地消の推進を図りながら、子どもたちが将来にわたり、地元の味になれ親しみ、食や農業に対する理解が深められるよう取

り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 第2回目の質問に入りたいと思います。

きのうの淵上議員の質問に対しても少し同じようなことを言われましたけれども、少しちょっとミカンのほうをちょっとつけ加えられて言われましたんで、その中で、非常に危惧してると、どうしたらいいかということで、担い手が1つ不足してるということと言われて、もう一つは集団園地を含む園地改良が必要だと、私もそのとおりと思っております。

私は、ぜひ集団園地をやってほしいというのが希望です。それはどういうことかと言いますと、皆さん御存じのとおり、甘夏団地、デコポンもありますけども、袋にあります。あれは市が市の事業として、あそこをみんなで改植して、そして茂道の人たちとか、漁業の人たちを入植させて、だからこのように大きく甘夏もなり、今のデコポンもなったわけであります。もしあれをやってなかったら、個人でやってるだけで、こんなにブランド化もしなかつたらうと私は思っています。だから、そのときは非常に行政の仕事として、すばらしいことをやられたかなと私は思っています。ただ、もう四、五十年たっております。あのころは、そんなに車もありません。機械もありません。運搬車があったら、どうしたらいいか、それぐらいでよかったんですよ。今はもう違います、時代が。単価が安くなるから、いかに生産性を上げるか、つまりコストのかからない方法をやるかというのがありますから、だから、今までの既成の団地では、皆さんやめていくんですよ。年とつたらもう動けませんよ、どうするかですね。

私は一番問題なのは、農業の衰退というのは、生産量を減らさないことと思います。もちろん、やる人の担い手も必要、1つはそこに入る、そういう農業のインフラ整備ですね、これをやると、これは私は行政しかできないと思っております。個人でやる人もいるでしょう。ところが行政でやることによって、そしてこれが私は行政の仕事だと思っております。

きのうも真野議員がですね、非常に積極性がないと、もうちょっと元気を出して、あなたたち、受け身じゃなくて、やらないかということで、私はまさにそのとおりだと思いますよ。農林水産課という課を設置されてるんですよ、何の役目かなというのが1つ疑問。ただ、農家からこういう補助金を下さいとか、上からのですね、国・県からの委託事業とか、要するに事務的なやつをやるのは、私はこれは要らないと思いますね。それをやるようだったら、私は農林水産課を撤廃して、それこそ、もうちょっと行財政改革をやって、一つの産業課に入れたほうがいいんじゃないかと私は思っています。ただ、やはり独立してあるということは、行政は行政なりの事業しかできないんだから、もう少し積極的にどうあるべきかと、自分たちで事業をやってくれるというか、その熱意が私は足りないと思っております。

いつも必要、必要と言われますけれども、ほとんど動いておられません。済みませんね、真野

さん、きのうのあなたの言葉をかりてですけれども、私は本当にそう感じますよ。だから1つ伺いますけどね、水産課がありますから、水産課を挙げて、この集団園地と今さっき言われましたので、やってみませんか。先輩方はやられたんですよ。そして私もですけど、私たちミカン農家を今まで育ててくれたんですよ、はい。非常に貢献されております。次はあなたたちの番だと思いますので、いかがですか、部長、それを質問したいと思います、1つ。

もう一つは、今、予算のことも言われましたけど、1億7、8千万と言ったけど、これは総額ですね、国まで入ってるんですよ、何も入れてですね。ところが、私は予算というのは自主、要するに自分の水俣市独自の一般財源なんですよ。それでどれだけ入れたかによって、その市の農業に、そういう分野に力が入ってるかなど、私はそれはバロメーターと思いますよ。今言われたの、皆さん聞いておられたと思いますけども、津奈木が1千3、4百万と、そして芦北は3千4、5百万だったですかね、言われたの。水俣は5、6百万ですよ、600万か700万、それくらいですよ。生産量とか農家数が少しはありますけど、そんなに違いはありませんよ。そして140億も総予算があるんですから、やはり財政的の大きさとしたら、水俣は大きい。いかに水俣が農政に力を入れてないかというのが、私はこれですぐわかると思うんですよ。

やる、やると言って、特に市長のマニフェスト、当選されたときも、第一次産業が一番大事だと、前からも言っておられました。第一次産業の衰退は水俣の衰退だと思ってるのと、一生懸命やりますと、きのうの答弁の中でも言われました、淵上議員のところでも。今まで予算をしてなかったんだらう、今から予算化を増額して助成をしましょうというのを淵上議員がここで聞かれたとき、答えられました。ちょっと私覚えてますから、はい。

そういうつもりなら、現実に実際、私はこの予算を津奈木に負けないぐらい、芦北とまでいなくて結構です。津奈木に負けないぐらいやってほしい。私はそう思ってるんですけど、それに対して、そういう本当に思われるのか、そういう予算組みを来年されるのか、そこをお聞きしたいと思います。

それにですね、もう一つ予算の中で1つ考えていただきたい、これは小さなことですけど、全然ないわけではないから、アグリサポート体制というの、今やっておられますけども、遊休地を、今から荒れてくるから、そこをどうにかしようということで、そういうところに一つの雇用対策として、仕事がない人を雇い入れて、そこで、これは国のお金ですけども、やっております。ただ、3年と聞きました。来年切れるんじゃないかと思ひまして、これは非常に私たち農家もですけども、農地を守る上では非常に大事だと思っております。ぜひ、これを国に働きかけるかですね、ダメだったら、私は自主財源でやるべきだと思いますよ。するとですね、作業が広範になりますから、自由なことができますので、本当に必要なときに出ると思いますね。ちょっと小さい問題ですけども、それに対してどう考えておられるかということですね。

そして、給食センターの甘夏とデコポンをどうにかということは、ただ、私は売り上げがどうにかということじゃないんですよ。どういうこと言ったかといいますと、日本人が一番、他の国とか同じレベルの国に比べたら、果物消費というのは一番少ないそうですね、圧倒的に少ないそうです。私は、済みません、どれくらいかわかりませんが、それは私は食習慣と思います。食習慣がそうなれば、そうなっていくんですよ。せめてもの、ミカンだけ食べというのは難しいです。もちろん米もありますし、タマネギもありますし、それは必要なことですが、ただ、特産物を私は勧めないというのはおかしい。これも1つの農業振興と思います。将来、どう消費が、需要がふえていくかということにつながるといいますので、ぜひ、こういう取り組みからやってほしい。これはミカンだけじゃ限りません。だからそこをですね、それはもう要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

だから、今2点言いました。集団園地を本当、農林水産課の名誉をかけてと言いますか、名誉をかけて事業に取り組むつもりないですかというのが1つ。もう1つは、現実にマニフェストで市長が言っておられるように、農業が大事と言われたなら、証拠を見せてほしいというのが私の考えであります。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 平松議員の2回目の質問にお答えしますが、確かに耕作面積の確保というのは、今後の農業について本当に真剣に取り組まないといけないと考えています。ただ、既存の園地の基盤整備が先なのか、集団園地を整備していくのかというのは、非常に議論が分かれるところでございます。今、国の耕作者の平均年齢というのは70歳と言われてます。多分10年たつと、3分の1に耕作者が減っていくだろうというふうに言われてます。だから、本当はそうやって放棄している土地を有効活用することが、今、我々考えて一番大事なことだというふうにも考えております。

というのは、水俣には、全体では1,000ヘクタールぐらいありますけれども、農用地として700ヘクタールぐらいありますけれども、現在、300ヘクタールぐらい、もう既に耕作放棄地になって、この中で、耕したら何とかなるというのが90ヘクタールぐらいございます。だから、これをやりきっちりやっていくことが農業を守るんじゃないかということで、国もそういう方針ですし、市のほうも考えております。ただ、これについては、やはり農地の賃貸借関係が出てきますので、そういうサポートをどういう形でやっていくかというのは、これからの課題かなと思います。農林水産課で新しい集団の園地を整備していくということも確かに必要でございますので、これにつきましても、先ほどの第一次産業を考える会もございまして、その中でいろんな議論をして方向を定めていきたいなというふうにも考えております。

それと、2番目の単年度事業での支援はどうか、予算を増加したらどうかということですが

けども、きのうの淵上議員の御質問で市長のほうで、何とかふやすように努力すると答弁されましたので、期待していいと思いますけども、ただ、単年度事業の支援を2町と比較してみると、なかなかそれぞれ地域性がございますので、水俣に合った、やはり単年度というか、単費の事業をどういう形で考えていくかというのは検討したいと思います。

それと、アグリ体制につきましては、これはJAに委託して派遣していただく制度でございますけども、緊急雇用対策の一環でございますけども、これにつきましては、非常にJAのほうも積極的でございますので、今の予算としては23年度までは確保されてますので、24年度も実施できるように、JAとも調整を図ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 予算の件でございますが、きのう答弁をさせていただきまして申し上げたとおりでございます。今、部長が申し上げたとおりでございますが、第一次産業を考える会、あるいは地元の方々の御意見をできるだけ多く聞かせていただきながら、そして何が必要なのかということ整理させていただいて、予算の増額、支援あたりも考えてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 前よりも少し前向きの答弁をいただいたなと思っております。ただ、園地の整備については、それでも結構でしょう。園地改良ですので、インフラ整備ですので。ただですね、ただ開けばいい問題やなくて、今一番問題なのは、余り急勾配で、だれもつからないとこにしたって意味がないんですよ。もう少し1本の木のところに、例えばミカンで言ったら、軽トラがずっと入るとか、横まで。それぐらいの構想にしなければ、なかなかしないですよ。だから、年とったらできない、跡継ぎがないということですので、予算はふやすように努力すると言われましたので、期待したいと思います。ありがとうございます。

○議長（松本和幸君） 次に、葛渡中校舎新校名「緑東」の再考について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、葛渡中校舎新校名「緑東」の再考についてお答えいたします。

まず、地域の方の納得のいかないこととはどういうことなのかとの御質問にお答えいたします。

先日の淵上議員の御質問にお答えしておりますとおり、再編成後の中学校名につきましては、本年3月議会で水俣市小中学校設置条例の一部を改正する条例が可決され、正式に決定をしたところとす。選定に当たっては、4つの使用校舎ごとの学校、保護者、地域代表者で組織する中学校再編成準備委員会や市内各分野の代表者で組織する水俣市小中学校再編成協議会の御意見を踏まえ、最終的に教育委員会が選定したものです。しかし、葛渡中校舎の校名である緑東中学校につ

いては、校区内アンケート中1件の意見であり、アンケート結果が反映されていない、アンケート結果が詳しく知らされなかったなどとして再考を求める御意見をいただいております。

次に、地域の人たちの訴えに対し、どのような考えかとの御質問にお答えいたします。

皆様の御意見をお聞きしながら、改めて学校に対する思い、地域とともに歩んできた学校の歴史の重みを強く感じており、今回の校名選定に当たっては、地域への説明や配慮が不足していたと痛感しております、まことに申しわけなく、おわびを申し上げたいと思っております。ただ、緑東中学校という名前は、現葛渡中・現久木野中学校区が一つになる新しい校区にふさわしい名前であるとして選定をしております、どうか御理解をいただきたいと思っております。

また、この問題を長引かせることは、子どもたちや地域への影響、閉校並びに開校の準備に影響を与えておりますので、再度、地域の皆様方には御理解をお願いし、緑東中学校で進めさせていきたいと考えております。

次に、学校運営には地域の理解・協力が必要と思うが、今後、どのように地域の人たちの理解・納得を得られるのかとの御質問にお答えいたします。

学校の運営に当たっては、地域の理解・協力は必要不可欠なものと考えております。現葛渡中学校区においては、学校後援会や青少年健全育成のための組織であるもやいの会の活動など、地域全体で学校を支えていただいております、大変感謝しているところです。今後、葛渡・久木野地域の新しい学校として、それぞれの学校のよき伝統を引き継ぎ、魅力ある学校づくりを目指すことが、地域の皆様の御理解・御協力を得る第一歩ではないかと考えております。市並びに教育委員会といたしましても、地域活性化のため、積極的に支援をしてみたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 きのもも、これも淵上議員からされましたので、大体市のほうの思いはわかりました。けどもですね、先ほども言われたように、どういう問題かということ、アンケートが反映されなかったり、アンケートの結果が住民に公表されなかったと、そうかなというふうに私は思ったんですよ。陳情書が私たちにも出回っておりますね、これ見ました。それとですね、一番はやはり公表しなかった、説明しなかったと、先ほど教育長が言われましたように、説明とか配慮が足らなかったと、そのとおりです。特にアンケート結果の公表ですね、私はそう思っております。

この陳情書の中身を見ますと、12月4日金曜日午後5時から6時まで、これは陳情者が情報開示でこっちいただいて、その議事録ですけども、その中にあるのは、これはアンケート、中学校に関するアンケート結果にということの議題であって、一番下のほうには、申し合わせ事項みたいなんがちょっとあって、ほかの準備委員会の情報は口頭で概要を伝える、口頭で概要を伝えますね。そしてもう1つ、当分の間、データの積極的な公表はしない。つまり、アンケートの内容、幾らあったのか、緑東が幾らあった、それしないということですね。これを各委員どめとすると

ということで、申し合わせておられるんですね。

私、これを見ると、その陳情の場合で、これは何でしないのと言いたいんですね。当然なんですよ、アンケートをとったら、アンケートをとった人に、どうだったというのは当然じゃないんですか、これは。それなのに、向こうが求めてこなかったとか、そういう時代じゃないですよ。こういう時代においてですよ、情報公開の時代において、何もマル秘でも何でもありませんよ。名前を伏せりゃいいことであって、アンケートの結果が、これが幾ら、緑東が幾ら、葛渡が、これは私はしなかったというのも、一番というか、要するにこれを見てですね、これは最初から隠そうとする意図があったんじゃないかと私は思うんですよ。あるいは別に、そう思われるわけですよ。だから、そういうところに、つい、きのう私も疑問を持ったということが私は1つと思っております。

こういうアンケートにしる何にしる、やはり1つやって、特に教育委員会なんですよ、今から子どもたちの教育されようとするところは、私はこういう姿勢じゃだめじゃないかと思えますよ。一度説明をされて、それでするんだったらおかしいけども、署名1,500人ぐらいを添えて、この地域と言いますが、多分、東部の方だけだと思います。ほとんどの方が、ほとんどの役の方が印鑑添えて名前を連名で出しておられるんですよ。私は、これは一部のわがままと云々じゃないと思えますよ。現に、こういう公表をしなかったという事実があり、それをしてたら別なんですけど、してないんですから、私は当然のことと思えます。

ただ、今、答弁伺いましたら、御理解いただくようとか、そしてこれは長引かせたら、もちろん余りいい影響は与えないと思えますけども、それがあつたら、私は、もう一度考える必要があると思えますね。

1つ、そこで今質問したいんですけども、きのうは、淵上議員には、もう緑東という名前は、それで勘弁してくださいと、御理解くださいと、変える意思はない、再考する意思はないと言われたけど、再度それをお聞きしたいと思えます。

そして、ちょっと中途半端な質問になりましたけど、このアンケートの調査だけがまだ説明されてないんですね、私はすべきと思えますよ。変更せよと違うわけですね、これは。名前を変更するじゃなくて、当然の義務ですよ。

これは3月の総務委員会に出てまいりましたよね。そのとき、ちょっとその議員さんの意見もちょっと載っておりますよ。どういうことかということ、議員さんの意見、なぜアンケート調査が反映されていないのか、アンケート調査の結果をある程度重視しなくちゃいけない。もう1つ、教育委員会の立場として、アンケート調査結果を地域の方々に周知するのが1つの義務としてあるのではないかと思う。そして、アンケート調査をしているのに、その調査結果が知らされていないし、わからないまま、12月16日の市報で緑東に決まりましたということでは、やはり納得が

いかないし、疑問が残るのではないか。また、アンケート調査結果では、緑東は1票しかないのに、どうして選ばれたという思いが出てくるのは自然な感じだと考える。アンケートを実施した場合は、どんな結果内容であったのかということ住民へ説明することが必要ではないかと思う。もう一つ、アンケートは、軽々しく扱うものではないと思う。つまり尊重するという意味だと思いますけども、結果的な名前に対しては認められたけど、ただ、議員さんたちは、こういうことをやられたことに対して納得いかないと、何ですか、アンケートも見せないでって、おかしいですよという意見ですので、これは出てますよ、委員会で。

私はですね、だから、いかがですか。再度、アンケートの結果等説明やられたら。あの地区の人にはやられとると思います。対象者の方です。アンケートのとられた対象者を呼んで、私だったら、かなり勇気が要ると思いますよ。私だったら、久木野の人も東部の人も、その校区の人全部集めて、葛渡の体育館あたりに集まっていたら、一度説明をすると、私はこれはですね、これが欠陥で、これが配慮が足らなかった部分だと思いますので、今からでもいいんじゃないかと思えますよ。緑東という名を変える、変えない。これは私は別の問題だと思いますので、これはやはり手続上というか、この世の中の中ですね、特に教育委員会がやるようなことじゃないと思いますので、再度、私の言ったように地区説明会を、特にアンケートの結果も公表しながら、求められたらいかがですかね。質問いたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、平松議員の2回目の質問の中で、緑東という名前を再考する考えはないかというようなことでございますけども、結論から申し上げますと、もう緑東でいかせていただきたいというふうに考えております。

このアンケートの結果でございますけれども、これにつきましては、もう再三申し上げますとおり、公表を結果的にしなかったというのは事実で、まことに申しわけないなというふうに思っております。ただ、この校名の選定そのもののルールと申しますか、そこがちょっと若干混同してるのかなというふうに思ってます。

地元の葛渡に限りますと、葛渡の校舎再編成準備委員会というところで、まず校名を検討していただいて、それを答申じゃないですけど、そういう形で再編成協議会のほうにそれを報告していただくと、その中で、また推薦をいただいて教育委員会がいただくという、そういう順序を経てきているわけでございます。

アンケートの趣旨からいきますと、ここにはありますけれども、アンケートそのものの数で多数決投票ではありませんというようなことは実際書いております。あくまでも、葛渡中と久木野中の統合の新しい名前なんだということをここでうたって、その校名を募集したということになっております。そのときに、先ほど言われましたように、校名選定の手順、結果については市

報などでお知らせしますというところを皆さん、ちゃんと知らせないかと、知らせなかったじゃないかということになるんだらうというふうに思います。

そこで、公表しなかったと、これは実は、これ当分の間、アンケートデータの積極的な公表はしないと申し合わせたというようなこと、先ほど言われましたけれども、これは全部の連絡会議、4つの学校の連絡会議が合同会議をやったというところで、この校名を決定する相当前の段階の実は話でございます。ですから、校名を決定するのにアンケートの数字で決定するんじゃないんだよというようなことを僕は確認したんだらうというふうに思っております。

これを積極的に公表しないということは隠してたんじゃないかということでございますけども、決定するためには、純な気持ちで、澄んだ気持ちで、そのアンケートの中の校名のいい校名を拾い上げていったというふうに私は考えておりまして、結果的に1月15日号で決定いたしましたということで、中抜けというか、今言われたように、アンケートの結果は公表しなかったということなんですけども、決まった後で公表したという結果になります。しかし、今申し上げましたように、決定するまでに予断を持ちたくない。数で判断するんじゃないよということを事前にアンケートの中にはうたっておりますので、この部分については、本当に純粋な気持ちで選ばれたというふうに、私は委員の方からもそういうお話を聞いております。

多分、選ばれた経緯については公表しておりますので、地元の皆さん方も、多分その辺は御承知いただけるのかなと。ただ、アンケートの内容については、隠したような印象を与えてしまったということに対しては非常に申しわけないなというふうに思っております。結果を重視して、実は葛渡という校名と緑東という校名、2つ挙がりました。これは当然アンケートの結果を尊重した結果だというふうに私は思っております。その中で、新しい校名にふさわしいということで、委員の皆さん方は緑東という名前を御推薦いただいたというふうに私は理解しております。地区の説明会をしたらどうかということでもございましたけれども、これまで葛渡の心をつなぐ会の役員の方々とは、もう何度も個人的に会わせていただいて、意見交換をいろいろ実はさせていただいて、非常にお気持ちも十分私わかった上で、ぜひ緑東中学校でお願いしたいというようなことを、この機会に言わせていただきたいというふうに思っております。

地域の皆さん方の説明会につきましては、実はもう本当に裏がございませんので、お許しをいただきたいな。ただ、地域の皆さん方にもう一度ですね、ぜひ、私ども市と教育委員会のほうで、緑東でさせていただきたいという願いを再度させていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 教育長、心配されてるのは、もちろん地域間とこういうしこりを残してはいけないということなんですよ、もともとは、もちろんそのとおりですよ。ただ、ちょっと言いたいのは、

この原因をつくったのはだれですかと、じゃあ、陳情者がですよ、言っちゃいけないのかというのはおかしいと思うんですよ、私は。いろんな議論があったらいいんじゃないですかね、だから陳情なんか、そうやってやるんですよ、私はそれに堂々と、これを我慢してくれというのも1つですけども、それは何かこのままいったら、地域の人たちが文句言ったから悪くなるんじゃないかとかいう、そのようになつたらですね、私はおかしいと思うんですよ、それは。これはまず何が原因だったかというのと、説明不足というのがあったんですよ。認められましたけども、ただ、教育長言われましたように、手順とか、そういうのはしましたと言うけども、校名決定のどうやってしたかというのは、その経緯とか理由は書いてありますけども、アンケート自体を重視されてないんですよ、私はそういうことだったんですよ。そう言ったから、堂々と私は言っていると思うんですよ。

だから、今後ですね、地域の方と今からちょっと話されるんでしょうけども、地域懇談がいいか、何がいいか、溝をできるだけ埋めるように、お互い納得されるように、ちょっとやっぱりもう少し会っていただいて、ただ、御勘弁ください云々じゃないから、もう1つ知恵を絞って、もう1つ地域の方と、地域全体が必要だったら、ここへ来てやってやろうかとかいう、そこまで含んで、地域の方ともう少し話し合っ、やっぱり最後は地域の協力なきゃ学校はできないと思いますので、そこをもう1つですよ、私は努力してほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） もう再度になりますけど、本当に理解していただけなかったアンケートの件に関しては、非常に申しわけないというふうに実は思っております。地元の皆さん方のお気持ちも十分、本当に私はわかったつもりでおります。実際、何遍も昔の話を聞かせてもらったり、学校できるときに苦労話とかも私聞かせていただきました。非常に愛着がある。自分たちで学校をつくってきたという自負というのを本当にひしひしと私感じました。大事に思われる部分ですね、非常に私どもとしても心苦しいことなんですけれども、やはり地域のまとまりをこれ以上欠くというのは非常にどうかなということで、こちらでぜひお願いをしたいというふうに思っておりますし、ぜひ一度、会があれば、そこで再度またお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、南九州西回り自動車道袋インターについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、南九州西回り自動車道袋インターについて、今でも袋インター設置は必要と思われるのかとの御質問にお答えします。

これまでお答えしましたとおり、地域住民の利便性の向上、緊急医療時の搬送、災害時におけ

る国道3号のバイパス機能、経済的効果、交通安全の確保など、市としまして総合的な視点で検討した結果、必要であるという判断は変わっておりません。

有料道路ではなく一般国道として整備される南九州西回り自動車道芦北出水道路において、本市内のインターは、市内北部のひばりヶ丘と南部の袋、2カ所となっており、先ほど申し上げました効果の恩恵を多くの水俣市民が受けられるよう関係団体と協力し、建設促進の努力を行っているところでございます。

次に、補助金の額が以前想定されていた額より少なくなり、市の持ち出しがかなり多くなっても設置されるのかとの御質問にお答えします。

袋インターの設置は、水俣市の道路事情を考えたとき、水俣市民にとって有効であると考えております。現在の道路建設の進捗状況から、事業着手はかなり先のことと思われませんが、その時点での補助金につきましては予測することが困難であります。そのときの財政状況に応じた予算措置の中で適切に対応し、事業を実施すべきであると、このように考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 これも何回もしましたね、市長の考え、全然変わっておられないから、ちょっと変わってほしいなと思ってるんですけどもですね。私が一番言うのは、本当に必要ですかということですよ。もうできて、前に頼んだけん、断りきらっさんとじゃなかるうかというのがあれであって、ただ、もう1回考えてほしいんですよ。本当に必要じゃなくて、そういう状況が変わったら、勇気を持って断ってほしいというのは思ってます。

どういうことかと言うと、まだ水俣にはたくさんやる道路もあります。例えば道路というのは補助が来たり何かしますんで、ある程度お金が来るといのはありますから、じゃあ、あそこの都市計画道はどうなったんでしょうかと、とまっていますね、どうするんですかねと思ってるんですね。牧ノ内も今やっしてしますけど、まだ先もですね、たくさんあるんですよ。農免道路はどうなんですかね、あそこ。まだ、そっちのほうが私にとっては、市民にとっては本当生活道路なんですよ、もう日ごろ使う道路なんですよ。

私は、予算がどこから来るか知りませんが、やはり力を入れるんだったら、もうちょっとそういうところから入れていいんじゃないかと思っております。ということで、優先順位が私は違うと思いますので、その点、市長、どうお考えか、質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 前回の答弁と同じような答弁になりますけれども、もう同じことを繰り返しになりますが、熊本県、そして鹿児島県と今、双方から要望活動を今続けております。八代、芦北、そして津奈木、水俣市で構成している期成会あるいは商工会議所、商工会議の民間の団体の方々、多くの方々がそういうお願いをしているところでございます。効果につきましては、今

答弁で申し上げたところでございますけれども、芦北インター入り口で開業しました物産販売等のことも考えてみますと、あの施設も随分にぎわっていると聞いておりますし、そのことから考えていきますと、無料の道路でございますので、サービスエリア等は高速道路の中にはつくらないということでございます。そのインターをおりてもらって、何か袋地区の活性化につながるようなものが、何かそういうものも期待できるのではないかなという期待もでございます。

今、議員御指摘のように、牧ノ内道路あるいは農免道路、もっと先にする道路があるんじゃないかというようなことでございますけれども、それぞれの道路につきましては、それぞれの計画の中で、今可能な分から対応させていただいている状況でございます。袋インターにつきましても、芦北水俣道路の進捗に応じて整備すべきであると、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、丸島水路公害防止事業事業者負担金について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、丸島水路公害防止事業事業者負担金についての質問にお答えします。

まず、その後、何か対策を講じられたか、何か変化はあったのかとの質問にお答えします。

丸島水路公害防止事業に係る水俣化学工業所の事業費負担額は1億545万3,000円で、水俣市は昭和61年3月に水俣化学工業所に対し負担金の額を通知しています。

負担金は、水俣市が立てかえた事業費を同社が昭和63年から平成29年までの30年で分割償還するということになっており、その額は元金1億545万3,000円、利子9,842万6,915円、合わせて2億387万9,915円となっています。

償還については、現在までに90万56円が返済されたのみとなっており、その返済分を差し引いた返済未済額は平成22年4月1日現在で1億5,268万4,656円となっています。

回収については、毎年、年度当初に無限責任社員に対して納付書を持参し、さらに督促もして返済をお願いしてきましたが、いまだ入金は行われていません。

そこで、その無限責任者の所得調査等を行ったところ、年金収入があることがわかりました。この年金については、熊本県が既に差し押さえを行っていますが、本市も顧問弁護士や熊本県と協議を行い、ことし2月初めに参加差し押さえの手続を行ったところです。

その後、7月7日に市長が熊本県庁を訪問し、丸島水路公害防止事業の担当課の課長に直接会い、差し押さえた年金の一部を本市へ提供していただくようお願いしました。その後、熊本県からは8月5日付の文書にて、「当該負担金に係る熊本県の未収金も解消されていない現状においては、徴収金の一部を参加差し押さえ者である水俣市に交付することは困難な状況であります」という回答がありました。

このようなことから、参加差し押さえによる年金からの負担金徴収は困難であると思われますので、本人に対して今後も引き続き返済の働きかけを粘り強く行っていきたいと思えます。

次に、3月議会の答弁で、詐害行為取消権については難しいということであったが、法の適用は全くできないのかとの御質問にお答えします。

無限責任社員の財産については、平成9年に妻の名義に変更されており、本市の顧問弁護士に相談したり法律などで調べたところ、詐害行為取消権の消滅時効は、債権者が取り消しの原因を知ったときから2年間となっており、法の適用はできないこととなります。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 もうほとんど入ってないと、全然変わらないというのがお答えでしたね。詐害行為も法の適用はできないと、平成何年やったですかね、あれは。何年に調べられて、名義が変わっていたと、部長はそのときいなかったら、部長を責めるわけじゃないけど、私は、なぜそのときにちゃんとやらなかったんだらうかなと思ってるんですよ。こういうのはもう当然のことですよ、こういうのは。

きょうもですね、いろいろな方が質問されて、例えば税金あたりを、なかったら差し押さえるとと思ったら、すぐやられるんですね。財産を差し押さえるって、お金を持ってない人なんですよ。これじゃ、持ってる持ってないは別ですけども、当然考えられることですよ。私は、これはわざと見逃されたのじゃないかなと思いますよ。当然、これはどうしてそのときに、そういう法律があるんですから、今まで私は知りませんでしたけど、こういうのがあるというのを、なぜこういうのをされなかったかという、私は行政の怠慢かですね、行政がわかっておって放任したと考えるしか私はないと思いますけども、なぜ、そのとき対処しなかったかということですけども、いかがお思いですか、ちょっと質問いたします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 詐害行為をそのときに行使しなかったのはなぜかということなんですが、当時の状況、ちょっと私もよくわかりませんが、やはり担当者がそういうことを知らなかったのかなということが、ちょっと私に想定されますけれども、やはりこういうことはないよう、今後十分に注意していきたい、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 でありますからですね、担当者は知らなかったとしかないでしょう。そういうことはあり得ないと思いますね、私は。弁護士さんもおられたんですし、取る気がなかったんじゃないかと言われても私は仕方ないと思っておりますがですね。先ほども申しましたけど、税ですよ、これは、逆に市民から言ったらですね、このままいけばもう取れませんよ。じゃあ、私たちの税金、これはどうしてくれるんだと、あなたたちが怠慢だったからだと、職員の人たちが怠慢だっ

たからこうなったんですよと、私たちの一生懸命汗水の税金がと、私はそう市民は言うんじゃないかと思いますね、事実を知ったら。

片や、先ほども申しましたように、お金のない人でも一生懸命税金を納めてるわけですよ、みなさん行って、財産があると押さえるでしょう、そうやって。どうにか取りましようということ片やですね。そういう矛盾点があって、これを市民が知ったら、私はもう納めたくないよと、そしてですね、行政たるべきもの、もう少し本当にこういうことを見逃しとったら、私は誠意がないと思いますね。行政たるべきもの、誠意がなきゃ終わりですよ。市民はどこをよりどころにして生きてるんですか、それが仕事なんですよ。政治もですけども、行政もしかり、そういうところがちゃんとしなきゃ、私はまちもつぶれます。国もつぶれますよ。そこを私は言いたいですね。

今からして取れないちゅうか、非常に難しいと思いますけど、ただ、その人にとっちゃ、1円でもやっぱり出してほしいという気持ちなんです。もう1つは1円でも取りなさいと、いいですが、やっぱり当然のことなんですよ。これをもうずっと何もせずにほっておくということは、非常におかしい考え方だなと思うんです。行政としてのあるまじき考え方だなと私は思ってますよ。

何ですかね、正義はと私は問いたいんですけど、これに対して、そのときの対処の仕方、行政の対応の仕方をどう本当に思われるかですね、そして今後どうされるか、もうこれはあきらめられるのか、どうするのか、ちゃんと、もしこういうことが今まで放任したそれを反省されるようだったら、もう少し対応のやり方があると思うんですよ。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私も御本人ともいろいろ話をさせてもらったりしておるところでございます。今回も担当も行ってお話をしましたけれども、正直申し上げまして、全くとりつくしまがないといえますか、全く受け付けてもらえない状況でございます。しかし、行政の誠意というような面から考えますと、やっぱり引き続きお願いをしながら進めていかなければならないと、そう思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で平松辰弘議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後3時54分 休憩

午後4時2分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第78号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第78号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第79号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第79号水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第80号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第80号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第81号 水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第81号水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第82号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第82号平成22年度水俣市一般会計補正予算第5号を議題とします。

中原泰子議員から質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

- 中原泰子君 議第82号平成22年度水俣市一般会計補正予算第5号中、第6款商工費、2項総合経済対策費、1目総合経済対策費、13節委託料について質疑いたします。

みなまた環境まちづくり調査研究委託料1,500万円の支出についてですが、1点、環境まちづくりの取り組みを、なぜ総合経済対策課が受け持つのか。

2、なぜ本市のまちづくりの調査や研究を委託しなければならないのか。

3、1,500万円の委託料の根拠を質疑いたします。

- 議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

- 産業建設部長（田上和俊君） 中原泰子議員の質疑にお答えいたします。

まず、なぜ総合経済対策課なのかにつきましては、この研究会の設置は、今後水俣市のまちづくりに求められている地域経済の振興、雇用の確保に向けた施策を検討することが大きな目的となっております。これまで本市が推進してきた環境モデル都市づくりの具体策として、地場産業の振興による雇用の場の確保や、新たな産業の創出など、地域経済活性化の具体化を図るために調査・研究を行うことから、総合経済対策課を担当課としております。

続きまして、なぜ本市のまちづくりの調査や研究を委託するのかの理由につきましては、この研究会では環境産業などを軸とした先進的なまちづくりと、地域活性化の両立を図るための全体構想をまとめ、実現させるためのアクションプランを策定するものです。研究項目には、新しい研究分野、土木建築分野などがあり、項目毎に高度な専門的知識で、幅広く多岐に渡っており、研究会全体をまとめていくには高い調整力が必要なことから、市だけで対応するには厳しいものがありますので、このような分野での実績やノウハウのあるコンサルタントに委託し、策定したいと考えております。

なお、研究会の委員には、各項目ごとに即した学識経験者、企業などの有識者、または地元関係者を候補として、国・県の行政関係者なども交えながら検討していくこととしております。

次に、委託料1,500万円の根拠は何かということですが、今回の委託料の根拠は全体構想の検討、具体的なプロジェクトの検討、アクションプランの策定に約1,200万円、委員謝金や旅費等に約200万円、一般管理費に15%の約200万円と消費税で合計1,500万円を計上させていただいております。

以上、業者からの見積もり金額でございますが、見積もり徴取にあたっては研究会でどのような内容を調査・研究するかについて、国・環境省と相談しながら、市役所内で協議し、その内容を基に見積もりも徴取したところでございます。以上でございます。

- 議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 総合経済対策課の創設はスリム化に反しても、喫緊の雇用問題や企業誘致、地場産業・事業所の活性化などの社会問題に、即全力で取り組むべくとしてつくられたものではなかったかと思えます。

これからまだ、調査・研究の段階ならば、総勢13名の環境モデル都市推進課が担うべきだと思いますが、いかがか質疑いたします。

○議長（松本和幸君） 暫時休憩します。

午後4時8分 休憩

午後4時9分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） この研究会につきましては、庁内でもそれぞれの部署に亘って、それぞれの担当課に項目毎についていろんな対応をしていただくこととなりますけれども、それをどこがまとめるかということが、今後の総合経済対策課が基本的には今後の経済と雇用の中心でございますので、一番総合経済対策課がメインに活躍していただかないといけないということで、当然環境モデル都市推進課も一緒になって参加して、この研究会でまとめていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第83号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第7、議第83号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第84号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第8、議第84号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第85号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(松本和幸君) 日程第9、議第85号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第86号 市道の路線廃止について

○議長(松本和幸君) 日程第10、議第86号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第87号 市道の路線認定について

○議長(松本和幸君) 日程第11、議第87号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長(松本和幸君) 日程第12、議第88号平成21年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第89号 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長(松本和幸君) 日程第13、議第89号平成21年度水俣市水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第90号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について

日程第15 議第91号 平成21年度水俣市一般会計決算認定について

日程第16 議第92号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第17 議第93号 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第18 議第94号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第19 議第95号 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第20 議第96号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

日程第21 特別委員会の設置について

○議長(松本和幸君) 日程第14、議第90号水俣市過疎地域自立促進計画の策定についてから、日程第20、議第96号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

~~~~~

#### 議第90号

##### 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について

水俣市過疎地域自立促進計画を次のように策定することとする。

平成22年9月9日提出

水俣市長 宮本勝彬

別冊 水俣市過疎地域自立促進計画

(提案理由)

過疎地域自立促進市町村計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

---

#### 議第91号

##### 平成21年度水俣市一般会計決算認定について

平成21年度水俣市一般会計決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成22年9月9日提出

水俣市長 宮本勝彬

---

#### 議第92号

##### 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成22年9月9日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

---

議第93号

平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

平成21年度水俣市老人保健特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成22年9月9日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

---

議第94号

平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成22年9月9日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

---

議第95号

平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成21年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成22年9月9日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

---

議第96号

平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成22年9月9日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

---

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第90号水俣市過疎地域自立促進計画の策定について申し上げます。

本市は、本年3月、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、同法第6条第1項の規定により、水俣市過疎地域自立促進計画を策定しようとするものであります。

本市における過疎地域自立促進のための基本的な方針といたしましては、第5次水俣市総合計

画の基本構想に定める目指す将来像である、人が行きかい、ぬくもりと活力のある環境モデル都市みなまたの実現といたしております。

今後は、本計画に基づき、地域の特性を踏まえた産業振興を図ることによって、真の豊かさを感じることができ、多くの人々が交流する、活力のあるまちづくりを推進しようとするものであります。

次に、平成21年度一般及び特別会計決算認定について順次提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第91号平成21年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額143億5,601万円、歳出総額137億3,464万円、歳入歳出差し引き6億2,137万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源4,440万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金積立金として3億円を差し引いた2億7,697万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入93.2%、歳出89.2%となっております。

次に、議第92号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額43億1,476万円、歳出総額40億2,372万円、歳入歳出差し引き2億9,104万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.6%、歳出95.7%となっております。

次に、議第93号平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額5,011万円、歳出総額4,805万円、歳入歳出差し引き206万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入90.4%、歳出86.6%となっております。

次に、議第94号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額3億6,761万円、歳出総額3億6,603万円、歳入歳出差し引き158万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.5%、歳出99.0%となっております。

次に、議第95号平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額28億5,271万円、歳出総額27億413万円、歳入歳出差し引き1億4,858万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.8%、歳出97.4%となっております。

次に、議第96号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額19億2,180万円、歳出総額19億2,055万円、歳入歳出差し引き125万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源120万円を差し引いた5万円を翌年度

へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.7%、歳出99.6%となっております。

なお、議第91号から議第96号までの平成21年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、各会計の決算事項別明細書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出をいたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第90号から議第96号までについて順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 4 時16分 休憩

---

午後 4 時17分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第90号水俣市過疎地域自立促進計画の策定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第91号平成21年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第96号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本 6 件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第91号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 特別委員会の設置について

○議長（松本和幸君） 日程第21、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

### 特別委員会の設置について

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 1 名 称  | 一般会計決算特別委員会                        |
| 2 構成人員 | 8人                                 |
| 3 審査事項 | 平成21年度水俣市一般会計決算認定について              |
| 4 審査権限 | 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。 |
| 5 審査期間 | 12月定例会まで                           |
-

○議長（松本和幸君） お諮りします。

議第91号平成21年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員8人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、塩崎信介議員、川上紗智子議員、大川末長議員、牧下恭之議員、淵上道昭議員、平松辰弘議員、田中功議員、岩阪雅文議員、以上8人を指名したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました8人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後4時19分 休憩

---

午後4時39分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 岩阪雅文議員

副委員長 大川末長議員

以上のとおりであります。

---

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、15日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、14日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 4 時39分 散会

平成22年9月15日

平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成22年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成22年9月15日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時26分 閉会

（出席議員） 18人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君  | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田斉君  |
| 大川末長君 | 西田弘志君  | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君  | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君  | 田中功君  |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君  | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|              |             |
|--------------|-------------|
| 事務局次長（牛迫秀基君） | 局長（松永伸二君）   |
| 総務係長（岡本広志君）  | 議事係長（深水初代君） |
| 書記（淵上大輔君）    |             |

（説明のため出席した者） 14人

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 市長（宮本勝彬君）           | 副市長（森近君）         |
| 総務企画部長（吉本哲裕君）       | 福祉環境部長（中田和哉君）    |
| 産業建設部長（田上和俊君）       | 総務企画部次長（浦清志君）    |
| 福祉環境部次長（本山祐二君）      | 産業建設部次長（上村彰君）    |
| 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君）      |
| 教育長（葦浦博行君）          | 教育次長（浦下治君）       |
| 総務企画部総務課長（松本幹雄君）    | 総務企画部財政課長（淵上茂樹君） |

---

議事日程 第5号

平成22年9月15日 午前10時開議

- 第1 議第78号 専決処分の報告及び承認について
  - 専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第4号)
- 第2 議第79号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第3 議第80号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第81号 水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第82号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第5号)
- 第6 議第83号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議第84号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第8 議第85号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第9 議第86号 市道の路線廃止について
- 第10 議第87号 市道の路線認定について
- 第11 議第90号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について
- 第12 陳第13号 介護保険制度見直しに関する陳情について
- 第13 陳第7号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について
- 第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第10号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第2号 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第92号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第93号 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 1 議第94号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第95号 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 議第89号 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について

- 1 議第96号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について(平成21年3月)
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第15 議第97号 人権擁護委員候補者の推薦について

第16 意見第6号 介護保険制度の見直しを求める意見書について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時0分 開議

○議長(松本和幸君) ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長(松本和幸君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案1件、厚生常任委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成22年7月分公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議第78号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

日程第2 議第79号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第3 議第80号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第4 議第81号 水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第82号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議第83号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第84号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第85号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第86号 市道の路線廃止について
- 日程第10 議第87号 市道の路線認定について
- 日程第11 議第90号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第12 陳第13号 介護保険制度見直しに関する陳情について
- 日程第13 陳第7号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第78号専決処分の報告及び承認についてから、日程第13、陳第7号子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情についてまで、13件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第78号平成22年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

本案は、6月28日から30日の梅雨前線豪雨による災害復旧につき、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に文教施設の災害復旧費を計上し、その財源としては、第18款繰入金を充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第80号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成22年8月1日に施行されたことに伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第81号水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、貸付対象者の拡大及び貸付額の増額を行うため改正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この制度の周知方法についてただしたところ、市の広報紙掲載をメインに周知に努めていきたいとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、利用者の数が思ったほど多くないので、中学校及び高校の進路指導の先生との連携が必要ではないかとの意見がありました。

次に、議第82号平成22年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、公共施設整備基金積立金、第8款消防費に、消防防災施設整備事業、第9款教育費に、小中学校施設整備事業、第11款公債費に長期債元金などを計上し、その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第21款市債で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市地域振興基金積立金についてただしたところ、これは水俣・芦北地域振興財団からの助成金を積み立てたものであり、今後9年間で、水俣・芦北地域振興計画に掲載されている事業、環境省所管の補助事業、もやい直しセンター運営費助成事業等に活用するものであるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号水俣市過疎地域自立促進計画の策定について申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進市町村計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるので提案するものである。

主な改正は、この法律の適用期限が平成28年3月31日まで6年間延長されること、また、過疎対策事業はハード面の工事に限られていたが、今回からソフト面の委託関係も事業の対象となること等が主な改正点であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本計画の事業については過疎債を使用することが可能なのかただしたところ、水俣市過疎地域自立促進計画に掲載された事業が対象になる。また、6年間の計画なので、事業による計画の追加や差し替えも可能であるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、この計画は過疎地域には必要であると思われるが今後の効果や成果をまとめておかないと、適用期限の再延長については厳しいものがあると思われるとの意見がありました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第82号平成22年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主なものとして、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、住民健康管理システム改修事業等を計上し、その財源として、第15款県支出金等をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、グループホーム等の整備についてただしたのに対し、平成21年度から23年度にかけての第4期ひまわりプランに計画が盛り込まれており、平成23年度分を前倒して実施する。今後については、平成24年度からの第5期ひまわりプランを来年度策定するので、その中で検討していきたいとの答弁がありました。

また、施設の開設に伴う雇用の状況についてただしたのに対し、施設の種類ごとに人員の配置基準があるため、それに見合った新規雇用が見込まれるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第83号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ78万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億8,949万1,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費で電算システム改修委託料を増額し、この財源として、第9款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ221万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ27億3,071万7,000円とするものであります。

補正の内容は、第3款地域支援事業に、介護予防ケアマネジメント事業費の減額、第6款諸支出金に、国県支出金等返還金を計上しており、これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第6款県支出金等で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第85号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を1億4,585万7,000円、収益的支出の額を6,362万7,000円それぞれ増額し、補正後の収益的収入の額を64億2,166万7,000円、収益的支出の額を63億3,400万4,000円とするものであります。

補正の内容は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済の方針が定められ、国保水俣市立総合医療センターが県の指定する医療機関に指定されたため、公的診断を実施することとなり、公的診断に関する収益及び費用を補正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、招請医師の数についてただしたのに対し、月によって変動があるが、最新の実績では熊本大学病院などから6月に42名、7月に45名、8月に55名の医師を受け入れており、1日平均3～4名が勤務しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第13号介護保険制度見直しに関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、陳第7号子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、現在制度が動き出したところであり、廃止を求めるのは適当でないとの意見があり、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第78号平成22年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

本案は、6月28日から30日の梅雨前線豪雨による災害復旧につき、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に、公共土木施設の災害復旧費を計上しており、財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を行っているとの説明を受けました。特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第79号水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市勤労青少年ホームを廃止し、水俣市公民館として転用するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今後の活用の見込みについてただしたのに対し、青少年の利用に限られるという制限がなくなるため、利用拡大が図られると思う。周知徹底に努めたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第82号平成22年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、第5款農林水産業費に、地域特産物産地づくり支援対策事業、第6款商工費に、みなまた環境まちづくり研究会事業、第7款土木費に、市内一円公園維持管理事業などを計上しており、財源としては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、地域総合整備資金貸付事業を追加、一般公共事業ほかの限度額変更を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、みなまた環境まちづくり研究会の経過報告は、逐次されるのかとただしたのに対し、議会には全員協議会等での説明を行いたいと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、この研究会でつくられた計画が、真に水俣の活性化につながる実のあるものとなるようお願いしたいとの意見がありました。

次に、議第86号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、県道人吉水俣線の交差点改良により、市道古里・有木線の終点の位置が変わることに伴い、本路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、県道人吉水俣線の交差点改良により、市道古里・有木線の最終の位置が変わることに伴い、本路線の廃止を行い、新たな区間について市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年9月10日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名                                                 | 議決の結果 | 備考   |
|-------|----------------------------------------------------|-------|------|
| 議第78号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第4号)付託分 | 承認    | 全員賛成 |
| 議第80号 | 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について                  | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第81号 | 水俣市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について                        | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第82号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第5号)付託分                          | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第90号 | 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について                               | 原案可決  | 全員賛成 |

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年9月10日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名                             | 議決の結果 | 備考   |
|-------|--------------------------------|-------|------|
| 議第82号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第5号)付託分      | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第83号 | 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第84号 | 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)     | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第85号 | 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)       | 原案可決  | 全員賛成 |
| 陳第13号 | 介護保険制度見直しに関する陳情について            | 採択    | 全員賛成 |
| 陳第7号  | 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について   | 不採択   | 賛成なし |

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年9月10日

産業建設常任委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名                                                 | 議決の結果 | 備考   |
|-------|----------------------------------------------------|-------|------|
| 議第78号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第12号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第4号)付託分 | 承認    | 全員賛成 |

|       |                                     |      |      |
|-------|-------------------------------------|------|------|
| 議第79号 | 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を廃止する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第82号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第5号)付託分           | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第86号 | 市道の路線廃止について                         | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第87号 | 市道の路線認定について                         | 原案可決 | 全員賛成 |

---

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第78号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、議第79号水俣市勤労青少年ホームの設置に関する条例を廃止する条例の制定についてから、議第90号水俣市過疎地域自立促進計画の策定についてまで、10件を一括して採決します。

本10件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本10件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本10件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第13号介護保険制度見直しに関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長(松本和幸君) 次に、陳第7号子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立なしと認めます。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

##### 総務文教委員会

- 1 陳第10号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第2号 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

##### 厚生委員会

- 1 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第92号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第93号 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 1 議第94号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第95号 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

##### 産業建設委員会

- 1 議第89号 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第96号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制

定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する  
意見書の提出を求める陳情について（平成21年3月）

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について  
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年9月10日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名                                       | 理由             |
|-------|------------------------------------------|----------------|
| 陳第10号 | 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について | 慎重審査を要するため     |
| 陳第2号  | 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について           | 慎重審査を要するため     |
|       | 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について                | 実情を調査する必要があるため |
|       | 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について         | 実情を調査する必要があるため |

---

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年9月10日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名                            | 理由             |
|-------|-------------------------------|----------------|
| 議第88号 | 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について       | 慎重審査を要するため     |
| 議第92号 | 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について | 慎重審査を要するため     |
| 議第93号 | 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について     | 慎重審査を要するため     |
| 議第94号 | 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について  | 慎重審査を要するため     |
| 議第95号 | 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について     | 慎重審査を要するため     |
|       | 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年9月10日

産業建設常任委員長 西田 弘 志

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名                                                                           | 理由             |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 議第89号 | 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について                                                      | 慎重審査を要するため     |
| 議第96号 | 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について                                                 | 慎重審査を要するため     |
| 陳第3号  | 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について | 慎重審査を要するため     |
|       | 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について                                           | 実情を調査する必要があるため |

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年9月10日

議会運営委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名                  | 理由             |
|-------|---------------------|----------------|
|       | 議会運営等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
|       | 議会の情報公開に関する調査について   | 実情を調査する必要があるため |

日程第15 議第97号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第16 意見第6号 介護保険制度の見直しを求める意見書について

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第97号人権擁護委員候補者の推薦について、日程第16、意見第6号介護保険制度の見直しを求める意見書について、以上2件を一括して議題とします。

~~~~~

議第97号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成22年9月15日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市大川956番地

氏 名 寺床直子

生年月日 昭和20年7月25日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第6号

介護保険制度の見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年9月15日提出

提出者

厚生常任委員会

委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

（別紙）

介護保険制度の見直しを求める意見書

介護保険制度は、導入後、3回の改定が行われました。しかし、この間、利用者からは、介護保険料や利用料負担の軽減を初め、高齢者の生活を支えられる十分な認識やサービスの提供、さらに、施設介護の整備促進等の要望が寄せられています。

また、相次ぐ介護報酬の引き下げは、事業所の経営難、低賃金による介護職員不足を招き、事業所の存続そのものを厳しくしています。

言うまでもなく、介護保険制度の目的は、高齢者の人権を保障し、その人らしい生活や人間的発達を支援し、保障することであり、介護の社会化を目指すことにあります。

高齢者が、安心して介護を受けられる介護保険制度への改善と充実を求めて、以下、要望します。

- 1 介護職員が、生きがいを持って働き続けられるように、また、介護事業所の経営の安定で持続的に必要なサービスが提供できるように、介護報酬を引き上げること。
- 2 要支援1、2の認定者が、必要な支援（種類、利用枠）を制限されないようにすること。
- 3 介護施設の待機者解消を目指すために、特別養護老人ホーム、老人保健施設など、地域の事情をふまえ、必要な施設の整備・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月15日

水俣市議会

内閣総理大臣 菅 直人 様

厚生労働大臣 長 妻 昭 様

衆議院議長 横 路 孝 弘 様

参議院議長 西 岡 武 夫 様

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第78号について、宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議第97号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、寺床直子委員の任期が本年12月31日をもって満了となりますが、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

寺床直子委員につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第97号について、提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第6号について、厚生常任委員長牧下恭之議員。

（厚生常任委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生常任委員長（牧下恭之君） 意見第6号について、案文を読みあげまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の見直しを求める意見書

介護保険制度は、導入後、3回の改定が行われました。しかし、この間、利用者からは、介護保険料や利用料の負担の軽減を初め、高齢者の生活を支えられる十分な認定やサービスの提供、さらに、施設介護の整備促進等の要望が寄せられています。

また、相次ぐ介護報酬の引き下げは、事業所の経営難、低賃金による介護職員不足を招き、事業所の存続そのものを厳しくしています。

言うまでもなく、介護保険制度の目的は、高齢者の人権を保障し、その人らしい生活や人間の発達を支援し、保障することであり、介護の社会化を目指すことにあります。

高齢者が、安心して介護を受けられる介護保険制度への改善と充実を求めて、以下、要望します。

- 1 介護職員が、生きがいを持って働き続けられるように、また、介護事業所の経営の安定で持続的に必要なサービスが提供できるように、介護報酬を引き上げること。
- 2 要支援1、2の認定者が、必要な支援（種類、利用枠）を制限されないようにすること。
- 3 介護施設の待機者解消を目指すために、特別養護老人ホーム、老人保健施設など、地域の事情をふまえ必要な施設の整備・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月15日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長並びに厚生常任委員長から提案理由の説明がありました両件について質疑はありませんか。

（「議長」「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第97号の人権擁護委員候補者の推薦について質疑をいたしますが、任期が12月31日をもって切れるということの説明だったかと思いますが、12月議会でも別に間に合うのではないかと思ったのですが、9月議会に追加提案をされたのはどういうことなのでしょうかとということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 9月議会に提案した理由ということでございますが、この後採決をいただきますと法務局等への手続きがございまして、法的な国の承認を得るという手続きに時間を要しますので、12月議会では1月1日付け発令ということにはちょっといとまがないということでございます。

○議長（松本和幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました両件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって両件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

両件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第97号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長(松本和幸君) 意見第6号介護保険制度の見直しを求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(松本和幸君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成22年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 中原泰子

署名議員 緒方誠也

平成22年9月第4回水俣市議会定例会（8月27日～9月15日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第78号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 平成22年度水俣市一般会 計補正予算（第4号）	8月27日	総務文教 産業建設	9月15日 承 認	
議第79号	水俣市勤労青少年ホームの設置等に関 する条例を廃止する条例の制定につい て	8月27日	産業建設	9月15日 原案可決	
議第80号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について	8月27日	総務文教	9月15日 原案可決	
議第81号	水俣市奨学金貸付条例の一部を改正す る条例の制定について	8月27日	総務文教	9月15日 原案可決	
議第82号	平成22年度水俣市一般会計補正予算 （第5号）	8月27日	各 委	9月15日 原案可決	
議第83号	平成22年度水俣市国民健康保険事業特 別会計補正予算（第2号）	8月27日	厚 生	9月15日 原案可決	
議第84号	平成22年度水俣市介護保険特別会計補 正予算（第2号）	8月27日	厚 生	9月15日 原案可決	
議第85号	平成22年度水俣市病院事業会計補正予 算（第1号）	8月27日	厚 生	9月15日 原案可決	
議第86号	市道の路線廃止について	8月27日	産業建設	9月15日 原案可決	
議第87号	市道の路線認定について	8月27日	産業建設	9月15日 原案可決	
議第88号	平成21年度水俣市病院事業会計決算認 定について	8月27日	厚 生	9月15日 継続審査	
議第89号	平成21年度水俣市水道事業会計決算認 定について	8月27日	産業建設	9月15日 継続審査	
議第90号	水俣市過疎地域自立促進計画の策定に ついて	9月9日	総務文教	9月15日 原案可決	
議第91号	平成21年度水俣市一般会計決算認定に ついて	9月9日	一般会計 決算特別	9月15日 継続審査	
議第92号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特 別会計決算認定について	9月9日	厚 生	9月15日 継続審査	
議第93号	平成21年度水俣市老人保健特別会計決 算認定について	9月9日	厚 生	9月15日 継続審査	
議第94号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別 会計決算認定について	9月9日	厚 生	9月15日 継続審査	
議第95号	平成21年度水俣市介護保険特別会計決 算認定について	9月9日	厚 生	9月15日 継続審査	

議第96号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月9日	産業建設	9月15日 継続審査	
議第97号	人権擁護委員候補者の推薦について	9月15日	省 略	9月15日 異議なし	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第6号	介護保険制度の見直しを求める意見書について	9月15日	省 略	9月15日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報 告 月 日
報告第13号	専決処分の報告について	8月27日
報告第14号	専決処分の報告について	8月27日
報告第15号	専決処分の報告について	8月27日
報告第16号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月9日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月15日	総務文教	9月15日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	9月15日	厚 生	9月15日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月15日	産業建設	9月15日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月15日	議会運営	9月15日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第10号	住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市二の丸 1-4 森 俊夫	総務文教	平成22年 8月27日	9月15日 継続審査

〔前回から継続となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城 2123 - 40 坂口 正人	産業建設	平成21年 3月12日	9月15日 継続審査
陳第13号	介護保険制度見直しに関する陳情について	水俣市桜井町 2 - 2 - 12 神崎 光明	厚生	平成21年 11月27日	9月15日 採 択
陳第2号	人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡芦北町 湯浦 222 - 10 林田 耀宏	総務文教	2月26日	9月15日 継続審査
陳第6号	水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について	水俣市大園町 1 - 11 - 5 坂口 俊一	議会改革 特 別	5月28日	9月15日 継続審査
陳第7号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について	葦北郡芦北町 佐敷 132 - 1 橋本侑充子	厚生	6月10日	9月15日 不 採 択